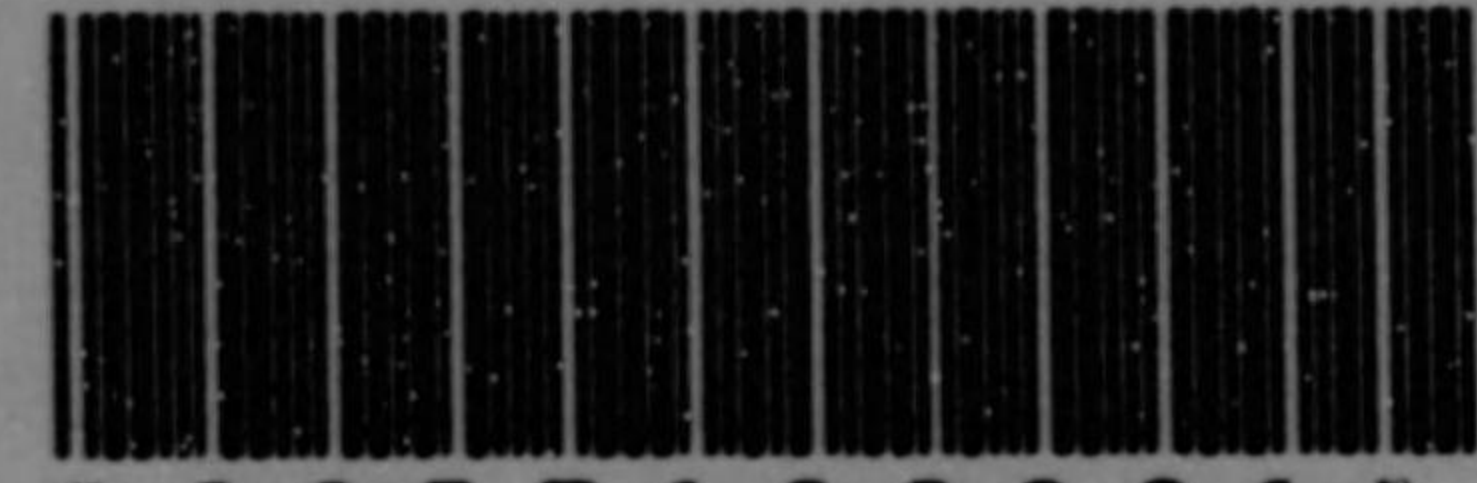


702  
88



\* 0057128001 \*

0057128-001

702-88

作戰要務令陣中要務令・戰鬥綱  
要対照研究

成武堂編集部・編

成武堂

第1, 2部

昭13

AJF









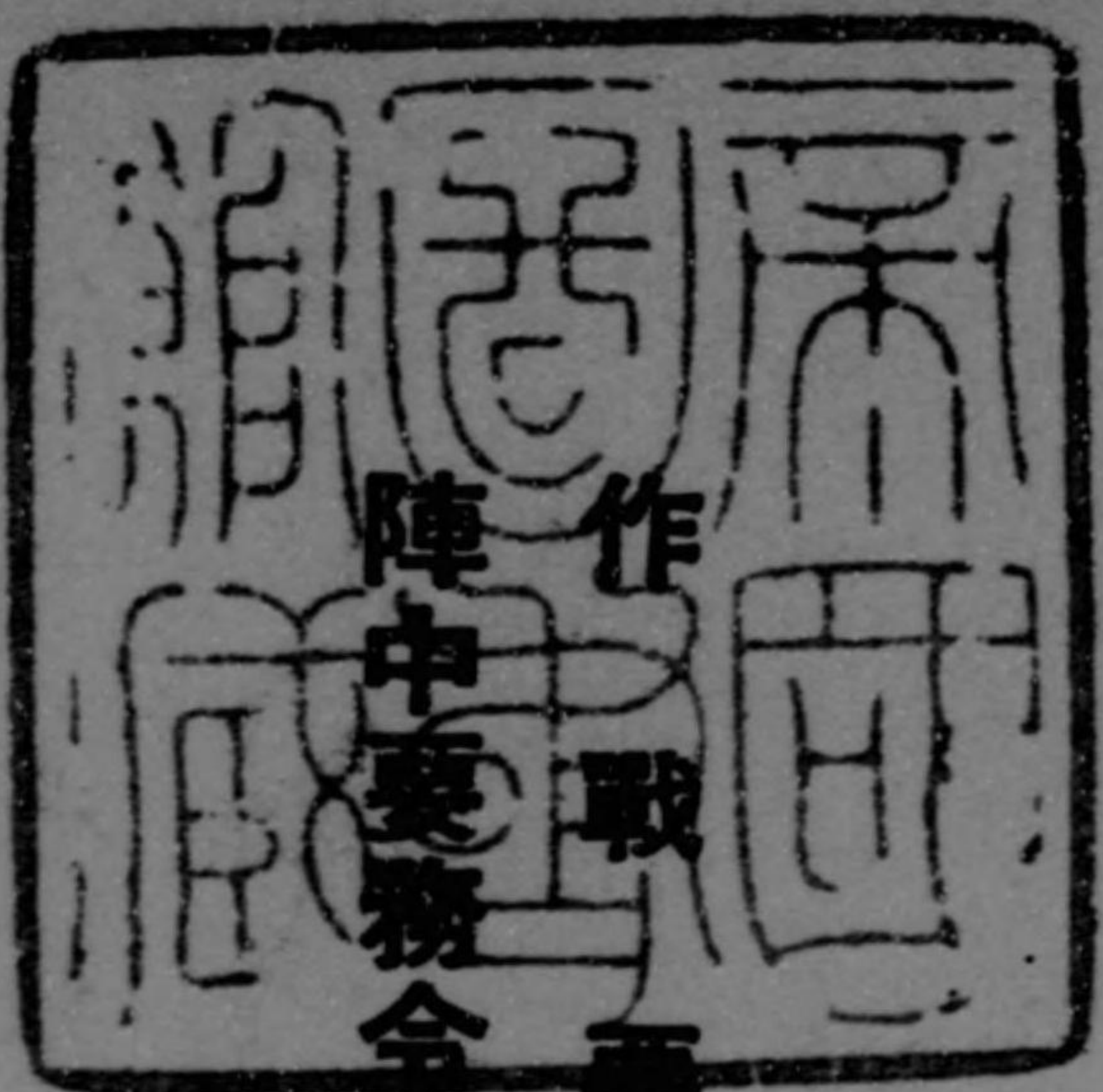


70  
85

作 者 櫻 葉 壽 介  
譯 者 櫻 葉 壽 介  
對 照 研 究 第 一 冊

東 京 成 武 堂 發 行





陣中要務令  
作戰要務令

對照研究 第一部



東京 成武堂發行



## 序

聖戰一年有半、幾多尊き生靈を犠牲として獲得したる實驗は、茲に作戦要務令を發布せられたのである。其の意義寔に深く且大なりと云はなければならぬ。之を翻譯するに、全く従來の型象を脱し、皇道精神を基調とする皇軍戦法の要求に順應すべき獨特の近代的典令、千古不滅の大寶典である。則ち之に據りて訓練せられ之に據りて統率し、皇軍の特色は愈々、極度に發揮せらるるのである。此の劃期的大改正は、其の那邊を如何に改正せられたるか、新舊比較研究し以て速かに其の眞髓を體得し、大改正の精神を擴充することは事變下に於ける急務中の急務である。當部茲に惟ふところあり、斯界の權威者數氏を煩はし急遽本書を公にせる所以である。

本書第一部は新令の綱領、總則、第一部と舊陣中要務令及戰鬥綱要の之に



三 本書を閲覽せらるるに方り、先づ本文を通讀し然る後作戰要務令第二部、戰鬪綱要の各條を逐次對照せば、一層改正趣旨の了得を容易ならしめ、一舉兩得の收穫があると思ふ。

四 本書の記述に方り、左の略稱を用ひて居る。

昭和十三年制定 作戰要務令 新令

昭和四年制定 戰鬪綱要 綱要

## 編者識

## 凡例

一 本書は作戰要務令と陣中要務令及戰鬪綱要とを對照して、初學者の改正の趣旨を知るに便にすると共に、主として實行上必要なる一般研究の參考に資する目的を以て簡單なる解説を加へたものであるが、全く一個の私見に過ぎず、書中多く「等」の語を用ひたのは之が爲であつて、縦ひ斷定的の語を用ひてあつても、一つに筆の勢に依るもので他意ある譯ではない。

二 事變中に新要務令を制定公布せられた御趣旨を體し、本書も亦早急に之を公表することゝしたので、自然研究が粗漏に陥り、當局の眞意を誤つたやうな點がないとも限らないが、それは讀者の叱正を仰ぎ、他日之を是正して、以て本書の發刊に依り聊かなりとも聖戰に參與せんとする筆者の微衷を傷けざらんことを念願して已まない。



三 研究の範圍外に屬すること例へば「略號」「命令等の發令地の記述様式」の類は縦ひ重要な事項であつても本書の本質上解説すべき限りでないから之に觸れて居らぬ。

四 本書の記述には左の略稱を用ふることとした。

昭和十三年制定	作戰要務令	新令
昭和六年改正	陣中要務令	舊令
昭和四年制定	戰鬪綱要	綱要

作戰要務令綱領、總則及第一部  
陣中要務令、戰鬪綱要

## 對照研究目次

綱領	.....	一
總則	.....	三
第一篇 戰鬪序列及軍隊區分	.....	三
第二篇 指揮及連絡	.....	四
通則	.....	四
第一章 命令	.....	三三
第二章 報告及通報	.....	四〇
第三章 連絡	.....	四七
第四章 文書記述ノ要則	.....	四八



第三篇 情報 ..... 三三

通則 ..... 三三

第一章 搜索 ..... 三九

第二章 課報 ..... 一〇七

第四篇 警戒 ..... 二四

通則 ..... 二四

第一章 行軍間ノ警戒 ..... 二六

第二章 駐軍間ノ警戒 ..... 一五〇

第五篇 行軍 ..... 二〇八

通則 ..... 二〇八

第一章 行軍ノ部署 ..... 二二四

第二章 行軍ノ實施 ..... 二二九

第三章 交通整理 ..... 二五〇

第六篇 宿營 ..... 二五三

通則 ..... 二五三

第一章 宿營地ノ配當 ..... 二五九

第二章 勤務員 ..... 二六六

第三章 警戒 ..... 二六九

第四章 舍營 ..... 二七五

第五章 露營 ..... 二八三

第六章 村落露營 ..... 二八七

第七篇 通信 ..... 二八九

通則 ..... 二八九



第一章 通信機關 ..... 二九〇

第二章 通信網ノ構成 ..... 二九三

第三章 通信實施 ..... 三〇〇

第四章 通信ノ祕密保持 ..... 三〇六

第五章 通信施設ノ掩護及破壞 ..... 三二〇

作戰要務令 網領、總則及第一部  
陣中要務令、戰鬪綱要

對照研究目次終

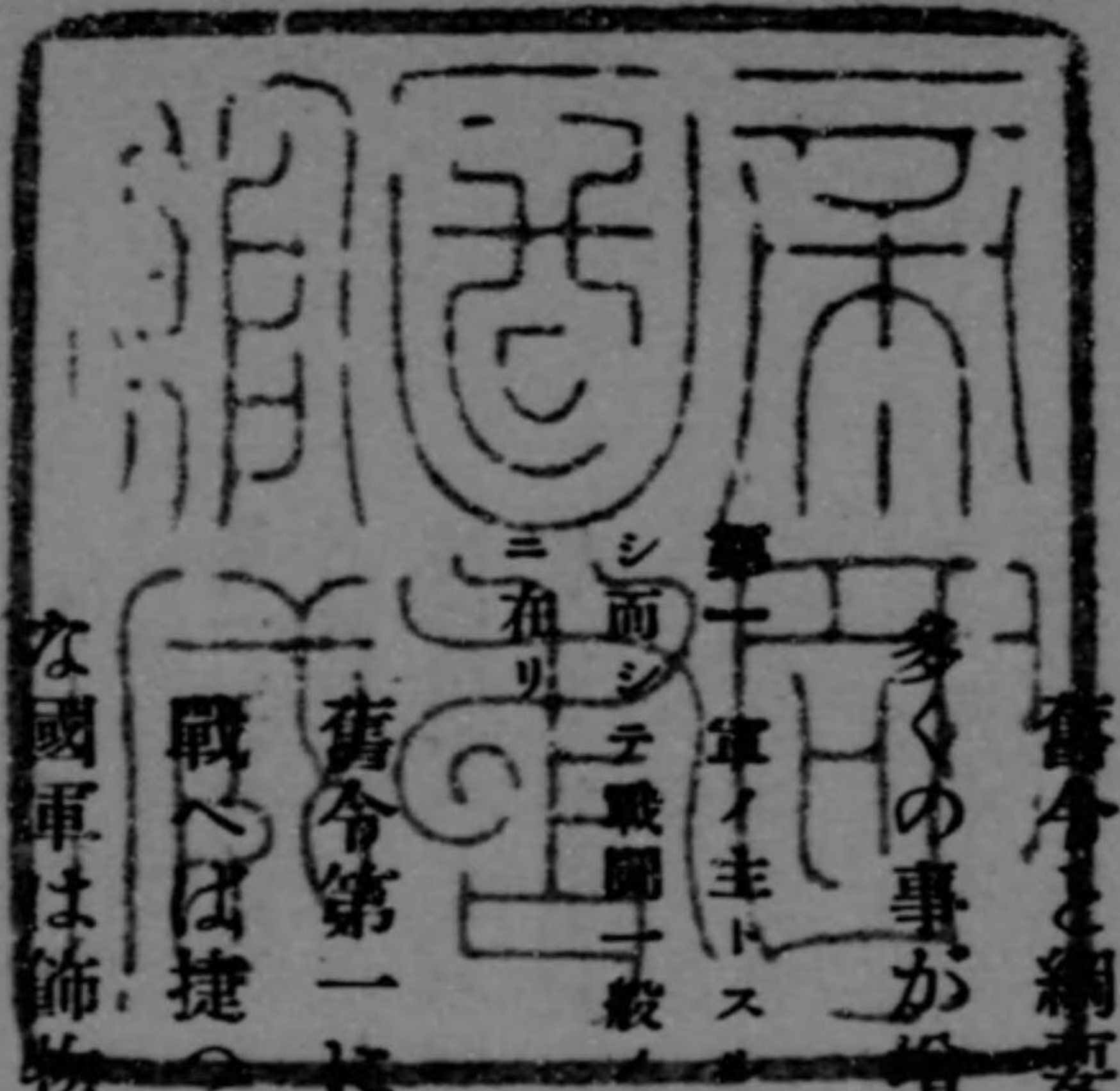
作戰要務令 網領、總則及第一部  
陣中要務令、戰鬪綱要

對照研究

作戰要務令 網領、總則及第一部

陣中要務令、戰鬪綱要

網領



舊令と網要との網領を合して整理せられたものであらうが、網要の網領に近く舊令の網領に較べては多くの事が増補せられて居る。而して全體より見れば殆ど加除なしと云へよう。

第一軍ノ主トスル所ハ戰鬪ナリ故ニ百事皆戰鬪ヲ以テ基準トスベシ  
第一軍ノ主トスル所ハ戰鬪ナリ故ニ百事皆戰鬪ヲ以テ基準トスベシ

舊令第一には後段「而シテ」以下はなく網要第一とは全然同一である。

戦へば捷だけの実力があつて初めて戦はずして勝つことも出来るのであつて、戦つて捷でないやうな國軍は飾物にもならないことを思へば、軍の主とする所は觀兵式でも良民の養成でもなく、飽くまで戦鬪でなければならぬことは明瞭である。従つて軍のやることは、例外はあつても、大は編制、裝備、教育、訓練から、小は食事洗濯の如きに至るまで、皆戰鬪を基準とすべきことはいふまでもない。而しては戰鬪となれば、是が非でも捷たなければならぬ。而も長い間かゝつてやつとこさ捷つのでは



なく、迅速なることが必要である。敵を殲滅すれば多くの場合戦に捷つたといへるだらうが、目前の敵は殲滅しても第二、第三の敵が現れる餘地を存しては、十分な戦捷を得たものとはいへないことがある。又敵を殲滅せずとも我に對抗する意志を失はずか、其の國土等の外に押し出して活動を不可能にすればそれでも捷となることがある。敵を壓倒殲滅して戦捷を獲得するとは、そんなことを云つたのであらう。

第二 戦捷ノ要ハ有形無形ノ各種戦闘要素ヲ綜合シテ敵ニ優ル威力ヲ要點ニ集中發揮セシムルニ在リ  
訓練精到ニシテ必勝ノ信念堅ク軍紀至嚴ニシテ攻撃精神充足セル軍隊ハ能ク物質的威力ヲ凌駕シテ戦捷ヲ完ウシ得ルモノトス

第五 戦勝ノ要訣ハ有形無形上ニ於ケル各種ノ戦闘要素ヲ綜合シテ敵ニ優ルノ威力ヲ要點ニ集中發揮セシムルニ在リ然レトモ勝敗ノ決ハ必スシモ兵數ノ多寡、裝備ノ優劣ニ由ルモノニアラス精練ニシテ攻撃精神ニ富メル軍隊ハ克ク此等物質的威力ヲ凌駕シテ戦勝ヲ完ウシ得ルモノナリ  
(綱要)第二 同上

舊令第五の「然レトモ」以下を第二項の如く改められたが、綱要第二とは全く同一である。

前條に戦捷と云つたのでそれを受けて、如何にすれば捷てるか、其の要諦を示されたのが本條である。買収して捷つといふことも外の國にはあると聞くが、こゝではそんなことは問題にならない、實力の争となれば第一項に示された如く敵に優る威力を要點に集中し、而も其の力を十分發揮せしむることの必要であることはいふまでもない。我が國軍の如く全般的に見て數に於ては、常に優勢なる敵と戦ふことを豫期しなければならぬものに於ては殊に此著意が必要である。さて威力には精神的のものと物質的のものがあるが、物質的の威力も固より輕視すべきではないが、精神的の威力の重要であることは、例を遠く日露戦争等に求めるまでもなく、現に我が國軍が之を實證しつゝある。

綱要(第三) 同上

第三 必勝ノ信念ハ主トシテ軍ノ光輝アル歴史ニ根源シ則到ナル訓練ヲ以テ之ヲ培養シ卓越ナル指揮統帥ヲ以テ之ヲ充實ス  
赫々タル傳統ヲ有スル國軍ハ愈々忠君愛國ノ精神ヲ砥礪シ益々訓練ノ精熟ヲ重ね戦闘慘烈ノ極所ニ至ルモ上下相信倚シ毅然トシテ必勝ノ確信ヲ持セザルベカラズ

舊令にはなく綱要第三とは全く同じ。

前條に於て戦捷の基礎たるべき精神的要素を示されたので、本條に於ては其の第一に現れた必勝の信念に就て述べられたのである。

必勝といふことには二つの意義がある。「勝てる」といふこと、「勝たなければならない」といふことが即ちそれである。我が國に於ては一般國民でさへも、戦は負けるものとは思はない。それは軍の光輝ある歴史に基くもので、其の國民を以て成る我が軍は固より「勝てる」と信じて居る。それに周到なる訓練を施し、腕に覺が出来れば自信は益々鞏固となり、更に卓越せる指揮統帥を以て現實に有利なる形勢を現はせば勿論、さもなくとも此の人のやることに間違なしとの信頼を得るに至れば必勝が一つの信念となるのであらうが、併し戦闘慘烈を極めるやうな場合、兎もすれば此の信念に動搖を來すが如きこともないとは限らない。そこで忠君愛國の精神を砥礪して、楠公の遺訓の如く七生滅賊、即ち勝たなければならないといふ精神を養ふことが必要となる。

第四 軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ戰場到ル處境遇ヲ異ニシ且諸種ノ任務ヲ有スル全軍ヲシテ上將帥ヨリ下一兵ニ至ル迄脈絡一貫克ク一定ノ

第二 軍紀ハ軍ノ命脈ニシテ其張弛ハ勝敗ノ由リテ岐ルル所ナリ而シテ軍紀ノ要素ハ服従ニ在リ故ニ全軍ヲシテ至誠上長ニ服従シ其命



方針ニ從ヒ衆心一致ノ行動ニ就カシメ得ルモノ即チ軍紀ニシテ其ノ  
弛張ハ實ニ軍ノ運命ヲ左右スルモノナリ而シテ軍紀ノ要素ハ服從ニ  
在リ故ニ全軍ノ將兵ヲシテ身命ヲ君國ニ獻ゲ至誠上長ニ服從シ其ノ  
命令ヲ確守スルヲ以テ第二ノ天性ト成サシムルヲ要ス

令ヲ確守スルヲ以テ第二ノ天性タラシメ所謂萬人ノ心ヲシテ一人ノ  
心ノ如クナラシムルヲ要ス  
（綱要） 第四 軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ戰線幾十里ニ互リ到ル處境遇  
ヲ異ニシ且諸種ノ任務ヲ有スル幾萬ノ軍隊ヲシテ上將帥ヨリ下士卒  
ニ至ルマテ脈絡一貫克ク一定ノ方針ニ從ヒ衆心一致ノ行動ニ就カシ  
メ得ルモノ即チ軍紀ナリ而シテ軍紀ノ要素ハ服從ニ在リ全軍ノ將卒  
ヲシテ至誠上長ニ服從シ其命令ヲ確守スルヲ以テ第二ノ天性ト成サ  
シムルヲ要ス

四

舊令第二には、「軍紀ハ軍ノ命脈ニシテ其張弛ハ勝敗ノ由リテ岐ルル所ナリ……所謂萬人ノ心ヲシテ  
云々とあつたのを、「軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ……衆心一致ノ行動ニ就カシメ得ルモノ即チ軍紀ニシテ其  
ノ弛張ハ實ニ軍ノ運命ヲ左右スルモノナリ」と改められたが、綱要第四とは殆ど同一で「戰線幾十里ニ互  
リ」を「戰場」、「幾萬ノ軍隊」を「全軍」と字句を修正し「其ノ弛張ハ實ニ軍ノ運命ヲ左右スルモノナリ」及  
「身命ヲ君國ニ獻ゲ」を加へられたに過ぎないが、後者は輕々に看過してはならぬと思ふ。  
數に於て敵に優る威力を要點に集中しても、それですぐ樣戰に勝てるものでなく、其の威力を十分に  
發揮せしめなければならぬといふことは前にも述べたが、それにはこゝに示されたやうに、上下左右皆  
同じ心になつて、而も脈絡がよく通じ、一定の方針の下に動くこと、恰も心臓の鼓動につれて全身の脈  
が一齊に動くやうにならなければならぬ。要點に集中せられたものばかりでなく、戰場に在るもの全部  
がそうならなければならぬ。而してかくする爲には服從が必要であり、其の服從の根源は忠君愛國の  
精神に在る、私心を去り感情を制し、悦んで上長に服し其の命令を確守することは、陛下の御爲とい

ふ心があつて始めて出来ることで、「身命ヲ君國ニ獻ゲ」といふことを書き入れられたのは其の爲ではあ  
るまいか。

第五 凡ソ兵戰ノ事タル獨斷ヲ要スルモノ頗ル多シ而シテ獨斷ハ其  
ノ精神ニ於テハ決シテ服從ト相反スルモノニアラズ常ニ上官ノ意圖  
ヲ明察シ大局ヲ判斷シテ状況ノ變化ニ應ジ自ラ其ノ目的ヲ達シ得ベ  
キ最良ノ方法ヲ選ビ以テ機宜ヲ制セザルベカラズ

第三 命令ノ實施ニハ獨斷ヲ要スル場合尠カラス是レ兵戰ノ事タル  
其變遷測リ難キモノアレハナリ故ニ受令者ハ常ニ發令者ノ意圖ヲ付  
度シ大局ヲ明察シテ状況ノ變化ニ應ジ自ラ其目的ヲ達シ得ヘキ最良  
ノ方法ヲ選ビ獨斷專行以テ機會ニ投セザルヘカラス  
（綱要）第五 同上

綱要第五とは全く同一であるが、舊令第三に比すれば字句の修正せられたものが少くない。即ち舊令  
の「命令ノ實施ニハ」を「兵戰ノ事タル」に、「尠カラス」を「頗ル多シ」に、「發令者ノ意圖ヲ付度シ」  
を「上官ノ意圖ヲ明察シ」に、「大局ヲ判斷シ」を「大局ヲ判斷シ」に、「獨斷專行」を「獨斷」に、「機會ニ  
投ス」を「機宜ヲ制ス」に改められた。

本條は前條の服從に關聯して獨斷に就て示されたのであつて、兵戰の事と云つても結局は命令の實施  
といふのとたいした差はないであらうが、こゝでは命令といふが如き範圍に限定するよりも、汎く兵戰  
の事といつた方が適切なやうに思ふ。

さて、第二篇によく示されてあるやうに戰場に於ける狀況は不明なことが多く、而も變轉極りないも  
のであつて、命令は悉く之を豫察し何れの場合にも應じ得るやうには作爲せられて居らぬのであるから  
示された意志に依りよく上官の意圖を察して獨斷すべき場合が頗る多くなつて来る。併しそれは飽くま



でも上官の意志を達成せんとするものであつて、唯其の方法を時の状況に適應する如く選擇し、積極的に機宜を制して、とんちんかんにならないやうにするといふに過ぎないのであるから、其の精神は服従と相反するものでないことはいふまでもない。

第六 軍隊ハ常に攻撃精神充足シ志氣旺盛ナラザルベカラズ  
攻撃精神ハ忠君愛國ノ至誠ヨリ發スル軍人精神ノ精華ニシテ鞏固ナル軍隊志氣ノ表徴ナリ  
武技之ニ依リテ精ヲ致シ教練之ニ依リテ光ヲ放チ戦闘之ニ依リテ勝ヲ奏ス蓋シ勝敗ノ數ハ必ズシモ兵力ノ多寡ニ依ラズ精練ニシテ且攻撃精神ニ富メル軍隊ハ克ク寡ヲ以テ衆ヲ破ルコトヲ得ルモノナレバナリ

第五後段 勝敗ノ決ハ必ズシモ兵數ノ多寡、裝備ノ優劣ニ由ルモノニアラス精練ニシテ攻撃精神ニ富メル軍隊ハ克ク此等物質的威力ヲ凌駕シテ戦勝ヲ完ウシ得ルモノナリ  
(綱要)第六 同上

舊令第五の後段に比すれば増補、修正せられたものが尠くないが、其の差は一見明瞭特に擧げる必要もあるまい。綱要の第六とは全く同じ。

本條は第二に記述せられた順序に従ひ、攻撃精神に就て示されたものであるが、軍隊に常に其の精神が充溢し志氣旺盛でなければならぬことは、現在面りに之を實證せられ、國軍は日々數倍否數十倍の敵を破りつゝあるから、こゝには唯必勝の信念との關係に就て簡單なる解説を試みようと思ふ。

先に必勝の信念は「勝てる」といふ精神であると同時に、「勝たなければならぬ」といふ精神である。と云つたが、其の「勝たなければならぬ」といふ精神が發して攻撃精神となるのであつて、じつと其の來るのを待つて居つたのでは、敵を壓倒することも殲滅することも出來ない。ぐんぐん攻撃して行かなければならぬから、攻撃精神は必勝の信念の積極的一面で、語はちがつても決して別物ではないと

云へよう、従つて攻撃精神も亦必勝の信念と同様、忠君愛國の至誠を根源とし、我に抗する如何なる物も破壊し盡さなければ已まない、最後には銃劍を振り、銃劍が折れれば振りついては敵を斃すといふ氣概となる。かくして始めて豫行演習で引く引鐵にも精神がこもり、木銃の尖端にも生氣が發して、武技精を致し、教練光を放ち、戦に勝つことが出来るのである。

第七 協同一致ハ戦闘ノ目的ヲ達スル爲極メテ重要ナリ兵種ヲ論ゼズ上下ヲ問ハズ戮力協心全軍一體ノ實ヲ舉ゲ始メテ戦闘ノ成果ヲ期シ得ベク全般ノ情勢ヲ考察シ各、其ノ職責ヲ重ンジ一意任務ノ遂行ニ努力スルハ即チ協同一致ノ趣旨ニ合スルモノナリ而シテ諸兵種ノ協同ハ歩兵ヲシテ其ノ目的ヲ達成セシムルヲ主眼トシ之ヲ行フヲ本義トス

第四 協同一致ハ戦闘ノ目的ヲ達スル爲極メテ重要ナリ而シテ兵種ヲ論セス上下ヲ問ハズ各、其ノ職責ヲ重ンジ一意任務ニ努ムルハ即チ協同一致ノ趣旨ニ合スルモノトス然レトモ戦局ノ變轉ニ際シテハ全般ノ情勢ニ精ヘ往々任務ノ範圍ヲ超越シ斷乎タル行動ニ出テ自ラ友軍ノ犠牲タルノ覺悟アルヲ要ス  
(綱要)第七 同上

綱要第七とは全く同一であるが、舊令第四に比較するとかなりちがつて居る。即ち「戮力協心……始メテ戦闘ノ成果ヲ期シ得ベシ」と増補して其の重要な所以を示し、末文に「而シテ」以下を補つて主眼を示された外、舊令の「然レトモ」以下は削除し「全般ノ情勢ヲ考察スル」ことは「各、其ノ職責……」の上に挿入せられた

戦闘威力を發揮すべく全軍一體の實を擧げる爲に、第四に於ては上下即ち縦の方向に就て示されたので、こゝでは左右即ち横の方向に就て必要なる心構へを示されたのである。尙最後まで敵を壓倒殲滅するは歩兵でなければ出來ないのであるから、諸兵種の協同が其の目的達成を主眼として行はるべきことは云ふまでもない。



第八 戦闘ハ純近著シク複雑強ノ性質ヲ帯ビ且資材ノ充實、補給ノ圓滑ハ必ズシモ常ニ之ヲ望ムベカラズ故ニ軍隊ハ堅忍不拔克ク困苦缺乏ニ堪ヘ難局ヲ打開シ戰捷ノ一途ニ邁進スルヲ要ス

綱要第八 同上

舊令には本條に相當するものはなく、綱要第八とは全く同一である。

「勝たなければならぬ」といふ精神が旺盛であれば、本條に示されたやうなことは自然に出来る譯であるが、惨烈を極める戦況、際涯なき困苦缺乏に直面しては、動もすれば信念に動搖を來すが如きこともないとは限らないので、之を戒められたのであらう。

第九 敵ノ意表ニ出ヅルハ機ヲ制シ勝ヲ得ルノ要道ナリ故ニ旺盛ナル企圖心ト追隨ヲ許サザル創意ト神速ナル機動トヲ以テ敵ニ臨ミ常ニ主動ノ位置ニ立チ全軍相戒メテ敵ニ我が軍ノ企圖ヲ秘匿シ困難ナル地形及天候ヲモ克服シ疾風迅雷敵ヲシテ之ニ對應スルノ策ナカラシムルコト緊要ナリ

第七 敵ノ意表ニ出ヅルハ敵ヲ制シ勝ヲ得ルノ要道ナリ故ニ旺盛ナル企圖心ト追隨ヲ許サザル創意トヲ以テ疾風迅雷敵ヲシテ之ニ對應スルノ策ナカラシムルコト緊要ナリ  
(綱要)第九 指揮官戰闘ヲ指導スルニ方リテハ常ニ堅確ナル意志ヲ以テ其企圖ヲ遂行スヘシ而シテ戰況ハ必ズシモ豫想ノ如ク發展スルモノニアラサルヲ以テ指揮官ハ狀況ノ推移ヲ明察シ果斷之ニ適應スルノ途ヲ講スルヲ要ス

「困難ナル地形及天候ヲモ克服」することを加へられた外は、綱要第九とは別に變りないが、舊令第七に比較すれば「敵ヲ制シ」を「機ヲ制シ」に改め、「創意」の次に「神速ナル機動」、「敵ニ臨ミ」の次に「常ニ主動ノ位置ニ立チ」を増補せられた。

敵に優る威力を集中するにしても、其の意表に出れば價值が益、大となるが、縦ひ威力は十分でなくとも意表に出ることによつて敵を壓倒することが出来る場合がある。そこで敵の意表に出るといふこと

は極めて必要で、編制、裝備、戦法等平時國內に於て準備すべきこともあるが、戦場に於ても旺盛なる企圖心を以て此に著意し、創意工夫に依て之を實現し、神速なる機動に依つて其の目的を達成することに勉めなければならぬ。が併しこゝに一つ注意すべきことがある。それは外でもない時間の問題で、歐洲大戰に於ける毒瓦斯、戦車のやうなものであれば比較的長く、其の效力を發揮することが出来るが、兵力の運用等に關するものに在つては、一定の時間が経過すれば之に對應する策をとり、意表に出た價値は消滅することゝなるから、速かに其の成果を收めるやうにすると同時に、容易に弱點を暴露し破綻を生ずるが如き方策でないことが必要である。但かくいへばとて、消極的になれといふのではなく、やつて見なければ判らないのであるから、主動の位置に立ち飽くまでも積極的に考へる必要のあることは云ふまでもない

「困難なる地形」云々を補足せられたことに就ては、桶狭間の昔から、其の例が少くないので、多く説明を加へる必要もなからう。

第十 指揮官ハ軍隊指揮ノ中樞ニシテ又團結ノ核心ナリ故ニ常時熾烈ナル責任觀念及鞏固ナル意志ヲ以テ其ノ職責ヲ遂行スルト共ニ高邁ナル徳性ヲ備ヘ部下ト苦樂ヲ俱ニシ率先射行軍隊ノ儀表トシテ其ノ尊信ヲ受ケ劍電彈雨ノ間ニ立チ勇猛沈著部下ヲシテ仰キテ富嶽ノ重キヲ感ゼシメザルベカラズ  
爲サザルト遲疑スルトハ指揮官ノ最モ戒ムベキ所トス是此ノ兩者ノ軍隊ヲ危殆ニ陥ラシムルコト其ノ方法ヲ誤ルヨリモ更ニ甚ダシキモノナレバナリ

第六第一項 指揮官ハ軍隊團結ノ中心ニシテ其威徳ハ志氣ノ消長ニ關スルコト大ナリ故ニ指揮官ハ高邁ノ品性、至深ノ温情ヲ具ヘ堅確ナル意志、卓越セル識見ヲ有シ衆望歸嚮ノ中心ト爲リ其志氣ノ作興ニ努メサルヘカラス  
(綱要)第十 指揮官ハ軍隊指揮ノ中樞ニシテ又其團結ノ核心ナリ故ニ常時部下ト苦樂ヲ俱ニシ率先射行軍隊ノ儀表トシテ其尊信ヲ受ケ劍電彈雨ノ間ニ立チ勇猛沈著部下ヲシテ仰キテ富嶽ノ重キヲ感ゼシメサルヘカラス



第一項に於て「熾烈ナル責任觀念……徳性ヲ備へ」を増補せられた外は綱要の第一項とは變りないが舊令第六の第一項に比すれば「軍隊團結ノ中心」が「軍隊指揮ノ中樞ニシテ又團結ノ核心」となり「其威徳ハ志氣ノ消長ニ關スルコト大ナリ」とあつたのを除き、「高邁ノ品性至深ノ温情ヲ具ヘ堅確ナル意志卓越セル識見ヲ有シ」とあつたのを「高邁ナル徳性ヲ備へ」と一括し、温情を實行に表はして「部下ト苦樂ヲ俱ニシ率先躬行」すべしといふが如く整理せられた外、勇猛沈著にして部下の信頼を受け、其の志氣を振作し、熾烈なる責任觀念等前述の諸要素に依り指揮の中樞團結の核心となるべきことを示された。

第二項は三者全く同一である。

全軍一體の實を擧げる爲には、軍隊は先づ指揮官を中心として鞏く團結しなければならぬので、ここには、其の事に就て示されたのであるが、指揮官として第一に必要な事は其の職責を遂行することであつて、其の爲には熾烈なる責任觀念と、鞏固なる意志とがなくてはならない。若し、其の點に缺ける所があれば、戦闘威力の發揮は不十分となり、戦捷は望み難いこととなる。部下はかゝる指揮官を尊信する筈がないので、此の事は團結を鞏固ならしめる一要素と云はなければなるまい。指揮官には右の外高潔なる品性、温情等の徳と、高邁なる識見、機智等の性格とを必要とするが、高邁なる徳性といふのはそれ等の事を云つたものであらう。

第二項は團結にも關係がないとはいへないが、主として指揮といふ方面から指揮官に要求せられたものと思ふ。

第十一 戦闘ニ於テハ百事簡單ニシテ且精練ナルモノ能ク成功ヲ期シ得ベシ典令ハ此ノ趣旨ニ基キ軍隊訓練上主要ナル原則、法則及制式ヲ示スモノニシテ之ガ運用ノ妙ハ一ニ其ノ人ニ存ス固ヨリ妄ニ典則ニ乖クベカラズ又之ニ拘泥シテ實效ヲ誤ルベカラズ宜シク工夫ヲ積ミ創意ニ勉メ以テ千差萬別ノ狀況ニ處シ之ヲ活用スベシ

第八 凡ソ典則ハ運用ヲ待チテ始テ其光彩ヲ發揮ス而シテ運用ノ妙ハ人ニ存ス人々宜シク身ヲ以テ責ニ任シ機宜ニ應シ之ヲ活用スヘシ  
 (綱要)第十一 戦闘ニ於テハ百事簡單ニシテ且精練ナルモノ能ク成功ヲ期シ得ベシ典令ハ此ノ趣旨ニ基キ軍隊訓練上主要ナル原則、法則及制式ヲ示スモノニシテ之ガ運用ノ妙ハ人ニ存ス固ヨリ妄ニ典則ニ乖クベカラズ又之ニ拘泥スルコトナク常ニ工夫ヲ積ミ創意ニ勉メ以テ其實效ヲ揚ケサルヘカラス

綱要第十一とは略、同じであるが、「實效ヲ揚ケ」を「實效ヲ誤ルベカラズ」と修正して「拘泥」に續け「工夫ヲ積ミ創意ニ勉め」ることは「千差萬別ノ狀況ニ處シ之ヲ活用」する手段なることを示し文章を整へられた。而して此の事は舊令の「機宜ニ應シ之ヲ活用」することに相當する。尙舊令では典則は運用を待ち運用の妙は人に存すと簡單に示されてあつたのを、本條前段の如く典則が如何なる趣旨に依つて出來て居るかを示された。又「身ヲ以テ責ニ任シ」を除かれた。

第十までは國軍の主義本領とも云ふべきもので、典令が之に基いて定められてあることはいふまでもないことは、本令の内容を見ても容易に了解せらるゝのであるが、同じ主義を實現するに就ても方法はいくらかあるのであるから、典令は簡單と精練とを趣旨としたことをこゝに示されたのであらう。

さて、戦闘に於ては百事簡單にして精練なるものが、何故に能く成功を期し得るかといふことは、多く説明する必要もない程明瞭なことで、複雑であれば精練であり得ない。精練でなければ心の平靜を失つた者には、うまくやれる筈がなく必勝の信念がなくなり、十分な力を發揮し得ないことはいふまでも



なからう。

## 總 則

全部新に記述せられたものである。

- 第一 本令ハ陣中勤務及諸兵連合ノ戦闘ニ關シ一般ニ準據スベキ事項ヲ示スモノトス
- 第二 軍隊ハ本令ニ基キ訓練ノ精到ヲ期スベシ特ニ戰時ニ在リテハ實戰ノ經驗ニ鑑ミ將來ノ變化ヲ洞察シ克ク本令ヲ活用シ且教ヘ且戰ヒ以テ戰捷ノ獲得ニ遺憾ナカラシムルヲ要ス

訓練は精到なるが上にも精到でなければならぬのであるから、是でよしといふ時はない筈である。

其の上彼我共に敵の意表に出でんとする結果、戰場に於て始めて見る兵器もあれば、戦法もあることは過去の戦史が之を教へて居るばかりでなく、現に國軍の経験しつゝある所である。其の他にも敵の國民性、地形等新に教ふべきことが多々あるのであるから、且教へ且戦ふといふことは極めて必要であつて、之が爲には涙を吞んで休養時間を割かなければならぬこともあるであらう、尙將來を洞察するといふことは敵の意表に出る爲にも重要なことである。

- 第三 本令實施ノ爲特ニ規定スルヲ要スル事項ハ附録トシテ參謀總長及教育總監陸軍大臣ト協議決定スルモノトス

## 第一部

### 第一篇 戦闘序列及軍隊區分

#### 新 令

- 第一 戦闘序列ハ戰時又ハ事變ニ際シ天皇ノ令スル作戰軍ノ編組ニシテ之ニ依リ統率ノ關係ヲ律スルモノトス

記述の體裁を整へ、「統御、經理及衛生」を「統率」と改められた。指揮、命令といふ意味を含ませる爲には「統率」の方が適切であり、「經理、衛生」を除かれたのは、要するにそれ等の機關を統率する關係を示すのが戦闘序列であつて、此の二つだけ特に現はす必要がないからであらう。

- 第二 軍隊區分ハ作戰上ノ必要ニ基ク軍隊ノ一時的編組ニシテ之ガ決定ニ方リテハ勉メテ軍隊ノ建制ヲ紊サザルヲ要ス

僅かに字句を修正せられたる外變化なし。

徳義上何等非難すべき原因はなくとも、一時的編合の部隊は十分其の能力を發揮し得ないのが通常であり、僅かの力の不足は固有の編成を以てすることに依り其の缺を補ひ、反つて良結果を得る場合もあるのであるから、建制は勉めて紊さないことが必要である。

#### 舊 令

- 第一 天皇ハ戰時若ハ事變ニ際シ戦闘序列ヲ令シ以テ作戰軍ノ編組ヲ定メ統御、經理及衛生ノ關係ヲ律ス

- 第二 軍隊區分トハ作戰上ノ必要ニ基ク軍隊ノ一時的編組ヲ謂ヒ此編組ヲ行フニハ勉メテ軍隊ノ建制ヲ紊ササルヲ要ス



### 第二篇 指揮及連絡

舊令第二篇は「命令、通報、報告」とあつたのを「指揮及連絡」と改められたのは、内容に相應せしむる爲であらう。

#### 通則

舊令第一章通則に記述せられてあつたもの、外、綱要第一篇戦闘指揮の要則中作戦一般に關係ある事項を取つて、所要の補修を加へられたものと思ふ。

第三 軍隊ノ指揮ハ統帥ノ大權ニ根源ス各級指揮官ハ嚴肅ニ之ヲ承行シ以テ各、其ノ負托ノ重キニ投ゼザルベカラズ

新に明示せられたもので、寸時も念頭を離さず、嚴肅なるが上にも嚴肅に承行しなければなるまい。

第四 軍隊ノ指揮ハ嚴正ナル軍紀ニ依リ始メテ全キヲ得ベシ故ニ各級指揮官ハ時ト所トヲ論ゼズ身ヲ以テ軍紀ヲ振作スルヲ要ス

新に増補せられた。

綱領にも示されてあつた通りで、嚴正なる軍紀に依り始めて指揮の全きを得ることはいふまでもないが、其の軍紀は時に弛張があり、戰場に於ては、部下を愛惜する心から、大目に見るといふこともないとは限らぬので、特に戒められたものであらう。事柄にも依るが、姑息の愛は大事を誤る源だといふこ

とを考へ、苟も軍紀に關する限り看過することのないと共に教養に努める必要がある。

第五 指揮ノ要訣ハ部下軍隊ヲ確實ニ掌握シ明確ナル企圖ノ下ニ適時適切ナル命令ヲ與ヘテ其ノ行動ヲ律スルト共ニ部下指揮官ニ對シ大イニ獨斷活用ノ餘地ヲ與フルニ在リ

(綱要)第三 同上

#### 綱要第三と全く同じ。

部下軍隊を確實に掌握するといふのは、指揮官の手許に置くといふのではなく、縦ひ離れて居つてもよく連絡して、何時でも命令を與へ得るやうにして置けばよいのはいふまでもないが、そればかりではまだ足りない。部下の軍隊を命令に應じ得るやうな状態にあらしめることも必要である。

命令に就ては第十に示されてあり重複するやうであるが、こゝでは行動を律するといふ所が主眼となつて居るものと解せられる。

従つて一方に行動を律すると共に、大に獨斷活用の餘地を與へよと示されたのであらう。さて獨斷活用の大に必要であることは今更喋々する要もないが、殊に戰場に於ては責任の重大を感じれば感ずる程過のなからんことを思つて、兎もすれば拘束に過ぎることがないとも限らないから、人間の心理を考へ潑刺たる企圖心を發揮し、悦んで積極的に動作せしむるやう心懸けなければなるまい。

第六 指揮ノ基礎ヲ成スモノハ實ニ指揮官ノ決心ナリ故ニ指揮官ノ決心ハ堅確ニシテ常ニ鞏固ナル意志ヲ以テ之ヲ遂行セザルベカラズ  
決心動搖スレバ指揮自ラ錯亂シ部下從ヒテ遲疑ス

第三第二項前半 決心ハ須ラク堅確ナル意思ヲ以テ遂行スヘシ

(綱要)第四 指揮ノ基礎ヲ成スモノハ實ニ指揮官ノ決心ナリ故ニ指揮官ノ決心ハ常ニ堅確ナラサルヘカラス決心動搖スレバ指揮自ラ錯亂シ部下從ヒテ遲疑ス



綱要第四には「指揮官ノ決心ハ常ニ堅確ナラザルベカラズ」とあつたのを、「指揮官ノ決心ハ堅確ニシテ常ニ鞏固ナル意志ヲ以テ之ヲ遂行セザルベカラズ」と改められた。舊令第三第二項の前段は此の修正の後半になつて居る。

唯堅確といつただけでは何となく消極的に聞え、決心を變へないことと解せられ勝ちであるがそれでは不十分で、積極的に遂行することが必要であり、それには鞏固なる意志がなければならぬ。指揮官の心持は部下には驚く程よく映るものであるから、「斷じて行へば鬼神も避く」の諺通り、少々亂暴なくらゐにやるがよからうと思ふ。

第七 指揮官決心ヲ爲スニ方リテハ常ニ敵ニ對シ主動ノ地位ニ立チテ動作ノ自由ヲ獲得スルニ勉メ特ニ敵ノ意表ニ出ヅルコト極メテ緊要ナリ若シ一度受動ノ地位ニ陥ランカ終始敵ノ動作ニ追隨シ遂ニ失敗ニ終ルモノトス

第四 指揮官決心ヲ爲スニ方リテハ常ニ主動ノ地位ニ立チテ動作ノ自由ヲ獲得スルニ努メ特ニ敵ノ意表ニ出ヅルコト緊要ナリ若シ一たび受動ノ地位ニ陥ランカ終始敵ノ動作ニ追隨シ遂ニ失敗ニ終ルモノトス  
(綱要)第五第二項 狀況ヲ判斷スルニハ……此際大局ニ著眼シ且常ニ敵ニ對シ主動ノ地位ニ立チ動作ノ自由ヲ獲得スルニ勉メ特ニ敵ノ意表ニ出ヅルノ著意極メテ肝要ナリ

舊令第四と比較しては「主動ノ地位ニ立チテ」の上に「敵ニ對シ」を加へられたに過ぎない。綱要に於ては同じ趣旨が第五第二項の後段に示されてあつて、狀況判斷の際に考慮すべき事となつて居つた。

主動の地位に立つこと等は、狀況判斷の際にも必要なる著意であつて、そうすることに依つて始めて此の趣旨に合する決心が出来るともいへるが、間接的であるから、直接必要な決心の際の著意として示

されるのが適切であるやうに思ふ。

さて「敵を致して敵に致されず」といふことは、昔の兵法にもあつたことで、敵があゝするから、かうするでなく、かうしてやらう、それに對し敵がかうするかも知れない、それはかうして防ぐ、といふやうに考へを運ばなければならぬと思ふ。そして極力敵の意表に出で敵をひつぱり廻はして、敵にひつぱり廻はされないやうにすることが大切である。

第八 指揮官ハ其ノ指揮ヲ適切ナラシムル爲メ狀況ヲ判斷シアルヲ要ス

狀況判斷ハ任務ヲ基礎トシ我が軍ノ狀態、敵情、地形、氣象等各種ノ資料ヲ收集較量シ積極的ニ我が任務ヲ達成スベキ方策ヲ定ムベキモノトス  
敵情就中其ノ企圖ハ多クノ場合不明ナルベシト雖モ既得ノ敵情ノ外國民性、編制、裝備、戦法、指揮官ノ性格等其ノ特性及當時ニ於ケル作戦能力等ニ鑑ミ敵トシテ爲シ得ベキ行動特ニ我が方策ニ重大ナル影響ヲ及スベキ行動ヲ攻究推定セバ我が方策ノ遂行ニ大ナル過誤ナキヲ得ベシ

第五 指揮官ノ命令及其實施ヲシテ機宜ヲ得シムル爲メハ敵情判斷正鵠ヲ得サルヘカラス之カ爲軍隊自ラ敵ニ關シ得タル諸情報ト他方面ヨリ得タル各種ノ資料ト諸徴候トヲ蒐集整理シ之ヲ綜合判斷スルヲ要ス此際特ニ其當時ニ於ケル敵軍ノ價值ヲ判定スルコト緊要ナリ而シテ敵ノ企圖ハ多クノ場合不明ナルベシト雖戰術上至當ナル行動並其爲シ得ヘキ動作及慣用戦法等ヲ攻究セハ之カ推定上大ナル過誤ナキヲ得ベシ

(綱要)第五第一項 同上  
(綱要)第五第二、第三項 狀況ヲ判斷スルニハ任務ヲ基礎トシ我が軍ノ狀態、敵情、地形其他戰術ニ關係アル各種ノ資料ヲ收集較量シ以テ最モ有利ニ我が任務ヲ達成スヘキ方策ヲ定ムヘキモノトス……敵情ヲ判斷スルニ方リテハ敵軍ノ特性特ニ其戦法及指揮官ノ性格等ヲ考慮スルト共ニ當時ニ於ケル敵軍ノ價值ヲ判斷スルコト緊要ナリ而シテ敵情就中其企圖ハ多クノ場合不明ナルベシト雖戰術上至當ナル行動及其爲シ得ヘキ動作等ヲ攻究セハ之カ推定上大ナル過誤ナキヲ得ベシ



第一項は舊令第五第一項の初に「指揮官ノ命令及其實施ヲシテ機宜ヲ得シムル爲ニハ敵情判斷正鵠ヲ得サルヘカラス」とあつたのを、綱要第五の第一項と同一にせられた。

第二項狀況判斷の資料に就て、舊令第五は元來敵情の判斷に就て示されたものであつたから、其の第一項には出所に依り區別してあつたが、新令では綱要第五の第二項と同様敵情以外の事も示し、出所には觸れないで具體的の事柄を擧げ「氣象」を明記せられた。又判斷の結果に就て必要なる著意は舊令には示されてなかつたが、新令では綱要の「最モ有利ニ」を改め「積極的ニ」云々と示された。綱要第五第二項後段敵に對し主動の地位に立つこと等は前條に示されたので、からは削除せられた。

第三項は舊令第五第一項の後段と綱要第五の第二項とに相當するものであるが、敵情と、其の企圖とを區分せず一括して記述せられ、「新に既得ノ敵情」を加へ、「敵軍の特性」中に「國民性、編制、裝備」を補ひ、舊令及綱要に「當時ニ於ケル敵軍ノ價值」とあつたのを「當時ニ於ケル作戰能力等」と改め、「戦術上至當ナル行動」を除いて「我が方策ニ重大ナル影響ヲ及スベキ行動」を加へられた。尙舊令には「其爲シ得ヘキ動作」の次に「慣用戦法」とあつたのを削除し、末文を敵情乃至其の企圖の推定でなく、我が方策の遂行に大なる過誤なかるべしとする趣旨に改められた。

舊令第五第二項、綱要第五第四項は削除し、其の趣旨は第七十三情報審査の場合に示された。

指揮官は寢食の間にも絶えず狀況を判斷して居なければならぬことはいふまでもないが、慣れない中は兎もすると目前の事象を見たり聞いたりするだけで、其の由て來る所、背後の狀況、將來の變化、友

軍の狀態等に就て判斷することを忘れ勝ちであるから、慣性とする必要があらう。

判斷の資料中に「氣象」を明記せられたのは、戰場が立體的となり、而も地域は益々擴大する傾向に在つて、其の影響する所が大きいからであらう。又判斷の結果我が方策を定めるに方つて、「有利」と云はず、「積極的」とせられたのは、綱領の精神に基き前條の趣旨に相應せしめんが爲と解せらる。

同じ國の軍隊でも編成した地方其の他の事情に依り、其の素質も異り、編制、裝備等に差があることもある。殊に指揮官の性格は千差萬別である。更に同一の軍隊も戦闘前後に於ては、大なる差があるのが通常といつてもよい。戦闘に敗れ大なる損害を受けて、戦意を失つたやうな場合には、其の作戰能力は戦前とは雲泥の差があるであらう。縦ひ損害を補充し兵數、裝備などが整つても、補充員の訓練の度等に依つて依然差があり、殊に最初に受ける精神上の打撃は容易に之を除くことが出来ないものであるから、諸般の事を稽へ、當時に於ける作戰能力を判斷することは、我が方策を定める上に重大なる關係を持つ。

敵の行動を判斷するに方つて、それが戦術上至當であるかないかといふことにあまり重きを置き過ぎると、動もすれば過を犯す。それよりも敵の爲し得べき行動を考へ、其の我が方策に影響する程度を考慮して重大なるものをより別け、之に對應する策を考案することが必要である。即ち飽くまでも我が方策を主にし、敵に追隨しないやうに考へを運ばなければならぬ。

第九 指揮官ハ狀況判斷ニ基キ適時決心ヲ爲サザルベカラズ而シテ  
決心ハ戰機ヲ明察シ周到ナル思慮ト迅速ナル決斷トヲ以テ之ヲ定ム

第三 凡ソ指揮官ノ決心ハ任務、地形、敵情、我軍ノ狀態等ヲ較量  
シ周到ナル思慮ト迅速ナル決斷トヲ以テ之ヲ決スルモノニシテ就中



ベキモノニシテ常ニ任務ヲ基礎トシ地形及氣象ノ不利、敵情ノ不明等ニ依リ躊躇スベキモノニアラス  
一度定メタル決心ハ安リニ之ヲ變更スベカラズ然レドモ状況ノ變化ニ對應スルノ途ヲ誤ルコトナキヲ要ス

任務ハ決心ノ基礎ヲ爲スモノナリ故ニ地形ノ不利、敵情ノ不明等ニ依リ躊躇スベキモノニアラス  
(綱要)第六 指揮官ハ状況判断ニ基キ適時適切ナル決心ヲ爲ササルヘカラス而シテ決心ハ戰機ヲ明察シ周到ナル思慮ト迅速ナル判断トヲ以テ之ヲ定ムヘキモノニシテ常ニ任務ヲ基礎トシ地形ノ不利、敵情ノ不明等ニ依リ躊躇スベキモノニアラス

舊令第三(第二項前段の趣旨は新令第六に示されたので之を除き)と、綱要第六とを併せて整理せられたものであらうが、新に加へられた事項は見當らない。即ち第一項は殆ど綱要第六其のまゝで、唯「適時」の下の適切を除き、舊令第三は整理せられてそれ／＼適當の所に挿入せられた。

決心をする時期が早きに過ぎると、其の後の状況變化に依り之を變へなければならぬやうなことも生ずるが、通常は大事をとり考へ過ぎて遅くなり勝であつて、其の結果部下が十分考へ必要なる準備をすることが出来なくなるから、迅速なる決断に依り適時決心して、早めに命令を下し得るやうに心懸けることが必要だと思ふ。

戰機を明察することは戰闘に於てのみ必要なものではなく、行軍にも宿營にも乃至一斥候の派遣にも所謂汐時といふものがあつて、之を逸すると好機に投じて戰闘を開始することも出来ず、無益に部下を疲勞させ、さつぱり状況があらぬといふやうな結果にもなるから、不斷此の事に著意し、機を見る心眼を養ふことが必要である。

いざ決心となつて、今更周到なる思慮、迅速なる決断でもあるまいと思へないことはないが、それまでの状況判断を綜合して今一度よく考へて見ることも必要であらうし、殊に上級の指揮官に取つては幕僚などの考へがそれ／＼ちがつて居ることもあり、やはり周到なる思慮と迅速なる決断とを以て最後の断案を下すことが必要である。

状況判断の時からそうして居るのであるから、任務を基礎として決心することは當然過ぎるほど當然なのであるが、慣れない内は敵に直面すると存外之を忘れることもあり、又地形氣象の不利、敵情の不明等に依り躊躇することも無いとは限らないから、地形や氣象は眺へ向に變るものでもなく、敵情は何時まで待つても十分明かになるものではないといふことを考へ、思ひ切ると同時に、絶えず任務を念頭から離さないやうに修練を積む必要があらう。

第二項は第六と重複するものではない。適切にして自信に充ちた決心も、状況の變化に依つては變へなければならぬことがあり、變へたからとて、其の決心が不堅確であつたとはいへないからで、こゝでは唯安りに變へることを戒められたのである。さて物事は何に依らず中庸を得ることは困難であり、決心の變更に就ても、其の時機の判定はなか／＼むづかしいから一概には云へないが、自己の性格も考へてどちらかといへば、頑固なくらいがよくはあるまいか。

第十 指揮官ハ決心ニ基キ適時適切ナル命令ヲ發ス  
命令ハ發令者ノ意志及受令者ノ任務ヲ明確適切ニ示シ且受令者ノ性質ト識量トニ適應セシムルヲ要ス而シテ受令者ノ自ラ處斷シ得ル事項ハ安リニ之ヲ拘束スベカラズ又命令ハ受令者ニ到達スル迄ノ状況ノ變化ニ適應スルモノナリヤ否ヤヲ考察スルコト必要ナリ

第六 命令ハ發令者ノ意思及受令者ノ任務ヲ明確適切ニ示ササルヘカラス又受令者ノ識量ト性質トニ適應シ且受令者ノ自ラ處斷シ得ル事項ヲ安ニ拘束スベカラズ而シテ發令者ハ常ニ身ヲ受令者ノ位置ニ置キ如何ニ之ヲ解釋シ如何ニ行動スヘキカ又該命令カ受令者ニ到達スル迄情況ノ變化ニ適應スルモノナルヤ否ヤ等ヲ考察スルコト必要



第一項は新に増補せられ、第二項は舊令第六に「發令者ハ常ニ身ヲ受令者ノ位置ニ置キ如何ニ之ヲ解釋シ如何ニ行動スヘキカ」を考査すべしとあつたのを除いて、其の字句を修正せられたものである。適時に決心しても、適時に命令が發せられなければ軍隊は適時に行動することが出来ない。又決心は一時に其の全部を一つの命令として發するものとも限らず、どの部隊にはどこまで命ずべきかも考へなければならぬのみならず、同じ事を命ずるにしても表現のしかたもあり、第二項に示されたやうなこともあるので、命令は適時に發せらるゝと同時に適切であることが必要である。

發令者の意志は命令の中心となり、受令者が任務を遂行する爲の目標となるものであるから、明確であり且適切に示されなければならない、状況の變化に應じ獨斷活用を必要とする場合に於て殊にそうである。受令者の任務を明確、適切に示さなければならないことも亦同様でいふまでもないが、動もすれば過重となつて受令者を苦め、而かも所望の結果が得られないこともあれば、輕きに失する結果奮發心を阻害したり同じ部隊、同じ人間を屢、使ふ必要を生ずることもある。又拘束し過ぎると潑刺たる企圖心は望まれないことになり、状況の變化に應ずる獨斷活用も困難となるのみならず、受令者の性質に依つては感情を害して團結に影響することがないとも限らないといふことを考へなければならぬ。尚性質も識量も感情に依つて左右せらるゝことが少くないといふことを考慮して、人を生かして使ふやうにする必要があらう。但受令者の自ら處斷し得る事項とそうでない事項とは理窟ではつきり決める譯にはいかず、人の考へは皆ちがふのであるから、感情を害することなどを考へ過ぎて遠慮することの良くな

いことはいふまでもない。絶対に拘束するなどは示されず「妄りに」とあるのは此の爲であらう。受令者に到達するまでの状況の變化に適應するものなりや否やを考へることは、小さな部隊では普通其の必要はないであらうが、戦闘中などで状況の變轉極りない時、遠く派遣したものなどに對してはやはり此の必要を見ることがあると思ふ。

舊令第六に示されてあつた受令者の位置に身を置いて考へて見るといふことは、其の必要がない譯ではないが、今日では特にとり立てゝいふ程のこともないから削除せられたのであらう。

第十一 命令ニハ理由若クハ臆測ニ係ルコトヲ示スベカラズ而シテ種々未然ノ形勢ヲ擧ゲテ一々之ニ對スル處置ヲ定ムルガ如キハ之ヲ避クルヲ要ス又下達セル命令ノ外安リニ指示ヲ與フベカラズ

第七 命令ニハ其之ヲ命シタル理由若クハ臆測ニ係ルコトヲ示スヘカラス而シテ將來ヲ希望シ或ハ種々未然ノ形勢ヲ擧ゲテ一々之ニ對スル處置ヲ定ムルガ如キハ宜シク之ヲ避クヘシ殊ニ下達セル命令ノ外濫ニ指示ヲ與ヘ爾後ニ於ケル統帥ニ錯誤ヲ來サシムルカ如キハ嚴ニ之ヲ戒ムヘキモノトス

舊令第七と大差なく「而シテ」の次に「將來ヲ希望シ」とあつたのを除き、末文「指示ヲ」の次に「與ヘ爾後ニ於ケル統帥ニ錯誤ヲ來サシムルカ如キハ嚴ニ之ヲ戒ムヘキモノトス」とあつたのを單に「與フベカラズ」と改められたに過ぎない。

命令は元來將來の事を示すものであるが、其の將來には自ら限度があつて必要以上に示すと、其の通りにならなければ命令の威信を損する等色々の害があり、縦ひ其の通りになつても必要以上に受令者を勞するなどやはり益はないのであるから、將來を希望するといふことはよくない。けれどもそれは結局



命令以外に指示を與へることとなり、特別に示して置く必要もなからう。又爾後に於ける統帥云々はいふまでもないので削除せられたことと思ふ。

名將と雖も豫想外の状況に驚かされることの尠くないことは古來の戦史が明かに之を語つて居る。沈判断はそれほどむづかしいものであるから、其の結果に依つて生ずる理由や、變化測り難い臆測に係ることを示すのは慎まなければならぬといふことは極めて明瞭である。又受令者は理由の如何に依つて發令者の意志や己の任務を變へてよいといふものでもないから、こゝではそんな無用有害なものは示すことを慎むに止めず「ベカラズ」と禁止せられたのであらう。

未然の形勢を舉げて之に對する處置を定めることも略、同様の譯で慎まなければならぬが、之は將來の事を示すといふ命令の本質上或る程度まで必要なこともあるので、絶対には禁止せず「避クルヲ要ス」とせられ、命令以外に指示を與へることも、細かな事など時に必要なこともあるから「妄リニ」と示されたのであらう。

さて以上のことは理論上は多く疑ふ餘地もないが實際となれば、發令者の意志及受令者の任務を明確にせんとする考へから、殊に慣れない者の犯し易い過で、口達する場合など「かくく」だからかくせよ、多分かくなるだらうから其の時はかくせよ、」などと一言ひたくなるから日常注意しなければなるまい。

第十二 命令ノ受領ヨリ之ガ實行迄ニ狀況ノ變化測リ難キトキ又ハ發令者狀況ヲ豫察スルコト能ハズ受令者ヲシテ現況ニ應ジ適宜處置セシメントスルガ如キトキノ命令ニ在リテハ全般ノ企圖及受令者ノ

第八 命令ノ受領ヨリ之ガ實行ニ至ル迄ニ情況ノ變遷測リ難キトキ又ハ發令者情況ヲ豫知スル能ハズ受令者ヲシテ現況ニ應ジ機宜ニ適スル處置ヲ講セシメントスルカ如キトキニ於ケル命令ニハ全般ノ企

達成スベキ目的ヲ明示スルノ外細事ニ互リ其ノ行動ヲ拘束セザルヲ要ス然レドモ受令者ノ識量ニ應ジ或ハ狀況ニ依リ行動ノ準據トナルベキ大綱ヲ示スヲ可トスルコトアリ

圖及受令者ノ達成スベキ目的ヲ明示スルノ外細事ニ涉リテ其行動ノ範圍ヲ拘束セザルヲ要ス然レドモ受令者ノ識量ニ應ジ或ハ集況ニ依リ其行動ノ準據ト爲ルヘキ大綱ヲ指教スルヲ可トスルコトアリ

本條は舊令第八に少しく修正を加へられたものである。

舊令第八末段「細事ニ涉リテ其行動ノ範圍ヲ」とあつたのを「細事ニ互リ其ノ行動ヲ」と改め「範圍」といふ語を除いたのは、之があるが爲に地域的制限を附せられたものと誤解する虞があるからであらう。蓋し拘束しないのは行動する地域ばかりでなく、行動其のものに就ても必要があるからである。「互リテ」の「テ」を除かれたのは細事に互ること、行動を拘束しないこととは別の事だといふことを、明かにする爲ではあるまいか。又舊「大綱ヲ指教スル」とあつたのを「大綱ヲ示ス」と改められたのは、命令の本質上「教へる」といふが如き語を用ふるのは穩當でなく、動もすれば誤解を招き命令の尊嚴を害することがないとも限らないからであらう。

命令の受領を始めてから之を實行する迄には通常かなりの時間がかかるから、状況の變化があるのは當然であるが其の時間が、長くなればなる程變化が多くなるものと考へなければならず、戦闘間などであればそれが益、激しくなり、豫測しにくいことがあり、季節に依つては作戦に重大なる影響を及ぼす氣象の急激な變化もあるであらう。又遠く離れて連絡の困難且不確實であるやうな場合には、受令者の状態さへはつきりしないことがあつて、状況を豫察し得ないこともある、本條はそんな場合に發する命令に就て示されたもので、「全般の企圖」といふのは普通の命令に示す、「發令者の意志」と同一となる場



合もあらうが、更に上級の指揮官が持つ企圖であることもあらう。「達成すべき目的」は任務にちがひないが、普通の任務のやうに、実行の方法即ち攻撃するか防禦するか、行動は何時から始めるか、如何なる地域に行動するかなどといふことを含んで居ないのは文字を見て判る通りである。

尙本條の主旨は大部隊にのみ必要なものでないことはいふまでもない。又戦史などにある「訓令」は本條の主旨に據りたる命令である。

第十三 命令ハ之ヲ下達スルモ適時確實ニ受令者ニ到達セザルコトアルノミナラズ縦ヒ到達スルモ意圖ノ如ク實行セラレザルコトアリ故ニ發令者ハ命令ノ傳達及實行ヲ確認スルノ手段ヲ講ジ又受令者ハ常ニ實行ニ關シ報告スルノ著意ヲ必要トス

本條は新に示されたものである。而して此の著意は從來既に其の必要を感じ實行せられて居つたが、筆者の経験に依れば十分とはいへないで將來大に努める必要があると思ふ。演習に於ても既にそうであるが、實戦に於ては數日に亙り連日連夜不眠不休の活動をする上に精神を勞することが極端に達する結果、夢遊病者のやうな状態になることが多いのであるから、修練を累ねて第二の天性となるまでにして置かなければならぬ。之が爲演習などの時ばかりでなく、日常起居の間に於ても此の著意を以て習慣を養ふ必要があらう。

前述の如く命令受領者が夢遊病者のやうな状態になつて居る時には、平常は思ひも及ばぬ錯誤をすることがあり、敵の妨害交通機關の故障などもあつて、適時確實に命令の到達しないことはよくあるのであ

るから、發令者ばかりでなく受令者も傳達に注意し、殊に行動開始までに多くの時間があるやうな場合には、命令を受領したといふことから報告するぐらいにする方がよからう。行動を始めた時もそうである。

第十四 各級指揮官ハ相互ノ意志ヲ疏通シ彼此ノ狀況ヲ明カニシ以テ指揮及協同動作ヲ適切ナラシムル爲適時必要ナル連絡ヲ爲サザルベカラズ而シテ連絡ヲ完全ナラシムルノ基礎ハ進ンデ連絡ヲ保持セントスル精神ト連絡ニ關スル適切ナル部署トニ存スルモノトス

第九前段 通報及報告ノ目的ハ各指揮官ヲシテ諸般ノ狀況ニ通曉シ以テ其指揮及協同動作ヲ適切ナラシムルニ在リ

本條は舊令第九の前段を修正し、新に連絡確保の基礎たるべき物質上及精神上の要求を附加せられたものである。

舊令には「通報及報告ノ目的ハ各級指揮官ヲシテ諸般ノ情況ニ通曉シ云々」とあつたのを、「各級指揮官ハ相互ノ意志ヲ疏通シ彼此ノ狀況ヲ明カニシ云々」と改められた。其の精神に於ては大したちがひはないやうであるが。特に「相互ノ意志ヲ疏通シ」と示されたことには著目する必要がある。連絡の要は單に形の上に於てのみでなく精神的に上下の團結、相互の協同をよくするに在るはいふまでもないことで、慾目で視れば痘痕もえくぼに見えるといふ心理は平常個人の間にてのみあることではない。「彼此ノ狀況」とは單に連絡者相互の態勢といふが如き狭い範圍に就ていふのではなく、敵情友軍の狀況地形氣象なども含むものと解せられる。従つて舊令の「諸般ノ情況」といふのと大した變りはないやうであるが、何でもかでも知つて居ること全部といふ意味ではあるまい。

連絡を完全にすることは極めて重要な事であるので、本條後段に其の基礎となるべき事を新に示され



た。「進ンデ連絡ヲ保持セントスル精神」は連絡を完全ならしむる爲最重要なもので、此の精神の旺盛なることは、即ち團結の鞏固なるものといへる。上級者は下級者を吸ひつける力を持たなければならず、下級者は子が親に對するやうにありたい。協同すべき部隊相互の間に於ても、將兵各自が自然に寄つて行くといふ状態にまでなることを理想とする。皇軍に於ては陸海軍の間に於てさへ、此の點殆ど遺憾なきに近いことは、過去及現在の事實が之を證明して居り、洵に慶賀に禁えぬ次第で、是偏に大御稜威に由り神聖なる統帥權に據るものであるが、併し時にうつかりして此の精神の弛緩を來すことがないとも限らないから、之亦日常心懸けて習慣性としなければならぬと思ふ。

連絡を完全にする爲には、物質上の施設も亦大に之を整へなければならぬが、人員、資材は多くの場合不十分であり、敵は勿論、天候、氣象等諸種の障礙もあることだから、之を巧に運用すること即ち「適切なる部署」が大切である。

第十五 各級指揮官ハ得タル諸情報ヲ自己ノ状態及爾後ノ企圖ト共ニ適時且積極的ニ上級指揮官ニ報告シ進ンデ其ノ掌握下ニ入ルノ外此等諸情報ヲ部下諸隊並ニ隣接及協同スル部隊ニ通報スルコト緊要ナリ戰闘間ニ於テ特ニ然リ而シテ状況變化ナキカ或ハ不明ナルカ等ヲ報告、通報スルモ亦價值大ナルコトアリ如何ナル場合ニ於テモ状況ヲ悲觀シ或ハ敵情ヲ過大視シ或ハ戰闘ノ成果ヲ誇張スルガ如キ報告、通報ハ嚴ニ之ヲ戒ムルヲ要ス

第九後段 故ニ各級指揮官ハ適時其得タル諸情報ヲ自己ノ状態並爾後ノ企圖ト共ニ上級指揮官ニ報告シ且部下團隊及隣接部隊ニ通報スルコト肝要ナリ  
第三十三 戰闘間各部隊長ハ其觀察セシ敵情、地形及自己ノ行動等苟モ戰闘指導ニ影響ヲ及ボスヘキ事項ハ機ヲ失セス之ヲ上級指揮官ニ報告セサルヘカラス此際某期間内ニ情況ノ變化ナキコト又ハ情況不明ナルコト等ヲモ報告スルノ價值アルコトアリ而シテ徒ニ情況ヲ悲觀シ敵情ヲ過大視スルノ報告ヲ爲スカ如キハ嚴ニ之ヲ戒メサルヘカラス

舊令第九の後段と第三十三とを併せて、本條と比較するに次の如き差がある。

- 一、舊令第三十三は戰闘間に就て示されたものであつたが、之を一般の場合にも及したること。
- 一、上級指揮官に報告することは積極的にすべきことを新に示されたこと。
- 一、進んで上級指揮官の掌握下に入るべき精神的要求を新に示されたこと。
- 一、通報の範圍を協同する部隊に及したること。
- 一、「徒ニ情況ヲ悲觀シ」云々とあつたのを、「如何ナル場合ニ於テモ」云々と改め「戰闘ノ成果ヲ誇張スルガ如キ」報告通報を加へられたこと。

舊令第三十三に報告すべき事項として各部隊長の「觀察セシ敵情、地形」と示されてあつたのは、最確實で價值多しとの意から特に挙げられたのであらうが、それまで區別する必要もなく、得たる諸情報中に含ましめて差支ないやうに思ふ。又「自己ノ行動」は「爾後ノ企圖」中に含まれて居り、其の他舊令第三十三條に示された事は、單に戰闘間のみ必要なものではないやうである。

新令に於て積極的に報告すべきこと、及進んで上級指揮官の掌握下に入るべき精神的要求を示されたことは、極めて重要なことであつて、前條に示されたやうに、進んで連絡すれば自然そういふことになる筈であるが、敵に近ければ近い程、目前の事に忙殺せられ勝ちとなるので、特に示されたものであらう。而して進んで掌握下に入る爲には、自己の状態及爾後の企圖を報告することが大切である。砲兵工兵、戰車隊、飛行隊など隣接しなくとも、協同すべき部隊に通報する必要のあることはいふまでもない。狀況に變化がないか或は不明であれば報告又は通報すべき材料がないと思ひ勝ちであるが、變化のな



いこと、不明なことが即ち材料であつて、之を知ることの大に價值あることがあるのであるから、よく其の時機を見はからつて報告通報する必要がある。連絡には故障が尠くない爲に、久しく通報報告が行かなければ大なる状況の變化があつたのではないかと、心配するものだといふことも考へなければならぬ。尙變化がないといふこと、不明といふこと、は明かに區別する必要がある。

状況を悲觀し敵情を過大視することは、未熟な者の陥り易い過である。戦闘の成果を誇張するといふことは、上級指揮官の判断を誤らす源となり、許すべからざる罪ともいふべきものであるから、我が國軍に於てはあらう筈がないと思ふが、自惚といふこともあり、自分の子は褒めたがるものだといふことも考へ、嚴に戒めなければならぬ。

第十六 指揮官ノ位置ハ軍隊ノ指揮ニ重大ナル影響ヲ及スモノニシテ軍隊ノ志氣ヲ左右スルコト大ナリ故ニ部下ノ指揮ニ便ニシテ成ルベク連絡容易ナルト共ニ其ノ威徳ヲ軍隊ニ及シ得ルコトヲ考慮シ之ヲ選定スルコト緊要ナリ

司令部及本部ノ位置ハ傳令等ノ誘導ニ便ナラシムル爲所要ノ處置ヲ講ズルコト必要ナリ  
司令部及本部ハ敵眼ニ對シ遮蔽ノ處置ヲ講ズルト共ニ常ニ直接警戒ヲ行ヒ又敵ノ間諜ニ對スル警戒ヲ嚴ナラシムルヲ要ス

第一項では舊令第十一「影響ヲ及ホス」の次に、「軍隊ノ志氣ヲ左右スルコト大ナリ」を加へ、「其ノ威徳ヲ軍隊ニ及シ得ルコトヲ考慮」すべきことを示されたる外、字句を修正せられた。

第二項に於ては舊令第十二第一項の如く發見を容易にするにあらずして、傳令等の誘導に便ならしむる如く所要の處置を講ずべしとせられ、標旗、標燈のことは削除せられた。

第三項は舊令第十二第二項の如く標旗、標燈でなく、司令部、本部其のものを敵眼に對し遮蔽することとせられた外、直接警戒及間諜に對する警戒を嚴ならしむべきことを示された。

指揮官は劍電彈雨の間に立ち、勇猛沈著部下をして仰ぎて富嶽の重きを感じしめざるべからずと綱領に示されてあるが、部下の側から云へば指揮官を仰ぎ見ることは「カンフル」注射にも似たものがあり、動もすれば銷沈せんとする志氣を鼓舞するものであることは、平時の行軍演習等に於ても經驗する所であつて、軍旗を仰ぐ場合に於て殊にそうである。従つて指揮官としては部下が仰ぎ見ることが出来るやうに、其の位置を選定することが必要で、新令に其の威徳を軍隊に及し得ることを考慮せよと示されたのは意義が洵に深いと思ふ。後方を攪亂し指揮機關を破壊することの價値は益増大する傾向に在り、廣漠たる敵國を戰場とする場合に於て其の間隙も尠くない。其の上飛行機、戦車、装甲車等の發達に依り其の實施を容易にするから、司令部及本部の警戒は大に必要となつた。

第十七 指揮ノ系統ヲ異ニセル部隊同一目的ニ向ヒ行動スル場合ニ於テ之ヲ一指揮下ニ統一セシムベキヤ或ハ相互ノ協同連繫ニ委スベキヤハ状況ニ依ルモ戰闘ニ方リテハ一指揮下ニ統一セシムルヲ通常トス何レノ場合ニ於テモ上級指揮官之ヲ明示スルヲ要ス  
前項ノ部隊期セズシテ同一地ニ在リテ戰闘スル場合ニ於テハ其ノ地ニ在ル高級先任ノ指揮官其ノ指揮ヲ執ルモノトス

第十六 指揮系統ヲ異ニセル隣接部隊同一目的ニ向ヒテ行動スル場合ニ在リテハ上級指揮官ハ之ヲ一指揮下ニ統一セシムベキヤ或ハ相互ノ連繫協同ニ委スベキヤヲ明示スルヲ要ス



舊令第十六には隣接部隊と示されてあつたが、同一目的に向ひ行動する場合統一指揮することは隣接しなくても必要なことがあらう。而して搜索とか警戒とか、或は後方攪亂などを目的とする場合にはそれ程でもないが、戦闘に方つては、現況に應じて迅速に處置しなければならぬ事が多いので、新に「戦闘ニ方リテハ一指揮下ニ統一セシムルヲ通常トス」と示されたのであらう。

第二項は新に増補せられたもので、廣い戦場で盛に機動を行ふ場合は勿論、そうでなくとも戦闘が大に複雑となつた今日に於ては、指揮系統を異にせる部隊が期せずして同一地に在りて戦闘するといふことも尠くない。そうした場合高級先任の指揮官が統一指揮することは當然のやうであるが、色々問題の起ることもないとは限らぬから、かく明示せられたものと思ふ。

第十八 軍機保護ハ作戰ノ遂行ニ重大ナル關係ヲ有ス故ニ將校以下之ニ關スル諸規定ヲ嚴守シ常ニ言動ヲ慎ミ深ク住民ノ動靜ニ注意シ不慮ノ間軍機ヲ漏洩セザルコトニ關シ遺憾ナキヲ要ス

新に増補せられた。

第十六に、司令部及本部を間諜に對し警戒すべきことが示されてあつたが、軍機の保護はそれのみでは固より不十分であつて、時と所とを選ばず將校以下全員事に當るの覺悟がなければならぬと思ふ。敵の國民性には子供でさへなか／＼油断がならぬのがあり、思想問題も容易に輕視し得ない現状に於ては國內にも注意する必要がある。故郷に宛てた書信から軍機が漏洩した例も古くからある程だから、深く戒めなければならぬ。

### 第一章 命令

第十九 作戰命令ハ軍隊ノ作戰行動ヲ規定スルモノニシテ各團隊ノ稱號ヲ冠シ某師團命令、或ハ軍隊區分ニ依リ成立セル部隊等ノ名稱ヲ冠シ前衛命令、某支隊命令等

舊令第十九に同じ。

第二十 日々命令ハ軍隊ノ内務、人事、人馬ノ補充、戰場掃除、俘虜ノ取扱、諸勤務等ノ中作戰ニ直接關係ナキ事項ヲ規定スルモノニシテ團隊ノ稱號ヲ冠シ某師團日々命令、某支隊日々命令等

舊令第二十の「雜役勤務」が「諸勤務」となつた外舉ぐべき變化なし。

第二十一 作戰命令ニ記述スベキ事項ハ狀況ニ依リ差異アルモ其ノ記載順序概ネ左ノ如シ

- 敵軍及友軍ノ狀況 但シ受令者ニ必要ナルモノニ限ル
- 指揮官ノ企圖
- 軍隊區分及各部隊ノ任務
- 飛行、防空、連絡、瓦斯防護、氣象、衛生、行李、輜重、交通等
- ニ關シ一般部隊ニ必要ナル事項
- 發令者ノ位置要スレバ其ノ行動、連絡ノ方法、報告送達ノ場所等

第十九 作戰命令ハ軍隊ノ作戰行動ヲ規定スルモノニシテ各團隊ノ稱號ヲ冠シ(某師團命令、某聯隊命令等)或ハ軍隊區分ニ依リテ成リクル部隊等ノ名稱ヲ冠シ(前衛命令、前哨命令)某支隊命令等

第二十 日々命令ハ軍隊ノ内務、人事、人馬ノ補充、戰場掃除、俘虜ノ取扱、雜役勤務等ノ内直接作戰ニ關係セザル事項ヲ規定スルモノニシテ團隊等ノ稱號ヲ冠シ(某師團日々命令、某旅團日々命令、某支隊日々命令等)

舊令第二十の「雜役勤務」が「諸勤務」となつた外舉ぐべき變化なし。

第二十一 作戰命令ハ概ネ左ノ列次ニ從ヒ記述スルヲ可トス

- 敵軍及友軍ノ情況但シ受令者ノ爲ニ必要ナルモノニ限ル
- 指揮官ノ企圖
- 軍隊區分ニ依リ成立セル各部隊ノ任務
- 通信、衛生、大行李、輜重等ニ關シ各隊ニ必要ナル事項
- 發令者ノ所在地及要スレハ其行動、連絡ノ方法、報告送達ノ場所等



記述すべき事項は、状況に依り差異あるものなることを新に示され、「列次」を「記載順序」に改められた外、事項の中第三の軍隊区分ニ依リ云々を「軍隊区分及」云々として明かに軍隊区分を一事項とし、第四に飛行、防空、連絡、瓦斯、瓦斯防護、氣象、交通を加へ「大行李」を「行李」に改められた。

第二十二 飛行、防空、連絡、瓦斯防護、氣象、衛生、行李、輜重、交通等ニ關スル各部隊ノ任務及此等ニ關シ一般部隊ニ必要ナル事項ニ就テハ別ニ之ヲ命令シテ命令一般ノ下達ヲ迅速ナラシムルヲ可トスルコトアリ

各部隊任務ノ細部事項ハ作戰ニ關スル一般ノ命令ノ外要スレバ所要ノ部隊ニ對シ別ニ之ヲ命令スルモノトス  
秘密保持ノ爲一部ノ部隊ニハ作戰ニ關スル一般ノ命令ヲ與フルコトナク別ニ該部隊ノ爲必要ナル事項ノミヲ命令シ又一般ノ命令ニ於テモ該命令中ノ日時ヲ省キ必要ノ時機ニ之ヲ示スヲ可トスルコトアリ

第二十二 航空、防空、通信、補給、衛生等ニ關スル細部ノ事項ハ所要ノ部隊ニ對シ通常特別ニ之ヲ命令シ以テ軍隊ノ行動ニ關スル一般ノ命令ヲ補足スルモノトス  
秘密保持ノ爲之ヲ要スレハ一部ノ部隊ニハ作戰ニ關スル一般ノ命令ヲ與フルコトナク別ニ該部隊ノ爲必要ナル事項ノミヲ記載セル命令ヲ與ヘ又一般ノ命令ニ於テモ此必要上該命令中ノ日時ヲ省キ必要ノ時機ニ於テ別ニ之ヲ示スヲ可トスルコトアリ

第一項は舊令第二十二の第二項と似て非なるものである。即ち舊令に於ては航空、防空等に關し細部の事項を通常所要部隊に特別に命令して一般の命令を補足するものとせられてあつたが、新令に於ては細部に限らず、従つて一般命令の補足ではなくて、部隊別に依る數個の命令を發し、命令一般の下達を迅速ならしむる趣旨となつて居る。蓋し兵種、部隊の數が多くなり、一つの命令中之等の部隊に對する命令の總てを包含せしむるときは厖大なるものとなつて、命令下達に多くの時間を要することがあるからであらう。趣旨が以上の如く變つたので常にかくする必要はないから「可トスルコトアリ」と示されてある。

第二項は一般命令の補足することに於て、舊令第二十二の第一項と同一であるが、特種の部隊、特種の事情に限らず、要すれば所要の部隊に對し別に命令することとせられた。

第三項は字句の修正の外舊令第二十二の第二項と同じ。

第二十三 軍隊区分ハ之ヲ別紙又ハ命令文ノ上欄ニ記載シ若クハ命令文中ニ記述ス而シテ各部隊ハ概テ歩兵、戰車、騎兵、砲兵、工兵、航空兵、通信部隊、衛生部隊、輜重等ノ順序ニ列記シ指揮官ノ指示ヲ要スルトキハ之ヲ部隊號ノ前ニ掲グルモノトス  
軍隊区分ト共ニ本隊ノ行軍序列(梯團區分)ヲ規定セントスルトキハ軍隊區分中本隊ノ標題下ニ同行軍序列(同梯團區分)ト附記シ之ニ括弧ヲ加ヘ其ノ序列(區分)ニ從ヒ部隊號ヲ列記ス

第二十三 軍隊區分ヲ記スルニハ之ヲ命令文ノ上欄或ハ別紙ニ記載スルカ又ハ命令文中ニ記入ス而シテ各部隊ハ歩兵、騎兵、砲兵、工兵、航空隊、通信部隊、野戰照明隊、衛生隊、架橋材料中隊、輜重等ノ順序ニ列記シ指揮官ノ指示ヲ要スルトキハ之ヲ部隊號ノ前ニ掲クルモノトス  
軍隊區分ト共ニ本隊ノ行軍序列ヲ規定セムトスルトキハ軍隊區分中本隊ノ標題下ニ同行軍序列ノ五字ヲ附記シ之ニ括弧ヲ加ヘ其序列ニ依リ部隊號ヲ列記ス

第一項は僅かの字句の修正、兵種の加除の外舊令第二十三の第一項と同じ。  
第二項も「梯團區分」を加へられたる外舊令第二十三の第二項と同様である。

第二十四 命令ハ各級指揮官之ヲ作爲シ其ノ目的ニ適スル如ク必要ノ事項ノミヲ示スモノトス然レドモ極メテ急速ヲ要スルガ如キ例外ノ場合ニ於テハ上級指揮官ノ命令ニ必要ナル事項ヲ附加シテ之ヲ部下ニ下達スルコトアリ  
全般ノ行動ヲ規定セル師團命令ノ如キハ一般ノ狀況ヲ知得セシムル

第二十八 凡テ命令ハ各司令部或ハ軍隊區分ニ依リテ成立セル各部隊自ラ之ヲ作り其目的ニ適スル如ク必要ノ事件ノミヲ示スモノトス然レドモ極メテ急速ヲ要スルカ如キ例外ノ場合ニ在リテ上級指揮官ノ命令ニ必要ナル事項ヲ附加シ之ヲ部下ニ下達スルノ已ムヲ得サルコトアリ





爲其ノ全文ヲ所要ノ部隊ニ配布スルヲ可トスルコトアリ此ノ際各部  
隊ハ秘密保持上特別ノ注意ヲ必要トス

三六  
全般ノ行動ヲ規定セル師團命令ノ如キハ一般ノ情況ヲ知得セシムル  
爲其全文ヲ所要ノ部隊ニ分配スルヲ可トスルコトアリ然レトモ其取  
扱ニ就テハ秘密保持上特別ノ注意ヲ爲サシメサルヘカラス

第一項に於ては 命令を作為するは各司司令部等とあつたのを、各級指揮官に改むるが如き字句の修正  
はあるが、舊令第二十八の第一項と同様であり、第二項に於ては秘密保持に關し發令者に注意せしめよ  
と示されてあつたのを、關係各部隊自ら注意するやうに示されてある。

第二十五 重要ナル命令ノ筆記ハ將校自ラ之ニ當リ又其ノ印刷ハ將  
校ノ監視下ニ於テシ誤刷紙及原紙ノ焼却、原稿ノ保管等ヲ確實ニシ  
以テ秘密ノ漏洩ヲ防グヲ要ス  
命令ニハ其ノ配布區分及下達法ヲ記載シ又其ノ控ニハ下達若クハ傳  
達終了時刻ヲ附記スルモノトス

第二十五 重要ナル命令ノ筆記ハ勉メテ將校自ラ之ニ當リ又其印刷  
ハ必ス將校ノ監視下ニ於テシ誤刷紙ノ焼却及原稿ノ保管ヲ確實ニシ  
テ秘密ノ漏洩ヲ防クヘシ  
命令ニハ其配布區分及下達法ヲ記シ又其控ニハ下達若クハ傳達ヲ終リタ  
ル時刻ヲモ記載シ置クモノトス

第一項に於て舊令第二十五の第一項では「筆記」は「勉めて」とし「印刷」は「必ず」となつて居つたのを一  
様に常に將校自ら筆記し印刷を監視することとせられ、焼却すべきもの、中に原紙を加へられた。  
謄寫版の原紙まで將校に筆記すべく要求せられたことに就て深く考へなければなるまい。  
第二項は舊令第二十五の第二項と同じ。

第二十六 命令ハ其ノ内容及當時ノ狀況ニ應ジ下達法ヲ適切ナラシ  
メ以テ機ヲ失セズ受令者ニ到達セシムルコトヲ要ス  
各部隊ニ合同命令ヲ與フベキ其ノ一部若クハ全部ニ各別命令ヲ與

第二十四第二項 命令ハ適時實施者ニ達スルヲ要スルヲ以テ其下達  
ニ方リテハ特ニ時間ノ節約ニ努メ命令ノ内容及當時ノ情況ニ依リ下  
達法ヲ適切ナラシムルコトヲ要ス

フベキヤハ當時ノ狀況ニ依ル而シテ合同命令ハ全般ノ狀況ヲ知ラシ  
メ且各部隊ノ協同動作ヲ律スルニ便ナルヲ以テ狀況之ヲ許セバ命令  
ノ下達ハ之ニ依ルヲ可トス  
各別命令ト雖モ常ニ關係部隊ノ協同動作ニ必要ナル事項ヲ具備セシ  
ムルヲ要ス各別命令ヲ下シタル場合ニ於テハ之ニ續キ一般ノ狀況ヲ  
知ルニ便ナラシムルノ手段ヲ講ズルヲ可トス

第二十六第一、二項 命令ヲ下達スルニ至便ニシテ確實ナル方法ハ  
各部隊合同命令ヲ與フルニ在リ然レトモ情況ニ依リ其一部又ハ全部  
ニ各別命令ヲ下スコトアリ而シテ各別命令ハ各部隊ヲシテ全般ノ情  
況ヲ知悉セシムルヲ得サルヲ以テ之ニ續テ一般ノ情況ヲ知ルニ便ナ  
ラシムルノ手段ヲ講ズルヲ可トス  
各別命令ト雖モ常ニ各部隊ノ協同動作ニ必要ナル事項ヲ具備セシムル  
コトヲ要ス

第一項「は特ニ時間ノ節約ニ努メ」と示されてあつたのを除き、字句を修正せられた外、舊令第二十四  
の第一項と同じ。

第二項は舊令第二十六第一項の前段と、其の趣旨に於ては同一であつて、成るべく合同命令を與へる  
やうに示されてあるが、其の利益を下達の「至便」と「確實」とに在りとせず、「全般ノ狀況ヲ知ラシメ且各  
部隊ノ協同動作ヲ律スルニ便ナリ」とせられた。

第三項は舊令第二十六第一項の後段と第二項とを併せ整理せられたものであらうが、一般の情況を知  
るに便ならしむる手段とは先に示されてあつた師團命令配布なども其の一つと思ふ。

第二十七 命令ノ下達ニ長時間ヲ要シ且此ノ間受令者ヲシテ行動ヲ  
開始セシムルカ若クハ速カニ軍隊ヲシテ所要ノ位置ニ就カシムルヲ  
利トスル場合等ニ於テハ先ヅ其ノ要旨ノミヲ下達シ後完全ナル命令  
ヲ附與スルモノトス  
狀況急ヲ要シ取敢ズ軍隊ヲシテ所要ノ行動ニ就カシメントスル場合

第二十六第三項 又命令ヲ下ス爲長時間ヲ要シ且此間受令者ヲシテ  
所要ノ準備ヲ爲サシムルヲ利トスルトキ或ハ速ニ軍隊ヲ所要ノ位置  
ニ就カシムルヲ利トスルトキニ在リテハ先ヅ其要旨ノミヲ下達シ後  
完全ナル命令ヲ付與スルヲ可トス



ニ於テハ機ヲ失セズ之ガ準備又ハ行動開始等ニ關シ所要ノ事項ヲ命令シ爾後更ニ必要ナル命令ヲ附與スルヲ可トス

第一項は「所要ノ準備ヲ爲サシムルヲ利トスルトキ」とあつたのを、「行動ヲ開始セシムルカ」と改め「等」を加へて他にも其の必要なる場合あるべきを示し一、二字句を修正せられたる外、舊令第二十六の第三項に同じ。

第二項は新に増補せられたもので、前項完全なる命令の要旨を與へるものではなく、急を要する場合單に準備又は行動開始に必要な事項のみを命ずることを示されたのである。輕快神速なる機動を爲さんが爲從來も用ひられた方法で、將來も大に其の要があらうと思ふ。

第二十八 命令ハ必要ナル指揮官ニ直接下達スルヲ最モ確實ナリトス然レドモ交戰中或ハ運動中ニ在ル部隊ノ指揮官ヲ遠隔セル地點ニ招致シテ命令ヲ與フルガ如キハ之ヲ避ケサルヘカラス

第二十七 命令ハ直接必要ナル各指揮官ニ下達スルヲ以テ最モ確實トス然レトモ交戰中或ハ運動中ニ在ル部隊ノ指揮官ヲ遠隔セル地點ニ招致シテ命令ヲ與フルカ如キハ之ヲ避ケサルヘカラス

「直接」なる語の位置がちがつて居り、「避ケザルベカラズ」との變りはあるが趣旨は舊令第二十七と同じであらう、即ち舊令に於ても「直接」は「下達」にかゝつて居つたものと思ふ。

第二十九 斥候、飛行機搭乗者、最前線ノ部隊等ニ與フル命令等ニシテ敵手ニ入ルノ虞アルモノハ單ニ口達ニ止ムルカ或ハ我が目的、行動等ニ關スル事項ノ筆記ヲ避ケシムルカ若クハ受令者了解スルト同時ニ之ヲ燒却セシムルモノトス

第二十四第三、四項 斥候、飛行機搭乗者、最前線ノ部隊等ニ與フル命令等敵手ニ入ルノ虞アルモノニ在リテハ單ニ口達ニ止ムルカ或ハ我が目的、行動等ニ關スル事項ハ成ルヘク之カ筆記ヲ避ケ若クハ受令者ノ了解スルト同時ニ之ヲ破棄セシムヘシ

我が軍ノ行動、配備等ニ關スル命令其ノ他我が軍ノ企圖ヲ判斷セラルル虞アル事項ハ受令者ヲシテ妄リニ地圖等ニ記載若クハ描畫セシムベカラズ

我が軍ノ行動、配備等ニ關ヘル命令其他我が軍ノ企圖ヲ判斷セラルル虞アル資料ハ受令者ヲシテ濫ニ地圖上等ニ記載若クハ描畫セシムヘカラス

命令ノ下達ニ際シテハ必要以外ノ者ヲ遠ザケ又常ニ敵ノ間諜等ニ對スル警戒ヲ嚴ナラシムルヲ要ス

命令ノ下達ニ際シテハ敵ノ間諜等ニ對スル警戒ヲ懈ルヘカラス

第一項に於て筆記を避けることは舊令第二十四第三項では「成ルベク」とあつたのであるが「成ルベク」を除き、第三項に於て舊令第五項の外「必要以外ノ者ヲ遠ザケ」を加へ、間諜に對する警戒を常に嚴ならしむべしと強く示された。

第一項の趣旨は反對の側に身を置いて如何にして情報を得るかを考へて見れば自ら明瞭であらう。第二項も亦同様である。

命令下達の際必要以外の者を遠ざけることは、靜肅にして錯誤を避けること等の爲にも必要であるが、所謂噂が傳はり無益に將兵を刺戟したり過早に我が行動を察知せしむるなど、種々の弊害を生ずることも尠くないことも顧慮せられたのであらう。

舊令第十八、命令を作戦命令と日々命令とに別つこと、第二十四命令は成るべく印刷すること等、の二條は削除せられたが、特にいふほどのこともなく、自ら明らかならであらう。



## 第二章 報告及通報

四〇

第三十 報告及通報ハ受信者ノ判斷ニ便ナラシムル爲其ノ出所ヲ明カニシ特ニ推測ニ係ルモノハ其ノ理由ヲ明示スルヲ要ス  
敵ニ關スル報告及通報ニハ日時、場所、兵種、員數、動作等（飛行機ニ在リテハ機種、機數、高度、飛行方向等）ヲ包含セシムルコト緊要ナリ  
部下ヨリノ報告ヲ更ニ上級指揮官ニ報告スルニハ原報告發送ノ日時、地點及發信者ヲ明カナラシメ若シ原報告ヲ轉送スルトキハ自ら點檢セシ日時ヲ記入シ署名スルモノトス  
自己部隊ノ狀況ヲ報告又ハ通報スルニ方リ自己ノ下シタル命令ヲ利用スルヲ便トスルコトアリ此ノ場合ニ於テハ特ニ秘密保持ノ注意ヲ必要トス

第二十九 報告ヲ記スルニハ受報者ノ判斷ニ便ナラシムル爲其出處ヲ明ニスヘシ但シ推測ニ係ルコトハ常ニ其理由ヲ附記スルヲ要ス  
敵兵ニ關スル通報、報告ニハ日時、場所、兵種、員數及動作ヲ記スルコト肝要ナリ  
部下ヨリノ報告ヲ更ニ上級指揮官ニ報告スルニハ原報告發送ノ時刻、地點及發送者ヲ明カナラシムヘシ但シ原報告ヲ轉送スルトキハ自ら點檢セシ時刻ヲ記入シ署名スヘシ  
第三十 自己部隊ノ情況ヲ通報若ハ報告スルニ方リ自己ノ下シタル命令ヲ利用スルヲ便トスルコトアリ此ノ場合ニ在リテハ特ニ秘密保持ノ願慮ヲ必要トス

第一項は舊令第二十九の第一項が報告に就てのみ示されてあつたのを、通報にも通ずることとせられた。

第二項は舊令第二十九の第二項に括弧内を増補せられた外は「記スル」と「包含セシムル」と改められた。

第三項は舊令第二十九第三項の「時刻」を「日時」とせられた外別に變りなく、第四項は舊令第三十に同じ。

第一項に示された報告、通報資料の出所は斥候等の報告もあれば、他隊からの通報もあり、押收した敵の書類、土人の言等種々雑多で其の如何に依つて確實の度も違ひ、之に關聯して其の中に含まれた事項以外に判斷の資料となることもあるから、明かに示すことが必要である。

第三十一 他部隊ノ近傍ニ新ニ到着シタル部隊ハ速カニ其ノ旨ヲ該部隊ニ通報スルモノトス交戦中ノ部隊ニ近接セシ際ニ於テ特ニ然リ而シテ此ノ通報ニ接シタル部隊ハ新到着部隊ニ現時ノ狀況ヲ通報スルノ義務ヲ有ス

第三十一 他部隊ノ近傍ニ新ニ到着シタル部隊ハ速ニ其旨ヲ該部隊ニ通報スヘシ特ニ交戦中ノ軍隊ニ近接セシ際ニ於テ此通報ヲ必要トス而シテ此通報ニ接シタル軍隊ハ現時ノ情況ニ關シ新到着部隊ニ通報スルノ義務アルモノトス

一、二字句の修正せられた所はあるが舊令第三十一に同じ。

交戦中殊に夜間に於ては錯誤を來すことも尠くないのみならず、爾後の行動、協同等の爲必要であるから、此の通報は早めに確實にする必要があると思ふ。作業に多くの時間を要する時とか苦境に在る部隊に近接する場合等に於て特にそうである。

第三十二 一部ノ戦闘局ヲ結フヤ當面ノ各部隊長ハ機ヲ失スルコトナク又當日其ノ局ヲ結ブニ至ラザルトキハ日没後速カニ戦闘要報ヲ提出スベシ  
戦闘要報ハ上級指揮官ヲシテ爾後ノ戦闘若クハ戦闘直後ノ指揮ヲ適切ナラシムルヲ目的トシ部隊ノ大小ト狀況トニ應ジ概ネ左記事項中必要ナルモノノミヲ報告スルモノトス但シ既ニ報告セル事項ハ轉ニ重要ナルモノノ外重ネテ報告スルニ及バザルモノトス  
戦闘經過ノ概要、現時ニ於ケル彼我ノ態勢、敵情判斷及之ニ對ス

第三十四 一部ノ戦闘局ヲ結フヤ當面ノ各部隊長ハ機ヲ逸スルコトナク又當日未タ其局ヲ結フニ至ラサル場合ニ於テハ通常日没後速ニ戦闘要報ヲ提出スヘシ而シテ戦闘數日ニ互ル場合ニ於テハ通常所定ノ時刻ニ之ヲ提出スルモノトス  
戦闘要報ハ上級ノ指揮官ヲシテ爾後ノ戦闘若クハ戦闘直後ノ指揮ヲ適切ナラシムル爲極メテ重要ノモノナルヲ以テ部隊ノ大小ト情況トヲ顧慮シ左ノ事項中必要ト認ムル件ヲ取捨蒐録スヘキモノトス而シテ機ヲ逸シタル戦闘要報ハ其價值ナキヲ以テ報告事項ノ完備ニ拘泥ス



ル自己ノ企圖ヲ得レバ此等  
敵ノ兵力、團隊號、特異ナル裝備及戰法  
彼我損害ノ概數  
殘餘ノ彈藥、燃料其ノ他主要ナル資材要スレバ此等ノ消費量ノ概  
數等  
戰鬪要報ハ機ヲ失セズ提出スルコト緊要ナリ故ニ報告事項ノ完備ニ  
拘泥スルコトナク又部下諸隊ノ報告ヲ待ツコトナク速カニ先ヅ緊要  
ナル事項ヲ報告シ後逐次之ヲ補修スルモノトス此ノ際所要ノ事項ヲ  
記入セル要圖ニ依ルヲ可トスルコトアリ

ルコトナク又部下團隊ノ報告ヲ待ツコトナク速ニ先ツ自己ノ報告ヲ  
出シ後漸次之ヲ補修スヘキモノトス  
戰鬪經過ノ概要  
敵ノ兵力、團隊號及特異ナル裝備、敵ノ退却方向等  
現時ニ於ケル彼我ノ態勢及敵情判斷並之ニ對スル自己ノ企圖  
彼我損害ノ概數  
殘餘彈藥及要スレハ消費彈藥ノ概數  
其他重要ナル事項  
戰鬪要報ニハ爲シ得レハ主要ナル時期ニ於ケル彼我ノ位置ヲ明ニセ  
ル要圖ヲ添附スルヲ可トス

第一項、戰鬪要報を提出するは舊令第三十四の第一項では「通常日没後」云々とあつたのを、「通常」を  
除き、戰鬪數日に互る場合は通常所定の時刻に提出するものとして、當日其の局を結ばなかつた場合と  
區別してあつたのを區別せぬこととせられたのである。

第二項は舊令第三十四第二項前段の字句を修正し、末尾に「但シ」以下を補足せられたもので、記載事  
項中第一は舊第一と第三とを合し、第二では「戦法」を加へ「敵ノ退却方向等」を除き、第四に於ては彈藥  
の次に「燃料其ノ他主要ナル資料」を加へ「其他重要ナル事項」を削除せられた。

第三項は舊令第二項の後段の字句を修正し、末文「此際」以下を増補せられた。  
舊令第三項は記載事項第一の末尾割註となつて居る。

第三項の末尾に増補せられた要圖は、舊令第三項即ち新令記載事項第一割註要圖とは別物であつて、

戰鬪要報全體を一つの要圖とする場合を示されたのである。

尙本要報は詳報と異り、固有の所屬を離れある場合には、現所屬の直屬上官にのみ提出すればよいと  
解せらる。

第三十三 歩兵、砲兵及航空兵ハ大(戰)隊(大隊又ハ戰隊ヲ成サザ  
ルモノニ在リテハ中隊若クハ之ニ準ズル部隊)以上、其ノ他ノ兵種  
ハ中隊以上ノ各部隊(獨立シテ戰鬪セル場合ニ於テハ小隊又ハ之ニ  
準ズル部隊ニ至ル迄)毎ニ戰鬪後戰鬪詳報ヲ調製シ一通ヲ各、其ノ  
固有ノ直屬上級指揮官及軍隊區分ニ依ル直屬上級指揮官ニ提出スル  
モノトス  
戰鬪詳報ノ目的ハ高級指揮官ヲシテ爾後ノ作戰ヲ適切ニ指導スル爲  
必要ナル資料ヲ收領セシメ且將來ニ於ケル戰鬪ノ參考ト爲サンガ爲  
廣ク實戰ニ於ケル經驗ヲ輯録スルニ在リ故ニ真相ヲ具體的ニ記述シ  
且提出迅速ナルニ從ヒ其ノ價值愈、大ナルモノトス  
各級指揮官ハ速カニ先ヅ自己ノ戰鬪詳報ヲ提出シ部下諸隊ノモノハ  
到着ニ從ヒ之ヲ提出スベシ此等ハ後日順序ヲ經テ大本營ニ進達セラ  
ルモノトス

第三十六 歩兵及砲兵ハ大隊以上、其他ノ兵種ハ中隊以上ノ各部隊  
(獨立シテ戰鬪セシトキハ小隊ニ至ルマテ)毎ニ戰鬪後戰鬪詳報ヲ纂  
録シ一通ヲ各其固有ノ直屬上官(軍隊區分ニ依ル直屬上官ニモ)ニ提  
出スヘシ而シテ此際各級指揮官ハ部下團隊ノ戰鬪詳報ヲ自己ノ詳報  
ニ添ヘ順序ヲ經テ大本營ニ進達スヘシ  
戰鬪詳報ノ目的ハ高級指揮官ヲシテ爾後ノ作戰ヲ正確適當ニ計畫セ  
シメムカ爲必要ナル材料ヲ十分收領セシメ且將來ニ於ケル戰鬪ノ參  
考ト爲サムカ爲廣ク實戰ニ於ケル經驗ヲ蒐録スルニ在リ故ニ此詳報  
ノ記述適確精細ナルニ從ヒ其價值益、大ニシテ又其提出迅速ナルニ  
從ヒ其效果愈、多キモノナリ  
戰鬪詳報ノ進達ニ方リ已ムヲ得サル場合ニ於テハ各級指揮官ハ速ニ  
先ツ自己ノ詳報ヲ進達シ部下團隊ノ詳報ハ後日之ヲ進達スルモノト  
ス

第一項は舊令第三十六の第一項に同じ、但し部隊等に若干の修正を加へられた外、大本營に進達する  
ことは後に移されてある。

第二項に於ては舊令第二項の「爾後ノ作戰ヲ正確適當ニ計畫セシメンガ爲」を「爾後ノ作戰ヲ適切ニ指  
導スル爲」、「故ニ此詳報ノ記述適確精細ナルニ從ヒ」云々を「故ニ真相ヲ具體的ニ記述シ」と改められた。



第三項は舊令第一項の末文と第三項とを併せ文章を整理せられたものであらうが、舊令第三項には「進達」なる語を用ひ、第一項には「此際」とあつたので新令とは其の趣旨を異にするやうにも解せられた。新令に於ては大本營に進達するのは「後日」とせられ、直屬上官に提出する場合は如く急ぐものではないことを明かにせられた。部下團隊のものが揃ふのを待つことは出来ないのが普通であるから、直屬上官には先づ自己の詳報を提出し、他は到着に従ひ提出することゝせられたのであらう。尙大本營に進達することは最後の到達點を示されたのみで、其の別に詳報を提出するものでないことはいふまでもない。詳報提出の時期に就て速かなることは要求せられてあるが、戰鬪要報とはちがひ、高級指揮官の爾後の作戰指導に資するものであるから、毎日其の必要なく、又不可能でもあり、一つの戰鬪が一段落ついた所で提出すべきものであらう、例へば敵を撃破して追撃に移る時は要報は出さなければならぬが、詳報は或る程度追撃を終つてからでなければ出せないだらう。

詳報の内容に就ては精細といふことも悪くはないがそれよりも善惡共に真相を具體的に書くことの方が、一層必要であるのはいふまでもあるまい。

**第三十四 戰鬪詳報ハ通常時刻ヲ逐ヒテ必要ノ事項ヲ列記シ且勉メテ其ノ由ツテ來ル所以ヲ明カニシ戰鬪ノ地域廣大ナルモノニ在リテハ所要ニ應ジ各地區毎ニ區分記載シ又各時期ニ於ケル彼我ノ位置ヲ明カニセル要圖爲シ得レバ寫眞、寫景圖ヲ添附スルモノトス**  
 戰鬪詳報ニ記載スベキ事項ハ兵種、部隊ノ大小等ニ依リ異ナルモ大部隊ヨリ提出スルモノニ包含セシムベキ事項ヲ例示スレバ左ノ如シ

**第三十七 戰鬪詳報ノ記載法ニハ一定ノ書式ナシト雖時刻ヲ逐ヒテ一々必要ノ事項ヲ列記シ且勉メテ其由テ來ル所以ヲ明ニシ戰鬪ノ區域廣大ナルモノニ在リテハ地區ニ從ヒ之ヲ若干團ニ區分シ各團毎ニ記載スヘシ又各時期ニ於ケル彼我ノ位置ヲ明ニセル要圖ヲ添附スルヲ要ス**  
 記載事項セ亦一定ノ標準ナシト雖大部隊ヨリ提出スル戰鬪詳報ニハ

戰鬪前ニ於ケル彼我形勢ノ概要  
 戰鬪ニ影響ヲ及シタル氣象(日出(夜)時刻、夜間、地形及住民地等ノ状態)

概ネ左ノ事項ヲ記載スルモノトス  
 戰鬪前ニ於ケル彼我形勢ノ概要  
 戰鬪ニ影響ヲ及ホセシ天候、氣象(日出時刻、日没時刻、夜間、地形及住民地等ノ状態)

彼我ノ兵力、交戦セシ敵ノ團隊號、將帥ノ氏名、編制、裝備、素質、戰法要スレバ敵ノ瓦斯ノ種類及用法並ニ我方防護資材ノ效果

彼我ノ兵力、交戦セシ敵兵ノ團隊號及將帥ノ氏名  
 陣地占領若ハ攻撃部署及其主ナル理由並戰鬪ニ關シ下シタル命令  
 各時期ニ於ケル戰鬪經過及之ニ關聯セル隣接部隊ノ動作  
 戰鬪ノ成績並勝敗一決セシトキノ景況

各時期ニ於ケル戰鬪經過(攻撃部署若クハ陣地占領、其ノ主關係部隊ノ動作及連絡施設ノ状態)  
 戰鬪後ニ於ケル彼我形勢ノ概要  
 輿圖、過失其ノ他將來ノ參考トナルベキ事項等

右ハ一般ニ必要ナル事項ヲ列舉セシモノナルカ故ニ之ヲ記載スルニハ其部隊ノ獨立シテ戰鬪セルト大兵團内ニ在リテ戰鬪セルトニ從ヒ取捨セサルヘカラス  
 戰鬪經過ニ關スル記事ノ精度ハ部隊ノ大小ニ應スルモノトス例ヘハ歩兵大隊ノ如キハ戰鬪開始ノ際取りタル部署、各種兵器ノ運用、戰鬪推移ノ状態特ニ突撃時ニ於ケル歩兵砲協同ノ真相、小行李ノ行動等ニ至ル迄之ヲ記述スルヲ可トシ軍、師團等ノ大兵團ニ在リテハ全般ニ互リ大綱ヲ記述シ細部ノ事項ハ適宜之ヲ省略スルカ如シ

受領セル命令、報告、通報ニシテ戰鬪ニ影響ヲ與ヘタルモノハ其ノ要旨ヲ本文中ニ記載スルカ若クハ其ノ寫ヲ附録トシテ結尾ニ添附ス此ノ際受信日時及地點ヲ記載シ置クコト緊要ナリ  
 死傷表、齒獲表及兵器、燃料、瓦斯防護資材等ノ損耗表ハ戰鬪詳報附表トシテ之ヲ提出シ又氣球及飛行部隊ハ戰鬪詳報附録トシテ昇陸記録又ハ飛行記録ヲ添附スルモノトス  
 各人、各隊ノ武功ニシテ特ニ拔群ナルモノハ記事ノ結尾ニ附記スルモノトス

死傷表、齒獲表、武器彈藥損耗表(附録第三參照)ハ戰鬪詳報附表トシテ之ヲ提出スヘキモノトス又飛行(氣球)中隊ハ戰鬪詳報附録トシ



テ航空記録(附録第四参照)ヲ添附スルヲ要ス  
各人各隊ノ勳功ニシテ特ニ顯著ナルモノハ必ス記事ノ結尾ニ附記ス  
ルモノトス

第一項 舊令第三十七の第一項「記載法ニハ一定ノ書式ナシト雖」を「通常」と改め、要圖の外に寫眞、寫景圖を添附することとせられた外、一二字句の修正を施された。

第二項 舊令第二項の「記載事項モ亦一定ノ標準ナシト雖」は削除し、舊令第三、第四項の趣旨を一括して「戦闘詳報ニ記載スベキ事項ハ」云々とし、大部隊より提出するもの、例を示され、記載事項中に於て、「天候」を削り、「戦闘地ノ状態」を「地形及住民地ノ状態」に改め、敵の「編制、裝備、素質、戦法、」其の他瓦斯に關することを補ひ、「戦闘後ニ於ケル彼我ノ陣地若ハ行動」を「戦闘後ニ於ケル彼我形勢ノ概要」とし、「參考ト爲スベキ所見」を「齟齬、過失其ノ他將來ノ參考トナルベキ事項等」と改められる外、舊令第四第五を併せ整理して重要な命令のみを附記し、隣接のみならず關係部隊の動作を記することとし、「連絡施設ノ状態」を補足せられた。又舊令の「戦闘成績並勝敗一決セシトキノ景況」は削除せられた。

第三項 舊令第五項の「戦闘動作」を單に「戦闘」に改め、「受信日時及地點」を記載すべきことを附加せられたものである。

第四項 舊令第六項「武器彈藥損耗表」を「兵器、燃料、瓦斯防護資材等」と又「飛行(氣球)中隊」を「氣球及飛行部隊」に、「航空記録」を「昇騰記録」又は「飛行記録」に改められた。

第五項 「必ス」を除きたる外舊令第七項に同じ。

舊令第三十二、特に要求なきときも地形に關し報告すべきこと及第三十五情報記録に關することは削除せられた。

### 第三章 連絡

舊令第四章「命令、通報、報告」なる標題を「連絡」とし、舊令通則中にあつた關係事項を移し、施設と實施とに區分して整理増補せられた。

#### 第一節 連絡施設

第三十五 高級指揮官ハ連絡ノ實施ヲ確實且圓滑ナラシムル爲適時

連絡規定ヲ定ムルモノトス

連絡規定ニハ左記事項中必要ノ件ヲ包含セシムルモノトス

連絡擔任區分

通信實施上必要ナル統制事項即チ電報發信權ノ附與又ハ制限、取

扱電報ノ制限、通話權ノ附與、通話時間ノ制限、周波數ノ規正

及配當、呼出符號ノ配當、通信特ニ無線通信ノ制限若クハ禁止

暗號其ノ他通信祕匿ニ關スル事項

略號、信號、記號、標旗、標識等ニ關シ特ニ統制スベキ事項

通信施設ノ掩護及在來連絡施設ノ利用ニ關スル事項

空地連絡ニ關スル事項



非常警報、瓦斯警報、ニ關スル事項  
 飛行機警報ニ區分ス  
 時報及氣象報ニ關スル事項  
 其ノ他永續的ニ規定スベキ事項等  
 各級指揮官ハ上級指揮官ノ規定ニ基キ前項ニ準ジ所要ノ事項ヲ規定ス

戰場は平面的にも立體的にも頗る廣大となり、作戰は益々複雑となつたのみならず、大に輕快神速でなければならぬ。従つて連絡は極めて重要であり、之に當る機關の種類も數量も著しく増大せられたので之が統制を必要とする。本條を新に増補せられたのは之が爲であらう。但し事柄が新に生じたのではない。

第三十六 連絡施設ハ指揮官ノ企圖ニ基キ狀況特ニ軍隊ノ配置及爾後ニ於ケル作戰ノ推移ヲ考慮シ緊要ナル方面及時期ニ於テ完全ヲ期シ得ル如クシ其ノ他ニ在リテハ最小限度ニ止ムルモノトス而シテ緊要ナル連絡施設ニ在リテハ常ニ副手段ヲ準備シ連絡ノ中絶ヲ豫防スルヲ要ス  
 指揮官ハ所望ノ如ク連絡施設ヲ完成セシムル爲ニ要スル時間ヲ考慮シ機ヲ失セズ連絡機關ニ所要ノ選擇ヲ與フルコト緊要ナリ

新に増補せられたのであるが、先にも述べた通り、連絡機關は其の人員も資材も不足勝であるから、よく緩急、要否を考へ方面にも時期にも所謂重點主義を取り、且運用を巧にすることが必要である。又殊に電氣的通信の如きは氣象、敵、間諜などの爲故障を生じ妨害を受け中絶することが尠くないから、

副手段を準備することの必要なこともいふまでもない。

連絡は適時に通ずることが必要であり、其の施設には相當の時間を要するのであるから、指揮官は將來を洞察して機を失せず連絡機關に所要の憑據を與へなければならぬが、單に準備に止めるか、實施するかはよく考へて明かに示すことが必要である。遅れてよくないのはいふまでもないが、過早に實施すると狀況の變化に依り其の不用となつた場合、之が撤收には時間を要し、他の急に應ずることが出来ない不利を來すことがあるからである。

第三十七 連絡施設ハ之ヲ統一シテ整然タル系統ヲ確立シ巧ニ之ヲ運用シテ其ノ最大能力ヲ發揮セシムルコト緊要ナリ之ガ爲高級指揮官ハ通常連絡中樞及連絡幹線ヲ定メ又上級指揮官ハ要スレバ部下指揮官ノ行フベキ連絡施設ノ擔任ヲ示シ所要ニ應ジ連絡系統圖(表)ヲ作製シテ連絡ノ系統、時期、手段等ヲ明カナラシメ作戰ノ推移ニ伴ヒ之ヲ補修スルモノトス

第三十八 連絡勤務ノ編成ハ成ルヘク統一セラルルコト緊要ニシテ之ガ爲所要ニ應ジ連絡系統表ヲ作製シテ連絡ノ系統及其手段ヲ明ニシ尙之ニ必要ナル注意事項ヲ採録シ逐次之ヲ補修シ置クヲ便トス

本條は前條を具體化したもので舊令第三十八に略、此の趣旨を示されてあつたのであるが、連絡中樞及幹線を定めること、要すれば部下指揮官の施設擔任を示すこと、系統圖を作製すること等重要なる補修を加へられてある。

第三十八 指揮官ハ自己ノ位置、行動及之ニ伴フ連絡ニ關シ豫メ關係指揮官ニ報告、通報シ通信機關ニ命令又ハ通報シ要スレバ關係通信所(作業頭)ヲ誘導シ以テ常ニ連絡ヲ確保スルコトニ勉ムルヲ要ス  
 狀況ニ依リ部下指揮官ノ位置又ハ進路等ヲ指定スルヲ可トスルコト

第十 凡ソ軍隊ノ指揮及協同動作ハ適切ナル命令、通報、報告ノ適時傳達セラルルニ隨ヒ益々容易ナリ故ニ各級指揮官ハ適時自己ノ位置若ハ命令、通報、報告ヲ受領スヘキ地點ヲ關係指揮官ニ示シ迅速ニ連絡ノ手段ヲ講スルコト緊要ナリ之ガ爲上級指揮官ハ所要ニ應シ



アリ  
指揮官其ノ位置ヲ變更スルニ方リテハ新位置ニ於ケル連絡施設ヲ整  
ヘタル後ニ於テスルヲ可トス又舊位置ニ必要ノ人員、器材ヲ殘置シ  
爾後ノ連絡ヲ確保スルヲ要スルコトアリ

第一項は舊令第十を補修せられ、連絡すべき「地點」を削り「行動及之ニ伴フ連絡」とし、通報のみならず「報告」すべきこと、「通信機關ニ命令又ハ通報」すること等を増補したる外、所要ニ應ジ部下團隊ノ爲其連絡位置ヲ指示スル」を、「狀況ニ依リ部下指揮官ノ位置又ハ進路等ヲ指定スル」に改められた。

第二項は新に増補せられたものである。

比較的一地に長く留つて居る高級指揮官も爾後の行動と之に伴ふ連絡即ち連絡の系統、施設の豫定等を報告、通報することは傳令、斥候等の爲特に必要であり、關係通信所—電信電話などの作業中は其の作業頭—の如きは之を誘導して行くくらひにしなければならぬ。又獨斷活用の餘地を大ならしむる見地に依り、廣地域に互り行動を拘束しないやうな場合に於ても連絡機關の能力等の關係上、指揮官の位置又は進路は拘束する必要を生ずることがあらう。第九十八搜索隊主力の到達地點指定は其の一例といへよう。

連絡の良否は距離の大小のみに因らないのみならず、分秒を争ふこともあり慣れた所と然らざる所とでは、所要時間にかかりの差を生ずる。殊に電氣的通信の如きは移動に依りて一時中絶するものと考へなければならぬから、第二項の著意は大いに必要である。

第三十九 連絡ノ施設ニ方リテハ成ルベク人員、器材ノ節約ヲ圖リ且戰況ノ推移ニ應ズル爲常ニ若干ノ豫備ヲ控置シ又不要ニ歸シタル施設ハ適時之ヲ撤收スルコト必要ナリ

新に増補せられた。

元來十分であり得ない通信機關の人員、器材を成るべく節約すべきはいふまでもないが、戰況の推移に依つては豫定以上に、又豫定外に連絡を必要とすることが生ずる。然るに既設のものを撤收するには相當の時間を要するのであるから、常に若干の豫備を控置すること及不要のものを適時撤收することの必要なるは、之亦いふまでもないであらう。

第四十 飛行機ハ他ノ連絡施設整ハザル場合ニ於テモ迅速有效ニ連絡ノ目的ヲ達成シ得ルコト多キヲ以テ常ニ其ノ用法特ニ飛行場（著陸場）ノ設定、之トノ通信施設、空地連絡法等ヲ適切ナラシムルコト緊要ナリ

空地連絡ニ方リテハ裝備ニ應ジ連絡事項ノ緩急及要度、爾後ニ於ケル任務達成ノ便否等ヲ考慮シテ其ノ手段ヲ決定スルモノトス

新に増補して連絡上飛行機の特性を示されたものである。

廣大なる戰場に於ては地上の連絡施設は相當大なる時間を必要とし、比較的輕快なる無線通信は氣象等の障礙を受け易く、機械化部隊の神速なる行動等に伴つて連絡を確保することは至難である。かゝる時飛行機は殆ど唯一の連絡機關ともいふべく、重要な役割を果すことが出来るのはいふまでもないが、



狭い地域に於ても諸種の障碍に依り、地上の連絡が絶えたやうな場合に用ひて大に其の特性を發揮することがあるのは現に戦場に於て経験中である。而して此の特性は其の用法と共に地上部隊と飛行機との連絡が良好であつて始めて、發揮せらるゝものであるから、其の施設を完備することが必要で、連絡すべき部隊の近傍に飛行場なり著陸場なりを設定するか、既設のものを利用することが出来れば好都合であるが、多くは無線、視號、通信筒等に依る空地連絡を使用することゝなるべく、其の場合には彼我有する裝備に應じ緩急要度を考慮して適當なる手段を定めなければならない。尙、飛行機が著陸して連絡するのは確實ではあるが、かなりの時間を要するものであることを顧慮しなければならぬ。

第四十一 空地連絡ハ其ノ特性ニ鑑ミ各種ノ連絡手段ヲ講ジ之ガ確保ヲ期スルト共ニ其ノ實施ニ方リテハ死節時ヲ減ズルコト緊要ナリ之ガ爲地上部隊ノ指揮官ハ自己ノ連絡機關ヲ使用シテ飛行機ト連絡スルノ外絶エズ上空ヲ監視シ友軍飛行機ヲ識別シ其ノ記號ニ注意セシメ飛行機モ亦其ノ任務ニ應ジ地上部隊ノ状況ヲ審カニシ置クヲ要ス此ノ際飛行機ノ行動ニ依リ司令部ノ位置ヲ察知セラレザルノ注意ヲ必要トス

第十四 各級指揮官ハ必要ニ應シ無線電信、視號通信等ニ依リ友軍飛行機トノ連絡法ヲ講セサルヘカラス又各部隊ハ直接協力スル飛行機ヲ適時識別シ絶エズ其連絡記號ニ注意スルヲ要ス(附錄第二參照)

前段「死節時ヲ減ズルコト緊要ナリ」までは新に増補し、中段は舊令第十四の字句を修正し、後段は新に加へられたものである。如何なる連絡にも死節時があつてよい譯はないが、空地連絡に於ては飛行機ノ特性上特に之をなくすることが必要で、其の爲地上部隊は無線通信の機關を巧に運用して絶えず連絡し、視號又は通信筒の拾得を準備することが必要であり、飛行機は地上部隊の状況を審かにして置いて

其の何を要求するかを察し、連絡すべき部隊を捜し索めるといふやうなことのないやうにしなければならぬ。

第四十二 各司令部(本部)相互間ニ於ケル連絡ヲ圓滑適切ナラシムル爲所要ニ應ジ連絡將校ヲ派遣スルモノトス  
連絡將校ハ絶エズ所屬部隊ノ現況、爾後ノ行動等ヲ知悉シ必要ニ應ジ先方部隊ノ要求、爾後ノ企圖、該方面ニ於ケル必要ナル状況等ヲ適時報告スルモノトス

第十五 上級指揮官ト部下各部隊長トノ間及比隣部隊長相互間ニ於ケル連絡ヲ最モ圓滑且適切ナラシムルカ爲ニハ各指揮官ハ所要ニ應ジ五ニ連絡將校ヲ派遣スルヲ可トス  
連絡將校ハ出發ニ方リ所屬部隊ノ現況及爾後ノ行動等ヲ知悉シ先方部隊ニ到着セハ當該部隊ノ要求、爾後ニ於ケル企圖、該方面ニ於ケル必要ナル状況等ヲ適時報告スルヲ要ス

第一項は舊令第十五第一項の字句を修正せられたもので、「派遣スルヲ可トス」は「派遣スルモノトス」と改められた。

第二項に於ては舊令第十五の第二項に所屬部隊の現況及爾後の行動を出發に方り知悉するものと示されてあつたのを、絶えず承知しあるべきことに改め「先方部隊ニ到着セハ」を「必要ニ應ジ」と改められた。連絡將校が絶えず所屬部隊の現況等をよく知つて居ることの必要はいふまでもないが、實際にはなかなか困難であるから、絶えず状況を判断して機に投じ積極的に連絡しなければならぬと思ふ。

第四十三 司令部(本部)ニハ命令、報告、通報傳達ノ爲所要ノ傳達機關ヲ準備シ且豫メ其ノ用途ヲ考慮シ置クコト必要ナリ  
作戰上必要ナル場合ニ於テハ命令傳達ヲ容易ナラシムル爲下級部隊ノ命令受領者ヲ一時司令部(本部)ニ招致シ置クコトヲ得

第四十四 司令部及各部隊ノ本部ニハ命令、通報、報告傳達ノ爲通常傳令將校、乘馬傳令、徒歩傳令ヲ置キ自動二輪車、自轉車等ヲ準備スルモノトス而シテ之カ使用ノ爲ニハ能ク此等傳令ノ性能ヲ知悉シテ常ニ情況ニ應シ適切ニ之ヲ充用スルト共ニ爾後傳達ノ必要ヲ生スヘキヲ顧慮シ豫メ其用途ヲ考慮シ置クコト必要ナリ



戰闘ヲ豫期スル前進ニ於テハ命令傳達ヲ容易ナラシムル目的ヲ以テ  
下級部隊ノ副官等ヲ一時高等司令部ニ招致シ置クコトヲ得然レトモ  
戰闘開始後ニ於テハ勉メテ之ヲ避クヘシ

第一項に於ては舊令第四十四の第一項に傳達機關として通常傳令將校等を準備し、其の性能を知悉して適切に之を充用すること、及爾後の必要を顧慮すべきことを示されてあつたが、之を削除し簡單に「所要ノ傳達機關ヲ準備シ且」云々と改められた。

第二項命令受領者を招致することに就ては、舊令第四十四の第二項では戰闘を豫期する前進に於て、副官等となつて居つたが、新令では作戰上必要ある場合命令受領者と示され、高等司令部に限らざることとし、戰闘開始後に於ては勉めて之を避くべしとの注意は除かれた。

命令受領者を招致して置くことは戰闘を豫期する前進に於てのみ必要ではなく、如何なる場合に於ても重要な命令を下達する爲には其の必要があるから、新令では汎く作戰上必要ある場合と示されたのであらう、又下級部隊の副官は其の数が少く多忙なのが常であるから、普通之を招致して置くことは避けなければならぬ。

命令受領者を招致して置くことは、戰闘間に於てさへも禁止ないくらい其の場合を汎くせられたが、併しそれは飽くまでも一時的であつて、其の必要もないのに絶えず招致して置くことは許されない。本部の書記等やはり多忙な仕事を持つて居る者を、長く所屬部隊から離れしめることよくないのはいふまでもないのであるから、之を招致する時期はよく考へなければなるまい。

第四十四 命令、報告、通報傳達ノ爲狀況ニ依リ乘馬、自轉車若クハ徒歩ノ傳令等ヲ以テ選傳哨ヲ設クルコトアリ

第四十八第一項前半 情況ニ依リ傳達ノ爲乘馬、自轉車若ハ徒歩ノ傳令ヲ以テ選傳哨ヲ設クルヲ利トスルコトアリ

舊令第四十八第一項の前段の字句を修正せられたものである。

舊令第四十八第一項後段遞騎哨に關する制限及同第二項遠距離の場合、傳達者選定に關する注意は削除せられた。

尙之に關聯し舊令第四十九、第五十遞傳哨に關する詳細なる記述も削除せられて居る。自動車等の發達に依り遠距離に長時間遞傳哨を設置するが如き必要がなく、從て詳細なる規定をするまでもなからう。

第四十五 傳令ノ速度ハ地形、距離、氣象、季節、明暗ノ度等ニ依リ異ナルモ晝間ニ於ケル標準左ノ如シ  
乘馬傳令

第五十一 傳令ノ速度ハ地形ノ難易、距離ノ遠近、天候ノ良否、明暗ノ度、馬匹ノ狀態等ニ依リ多少ノ差異アリト雖晝間普通ノ景況ニ於ケル速度ヲ概定スレハ左ノ如シ  
乘馬傳令

並 一時間約八軒 常歩二、速歩一ノ割合  
急 一時間約十軒 常歩一、速歩二ノ割合  
至急 馬力ノ堪フルニ應ジ成ルベク迅速ナル速度  
徒歩傳令

並 一時間約五軒 概ネ速歩ト駈歩  
急 一時間約六軒 速歩ト混用  
至急 體力ノ堪フルニ應ジ成ルベク迅速ナル速度  
自轉車及自動車ノ速度ハ適宜之ヲ定ムルカ若クハ到着時刻ヲ以テ規定スルヲ可トス

並 一時間約八軒 (概ネ三分ノ一ノ歩度即常歩二、速歩一ノ割合)  
急 一時間約十軒 (概ネ三分ノ二ノ歩度即常歩一、速歩二ノ割合)  
至急 馬力ノ耐フルニ應シ成ルヘク迅速ナル速度ヲ用ヒ約二十軒以内ノ距離ニノミ應用スヘキモノトス  
徒歩傳令  
並 一時間約五軒 (概ネ速歩ヲ用フ)  
急 一時間約六軒 (駈歩ト速歩トヲ混用ス)



至急、唯近距離ニノミ用フルモノニシテ體力ノ耐フルニ應シ、歩  
自轉車ノ速度ハ良好ノ景況ニ於テ一時間約十二軒ヲ標準トスルモ道  
路ノ景況、天候ノ良否、明暗及傳達緩急ノ程度等ニ應シ適宜之ヲ定  
メ若ハ到着時刻ヲ以テ之ヲ規定スルヲ可トスルコトアリ

第一項は舊令第五十第一項の字句を修正せられたもので内容は變化なし。

第二項は舊令の第二項中自轉車の速度等に關することを削除し「自動車」を加へ「可トスルコトアリ」を「可トス」と改められた。

第四十六 夜間又ハ地形錯雜等ノ爲關係部隊ノ位置容易ニ判明シ難  
キ虞アル場合ニ於テハ豫メ所要ノ偵察ヲ行ヒ要スレバ道標其ノ他適  
宜ノ標識ヲ設ケ且之ニ使用スル傳令ヲ豫定シ置クヲ可トス

第四十七 夜間又ハ地形錯雜等ノ爲關係部隊ノ位置容易ニ判明シ  
難キ虞アル場合ニ在リテハ豫メ所要ノ偵察ヲ爲シ且之ニ使用スル傳  
令ヲ豫定シ置クヲ可トスルコトアリ

要すれば道標其の他適宜の標識を設けることを示された外舊令と同じ。

第四十七 高等司令部ニ於テハ情報ノ收集及傳達ニ便ナラシムル爲  
交通路ノ要點ニシテ成ルベク空地連絡ニ便ナル場所ニ情報所ヲ設ク  
ルコトアリ

情報所ハ常ニ掩護ノ處置ヲ講ジ又所屬司令部トノ間ニハ連絡施設ヲ  
完備シ且適時其ノ位置ヲ各部隊ニ通報シ所要ノ標示ヲ行フモノトス  
情報所ニハ一般ノ狀況ニ通曉セル將校ヲ派遣ス而シテ該將校ハ到着  
セル情報ヲ點檢シ其ノ要度及緩急ヲ較量シテ轉送ノ順序及方法ヲ決  
定スルモノトス

第五十八 頻繁ナル情報ノ蒐集及査覈ヲ便ナラシメ且傳達路ヲ短縮  
スル爲情報收集所ヲ設クルヲ有利トスルコトアリ其位置ハ通常交通  
路ノ要點ニ設ケ特ニ之カ掩護ニ注意シ其人員ハ利用スヘキ傳達法並  
其位置及運送スヘキ道路安全ノ度ニ應シ之ヲ定メ適時其位置ヲ軍隊  
ニ通報シ所要ノ標示ヲ爲スモノトス又其長ニハ現時一般ノ情況ニ通  
スル將校ヲ選フヘシ此將校ハ到着セル情報ヲ點檢シ其重要ノ程度及  
緩急ヲ較量シ之ニ基キ更ニ轉送スヘキ順序ト方法トヲ定ムルモノト  
ス情況ニ依リ數多ノ情報ヲ綜合シテ傳達スルヲ以テ足レリトナルコ  
トアリ

舊令第五十八と比較すれば次の如く變つて居る。

- 一、「情報收集所を情報所」と改めたこと。
- 一、之を設けるは高等司令部なることを明示せられたこと。
- 一、設置の目的を情報の「收集及傳達の便」とし傳達路の短縮は其の中に包含せしめ、情報の「査覈」を  
除かれたこと。
- 一、位置に就て「通常」を除き「空地連絡の便」を加へられたこと。
- 一、人員に關することは削除せられたこと。
- 一、舊令末文「情況に依り數多の情報を綜合して傳達するを以て足れりとする」ことを削除せられたこ  
と。

一、以上の外「掩護ニ注意シ」を「掩護ノ處置ヲ講ジ」と改むる等一、二字句を修正せられて居る。  
情報の査覈に就ては第三項に示された外は第三篇に據るべきものであらうが、情報所に於ては傳達を  
主とし要度、緩急を誤らなければ足れりとするべきであらう、従つて到着したる情報を其の儘轉送すべ  
きもので、數多の情報を綜合して一つの情報を作製するが如きは、情報所の目的とする所ではあるまい。

第四十八 軍隊ハ通信部隊ノ作業實施、宿營、給養等ニ關シ便宜ヲ  
與ヘ友軍通信施設ヲ愛護シ又通信施設ノ警戒及掩護、電報配達業務  
等ニ關シ通信部隊ヨリ援助ノ請求アリタルトキハ狀況ノ許ス限り之  
ニ應ズベキモノトス

第三百九十 軍隊ハ通信部隊ノ作業實施及宿營、給養等ニ關シ所要  
ノ便宜ヲ與フルト共ニ電線ノ保護及配達業務等ニ關シ通信部隊長等  
ヨリ援助ノ請求アルトキハ情況ノ許ス限り之ニ應スヘキ義務ヲ有ス



舊令の「電線ノ保護」を「友軍通信施設ヲ愛護」と改め、其の次に「通信施設ノ警戒及掩護」を補足せられた。愛護を要するものは電線のみでなく、通信施設の警戒及掩護は極めて必要であるに拘らず、通信部隊の力はそこまで手が届き兼ねるからであらう。而して愛護といふのは敵或は敵意を有する住民などに對するばかりではなく、氣象、交通等に對しても云はれたものと思ふ。

### 第二節 連絡實施

第四十九 命令、報告、通報ノ傳達ハ指揮ノ系統ヲ逐ヒテ之ヲ行フモノトス然レドモ事急ナル場合ニ於テハ此ノ順序ニ依ルコトナク直接所要ノ部隊ニ傳達スルヲ通常トス此ノ際省略セル中間部隊ニハ速カニ別報シ同時ニ上級(下級)ノ部隊ニハ既ニ傳達セシコトヲ知ラシムルヲ要ス  
指揮ノ系統ヲ有セザル部隊間ニ於ケル通報ノ傳達ハ協同動作上直接關係ヲ有スル部隊ニ向ヒ相互ニ之ヲ實施スルヲ通常トスルモ危險ノ迫レル部隊ニ對シテハ連絡系統ノ如何ニ拘ラズ速カニ通報スルモノトス  
隣接部隊間ニ於ケル連絡ハ通常右ヨリ左ニ行フモノトス狀況ニ依リ上級指揮官之ヲ指示スルコトアリ若シ兩者間ニ連絡施設ノ暇ナキトキハ直上ノ司令部又ハ本部ヲ經由シテ連絡スルヲ通常トス  
同一ノ命令、報告、通報ヲ同時ニ諸方面ニ傳達スル場合ニ於テハ此

ノ旨ヲ併セ傳ヘ以テ各部隊ヲシテ傳達ノ重複ヲ避ケシムルコト緊要ナリ

第一項 舊令第三十九第一項には事急なる場合直接所要の部隊に傳達することを「得」とあつたのを、傳達するを「通常」とすに改め、中間部隊には「所要に應じ成るべく速かに」別報すとあつたのを、「速かに」別報することとし、「附記する」を「知らしむ」とせられた。

蓋し事急なる場合は「得」などといつて居る譯にいかないであらうし、「所要」ならざることもなく、又必ずしも附記するを要せざるが故の修正であらう。

第二項に於ては舊令第二項中「又ハ某情況ニシテ任務上之ヲ必要トスル」なる一句と、其の次の「先ツ」を除き「連絡系統ノ如何ニ拘ラズ」とせられた。

協同上必要あるか危険の迫れる場合の外は、さほど急を要することもないと思はれるので、「又ハ某情況ニシテ」云々といふが如き場合は、順序を経て連絡すればよからう。又、「先ツ」といへば後で系統に従ひ通報する如く解せられるが、其の必要はないから之を除かれたのであらう。

協同動作上直接關係ある場合と、危険の迫れる場合との連絡のやり方に就ては、「モ」の字を以て連絡してある爲に、何等か大いに異なる所あるのではないかと考へられるが、實際に於ては簡單で似たものであらう。

第三項 は新に増補せられたもので、此の規定に依り連絡の施設は機を失せず敏速に實施せらるゝであらう。

第三十九 指揮ノ系統ヲ有スル部隊間ノ命令、通報、報告ノ傳達ハ其系統ヲ逐ヒテ之ヲ行フモノトス然レドモ事急ナル場合ニ於テハ此ノ順序ニ從フコトナク直接所要ノ部署ニ傳達スルコトヲ得此場合ニ在リテハ中間ニ於テ省略カレタル部隊ニハ所要ニ應ジ成ルヘク速ニ別報シ同時ニ上級(下級)ノ部隊ニハ既ニ傳達セシ旨ヲ附記スルヲ要ス  
又指揮ノ系統ヲ有セザル部隊間ニ於ケル通報ノ傳達ハ相互ノ協同動作上級直接關係ヲ有スル部隊ニ向テスルヲ通常トスルモ危險ノ迫レル部隊又ハ某情況ニシテ任務上之ヲ必要トスル部隊ニハ先ツ直ニ通報スルモノトス  
同一ノ命令、通報、報告ヲ同時ニ諸方面ニ傳達スル場合ニハ此旨ヲ併セ傳ヘ以テ各部隊ヲシテ傳達ノ重複ヲ避ケシムルコト緊要ナリ



第四項 は舊令の第三項と全く同一である。

第五十 各級指揮官ハ各種連絡機關ノ性能ニ精通シ且常ニ連絡施設ノ状態ヲ明カニシ連絡手段ノ選擇ヲ適切ナラシムルヲ要ス而シテ電氣的通信ハ不通若クハ誤達ノ虞アルヲ以テ特ニ重要ナル事項ハ別ニ筆記又ハ印刷シテ送達スルコト必要ナリ又飛行機ヲ使用スルニ方リテハ之ガ濫用ヲ戒ムルト共ニ副手段ヲ講ズルノ著意ヲ必要トス

飛行機を使用する場合を増補した外は舊令第四十の字句を修正せられたに過ぎないが、電氣的通信を用いた場合別に筆記又は印刷して送達することは、舊令と稍、異り「特」に重要な「事項」とせられ、單に重要な場合でなく、又命令等の全部でないとして解せらる。

第五十一 電話通信ニ方リテハ勉メテ責任者相互直接ニ通話スルヲ要ス  
電話通信ノ爲要スレバ通話者ヲ制限シテ通信ノ濫用ヲ戒メ又秘密事項ヲ通話スル場合ニ於テハ主任者以外ノ者ヲ遠ザクル等其ノ漏洩ヲ豫防スルノ注意ヲ必要トス

第四十二 電話ヲ以テ通信スルニハ勉メテ責任者相互直接ニ通話スヘシ而シテ電話通信ニ在リテハ特ニ通話者ヲ制限スルヲ必要トスルコトアリ  
秘密ニ關スル事項ヲ通話スル場合ニ在リテハ主任者以外ノ者ヲ遠ザケ其漏洩ヲ豫防スルノ注意ヲ必要トス之カ爲斯クノ如キ通話ヲ要スルコト多キニ從ヒ特別ナル設備ヲ爲シアルトキハ極メテ便利ナリ

舊令第四十二中、第二項の後段特別な設備のことは削除して、「遠ザクル等」に其の意を含めたる外は概ね字句を修正せられたに過ぎないが、通話者の制限のみならず「通信の濫用」を戒められたことは注意を要すると思ふ。通信手が相互に睡眠を豫防する必要からかも知れないが、電話はかなり濫用せらる

傾があるのではあるまいか。

第五十二 電話ヲ以テ命令、報告、通報ヲ傳達スル場合受話者ハ必ズ之ヲ復唱シ又筆記電話ニ在リテハ一句毎ニ復唱シツツ之ヲ筆記シ後更ニ其ノ全文ヲ復唱シ且傳達者ノ氏名及受信日時ヲ附記シ又傳達者ハ受話者ノ氏名及送信日時ヲ附記シ置クモノトス  
視號若クハ口頭ニ依リ重要ナル命令、報告、通報ヲ傳達スル場合ニ於テモ亦前項ニ準ズ

第四十一 電話ヲ以テ命令、通報及報告ヲ傳達スルトキハ受話者ハ必ズ之ヲ復唱シ傳達事項長キトキハ一句毎ニ之ヲ筆記シ後更ニ其全文ヲ復唱スルモノトス而シテ受話者ハ其傳達者ノ氏名及受信日時ヲ附記シ置クヲ要ス  
視號若クハ口頭ニ依リ重要ナル命令、通報、報告ヲ受ケタル場合モ亦之ヲ筆記シ且適宜傳達者ノ氏名及受信日時ヲ附記シ置クモノトス

第一項は舊令第四十一の第一項に傳達者も亦受話者の氏名等を附記すべきことを増補し、「筆記電話」なる名稱を定め其の傳達事項長きときのみ用ふるものにあらざる趣旨を示され、一句毎に復唱しつゝ、筆記することゝせられた。

第二項は第一項に準ずることゝした結果、重要なものは前記増補事項の外、復唱することゝなる。受話者の氏名等を附記することは前條第一項の趣旨に依り傳達を慎重にし責任を明かにする爲に必要である。

第五十三 傳令ヲ以テ命令、報告、通報ヲ傳達スルニ方リ其ノ内容特ニ重要ナルカ或ハ其ノ途中安全ナラザルトキハ數使ヲシテ異ナル經路ヲ取ラシムルカ或ハ所要ノ人員ヲ同行セシメ爲シ得レバ適任ノ將校ヲシテ之ヲ傳達セシムルヲ可トス

第四十六 命令、通報、報告ニシテ特ニ重要ナルカ或ハ其途次安全ナラザルトキハ數通ヲ製シ數通ヲ發シテ相異ル道路ヲ取ラシメ或ハ二人以上ヲ同行セシメ又ハ將校ヲシテ之ヲ傳達セシムヘシ時宜ニ依リ將校ヲシテ自動車又ハ飛行機ヲ利用セシムルヲ可トスルコトアリ  
傳令勤務ニ服スル者ハ爲シ得レハ輕裝セシメ以テ其行動ヲ容易ナラシムヘシ



舊令では時宜に依り將校をして自動車等を利用せしむるを可とすと示されてあつたのを、爲し得れば將校をして傳達せしむべしとし、舊令第二項爲し得れば傳令勤務者に輕装せしむべきことを削除せられ一、二字句を修正せられた外舊令第四十六に同じ。

第五十四 傳令ニ示スベキ事項概ネ左ノ如シ

受信者及其ノ所在地

經路

速度若クハ歩度要スレバ到着時刻

傳達後ノ處置

其ノ他必要ノ注意

前項ノ外敵ニ關シ願慮スベキ事項ヲ指示シ經路ノ要圖若クハ之ヲ記入シタル地圖ヲ與ヘ或ハ磁針ヲ携行セシムルヲ可トスルコトアリ

磁針を携行せしむる件を増補せられたる外は舊令第五十二に同じ。

第五十五 發信者ハ傳令ニ文書ノ内容ヲ知ラシメ置クヲ可トスルコトアリ途中敵ニ關スル願慮ヨリ文書ノ破棄、燒却ヲ要スルノ虞アルトキ特ニ然リトス斯クノ如キ場合ニ於テハ文書ニ我が部隊號ヲ記載スベカラズ  
報告及通報ハ途中他ノ司令部及軍隊ニ知ラシムルヲ適當トスルコトアリ此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ傳令ニ示シ傳令ハ途中所要ノ指揮官等ニ簡單ニ之ヲ告知スルモノトス

第五十二 傳令ニ示スベキ事項概ネ左ノ如シ

受信者及其所在地

經路

速度若クハ歩度(要スレハ到着時刻)

傳達後ノ處置

其他必要ノ注意

又敵ニ關シ願慮スベキ事項ヲ指示シ經過路ノ要圖若クハ之ヲ記入シタル地圖ヲ與フルヲ要スルコトアリ

第五十三 發信者ハ傳達者ニ其書中ノ内容ヲ知ラシメ置クヲ可トスルコトアリ特ニ途中敵ニ關スル願慮ヨリ書簡ノ破毀消滅ヲ要スル虞アルトキニ於テ然リトス又此ノ如キ場合ニ於テハ書簡ニ我軍ノ部隊號ヲ記載セサルヲ可トス

第五十五 通報及報告ハ途中ニ於テ他ノ司令部及軍隊ニ知ラシムルヲ適當トスルコトアリ此場合ニ於テハ特ニ其旨ヲ傳令ニ示スベキモノトス然ルトキハ傳令ハ途中所要ノ上官等ニ簡單ニ之ヲ告知スヘシ其他ノ場合ニ於テ傳令ヲ途中ニ滞留セシムルハ唯特別ノ時機ニ際シ之ヲ滞留セシメタル者自ラ其責ニ任シテ爲スヲ得ルノミ然ルトキハ

該通信紙ノ一端ニ署名スヘシ

第一項は「消滅」を「燒却」としたる等一、二字句を修正せられたる外は、舊令第五十三と略、同一であるが、我が部隊號を記載することは舊令では「セザルヲ可トス」とあつたのを「スベカラズ」と改められた。

第二項は「特ニ」を除きたる外舊令第五十五の第一項に同じ。

舊令第五十五第二項、傳令を途中に滞留せしむる場合のことは削除せられた。蓋し必要があつても極めて稀有な場合に過ぎないからであらう。

第五十六 傳令ノ任務ハ重要ナリ故ニ此ノ勤務ニ服スル者ハ全力ヲ盡クシ其ノ責任ヲ完ウスベシ

傳令ハ途中上官ニ遇フトキハ「傳令」ト呼ビ其ノ歩度(速度)ヲ變ズルノ要ナシ又命令、報告、通報ヲ傳達スル爲下馬ヲ要セズ  
傳令ハ要スレバ受信者ノ宛名ヲ呼ビテ其ノ所在ヲ索ムベシ此ノ際其ノ附近ニ在ル者ハ傳令ニ所要ノ告知ヲ爲スベキ義務アルモノトス  
傳令途中ニ於テ事故ヲ生ジタルトキハ速ニ最寄部隊ニ交渉スルヲ要ス此ノ際各部隊ハ傳令ニ對シ爲シ得ル限り援助ヲ與フルヲ要ス  
傳令ハ通過スル沿路ヲ良ク觀察シ時々後方ニ面シテ地形ヲ記憶シ歸路ヲ誤ラザルノ注意ヲ必要トス

第一項を増補せられた外は舊令第五十四の字句を僅かに修正したるに過ぎない。

第五十七 傳令ハ敵ノ視目特ニ飛行機ニ注意シ自己ノ行動ニ依リ司令部、本部等ノ位置ヲ偵知セラレザルコトニ注意スルヲ要ス然レド

第五十六 傳令ハ敵ノ視目特ニ敵ノ航空機ニ注意シ自己ノ行動ニ依リ司令部、本部等ノ位置ヲ偵知セラレザル如ク注意スルヲ要ス然レ



モ之ガ爲任務遂行ノ遅延ヲ許サズ

トモ之カ爲任務遂行ノ遅延ヲ許サズ

「航空機」を「飛行機」に改めたる外全く舊令第五十六に同じであるが、此の注意は敵と近く相對して永く一地に在るが如き場合には特に必要であつて、之を怠ると爆撃砲撃を誘導するやうなこともあらう。

第五十八 傳令ハ歸途ニ就クニ方リ連絡ノ爲要務ナキヤヲ確メタル後出發シ又歸著後直チニ命セラレタル上官ニ報告スルモノトス  
傳令口頭ヲ以テ命令、報告、通報ヲ傳達スル場合ニ於テハ出發前及歸著後其ノ事項ノ全部若クハ要旨ヲ復唱スルモノトス

第五十七 傳令ハ傳達ヲ終リ歸途ニ就クニ方リ連絡ノ爲要務ナキヤヲ確メタル後出發スヘシ又歸著後直ニ命セラレタル上官ニ報告スルモノトス  
口上ヲ以テ命令、通報、報告ヲ傳フルトキハ傳令ハ出發前並歸著後其事項ノ全部若クハ要旨ニ就キ之ヲ復唱スヘシ

「届告」を「報告」と改めたるが如き字句の修正はあるが舊令第五十七に同じ。

何でもない事のやうだが誤を早期に発見せんが爲、其の他に必要であつて輕視出來ない。

舊令第四十三印刷若くは筆記せる命令等の傳達方法選定に關する趣旨は、第五十に包含せられたものと解せらる。又舊令第四十五、部下軍隊より傳令勤務の要員を取るに就ての注意、及舊令第五十九通信筒投下位置に關することは削除せられた。蓋し特に示すまでの必要がなくなつたからであらう。

#### 第四章 文書記述ノ要則

第五十九 文書ノ記述ハ爲シ得ル限り簡明平易ナルヲ要ス電文ニ於テ特ニ然リトス而シテ其ノ長キモノハ適宜條ヲ分チ數字等ヲ附シテ列記シ又一事件ニ關係スルモノハ一條中ニ記載スルヲ可トス其ノ他

第六十 文書ノ記述ハ爲シ得ル限り簡明平易ナルヲ要ス而シテ其長キモノニ在リテハ適宜條ヲ分チ數字等ヲ附シテ列記シ又一事件ニ關係スルモノハ一條中ニ記載スルヲ可トス

字體ヲ明瞭ニシ光明不十分ナル場合ニ於テモ通讀シ得ベカラシメ又讀誤リ易キ文字ハ特ニ之ヲ明瞭ニ記載スルコト緊要ナリ  
電文冗長ナルカ或ハ難解ノ語句ヲ使用スルトキハ遅延又ハ不通ノ素因ヲ爲スモノナルヲ銘心スルヲ要ス

其他字體ヲ正シク鮮明ニ筆記シ光明不十分ノ時ニ於テモ尙通讀シ得ヘカラシメ又誤リ易キ文字(例ヘハ二トニ、八トハ、カトカノ如シ)ハ特ニ之ヲ明瞭ニ記載スルコト緊要ナリ

「電文ニ於テ特ニ然リ」及第二項を補ひ、誤り易き文字の例を削除せられた外舊令第六十に同じ。  
記述を簡明にする爲には簡単な事でもいきなり筆を執らないで頭の中で一應整理して見る方が結局速くてよい結果を得ると思ふ。

字體を明瞭にするには墨色ばかりでなく大きさも考へなければなるまい。燈火はあつても不十分であり、屋外等燈火のない所で讀まなければならぬことも多いのはいふまでもないが、特に老眼には明暗の度が非常に影響するものであること及其の甚だ尠くないことを考へる必要がある。

電文の解讀は日常の簡單なる慶弔文でさへ困難なほどであるから十分案を練つて、事情が許すならば一應他人に見せるくらいにするがよいと思ふ。

第六十 命令、通報、報告ノ記述ニハ通信紙其ノ他適宜ノ用紙ヲ使用スルモノトス狀況ニ依リ横書ト爲スコトヲ得  
通信紙ヲ使用セザル場合ニ於ケル命令ノ種類、番號、標題、發令時、發令地等ノ記述ハ左ノ要領ニ依ル

、命、號  
、、、命令發令地時  
一、、、、、、(本文)

第六十三 命令、通報、報告ヲ記スルニハ通常通信紙ヲ用ヒ或ハ便宜他ノ紙片ヲ以テ之ニ代用スルヲ得  
通信紙、封筒及鳩通信紙ノ様式ハ附録第六、第七ニ依ル  
定規ノ通信紙ヲ使用セザル場合ニ於テハ發受信者、月日時、發信地等ハ通常左ノ如ク記述スルモノトス

氏 官(職) 殿 氏 官(職)



發令時ト稱スルハ命令ノ效力ヲ發生セシムベキ日時ヲ謂ヒ月日時分ヲ以テ之ヲ表ハスヲ通常トス  
報告、通報ニ就テモ亦右ニ準ズ

、命令(通報)(報告)月日時分  
於何地  
一、、、、、(本文)、、、、、  
命令、通報及報告等記述ノ月日時ニハ通常其記述ヲ始メタル月日時ヲ用フルモノトス

第一項に於て舊令第六十三第一項に「通常通信紙」云々とあつたのを「通常」を除き、横書と爲すことを得ることとし、舊令第二項通信紙等の様式に關する記述は削除せられた。

第二項に於ては舊令第三項に較べて命令の「種類」、「番號」を補ひ、發、受信者を除き、時と場所とは發令時、發令地とせられた。

第三項「發令時」は舊令第三項では通常「記述を始めた月日時」を記することになつて居つたのを「命令ノ效力ヲ發生セシムベシキ日時」とせられた、效力發生の時は通常下達を始める時とならうが時に其の時期を示されることもあらう。

第六十一 命令、報告、通報ニハ爲シ得レバ要圖、寫景圖、寫眞ヲ附シテ煩雜ナル字句ヲ省キ或ハ其ノ意ヲ補足スルヲ可トス而シテ寫景圖及寫眞ニハ描寫(攝影)位置ノ關係其ノ他必要ノ事項ヲ明示スルヲ要ス

第六十四 要圖、寫景圖及寫眞ヲ命令、通報及報告等ニ附スルトキハ煩雜ナル字句ヲ省キ或ハ其意ヲ補足シ得ルノ利アリ殊ニ空中寫眞ハ地物ノ形狀又ハ築設物ノ狀態ヲ詳細ニ知ルヲ得ルモノニシテ敵情ヲ詳ニシ其企圖ヲ判斷シ又地圖ナキ地方ニ於テ地形ヲ知ル爲特別ノ價值ヲ有ス而シテ寫景圖及寫眞ニハ何レモ其描寫(攝影)位置ノ關係其他必要ノ件ヲ明示スルヲ要ス

文章を整理し、中段空中寫眞の効用に關する記述を削除せられた外舊令第六十四に同じ。  
第三十二戰關要報に就て示された中に要圖を以てするを可とすることがあると示されてあつたが、普

通の報告、通報にも外見は要圖を主體とするものがあつて差支がなく、寧ろ大に賞用すべきものと思ふ。

第六十二 要圖ハ其ノ目的ニ應ジ必要ノ事項ヲ簡明ニ描畫シ以テ時機ニ適應セシムルヲ要ス之ガ爲或ハ正測圖ニ近キ描畫ヲ爲シ或ハ梯尺ニ依ルコトナク距離及尺度ノ如キハ數字ヲ以テ註記スルニ止ムル等目的ニ依リ其ノ精粗ヲ定ムルモノトス  
寫眞ハ其ノ利用ノ目的ニ應ジテ寫眞機及乾板ノ種類並ニ梯尺、撮影ノ位置、時刻、方向等ヲ定ムルモノトス  
透明紙ニ必要ナル配備及地圖上ノ標定ニ資スベキ基準ヲ記載ト稱スルシ同一梯尺ノ地圖ト併用スルヲ便トスルコトアリ

第六十五 要圖ハ其目的ニ應シ單ニ必要ノ事項ヲ簡明ニ描畫シ以テ時機ニ適應セシムルヲ要ス故ニ其精粗ハ一ニ目的ニ依リ之ヲ定メ或ハ正測圖ニ近キ描畫ヲ爲シ或ハ梯尺ニ依ルコトナク距離及尺度ノ如キハ數字ヲ以テ註記スルニ止ムルコトアリ  
寫眞モ亦其利用ノ目的ニ應シテ高度、方向及使用寫眞機ノ種類等ヲ定ムルヲ要ス  
第六十六 單ニ必要ナル配備ヲ透明紙ニ記載シ同一梯尺ノ地圖ト併用スルヲ便トスルコトアリ此圖ニハ地圖上ノ標定ニ資スル基準ヲ記載シ置クヲ必要トス(透明圖)

第一項は舊令第六十五第一項の記述を整理せられたに過ぎない。

第二項では舊令第六十五第二項の「高度」を「梯尺、撮影ノ位置」に改め、「乾板ノ種類、時刻」を加へられた。

第三項は舊令第六十六の文章を整理せられたに過ぎない。

第六十三 命令、報告、通報ニハ所要ニ應ジ暗號若クハ略號等ヲ使用シ又司令部及軍隊ヲ示ス爲軍隊符號若クハ明瞭ヲ缺カザル略語ヲ使用スルコトヲ得

第六十七 命令、通報、報告等ニハ暗號ヲ用フルコト尠カラズ暗號ノ構成ニハ種々ノ方法アルモ構成複雑ナルニ從ヒ敵ノ爲判斷セラレ難キノ利アルト共ニ我讀解ニ時間ヲ要スルノ不利アルヲ以テ使用期間ノ長短等ヲ顧慮シ其構成法ヲ定ムルヲ要ス



第六十八第一項 司令部及軍隊ヲ示スニ方リテハ軍隊符號若ハ明瞭ヲ缺カサル略語ヲ用フルコトヲ得

舊令第六十七には「暗號ヲ用フルコト尠カラス」とあつたのを、「所要ニ應ジ暗號若クハ略號等ヲ使用」することとし舊令、第六十八の第一項を移して後段とせられ、舊令第六十七の中暗號の構成に關するとは削除せられた。

第六十四 一部ヲ缺キ若クハ配屬シタル軍隊ヲ示スニハ第何隊欠(屬)或ハ幾隊欠(屬)ノ文字ヲ括弧内ニ記スルカ或ハ部隊號ノ次ニ缺如(配屬)部隊ト記シ其ノ側ニ缺如(配屬)セル部隊ヲ列記ス又缺如部隊ヲ示スコトナク司令部、本部及之ニ屬スル部隊ノミヲ記スルヲ可トスルコトアリ

編合部隊ヲ部隊號ニ依リ簡單ニ稱呼スル能ハザルトキ等ニ於テハ指揮官ノ氏若クハ地名ニ依リ命名スルヲ可トス

第一項は舊令第六十八の第二項を補修せられたもので、配屬部隊の示し方及部隊號の次に「缺如(配屬)部隊」と記する方法を加へられた。

第二項は舊令第三項に同じ。

第六十五 右、左、前、後、此方、彼方等ノ語ハ明瞭ニシテ疑ナキ場合ニ於テノミ之ヲ使用スルモノトス

右側、左側、右翼、左翼、右側衛、左側衛、右縱隊、左縱隊ノ語ハ敵ニ對スル方向ヲ、行軍縱隊ノ先頭、後尾ナル語ハ行進方向ヲ基準

第六十八第二、第三項 一部ヲ缺キタル軍隊ヲ示スニハ第何隊欠或ハ幾隊欠ノ文字ヲ括弧内ニ記スヘシ又了解ヲ便ナラシムル爲却テ司令部本部及之ニ屬スル部隊ノミヲ記スルヲ可トスルコトアリ

編合部隊ヲ部隊號ニ依リ簡單ニ稱呼シ能ハザルトキハ地名若ハ指揮官ノ氏ヲ以テ命名スルヲ可トス

第六十九 右、左、前、後、此方、彼方等ノ語ハ明瞭ニシテ疑ナキキノ外成ルヘク之ヲ用ヒサルヲ可トス

右側、左側、右翼、左翼、右側衛、左側衛、右縱隊、左縱隊等ノ語ハ敵ニ對スル方向ヲ、行軍縱隊ノ先頭、後尾ナル語ハ行進方向ヲ基

トシテ稱呼ス

河川ノ右岸、左岸ハ下流ニ面シテ之ヲ稱呼ス

一地區或ハ軍隊ノ位置ヲ單ニ左右ノ方向ニ從ヒ示スニハ我が軍ニ在リテハ右翼ヨリ、敵軍ニ在リテハ其ノ左翼ヨリ始メ又縱方向ニ在リテハ我が方ヨリ逐次敵方ニ及フヲ通常トス然レトモ著名ナル地點若クハ地物ヲ基準トシテ示スヲ可トスルコトアリ

座標ヲ以テ地點ヲ示スニハ直角座標又ハ極座標ニ依ル而シテ直角座標ニ依ルモノハ地圖ノ方眼番號ノ一位數タル千米ヲ單位トシテ極座標ノ順序ニ示ス例ヘバ小梯尺ノ地圖ヲ使用シ概略ノ位置ヲ示ス場合ニ於テハ極座標ニ依ルモノハ「X三・四五六〇」又「X三・四五六、Y六・〇七〇〇」又「X三・四五六、Y六・〇七〇〇」ト記述ス又極座標ニ依ルモノハ基準點方位角距離ノ順序ニ示ス例ヘバ三角標高八十三米ノ高地基準、方位角千二百密位、距離六百米ハ「△八三基準 1200<sup>°</sup>」或「△83基準 600<sup>密</sup>」ト記述ス

第一項は舊令第六十九第一項に同じ、但し末尾「成ルベク」云々を削除せられた。

第二乃至第四項は舊令に同じ。

第五項は舊令第五項を増補し新に「極座標」に依る方法を加へ詳細に示されてある。

第六十六 日ヲ示スニハ何月何日若クハ明何日、昨何日等ト記述ス時刻ヲ示スニハ二十四時間制ニ依ル而シテ之ヲ略記セントスルトキ

第七十 日ヲ記スルニ方リテハ單ニ明日又ハ昨日等ト記スルコトナク明何日、昨何日等トスルヲ要ス

準トシテ稱呼ス

河川ノ右岸、左岸トハ下流ニ面シテ之ヲ稱呼スルモノトス

一地區或ハ軍隊ノ位置ヲ單ニ左右ノ方向ニ從ヒ示スニハ我が軍ニ在リテハ右翼ヨリ、敵軍ニ在リテハ其ノ左翼ヨリ始メ又縱方向ニ在リテハ我が方ヨリ逐次敵方ニ及フヲ通常トス然レトモ著名ナル地點若クハ地物ヲ基準トシテ示スヲ可トスルコトアリ

座標ヲ以テ地點ヲ示スニハ極座標、極座標ノ順序ニ上ヨリ下ニ(例ハ二三五—二〇六)又ハ左ヨリ右ニ(例ハ235—206)ノ如ク示スモノトス



ハ例ヘバ八時三十分ヲ〇八三〇又ハ〇八三〇、十二時ヨリ十五時ニ互ル  
間ヲ一〇〇〇—一五〇〇又ハ一三〇〇—一五〇〇等ト爲スコトヲ得  
全夜ニ互ル事件ニシテ夜ノ字ヲ用フルトキハ某日夜ヨリ翌日拂曉迄  
ヲ稱ト記述ス

時刻ヲ記スルニハ必ス午前、午後ノ語ヲ冠スヘシ而シテ十二時ノ稱  
呼ハ通常何月何日正午又ハ何月何日夜十二時ト稱呼シ誤謬ヲ避クル  
ヲ可トス  
全夜ニ互ル事件ニシテ夜ノ字ヲ用フルヲ要スルトキハ單ニ某日夜ト  
記載スヘシ蓋シ夜ハ黄昏ヨリ拂曉迄ヲ稱ス故ニ某日夜トハ其時間翌  
日ノ拂曉前ニ互ルモノトス

第一項、舊令第七十の第一項には明日又は昨日に關することのみを示されてあつたが、新令では一般の日の示し方も加へられた。

第二項では時刻の示し方を二十四時間制に依ることに改め略記法を示された。

第三項は舊令第三項と同じことで唯「黄昏」と「薄暮」とせられたに過ぎない。

第六十七 地名ハ明瞭ニ記シ且地圖ト同文字ヲ用ヒ要スレバ使用地  
圖ヲ明示ス

一地方ニ於テ他ニ同一ノ地名アルトキ若クハ地名著名ナラザルトキハ  
例ヘバ北部何村或ハ何村(何村東北何軒)等ト記述シテ之ヲ明瞭ナ  
ラシム

字或ハ俗稱ニシテ地圖ニ記載ナキモ之ヲ用フレバ其ノ地點明瞭ナルト  
キ又ハ地名實稱ト異ナル場合ニ於テモ必ズ先ツ地圖ニ記載シアル  
モノヲ記述シ其ノ下ニ括弧ヲ附シテ字或ハ俗稱又ハ實稱何々ト記シ  
尙讀難キ地名ニハ振假名ヲ附スルヲ可トス  
外國ノ地名及人名ハ漢字ヲ用フルモノニ在リテハ漢字ヲ以テ記載シ  
其ノ稱呼ハ我が國慣用ノ發音ニ依リ其ノ他ノモノニ在リテハ片假名

第七十一 地名ハ殊ニ明瞭ニ記シ且地圖ト同文字ヲ用フヘシ要スレ  
ハ使用セル地圖ヲ示スヘシ

一地方ニ於テ他ニ同一ノ地名アルトキ若クハ地名著名ナラザルトキハ  
精密ニ記シテ(例ヘバ北部何村或ハ何村ノ東北何軒ニ在ル何村等)之  
ヲ明瞭ナラシムヘシ

字或ハ俗稱ニシテ地圖ニ記載ナキモ之ヲ用フレバ其地點明瞭ナルト  
キ又ハ地名實稱ト異ナル場合ニ於テモ必ズ先ツ地圖ニ記載シアルモノ  
ヲ記シ其下ニ括弧ヲ置キ字或ハ俗稱又ハ實稱何々ト記シ讀難キ地  
名ニハ振假名ヲ附スヘシ  
外國ノ地名ハ漢字ヲ用フルモノニ在リテハ漢字ヲ以テ記載シ其稱呼  
ハ我が國慣用ノ發音ニ依リ然ラサルモノニ在リテハ片假名ヲ以テ記載

ヲ以テ記載シ「」ヲ附スルヲ通常トシ必要ニ應ジ原語ヲ併記ス  
道路及鐵道ハ疑ナキモノノ外ハ著名ナル二箇以上ノ地名ヲ以テ例ヘ  
バ何村—何村—何町道ト記述ス地線ヲ示ス場合ニ於テモ亦之ニ準ズ  
地域ハ地名、座標等ニ依リ通常時計ノ針ノ方向ニ其ノ外線ヲ示ス  
某地點又ハ道路等ニ依リ地區ヲ指示スルニ際シ之ヲ包含スルヤ否ヤ  
ヲ明示スル必要アルトキハ地名又ハ道路等ノ名稱ノ下ニ括弧ヲ附シ  
テ(含ム)若クハ(含マズ)ト記述スルカ或ハ某地及其ノ附近若クハ某  
道路及其ノ以南等ト記述シテ之ヲ明瞭ナラシム  
部落、高地、森林等ヲ指示スルニ方リ誤解ノ虞アルトキハ其ノ某點  
ナリヤ、全部ナリヤ等ヲ明瞭ナラシムルコト緊要ナリ

シ「」ヲ附スルヲ通常トシ必要ニ應ジ原語ヲ併記スルヲ可トス  
道路ハ疑ナキ街道ノ外ハ之ニ關スル著名ナル二箇以上ノ地名ヲ以テ  
記スヘシ(例ヘバ何村—何村道)  
某地點又ハ道路等ニ依リ地區ヲ指示スルニ際シ之ヲ包含スルヤ否ヤ  
疑ハシキ處アルトキハ地名又ハ道路等ノ名稱ノ下ニ括弧ヲ附シテ  
(含ム)若クハ(含マズ)ト記シ或ハ某地及其ノ附近若クハ某道路及其ノ以南等  
ト記シ之ヲ明瞭ナラシムヘシ

第一項は舊令第七十一の第一項と同じく、唯、「殊ニ明瞭」の「殊ニ」を除かれたのみである。

第二項に於ては地名の説明を括弧内に記する如く例示せられた外、舊令第二項の字句を修正せられたに過ぎぬが、地名の発見は存外困難なものであるから、補助に伴ふ地名は特に著明なものでなければならぬ。

第三項では舊令第三項に「附スベシ」とあつたのを「附スルヲ可トス」と改められたくらいのものである。

第四項は「人名」を補ひ、原語を併記「スルヲ可トス」としたるが如き一、二字句を修正せられた外は舊令第四項と同じ。

第五項、舊令第五項に「鐵道」を加へ、地線を示す場合も之に準ずることを示された。



第六項、及第八は新に増補せられたものである。  
第七項は舊令第六項の字句を修正せられたに過ぎなう。

第六十八 命令、報告、通報中地形ニ關スル記述ニ方リテハ地圖ニ依リテ其ノ名稱ヲ指示ス然レドモ地圖ヲ参照スルニアラザレバ了解シ得ザル事項ハ受信者同一ノ地圖ヲ携帶スルコト確實ナル場合ニ於テシ且使用地圖ノ種類、梯尺、製版又ハ測圖年月等ヲ明記スルヲ要ス又標高點ヲ示スニハ常ニ補足ノ語ヲ用ヒ例ヘバ何村西方何軒ニ在ル三角標高何々ト記述シ以テ過誤ヲ豫防ス

第七十二 命令、通報或ハ報告中地形ニ關スルコトヲ記載スルニハ地圖ニ依リテ其名稱ヲ指示スルヲ要ス縱ヒ受領者地圖ヲ携帶セサルトキト雖亦然リ然レトモ地圖ヲ参照スルニアラザレハ了解スヘカラル指示ハ受領者同一ノ地圖ヲ携帶スルコト確實ナルトキニ於テノミ之ヲ爲スヘシ然ルトキハ其用ヒタル地圖ノ名稱ヲ示スモノトス又標高點ヲ指示スルトキハ常ニ補足ノ語ヲ用ヒテ他ノ標高點ト混セサルヲ要ス(例ヘハ何村西方何軒ニ在ル標高何々)

舊令第七十二の字句を修正したる外、「縦ヒ受領者地圖ヲ携帶セサルトキト雖亦然リ」は削除し、使用地圖を示すには梯尺等も明記すべきこととせられた。

舊令第六十一文書記述後復讀すべきこと、他の者をして點檢せしむること、は削除せられた。蓋し其の必要がないといふのではなく、特に示すほどのこともないからであらう。舊令第六十二書類の整理に關することを削除せられたのも亦同様と思ふ。但し書類の整理上必要なる番號を附することとは、重要なものゝみに限らぬこととして、第六十に示されてあり、受信時刻、地點を記載し置くことは、第三十四第五十二等に露はれて居る。

### 第三篇 情報

舊令第三篇搜索、第四篇諜報を併せて情報とせられた。

### 通則

第六十九 情報勤務ノ目的ハ敵情、地形、氣象等ニ關スル諸情報ヲ收集審査シテ指揮官ノ決心及指揮ニ必要ナル資料ヲ得ルニ在リ

第七十三第一項 搜索ノ目的ハ敵情ヲ明ニスルニ在リ  
第二百二十二 諜報ノ目的ハ情況候察ノ資料ヲ得ルニ在リ

本條は舊令第七十三搜索の目的に關する部分と、第二百二十二とを合して補修せられたもので、結局其の指揮官の決心及指揮に必要な資料を得るに在ることを示された。

第七十 情報勤務ハ其ノ重點ヲ確立シ脈絡一貫セル組織ニ依リ始メテ能ク目的ヲ達成シ得ルモノトス故ニ高級指揮官ハ情報勤務規定ヲ定メ且作戰ノ進捗ニ伴ヒ適時之ヲ補修シ全般ノ勤務ヲ統制スルヲ要ス

情報勤務規定ニ包含セシムベキ事項概ネ左ノ如シ

- 情報ノ報告、通報ヲ含ムニ關スル事項
- 戰車、砲兵、工兵、飛行機、瓦斯、氣象等ニ關スル特殊ノ情報ノ統制ニ關スル事項
- 目標又ハ地點、地域等ノ符(番)號ノ配當及命名法其ノ他所要ノ符號等ニ關スル事項



作戦用地圖及空中寫眞ニ關スル事項  
 俘虜ノ取扱ニ關スル事項  
 諜報勤務其ノ他ニ關シ永續的ニ規定スベキ事項等  
 各級指揮官ハ其ノ職域ニ應ジ要スレバ前項ニ準ジ所要ノ事項ヲ規定ス

新に増補せられたものであるが、作戦地域及兵力の増大、編制、裝備の複雑、戰團の科學化等に伴ひ情報勤務は益々重要にして、而も複雑となつたので、之を組織的にし、脈絡を一貫せしめ、終始よく統制を保つことが肝要となつた。

舊令第二百二十五の初に、こゝに示された趣旨の片鱗が露はれて居り、事實は多く既に存在して居つたのを整理して明示せられたものであらう。

第七十一 情報収集ノ主要ナル手段ハ搜索及諜報勤務トス而シテ此ノ兩者ハ緊密ナル關係ヲ有スルヲ以テ搜索ニ依リ直接ニ敵ノ位置、兵力、行動、施設等ヲ探知スルト共ニ諜報ノ結果ヲ利用シテ搜索ノ結果ヲ補綴確定シ或ハ搜索ノ端緒ヲ求メ又搜索ト同時ニ諜報資料ヲ獲得スルコト緊要ナリ  
 情報ノ収集ニ方リテハ手段ヲ盡クシ敵ヲ致シテ其ノ状態、企圖等ヲ暴露セシムルノ有利ナルコトアルニ著意スルヲ要ス

第七十三 (前略)之カ爲直接敵ノ位置、兵力、行動及施設ヲ探知スルト共ニ諜報ノ結果ヲ利用シテ之ヲ補綴確定シ又諜報ノ結果ニ依リテ搜索ノ端緒ヲ得ルニ努メサルヘカラス  
 搜索ノ實施ニ方リテハ敵ノ欺騙的動作或宣傳等ニ惑ハサレサルニ注意スルヲ要ス

第一項は先づ、情報収集の主要なる手段が搜索及諜報勤務なることを示されたる後、其の兩者の關係を述べて舊令第七十三第一項後段を補修せられたものである。

第二項は舊令第七十三の第二項を積極的に改められたもので、舊令では敵に致されぬやうに注意せられてあつたが、新令では敵を致すやうに示されてある。如何にして敵を致すかは第八十二などにも示されてあるが、要するに時と場合に應じ千變萬化で一定の方法はないけれども、斥候などに就ていへば敵の警戒網とか、陣地を暴露させる爲に故らに夜間射撃をすること、詐つて逃げるまねをすることか、敵國語を利用して敵をさびき出すことなども功を奏することがあらう。



第七十二 収集セル情報ハ的確ナル審査ニ依リ其ノ眞否、價值等ヲ決定スルヲ要ス之ガ爲先づ各情報ノ出所、偵知ノ時機及方法ヲ考察シテ正確ノ度ヲ判定シ次之ト關係諸情報トヲ比較綜合シテ判決ヲ求ムルモノトス又縦ヒ判決ヲ得タル情報ト雖モ更ニ審査ヲ繼續スルノ著意アルヲ要ス  
 敵情ノ逐次變化スル過程ヲ系統的ニ討究スルトキハ其ノ状態、企圖等ヲ判斷スルノ證據ヲ得ルコト少カラザルヲ以テ連續的ニ情報ヲ収集スルコト緊要ナリ  
 既得ノ情報ニ依リ的確ナル判決ヲ求メ得ザル場合ニ於テモ爾後速カニ偵知スベキ事項ヲ判定シ以テ情報収集ニ便ナラシムルヲ要ス

新に増補せられたものであるが、從來とても此の著意を以て審査に勉めて居つたことはいふまでもない。唯誰しも意表に出られまいと努むるのみならず、吾々の敵は宣傳、謀略に巧であるから、情報の審査は愈々必要であつて、之を科學的にすること恰も探偵小説にある名探偵の如くなるを要するので、こゝに其の要點を示されたものと思ふ。



情報の出所に就ては先に第八の所で簡単に述べたが、「偵知の時機」は例へば晝夜に依り視察の難易、心理上錯誤の大小等に關し、「偵知の方法」は例へば飛行機上よりの視察が、高度方向等に影響せらるるが如きことを謂はれたのであらう。諸情報を比較綜合すること、敵情の變化を系統的に討究することは、所謂眼光を紙背に徹せしむるもので、かくして始めて判断の誤なきことを期することが出来よう。従つて或る一つの事に就て連續的に情報を収集することが必要であり、第八十一などに示されてあるやうに之に應ずる部署をしなければならぬ。

第三項は判らぬ／＼で情報を待つことなく、積極的に手段を講ずべきことを戒められたのであらう。

第七十三 情報ノ審査ニ方リテハ先入主トナリ或ハ的確ナル證據ナキ想像ニ陥ルコトナキヲ要ス又一見瑣末ノ情報ト雖モ全般ヨリ觀察スルカ若クハ他ノ情報ト比較研究スルトキハ重要ナル資料ヲ得ルコトアリ尙局部的判断ニ囚レ或ハ敵ノ欺騙、宣傳等ニ依リ大ナル誤謬ヲ招來スルコトアルニ注意スルヲ要ス

第五第二項 情況ヲ判断スルニ方リテハ特ニ先入主トナラサルコト必要ニシテ又一見些末ノ事項ト雖他ノ情報ト相俟チテ重要ナル判断ノ資料トナルコトアルニ注意スルヲ要ス  
第七十三第二項 搜索ノ實施ニ方リテハ敵ノ欺騙的動作並宣傳等ニスルヲ要ス惑ハサレルニ注意

新に増補せられた。但し先入主とならざることを、一见瑣末の情報も輕視せざることは舊令第五に情況判断を爲す場合の注意として、又敵の欺騙、宣傳等を戒むべきことは、舊令第七十三の第二項に搜索實施の場合に就て示されてあつたので、其の趣旨を取り入れ、更に必要なる事項を補足せられたものであらう。

前の情報にかうあつたから此の情報は怪しいとか、何等根據なく主觀的に多分かうだらうとか考へるのは未熟の者ばかりが陥り易い誤ではない。又孫子に書いてあるやうな種々の徵候とか、一斥候の行動などの如き瑣末なことに關する情報も案外重要なる資料を提供することがあり、局部的判断に囚れることは直接物を見聞する者には、寧ろ免れ難い所だとも云ひ得るのであるから、冷靜にして大局を見る眼識を養つて置く必要がある。

尙前條及本條の趣旨は小隊長等に至るまで心得なければならぬことはいふまでもあるまい。

第七十四 高等司令部ニ於テハ爲シ得ル限リ情報記録ヲ作製シテ審査セル情報ノ整理、利用及傳達ニ便ナラシムルヲ要ス而シテ情報記録ハ記録及情報圖ヲ併用スルヲ通常トス  
其ノ他ノ司令部及本部ニ於テモ亦前項ニ準ジ情報記録ヲ作製スルコトアリ

第三十五 各高等司令部ハ爲シ得レハ毎日所定ノ時刻ニ各方面ヨリ得タル諸情報ヲ蒐集セル情報記録ヲ作製シテ之ヲ所要ノ部隊ニ通報シ以テ其指揮ニ便スルヲ可トス此通報ハ陣地戰ニ在リテハ特ニ必要ナリ

舊令に於ては所要の部隊に通報することを主として情報記録を作製する如く示されてあつたが、新令では傳達に便ならしむるのみでなく、情報の整理及爾後に於ける利用を目的とせられたので、毎日所定の時刻に作製するものとは限らず、又「以テ其指揮ニ便スルヲ可トス」とか「此通報ハ陣地戰ニ在リテハ特ニ必要ナリ」とかの如き記述を削除せられた。

第二項は新に増補せられたものである。

第七十五 審査セル情報ハ通常直チニ報告、通報シ以テ關係指揮官



ノ利用又ハ情報審査ニ資スルヲ要スル状況ニ依リ高級指揮官ハ時期ヲ劃シ某期間ノ情報ヲ一括シテ報告、通報セシムルコトアリ

新に増補せられたのであるが、後段には舊令第三十五の趣旨が包含せられて居ると思ふ。

### 第一章 搜索

#### 要 則

第七十六 搜索部署ノ決定ニ方リテハ搜索ノ目的、時期及範圍特ニ搜索ノ重點ヲ定メ各種搜索機關ノ特性ヲ考慮シ之ニ適切ナル任務ヲ配當シテ互ニ長短相補ヒ且連繫ヲ緊密ナラシムルヲ要ス

第八十二 搜索部隊部署ノ適否ハ搜索勤務ノ成果ニ大ナル關係ヲ有ス故ニ其指揮官ハ任務、情況及地形等ニ稽ヘ先ツ搜索スヘキ方向及範圍ヲ確定シ之ニ應ジテ所要ノ部署ヲ爲スモノトシテ此際特ニ之ヲ戒ムルハ兵力分散ノ弊ニ陥ルニ在リ故ニ勉メテ支分スル兵力ヲ節約シ且適時之ヲ主力ニ復歸セシムルコトニ注意スヘシ  
第七十六第一項 搜索ハ航空隊、騎兵及其他ノ兵種ノ任スル所ニシテ高級指揮官ハ作戰ノ各時期ニ於テ此等諸機關ノ特性ヲ十分ニ發揮セシムル如ク任務ノ分課ヲ適切ナラシムルコト肝要ナリ

舊令第八十二、第七十六及第七十七の一部を併せ整理して、部署の適否が其の成果に大なる關係あること、任務、情況及地形に稽へ先づ搜索すべき方向等を確定すべきこと、兵力分散を戒むべきことに關する記述を削除し、部署に直接必要なる事項を示されたもので部署決定の基礎として、搜索の「目的」及

「時期」を加へ「方向」を除き且「重點」を定むべきことを補足せられた。

「方向」には「重點」といふ意味があるやうにも解せられるが不明瞭であり、普通は「範圍」なる語に包含せらるゝであらう。兵力分散は固より戒めなければならぬが、搜索の本質からいへば、外形的に兵力は分散せられ戦闘の場合の如くにはならないのが普通ではなからうか、形に於て分散せられた斥候等も其の向ふ所には重點がなくてはならないのはいふまでもない。

搜索の目的は、例へば敵を攻撃せんとするが如き場合には、成るべく詳細に陣地を偵察する必要があるが、之を避けて迂廻せんとするが如き場合には、單に敵の有無を知れば足り、従つて概略の搜索に必要なる斥候等を派遣する等の如く部署に關係することが尠くない、又時期は例へば敵に遠き場合に於ては縦ひ詳細なる敵情を知るも、其の後の變化に依り無益となり、而も自己の行動を律するにはそれまでの必要はないが、敵に近接するに従ひ事情は之と相反するが故に部署も亦自ら異らざるを得ぬ、是搜索の目的及時期を其の部署決定の基礎條件として補足せられたる所以であらう。

舊令第七十七に各種搜索機關の特性が示されてあつたが削除せられた。

第七十七 遠距離搜索ハ主トシテ高級指揮官其ノ作戰指導ノ爲必要ナル遠距離ノ目標ニ對シ行フモノニシテ通常飛行機時トシテ騎兵、機械化部隊等之ニ任ズルモノトシテ搜索目標ハ状況ニ基キ作戰ノ推移ヲ洞察シテ選定スベキモ敵ノ輸送及集中状態、兵團ノ行動、

第七十八 遠距離搜索ハ主トシテ高級指揮官其ノ作戰指導ノ爲必要ナル遠距離ノ目標ニ向ヒ行フモノニシテ專ラ飛行機及騎兵ノ任スル所ナリ而シテ搜索目標ノ選定ハ一ニ當時ノ情況ニ基キ作戰ノ經過ニ應ジ適切ニ決定スヘキモノニシテ敵ノ輸送及集中状態、敵兵團ノ行動



飛行場其ノ他重要ナル後方施設、必要ナル地形等ハ價值アル搜索目  
標トス

敵航空機ノ根據地、敵軍後方ニ於ケル各種重要ナル諸施設ノ狀態等  
ハ大ニ價值アル目標トス

舊令第七十八の「専ラ飛行機及騎兵ノ任スル所ナリ」を「通常飛行機、時トシテ騎兵、機械化部隊等之ニ任ズルモノトス」に又「作戰經過ニ應シ」を「作戰ノ推移ヲ洞察シ」に改め、「必要ナル地形」を加へられたる外一、二字句を修正せられた。

舊令の「専ラ」は過去に於ては至當であつたが、今日では限定に過ぎる。而して飛行機が遠距離搜索の主體となつたのは、其の發達にも因るが作戰地の廣袤其の他も關係があらう。

「作戰ノ經過ニ應シ」を「作戰ノ推移ヲ洞察シ」と改められたのは何でもないやうだが、萬事飽くまで積極的なるべしとする、新令の精神がこゝにも露はれたものと見るべきではあるまいか。

第七十八 近距離搜索ハ主トシテ各級指揮官戰術上ノ部署及戰團指導ニ必要ナル資料ヲ收集スル爲實施スルモノニシテ敵ト近接スルニ從ヒ益、之ヲ周密ナラシムルヲ要ス之ガ爲先ツ騎兵、飛行機等之ニ任ジ敵ニ近接スルニ從ヒ各部隊モ亦自ラ斥候、小部隊等ヲ以テ之ヲ實施スルモノトス  
近距離搜索ハ概ネ左記事項ニ關シ實施スルモノニシテ指揮官ノ職域及時期ニ應ジ適宜取捨スルモノトス  
敵ノ兵種、兵力、位置及行動  
敵歩兵ノ到着地點並ニ後續部隊、機甲部隊、瓦斯部隊等ノ有無及狀態

第七十九 近距離搜索ハ主トシテ各級指揮官戰術上ノ部署ヲ爲ス爲極メテ重要ナルモノニシテ敵ニ接近スルニ從ヒ益、周密ニ行ハサルヘカラス之カ爲先ツ航空隊及騎兵之ニ任スト雖敵ニ近ツクニ從ヒ漸次各兵種モ亦自ラ之ヲ實行セサルヘカラス  
第八十一 近距離搜索及戰團搜索ハ彼我兩軍相接觸スルニ方リテハ自然ノ經過ニ伴ヒ自ラ互ニ相連接シテ遂ニ之カ區分ヲ爲ス能ハサルニ至ル從テ其搜索スヘキ事項モ亦相一致スル所多ク概ネ左ノ諸項ニ關ス  
敵ノ兵力區分、位置及行動、敵歩兵ノ到達地點、後續部隊ノ有無及狀態、敵ノ配備及陣地ノ狀態、其他直接戰團ニ關係アル敵背後

敵ノ配備、陣地特ニ其ノ翼ノ狀態及團隊ノ接際部  
直接戰團ニ關係アル敵側背ノ狀況  
戰團指導ニ關係アル地形、撤毒地域等

ノ情況、戰團經過ニ伴フ敵情ノ變化、戰團實行及戰團指導ニ關係アル地形等

第一項に於ては、舊令第七十九「戰術上ノ部署」の次に「戰團指導」を、末文「各兵種モ亦自ラ」を「各部隊モ亦自ラ」と改めたる次に「斥候、小部隊等ヲ以テ」を加へ、「航空隊及騎兵」を倒にして「騎兵、飛行機」としたる外字句を修正せられた。

第二項は舊令第八十一の中搜索事項に關する記述を左の如く補修せられた。

- 一、搜索すべき事項は「指揮官ノ職域及時期ニ應ジ適宜取捨スルモノ」なることを新に示され。
- 一、「敵ノ兵力區分」を「敵ノ兵種、兵力」と改め。
- 一、「後續部隊」の次に「機甲部隊、瓦斯部隊等」を、「敵陣地」の次に「特ニ其ノ翼」及「團隊、接際部」最後に「撤毒地域」を加へ。

一、「敵背後ノ情況」を「敵側背ノ狀況」とし。

一、「戰團經過ニ伴フ敵情ノ變化、戰團實行」を削除せられた。(第二部參照)

舊令第八十戰團搜索に關することは削除せられた結果、近距離搜索の目的中にも戰團指導に必要な資料を収集することを加へるなど、之に關聯した補修が加へられたものと思ふ。

敵陣地の翼及團隊の接際部は通常弱點として戰團部署に關することが尠くない。

「戰團經過ニ伴フ敵情ノ變化」を搜索すべきは特にこゝに擧げていふまでもなく、第八十一其の他に依



り自ら明かであらう。

敵の増加隊等は背後から来るものとは限らない、逆襲乃至攻勢移轉の如き戦況の重大なる變化も亦多く側方に於て起るのみならず、敵の弱點に乗じ有利に包圍するが如きことも、先づ側方より開始せらるゝ等側方は戦鬪上重要な關係を有するから、從來とても之が搜索を怠るといふことはなかつたのであるが、舊令の文字の上には缺けて居つたので、之を補足せられたに過ぎない。尙其の範圍は直接戦鬪に關係がある地域で、部隊の大小に依り遠近自ら限度がある筈である。

第七十九 瓦斯搜索ハ一般搜索ト併セ實施スルヲ通常トス之ガ爲所  
要ニ應ジ搜索機關ニ瓦斯勤務員及器材ヲ配屬スルモノトス然レドモ  
特殊ノ目的ヲ以テ特ニ瓦斯斥候ヲ派遣スルコトアリ

新に増補せられたのであつて、一般搜索に従事する部隊なり斥候なりが、同時に瓦斯に關する搜索も行ひ、其の爲に必要があれば瓦斯勤務員及器材を配屬することを示された。従つて瓦斯斥候は後段に示されてある通り専門的に綿密なる搜索を必要とする等、特殊の場合に特殊の目的を以て出されるものである。

第八十 俘虜ヲ獲ルハ敵情ヲ明カナラシムル爲有效ナル手段ナルヲ  
以テ各部隊ハ成ルベク敵兵ヲ捕獲スルコトニ勉ムルヲ要ス  
狀況ニ依リ俘虜ヲ獲ル目的ヲ以テ局地ノ攻撃ヲ行フコトアリ

第二百一十一第二項 時トシテ俘虜ヲ得ル目的ヲ以テ小規模ノ攻撃ヲ  
行フヲ要スルコトアリ

第一項は新に増補せられ、第二項は舊令第二百一十一第二項の「時トシテ」を「狀況ニ依リ」、「小規模」を

「局地」と改められたものであつて、各部隊は機會があれば敵の斥候、歩哨等を捕へることに勉めるのは勿論、積極的に機會を作るべきものであらう。又「局地」と改められたのは、戦鬪の規模はもとより大なるべき筈もないが、それよりも敵を包圍して之を捕へるに便なる所といふ意味に重きを置かれたものと思ふ。

第八十一 指揮官ハ一度敵ト接觸スルヤ晝夜ヲ問ハズ之ヲ確保シ且  
其ノ狀況ヲ搜索スルノ責任ヲ有ス斥候モ亦其ノ任務ニ妨ナキ限り此  
ノ趣旨ニ依リ行動スベキモノトス

第七十四 凡テ各指揮官ハ一度敵ト接觸スルヤ晝夜ヲ論セス之ヲ確  
保シ且其情況ヲ搜索スルノ責任ヲ有ス斥候モ亦其任務ニ低觸セサル  
限リ此趣旨ニ從フヘシ

敵方ニ對シ連續不斷ノ監察ヲ續行シ微細ノ微候ヲモ綜合判斷シテ敵  
情ヲ得ルヲ有利トスルコト少カラズ之ガ爲指揮官自ラ視察ヲ行フノ  
外所要ノ機關ヲシテ絶エズ敵情ヲ監視セシムルコト緊要ナリ

第一項は、一、二字句は修正せられたが舊令第七十四に同じく、第二項は新に増補せられた。

一度敵を發見したならば、直ちに之に綱をつける、即ち所要の斥候を其の近傍に派遣して監視せしむるか、或は跡をつけさすなどして之を見失はないやうにすると共に、其の狀況を搜索しなければならぬ。斥候も亦同様で、任務上どうしても之について居ることが出来なければ仕方がないが、さもなければ一度發見した敵には「だに」の如くくつついて適時其の狀況を報告すべきものである。

第七十二に示されてあつた通り、敵情の變化を系統的に討究し、關係諸情報を比較綜合して判斷することは極めて必要なことで、従つて連續不斷の監察を續行しなければならぬ。而して之が爲には斥候を使用することもあらうし、時に氣球を利用する等のこともあらうが、適當な地點があつて狀況之を許



せば指揮官自ら視察を行ふのが最良く、それが出来なければ適當な眼を以て代理せしむる必要がある。此の場合敵は大きな姿を露はす筈もなく、其の陣營恰も人無きが如き状態を呈するであらうから、例へば話聲とか一燈火の明滅の如き微細なる徴候も見逃さないで、よく之を綜合判断するを要する。

第八十二 搜索ニ方リテハ兵力ノ大小ヲ問ハズ積極的手段ニ依リ目的ノ達成ニ勉ムルヲ要ス之ガ爲敵ノ慣用戦法ヲ看破シテ其ノ弱點ニ乗ジ或ハ地形、氣象ヲ利用シテ敵ノ意表ニ出デ或ハ所要ノ兵力ヲ以テ敵ヲ攻撃スル等ノ處置ヲ講ズルト共ニ敵ノ欺騙動作ニ惑ハサレザルコトニ注意スルヲ要ス

第七十五 搜索ノ爲ニハ兵力ノ大小ヲ問ハズ目的達成ノ爲積極的手段ヲ取ルヲ要スルコトアリ敵ノ掩護手段周密ヲ加フルニ從ヒ益々然リ  
第七十三第二項 搜索ノ實施ニ方リテハ敵ノ欺騙的動作並宣傳等ニ惑ハサレサルニ注意スルヲ要ス

舊令第七十五には「積極的手段ヲ取ルヲ要スルコトアリ」とあつたのを、「積極的手段ニ依リ目的達成ニ勉ムルヲ要ス」と積極的に改め、其の手段の例を増補し、第七十三第二項の宣傳を除きたる部分を合して一條とせられた。

搜索に任ずるものが敵を攻撃することは從來往々問題となつたもので、現今に於ても任務を忘れるといふことは固よりよくないが、障壁を排除する爲に攻撃を必要とし、結果も亦反つて良好な場合が尠くないと思ふから、あまり遠慮する必要はなからう。

敵の欺騙に注意すべきことは第七十三に示されてあつたが、こゝでは直接眼に見、耳に聞くに就ての注意を示されたので、字句も「欺騙動作に惑はされる」となつて居る。即ち例へば敵が某方向に移動するのを目撃したとして、それは決して誤でなくとも他の情報と併せ審査して見れば、敵は更に他に移動するか或は原の位置に還つて、状況判断を誤らさうとする一つの欺騙であることもあるといふが如き差がある

あるであらう、従つて本條にいふ欺騙動作は例へば、敵の一部が詐り退却して伏兵の中に誘ふといふが如きものを意味すると思ふ。

第八十三 搜索ニ任ズル者一事件ヲ觀察シタルトキ直チニ之ヲ報告スベキヤ或ハ爾後ノ搜索ノ結果ヲ待テテ報告スベキヤ等報告ノ時機及内容等ハ良ク指揮官ノ意圖ニ投合セシムルヲ要ス然レドモ初メテ敵ヲ發見シタルトキ、有力ナル部隊ニ步兵若クハ機甲部隊ト遭遇シタルトキ、初メテ敵ノ瓦斯使用ニ會シ若クハ新奇ナル瓦斯ヲ發見シタルトキ、既知ノ状況ト相違セシトキ、状況ノ激變ヲ認メタルトキ其目的又ハ一任務ヲ達成シタルトキ等ニ於テハ速カニ之ヲ報告スルモノトス  
某地方ニ於テ未ダ敵兵ヲ發見セザルコトヲ知ルモ亦指揮官ノ爲往々緊要ナルコトアリ又爾後ノ搜索ニ依リ既往ノ情報ヲ確實ニシ或ハ一定ノ時間中ニ於ケル状況變化ノ有無ヲ知ル等ハ指揮官ノ爲大ナル價値アルモノトス

第八十三 搜索ニ任ズル者一事件ヲ觀察シタルトキ直チニ之ヲ報告スベキヤ或ハ爾後ノ搜索ノ結果ヲ待テテ報告スベキヤ等報告ノ時機及分量等ハ善ク指揮官ノ意圖ニ投合セサルヘカラス然レドモ初メテ敵ヲ發見シタルトキ、有力ナル部隊ニ步兵ト遭遇シタルトキ、指揮官既知ノ状況ト相違セシトキ、情況ノ激變ヲ認メタルトキ及某目的又ハ一任務ヲ達成シタルトキ等ハ速ニ之ヲ報告スルヲ要ス  
其他某地方ニ於テ未ダ敵兵ヲ發見セザルコトヲ知ルモ亦指揮官ノ爲ニ往々緊要ナルコトアリ又爾後ノ搜索ニ依リテ既往ノ情報ヲ確實ニシ或ハ一定ノ時間中ニ於ケル形勢變化ノ有無ヲ知ル等ハ指揮官ノ爲大ニ價値アルモノトス

舊令第八十三と殆ど同一であつて、一、二字句を修正せられたる外、報告すべき場合の中に、敵の機甲部隊と遭遇したるとき、初めて敵の瓦斯使用に會したるとき若くは新奇なる瓦斯を發見したるときを補足せられたるに過ぎない。

第八十四 搜索ニ任ズル者ハ命令ナキト雖モ地形、交通、通信此等ニ對シ氣象ノ及ス影響、地方物資及利用スベキ材料ノ状況、住民ノ意向及動靜等ニ關シ緊要ナル事項ヲ搜索シ之ヲ報告スルヲ要ス

第八十四 搜索ニ任ズル者ハ命令ナキト雖モ地形、交通、通信機關、通信網、地方物資ノ情況、住民ノ意向動靜等ニ關シ緊要ナル事項ヲ偵察シ之ヲ報告スルヲ要ス殊ニ近距離搜索ハ其目的上地形偵



特ニ近距離搜索ニ在リテハ豫想戰場附近ニ於ケル地形ノ特性ニ著眼スルコト緊要ナリ

地圖ナキカ或ハ其ノ不完全ナル地方ニ於テ最前方ニ行動スル部隊ハ勉メテ經過地域ノ要圖ヲ調製スルカ若クハ地圖ヲ補修シテ報告スルヲ要ス

察ト密接ナル關係ヲ有スルヲ以テ豫想戰場附近ニ於ケル地形ノ特性ニ著眼スルコト緊要ナリ

地圖ナキカ或ハ其ノ不完全ナル地方ニ於テ最前方ニ行動スル部隊ハ勉メテ經過セシ地ノ要圖ヲ調製シ報告スヘシ

舊令第八十四に若干の補修を加へられた。即ち第一項に於ては舊令の「交通路、交通機關」を合して「交通」とし、「通信網」を「通信」と改め、地方物資の外に「利用スベキ材料」を加へ、「地形偵察」云々を削除せられ、第二項に於て「地圖ヲ補修シテ」報告することを補足せられた。

「利用スベキ材料」を加へられたのは、物資といへば兎角食料燃料等大きな物と解せらるゝから、細かな物例へば自動車の部分品とか「マツチ」などの類に至るまで軍用に供し得る一切の物に著眼すべきことを示されたのであらう。又通信と改めたのは無線、視號等による通信の状態をも含むものと思ふ。

住民の意向、動靜は輕視できない。

第八十五 搜索部隊及斥候ハ狀況特ニ其ノ任務ニ依リ爲シ得レバ輕裝セシメ又彈藥、糧食、燃料等ヲ増加携行セシメ尙作戰地ノ狀況ニ依リ特殊ノ移動機關ヲ利用セシムルヲ有利トスルコトアリ

第八十五 搜索部隊及斥候ハ爲シ得レハ之ヲ輕裝セシメ又彈藥、糧食及糧食等ヲ増加携行セシムルヲ可トスルコトアリ

増加携行せしむる物に「燃料」を加へ末文を増補せられた。

特殊の移動機關を利用せしむるといふのは例へば歩騎兵の斥候などを自動車裝甲車等に依り某地點に運搬するか或は便乗せしめ、戦車斥候の如きものも鐵道殊に裝甲列車艦艇などを利用して往復せしむる

か、或は所要の方面に移動せしむるが如きこと等を謂はれたのであらう、入馬、器材を愛惜して必要な時期に其の全能力を發揮せしむるばかりでなく、時間を節約し得る利がある。

### 第一節 飛行部隊、氣球部隊

舊令第三章「航空隊」ヲ以テスル搜索なる標題を改め内容に相應せしめられた。

第八十六 空中搜索ハ主トシテ偵察飛行隊之ニ任ズルモノニシテ勉メテ敵ノ不意ニ乘ジ神速ニ目的ヲ達成スルヲ可トス此ノ際爲シ得レバ我方戦闘機活動ノ時期或ハ敵戦闘機活動ノ間隙等ヲ利用スルヲ有利トス而シテ搜索ノ時期及地域愈々局限セララルルニ從ヒ搜索ヲ強行スルノ必要益々増大スベキヲ以テ特ニ敵機ニ對スル警戒ヲ嚴ニスルト共ニ其ノ行動ヲ敏活適切トシラシムルコト緊要ナリ

第八十六 空中搜索ノ目的ヲ達成セムカ爲ニハ制空權ヲ獲得スルコト緊要ナリ

制空權ノ確保ハ絶對且永續的ノモノニアラサルヲ以テ我軍ニ依リ空中ノ優勢ヲ獲得シタル時間ヲ利用シ巧ニ搜索ヲ實施スルヲ要ス又制空權敵手ニ在ル場合ト雖其間隙ヲ利用シテ潜入スルカ或ハ我地上部隊ノ行フ射撃ニ掩護セラレテ敵機ノ追跡ヲ免レツツ搜索ヲ繼續スル等各種ノ手段ヲ盡シテ搜索ノ目的ヲ達成セサヘカラス

舊令第八十六に於ては、搜索の目的を達成せんが爲、制空權を獲得するを緊要なりとし、其の絶對且永續的ならざるを謂ひ、空中の優勢を獲得したる時期を利用すべきことを示したる後、制空權敵手に在る場合と雖も其の間隙を利用して潛入するか、或は我地上部隊の行ふ射撃に掩護せられて搜索を繼續すべし等と示されてあつたが、本節は航空隊を以てする搜索の方法を示されたものでなく、單に搜索其のものに即した事を示されたのと、現事變の如く大局に於ては明に制空權の獲得を判断し得るが如き場合に於ても、局地に於てはそれは極めて不明瞭であるので、新令に於ては是に觸れず、實行上理解し易い



やうに、本條の如く示されたものと思ふ。即ち舊令の趣旨中間隙を利用することは本條の中に存し、地上部隊の射撃に掩護せらるゝことは、第二部第三十一に露はされた外不意に乗ずること、困難なる状況に於ても搜索を施行すべきこと等を増補せられた。

第八十七 偵察飛行隊ハ作戰ノ初期ニ在リテハ通常軍ニ於テ其ノ全部若クハ大部ヲ統一使用シ戰鬪ヲ豫期スルニ至レバ通常直協飛行隊ヲ第一線兵團、軍直轄砲兵隊等ニ配屬スルモノトス而シテ直協飛行隊ノ配屬ニ方リテハ之ガ分割ヲ避クルヲ要ス  
大ナル機械化部隊、騎兵部隊其ノ他軍主力ト離隔シテ作戰スル兵團ニハ飛行場及連絡ノ關係ヲ許セバ作戰ノ當初ヨリ直協飛行隊ヲ配屬スルヲ可トス

第一線兵團、軍直轄砲兵隊等ニ配屬セル直協飛行隊ハ其ノ要度ヲ減ズルカ若クハ當該兵團等トノ連絡困難ナルニ至レバ適時之ヲ統一使用スルコト緊要ナリ  
第一線兵團等ニ配屬セル直協飛行隊ト雖モ其ノ飛行場ノ諸勤務、補給等ニ關シテハ本團ノ隊長ニ於テ之ヲ處理スルモノトス

第一項は舊令第八十七第一項を補修し、偵察飛行隊を統一することに就て、「作戰ノ初期ニ在リテハ」、及「軍ニ於テ其ノ全部若クハ大部ヲ」を加へ、「所要ノ兵力」を「直協飛行隊」に改め此に伴ひ「尙一部ハ」云々等不要となりたる部分を削除し、字句を修正せられた。  
第二項は舊令第四項の「騎兵集(旅)團」を「大ナル騎兵部隊」とし、「大ナル機械化部隊」及「其ノ他」云々を加へ配屬に關し所要の條件を示された。

第八十七 偵察飛行隊ハ通常之ヲ統一シテ使用スルヲ可トスルモ會戰愈ニ發起セムトスルニ至レハ軍司令官ハ第一線兵團及軍直轄砲兵團ニ密接ナル協同ヲ爲サシムル爲適時之ニ所要ノ兵力ヲ配屬ス然レトモ此場合ニ於テモ尙一部ハ常ニ自ラ之ヲ掌握シテ其直接使用ニ充ツルヲ要ス此際勉メテ中隊ノ分割ヲ避クルヲ有利トス  
騎兵隊モ亦前項ノ要領ニ準シ之ヲ第一線兵團及軍直轄砲兵團ニ配屬スルモノトス

第一線兵團及軍直轄砲兵團ニ配屬セル偵察飛行隊及氣球隊ハ其必要ヲ減スルカ若クハ當該兵團トノ通信連絡困難トナルニ至レハ適時之ヲ軍司令官ノ掌握ニ復歸セシムルヲ緊要トス  
騎兵集(旅)團ニハ作戰ノ當初ヨリ所要ノ偵察飛行隊ヲ配屬スルコトアリ

第三項は舊令第三項の「氣球」を除き字句を修正せられたるに過ぎぬ。

第四項は新に増補せられた。  
作戰の初期に於ては搜索目標、其の特性、他の飛行隊との協同等の關係上統一使用するを有利とするも、既に戰鬪を豫期するに至れば第一線兵團の直接必要とする搜索が多くなるから、之に配屬するを有利とする。而して敵を撃破し追撃に移つたやうな場合には次第に其の要度を減ずるから、再び統一することが肝要であり、漸次飛行場と遠ざかつて戰鬪する兵團の如きものとは連絡が困難となり、配屬して置いても効果が少いから是亦統一する必要があらう。

第八十八 偵察飛行隊ヲ使用スルニ方リ高級指揮官ハ狀況特ニ飛行隊ノ機種、機數、連絡施設ノ狀態等ヲ考慮シテ飛行隊長ニ自己ノ企圖及總括的任務ヲ明示シテ適宜處置セシムルカ又ハ逐次達成スベキ目的要スレバ使用時期、機數等ヲ示スモノトス  
何レノ場合ニ於テモ飛行隊ヲ使用スルニ方リテハ特ニ之ガ濫用ヲ戒メ重點使用ニ留意シ以テ最重要ナル方面及時機ニ於ケル搜索ニ遺憾ナカラシムルヲ要ス

新に増補せられたのであるが飛行隊の使用に就ては、例へば敵の不意に乗ずる爲には極めて機微の間を捉へる必要があり、隊の現状も其の選擇に關すること大なる等諸種の特殊の事情があるので、或る目的を達成せんが爲の實行方法に就ては、地上部隊に比し一層拘束しない必要がある。又勤務員の疲勞、器材の衰損等の顧慮より此を濫用することは特に戒めなければならぬ。



第八十九 直協飛行隊ヲ第一線兵團等ニ配屬スルニ至レバ所要ニ應ジ其ノ戦闘指導ニ直接關係アル搜索地域ヲ配當スルモノトス

第八十八 偵察飛行隊ヲ第一線兵團ニ配屬スルニ方リテハ軍司令官ハ其直轄飛行隊及第一線兵團ニ搜索地域ヲ配當スルモノトス  
第一線兵團ニ配當スヘキ搜索地域ハ該兵團戦闘部署ノ爲直接關係アル地域ヲ包括スルモノニシテ遠ク敵軍ノ後方ニ互ル地域ハ之ヲ軍直轄飛行隊ニ配屬スルモノトス

舊令第八十八を整理して簡明にせられたものであるが、「所要ニ應ジ」とせられたのは、同一地域内に於て、軍直轄のものゝと第一線のものゝとが行動することも搜索の目的上あり得べきことであり、危害の豫防等の上からいつても、それを許さないといふ程のこともなく、必ずしも常に搜索地域の配當を必要としないからであらう。又舊令に示されてあつた。遠く敵の後方に互る地域のことゝは、特にいふまでもないやうに思ふ。

第九十 飛行機ヲ以テスル搜索ハ視察又ハ寫眞ニ依リ或ハ之ヲ併用ス其ノ何レニ依ルベキヤハ主トシテ搜索ノ目的、敵情、氣象、時刻、搜索結果利用ノ時期等ヲ考慮シテ之ヲ定ムルモノトス

第九十 飛行機ヲ以テスル搜索ハ視察又ハ寫眞ニ依リ或ハ此兩者ヲ併用ス而シテ其何レノ方法ニ依ルヘキカハ主トシテ搜索ノ目的、敵情、天候及時刻等ニ依リ定ムルモノトス

舊令第九十を補修して、「天候」を「氣象」に改め、末文に「搜索結果利用ノ時期」を加へられた。

第九十一 視察ハ空中搜索ノ主要ナル手段ニシテ廣範圍ニ互ル搜索ニ便ナリ  
指揮官又ハ幕僚ハ所要ニ應ジ自ラ飛行機ニ依リ戰況、地形其ノ他全般ノ狀況ヲ觀察スルヲ有利トス

新に増補し空中搜索の主要なる手段が「視察」なることを明示すると共に、之に關聯して「指揮官又ハ

幕僚」の翔空を促された。

第九十二 空中寫眞ハ詳細正確ナル情報ヲ得ルノミナラズ之ヲ地圖ニ代用シ或ハ之ニ依リ地圖ヲ作製スル等重要ナル價值ヲ有ス然レドモ廣汎ナル地域ニ互リ寫眞攝影ヲ實施スルハ通常困難ナルヲ以テ寫眞搜索ノ地域ハ作戰上重要ナル部分ニ制限スルヲ要ス

寫眞搜索ヲ命ズルニ方リテハ搜索目的、攝影地域若クハ目標、提出時期及部數要スレバ寫眞ノ種類梯尺等ヲ明示スルモノトス  
寫眞搜索ヲ實施セル部隊ハ寫眞ノ完成ニ先ダチ主要事項ヲ報告スルコト緊要ナリ  
廣範圍ニ互ル寫眞搜索ハ通常司令官之ヲ統一シテ實施スルモノトス

第六十四(一部) 殊ニ空中寫眞ハ地物ノ形狀又ハ築設物ノ狀態ヲ詳細ニ知ルヲ得ルモノニシテ敵情ヲ詳ニシ其企圖ヲ判斷シ又地圖ナキ地方ニ於テ地形ヲ知ル爲特別ノ價值ヲ有ス

第九十一 寫眞搜索ニ方リテハ目的ニ應ジ比較的航空ヨリ局部ノ地形ヲ大梯尺ニ撮影シ或ハ大高度ヨリ廣地域ノ全般ヲ小梯尺ニ撮影ス而シテ前者ハ地形特ニ術工物細部ノ研究ニ適シ後者ハ全般ノ情況ヲ考察スル爲有利ナル證左ヲ與フルモノナリ(中略)其他寫眞ハ地圖ナキカ或ハ其不完全ナル地方ニ於テ迅速ニ該地方ノ正確ナル地形圖ヲ調製スル目的ヲ以テ撮影スルコトアリ  
第九十二 寫眞搜索ヲ行ヒタル場合ニ在リテハ其主要事項ニ關シテハ寫眞ノ完成ニ先チ機ヲ失セズ之ヲ報告スルコト緊要ナリ

第一項は舊令第六十四及第九十一の各一部を併せて、空中寫眞の價值を簡明に示し、後段に搜索地域を制限すべき注意を加へられた。

第二項は新に増補せられた。

第三項は舊令第九十二に同じ。

第四項は増補せられたものである。

第九十三 寫眞搜索ニ方リテハ其ノ目的ニ應ジ斜寫眞又ハ所要ノ梯尺ヲ以テ垂直寫眞ヲ撮影ス  
垂直寫眞ハ地圖的價值ヲ有シ斜寫眞ハ目標及地形特ニ其ノ高低起伏

第九十一 寫眞搜索ニ方リテハ目的ニ應ジ比較的航空ヨリ局部ノ地形ヲ大梯尺ニ撮影シ或ハ大高度ヨリ廣地域ノ全般ヲ小梯尺ニ撮影ス(中略)同一場所ヲ時日ヲ隔テテ前後數回撮影セルモノハ其比較研究



ノ觀察ニ便ナリ而シテ同一目標又ハ地域ヲ時日ヲ隔テ前後數回撮影シ此等ヲ比較研究スルハ狀況ノ變化、敵ノ企圖等ヲ判斷スル爲重要ナル價值ヲ有スルモノトス何レノ場合ニ於テモ空中寫眞ハ之ヲ雙眼寫眞トシテ利用スルヲ有利トス

ニ依リ情況ノ變化、敵ノ企圖等ヲ判斷スル爲緊要ナルモノトス

第一項は舊令第九十一の初を補修し寫眞の種類を示し、梯尺のことは簡單にせられた。  
第二項は舊令第九十一の一部を補修し垂直寫眞と斜寫眞との價值を示し、雙眼寫眞として利用すべきことを示された。

第九十四 偵察飛行隊ノ飛行場設定ニ方リテハ成ルベク所屬高級指揮官ノ位置ニ近ク之ヲ選ビ要スレバ更ニ近ク連絡ノ爲著陸場ヲ設クルモノトス此ノ際適時既設飛行場ヲ獲得シ之ヲ利用スルヲ得バ有利ナリ

飛行場ノ施設及警戒、飛行隊ト關係指揮官トノ連絡等ニ關シ遺憾ナカラシムルハ所屬高級指揮官ノ責任トス

新に増補せられた。但し舊令に於ては第九十六に飛行場を前進せしむる場合に就て示されてあつて、本條には之を含むものと解せらる。所屬高級指揮官といふ中には飛行隊を配屬せられた第一線兵團長等も含まれて居るであらう。

第九十五 氣球部隊ハ戰闘ヲ豫期スルニ至レバ其ノ大部若クハ全部ヲ第一線師團及軍直轄砲兵隊ニ配屬スルモノトス  
氣球部隊ノ搜索ニ關シテハ第九十乃至第九十三ヲ準用ス

第八十七 第二項 氣球隊モ亦前項ノ要領ニ準シ之ヲ第一線兵團及軍直轄砲兵隊ニ配屬スルモノトス

第一項は舊令第八十七第二項と同じ趣旨で、第二項は増補せられた。

第一線兵團等に配屬せられた氣球隊を再統一することに就て、舊令では其の第八十七に飛行隊と同様に示されてあつたが、新令では別に之を示されて居らぬ。蓋し隨伴比較的容易なる等飛行隊とは稍、趣を異にするからであらう。

舊令第八十九第一線に配屬せられたる航空隊の用法、第九十三空中搜索に依る結果の判定を慎重にすべきこと、第九十四遠く敵と離隔しある場合の搜索目標、第九十五第一線兵團等に配屬せられたる航空隊の戰闘間に於ける行動第九十六飛行場の推進、等に關するものは前諸條に依り明らかであるか、第二部に移すを可とするか(第二部第三十一、第三十三、第三十五等參照)さもなくば、さほど必要を認められなくなつたので削除せられたものと思ふ。

### 第二節 騎 兵

#### 第一款 大ナル騎兵部隊

第九十六 大ナル騎兵部隊ハ搜索ノ爲配屬セラレタル直協飛行隊ヲ使用スルノ外搜索隊又ハ將校斥候ヲ派遣シ或ハ之ヲ併用ス  
搜索隊ハ常ニ友軍飛行機トノ連絡ヲ密ナラシムルコト緊要ナリ

第九十八第一項、騎兵集(旅)團ハ搜索ノ爲搜索隊又ハ將校斥候ヲ派遣シ或ハ之ヲ併用ス  
第九十八 騎兵集(旅)團ニ配屬セラレタル飛行隊ハ其搜索地域内ニ於テ通常騎兵ノ爲其戰術的搜索ニ任シ且要スレハ指揮及連絡ノ爲ニ使用セラルルモノトス



第一項は舊令第九十八の第一項と第百八とを併せて整理せられたもので、直協飛行隊が要すれば指揮連絡に任ずること等は削除せられた。

第二項は新に補足せられた。

第九十七 搜索隊ノ數ハ狀況ニ依リ之ヲ定ム  
一 搜索隊ノ兵力ハ通常騎兵約一中隊又ハ戰車約一中隊トスルモ狀況ニ依リ騎兵部隊ニ在リテハ數中隊ニ達シ且之ニ機關銃、速射砲、通信機關要スレバ騎砲等ヲ配屬シ又戰車ニ在リテハ時トシテ二中隊以上ヲ用ヒ必要ニ應ジ之ニ乘車セル騎兵等ヲ配屬ス  
搜索隊ハ騎兵部隊ヲ以テスルトキハ周密ナル搜索網ヲ構成スルニ適シ戰車ヲ以テスルトキハ迅速ニ所望ノ地點ニ進出シ搜索ヲ強行スルニ適スルモノトス

第九十八 第三項 派遣スヘキ搜索隊ノ數及兵力等ハ搜索地域ノ廣狹、地形特ニ道路網ノ關係、敵情及我兵力等ニ依リ變化スト雖敵ノ地上搜索機關ト衝突スル場合ニ於テ著ク我騎兵集(旅)團ノ兵力ヲ減殺セサルコトヲ顧慮スヘシ  
第百 一 搜索隊ノ兵力ハ通常約一中隊トスルモ時トシテ數中隊ニ上ルコトアリ又機關銃、通信機關要スレハ裝甲自動車、騎砲若干等ヲ配屬スルコトアリ

第一項は舊令第九十八第三項の中、數に關することを約して簡單に示された。  
第二項は舊令第九十八第三項の兵力に關するものと第百を併せ補修せられたもので、戰車に關するのと及配屬部隊に速射砲を加へられた。

第三項は新に増補せられたものである。

第九十八 搜索隊ニハ搜索ノ目標若クハ地域止ムヲ得ザレバ方向ヲ明示シ且通常前道路ノ概要ヲ指定シ要スレバ更ニ搜索隊主力ノ日々到達スベキ概略ノ地點ヲ指定シ若シ二箇以上ノ搜索隊ヲ併列シテ派遣スルトキハ地形特ニ道路網ヲ考慮シ要スレバ搜索地域ヲ示スモノトス

第百一第一項 搜索隊ニハ各、其搜索地域ニ於ケル大體ノ前道路及搜索隊主力ノ日々到達スヘキ概略ノ地點ヲ命スルヲ可トス而シテ數個ノ搜索隊ヲ派遣スルトキハ地形特ニ道路網ヲ顧慮シ通常搜索地域ノ兩側又ハ一側ノミヲ示スモノトス

舊令第百一の第一項を補修し、搜索隊には搜索目標等を明示すべきことを示され、前進路を示すは「通常」にして「概要」なることに改め、末文其の他の字句を修正せられた。

目標を示すことは重要であり、時には例へば廣漠なる土地などで地域すら示し得ずして方向を示すの止むを得ざることもあらう。

第九十九 搜索隊ハ所要ノ斥候ヲ派遣シ適時之ヲ支援推進シ小ナル敵部隊ハ之ヲ擊破シテ搜索ヲ實施スルモノトス

第百二 搜索隊ハ所要ノ搜索地域内ニ於テ行動シ所要ノ斥候ヲ派遣シテ搜索ヲ實施シ且自己ノ搜索地域内ニ在ル諸斥候ヲ支援推進スルモノトス

舊令第百二に補修を加へられた。

「所定ノ搜索地域内ニ於テ行動シ」を除かれたのは、いふまでもないことであり且動もすれば獨斷活用を鼓吹する趣旨に反するかの如く見えるからであらう。

斥候を支援推進することは自己の出したるものに就て云ひ、舊令の如く他のものには觸れて居らぬが、固よりしてはならぬといふのではあるまい。

小なる敵部隊は之を擊破して搜索を實施せよと積極的に示された。

第百 搜索隊ハ收集セル諸情報ヲ綜合審査シテ報告シ又爾後ノ行動ニ關シ命令ヲ受クル爲騎兵主力トノ連絡ヲ確保スルヲ要ス  
搜索隊ト騎兵主力トノ連絡ハ無線通信、回光通信、戰車、傳令等ニ依ルモ若シ在來ノ通信線ヲ利用シ得バ有利ナリ時トシテ主力ヨリ推進シタル情報所ヲ經テ連絡ヲ保持スルコトアリ

第百三 搜索隊ハ自ら蒐集セル諸情報ヲ綜合審査シテ適時之ヲ報告シ又爾後ノ行動ニ關シ必要ナル命令ヲ受クル爲騎兵ノ主力ト確實ニ連絡スルヲ要ス

第百四 搜索隊ト騎兵主力トノ連絡ハ無線電信、回光通信、乘馬傳令、鳩、自動二輪車、自轉車等ニ依ルモノトス若シ地方電線ヲ利用



スルヲ得ハ最モ有利ナリ又時トシテ主力ヨリ推進シクル情報収集所  
或ハ遞傳哨ニ依リ連絡ヲ保持スルコトアリ  
遠距離斥候ト後方トノ連絡ハ通常乘馬傳令ニ依ルモ技術的通信又ハ  
鳩ヲ利用シ得ハ最モ有利ナリ

第一項は舊令第三百の一、二字句を修正したるに過ぎない。

第二項は舊令第四百に「戦車」を加へ、自動二輪車、自轉車及遞騎哨を除き一、二字句を修正せられた。

第百一 騎兵主力敵ト衝突セントスル場合ニ於テ搜索隊ハ自己ノ任  
務、我が主力ノ状態、敵情、地形等ヲ考慮シ其ノ戦闘ニ參與スベキ  
ヤ否ヤヲ決スルモノトス

第百五 騎兵集(旅)團其任務達成ノ爲前進スルノ間敵ノ搜索機關ト  
衝突セムトスルニ方リテハ搜索隊ハ受ケタル任務、敵情、地形及我  
主力ノ状態等ヲ顧慮シテ其戦闘ニ參與スヘキヤ否ヤヲ決スルモノト  
ス

舊令第百五を修正せられたもので、字句の外、舊令の「敵ノ搜索機關ト衝突セントスルニ方リ」を「敵ト衝突セントスル場合」と改められた。搜索機關に限る必要もないからであらう。

舊令第九十七廣遠なる地域に互る地上搜索は、騎兵集(旅)團を以てすること等を削除せられたのは前節と同様此節も、騎兵集團等を以てする搜索の全般に就て示されたのではなく、單に搜索其のものに即する事項を示されたに過ぎないからであらう、但し同條第二項敵の地上搜索機關を撃破すべき趣旨は、第二部第二百四十二に露はれて居る。舊令第百六騎兵集(旅)團が軍の正面を避けて側方に移動することを除かれたのも、同様の趣旨に依るものと思ふ。

舊令第九十八第二項遠距離搜索の爲派遣する斥候に關すること、同第九十九、搜索隊の任務云々、

を除かれたのは自ら明かなことだからであらう。

舊令第百一第二項搜索隊の搜索正面に關することも削除せられた。舊令第百七支援歩兵等の配屬に關するものを削除せられたことに就ては、第二部第二百四十一を見れば自ら明かであると思ふ。

### 第二款 其ノ他ノ騎兵部隊

第百二 騎兵ハ其ノ所屬兵團ノ爲必要ナル搜索ニ任ズルモノトス而シテ遠距離搜索ヲ實施スル場合ニ於テ其ノ主力ヲ以テ之ニ任ズベキヤ或ハ單ニ將校斥候ヲ以テスベキヤハ狀況ニ依ル

第百九第一項 師團騎兵ハ通常師團ノ爲近距離搜索ニ任スルモノニシテ騎兵集(旅)團前方ニ在ラサルトキハ遠距離搜索ヲモ行フモノトス而シテ遠距離搜索ノ爲師團騎兵ノ主力ヲ以テ之ニ任スヘキヤ單ニ將校斥候ヲ以テスヘキヤハ一ニ情況ニ依ル時トシテ軍司令官ハ數師團ノ騎兵ヲ集成シテ之ニ任セシムルコトアリ

舊令第百九第一項を修正して、「師團騎兵」を單に「騎兵」、「師團を」所屬兵團」と改め、「數師團の騎兵を集成」すること等を除かれた。

第百三 騎兵ハ輕快ナル機動性ヲ發揮シ逐次搜索ノ據點ヲ占領シ所要ノ斥候ヲ推進シテ敵情、地形ヲ搜索スルモノトス而シテ敵ト近接スルニ至レバ所要ニ應ジ好機ヲ捉ヘテ敵ノ警戒線ニ侵入シ其ノ罅隙ニ乘ジ斥候ヲ派遣シ搜索ヲ敢行スルヲ要ス

新に増補せられたもので騎兵の行動に關する原則として、こゝにも積極的精神がよく露はれて居る。



第百四 騎兵ノ任務達成ヲ容易ナラシムル爲歩兵其ノ他ノ兵種ヲ配屬スルヲ有利トスルコト少カラズ

第百九第二項 師團騎兵ニモ亦情況ニ依リ支援隊ヲ附スルヲ要スルコトアリ

舊令第百九第二項の字句を修正せられたもので、支援部隊を配屬すること「少カラズ」とせられた。想ふに師團等の騎兵は、其の實力からいつても亦行動範圍から觀ても、支援を要すること少からず、歩兵の如きも其の力を發揮し得るからであらう。

舊令第百十軍隊區分に依り成立せる部隊に騎兵を附することは削除せられた、警戒部隊等必要なものには、それ／＼其の所に示されてあるからだと思ふ。

### 第三節 機械化部隊

新に増補せられた。

第百五 機械化部隊 諸兵連合ノモノヲ以テスル搜索ハ本章第二節第一款ヲ準用スルノ外本節ニ據ルモノトス

第百六 機械化部隊ノ搜索ニ方リテハ特ニ其ノ特性ヲ利用シ迅速ニ目的ヲ達成スル如ク行動スルコト緊要ナリ然レドモ搜索ノ爲過早ニ其ノ戰鬥力ヲ消耗スルガ如キコトナキニ注意スルヲ要ス

機械化部隊ハ搜索ニ方リ飛行機ノ使用若クハ之トノ協同ヲ適切ナラシムルコト特ニ緊要ナリ

機械化部隊の重要な戦力即ち、彈藥と機動に必要な資材は補給が困難であり、而かも「もの」を言はぬ結果消耗し易い。又其の行動に就て積極的に特性を利用して、敵の意表に出で弱點に乗ぜんが爲にも、消極的に敵の此の種の行動及空中攻撃に對應せんが爲にも、飛行機を活用し若くは之との協同を適切ならしむることは特に緊要である。

第百七 搜索隊ノ兵力、編組ハ狀況ニ依リ異ナルモ通常輕快ナル戰車(裝甲車)ヲ主體トシ所要ニ應ジ歩兵、砲兵、工兵、通信機關、修理機關等ヲ屬スルモノトス

### 第四節 其ノ他ノ部隊

舊令第四章には「其他ノ兵種ヲ以テスル搜索」とあつたのを改められた。前節の部隊にも各兵種が加つて居るから、誤解を避け體裁を揃へんとする趣旨であらう。

第百八 砲兵ノ各種情報機關ハ各、其ノ特性ヲ發揮セシムル如ク搜索ニ使用スルモノトス此ノ際他ノ部隊ヲシテ搜索ヲ援助セシムルヲ有利トスルコトアリ

新に増補せられたもので自衛力少き之等の機關には掩護の必要もあり、障碍の排除などを援助する必要もあらう。

第百九 狀況ニ依リ歩兵部隊若クハ諸兵連合ノ支隊ヲ派遣シ搜索ニ任ゼシムルコトアリ此ノ部隊ハ敵ノ監視部隊又ハ前進部隊等ヲ驅逐

第百二十 情況ニ依リ歩兵部隊若クハ諸兵連合ノ支隊ヲ稍、遠距離ニ派遣シテ搜索ニ任ゼシムルコトアリ此部隊ハ屢、敵ノ監視部隊若クハ



シテ其ノ背後ノ状況ヲ搜索スル爲屢、戰鬪ヲ行フヲ要スルコトアリ

前進部隊等ヲ騎逐シテ其背後ノ情况ヲ搜索スル爲戰鬪ヲ避クヘカラサルコトアリ

一〇〇

「稍、遠距離ニ」と「敵ノ監視部隊」の上の「屢、」とを除き末文「避クヘカラサルコトアリ」を「屢、戰鬪ヲ行フヲ要スルコトアリ」と改められた外舊令第二百二十に同じ。

騎兵部隊又は機械化部隊の如く快速でないものを派遣する距離は、普通遠距離であることを得ないであらうが、強いて制限する必要もないやうに思ふのみならず、「稍、遠距離」といふ語は實際にはあまり明瞭なものでもないので除かれたのであらう。

「屢、」の位置が變つたのは、單に語路の上からではなく、新令に於ては敵の監視部隊又は前進部隊等を驅逐するは既定の事として、其の爲に戰鬪を行ふを要することが屢、ありとの意と解せられ、末文の修正と共に積極的となつたものと思ふ。

第一百 敵ニ近接セル場合ニ於テ各種ノ手段ヲ以テスルモ尙所望ノ敵情ヲ明カニスルヲ得ザルトキハ搜索ノ爲攻撃ヲ行フヲ要スルコト少カラズ而シテ此ノ機會ヲ利用シ他ノ各種搜索機關ヲ巧ニ活動セシムルコト緊要ナリ

前項ノ如キ搜索ニ於テハ攻撃ニ用フル兵力ノ大ナルニ從ヒ敵トノ離脱益、困難トナルニ注意スルヲ要ス  
搜索ノ爲強大ナル兵力ヲ用ヒ攻撃スル場合ニ於テハ高級指揮官ノ的確ナル統一指揮ノ下ニ之ヲ行ヒ主力ハ機ヲ失セズ其ノ結果ヲ利用シ得ルノ準備ニ在ルコト特ニ緊要ナリ

第二百一十一第一項 敵ノ兵力、企圖、配備、諸施設、攻撃準備ノ程度等ヲ確ムル爲各種ノ手段ヲ以テスルモ猶搜索ノ目的ヲ達成スルヲ得ザルトキハ攻撃ノ手段ヲ探ルノ已ムヲ得サルコトアリ此場合ニ於テハ攻撃ニ用フル兵力大ナルニ從ヒ敵トノ離脱益、困難ナルニ至ルニ注意スルヲ要ス我軍既ニ攻撃ニ決スルモ之カ實行ノ爲未タ所望ノ敵情ヲ得サル場合ニ於テハ搜索ノ爲強大ナル兵力ヲ以テ攻撃ヲ行フコトアリ然ルトキハ主力ハ機ヲ失セズ其結果ヲ利用シ得ルノ準備ニ在ルコト必要ナリ

舊令第二百一十一第一項と大體の趣旨に於ては變りはないやうに思ふが、次の如き差がある。

一、攻撃を行ふは敵に近接せる場合なることを新に示されたこと。

一、舊令に「敵ノ兵力、企圖」等とあつたのを、簡單に「所望ノ敵情」と改められたこと。

一、「已ムヲ得ザルコトアリ」を「行フヲ要スルコト少カラズ」とせられたること。

一、「此機會ヲ利用シ他ノ各種搜索機關ヲ巧ニ活動セシムルコト緊要ナリ」を増補せられたこと。

一、強大なる兵力を以て攻撃を行ふ場合に就て、舊令には「我軍既ニ攻撃ニ決スルモ」云々とあつたのを除き、かくの如き攻撃に於ては「高級指揮官ノ的確ナル統一指揮ノ下ニ行フ」べきことを示されたこと。

敵の兵力、企圖等は満足すべき程度に明にし得たりや否やは、判定が困難なものであるから、主觀的に己の希望する所を定めて、之を知らうとすることの方が實際的であると思ふ。

強大なる兵力を以て攻撃することは、例へば當面の敵情に依り主力を以て迂回するとか、直ちに追撃の部署をするとかしようとする場合もあるであらうから、「攻撃に決するも」と限定する必要はなからう。

又かくの如き攻撃を行ふには其の規模からいつても、將來の企圖からいつても高級指揮官の的確なる統一指揮が必要である。

## 第五節 斥 候

第一百十一 斥候勤務ニ當ル者ハ剛膽、慧敏、熱心、沈著ニシテ責任觀念旺盛ナラザルベカラズ

第一百十一 凡ソ斥候勤務ニ當ル者ハ慧敏、熱心、沈著、剛膽ナラサルヘカラス蓋シ慧敏ナル者ハ未知ノ地ニ於テ能ク其地形、方位及道路ヲ知り熱心從事スルモノハ久シキニ耐ヘ勞ヲ覺エス沈著、剛膽ナ



ル者ハ不意ノ事ニ驚カス危険ニ際スルモ猶能ク脱逸ノ方法ヲ求メ得ルモノナレハナリ

舊令第百十一の「剛膽」等に對する説明は削除し、「責任觀念旺盛」なるべきことを補足せられた。責任觀念の旺盛なることは、斥候などの爲最必要なる性格で剛膽、熱心等は此の精神より發するか、少くも助長せらるゝといへるだらう。

第百十二 斥候ノ數、兵力、編組及裝備ハ搜索ノ目的、斥候ニ與フル任務、敵情、地形、之ヲ派遣スル部隊ノ大小、搜索ノ爲使用シ得ベキ時間、報告ノ送達法、住民ノ動靜等ヲ考慮シテ之ヲ定ムルモノトス如何ナル場合ニ於テモ其ノ人馬特ニ斥候長ノ人選ヲ適切ナラシムルコト緊要ナリ

第百十二 斥候ノ數及其兵力、編組ハ任務、敵情、地形、之ヲ派遣スル部隊ノ大小、搜索ノ爲使用シ得ベキ時間、報告送致ノ方法及住民ノ動靜等ニ依リ之ヲ定ムルモノトス如何ナル場合ニ在リテモ斥候ノ成果ハ人馬特ニ其長ノ選抜ニ依リ期待シ得ヘシ又其派遣ニ方リテ之カ任務達成ニ必要ナル時間ヲ得シムルコト緊要ナリ

舊令第百十二を補修し、「編組」の次に「搜索ノ目的」を加へ「任務」は「斥候ニ與フル」ものなることを明にし、舊令第二項後段を削除したる外、字句を修正せられた。

斥候の裝備といふのは兵器、彈藥、渡河或は夜間標識の材料、第百十四に示された特別の目的に要する材料、通信連絡に必要な物等々であつて、時と場合に應じ落なく準備せしむることが必要である。搜索の目的といふのは、例へば敵情なり地形に就て詳細に知らんとするか、或は概略にて満足するか等の如きことを意味し、第百十四も其の一例とならう。舊令第二項の後段を削除せられたのは、斥候の數、兵力等に關係のない事であるから他に移されたのである。

第百十三 徒歩斥候ハ隱蔽シテ行動シ得且夜間ノ潜行ニ適スルヲ以テ敵ト近接セル場合ニ於テ重要ナル任務ヲ果シ得ルモノトス特ニ歩兵將校斥候ハ斯クノ如キ場合ニ於テ大ナル價值ヲ有ス

第百十八 徒歩斥候ハ隱蔽シテ行動シ得且夜間ノ潜行ニ適スルヲ以テ敵ト近接セル場合ニ在リテハ重要ナル任務ヲ果シ得ルモノトス特ニ歩兵將校斥候ハ此ノ如キ場合ニ於テ大ナル價值ヲ有ス

舊令第十八と全く同一である。

第百十四 敵陣地ノ偵察或ハ特別ノ目的ヲ以テスル地形偵察等ノ爲歩兵斥候ノ外砲兵及工兵斥候ノ派遣ヲ必要トスルコトアリ此ノ際附近ニ在ル歩兵部隊ハ要求ニ應ジテ之ヲ援助スルノ義務アルモノトス

第百十九 構成セラレタル敵陣地或ハ特別ノ目的ヲ以テ地形ヲ偵察スル爲歩兵斥候ノ外砲兵及工兵斥候ノ派遣ヲ必要トスルコトアリ而シテ此ノ如キ偵察ハ夜間ニ於テセサルヘカラサルコト多シ然レトモ之カ派遣ニ方リテハ天光ニ依リ成ルヘク豫メ地形ヲ認識セシメ置クコトニ注意スルヲ要ス又此際附近ニ在ル歩兵部隊ハ特ニ其要求ニ依リ之ヲ援助スルノ義務アルモノトス

舊令第百十九の中段「而シテ此ノ如キ偵察ハ……注意スルヲ要ス」を削除し、一、二字句を修正せられた。

第百十五 戰車(裝甲車)ハ地形妨ナキ限り短時間内ニ搜索ヲ強行スルニ適スルモノトス而シテ戰車斥候ハ二車以上ヲ以テスルヲ通常トシ近距離ニ於テハ單車ヲ使用スルコトアリ

新に増補せられたものである。

第百十六 斥候派遣ニ方リテハ搜索事項及報告時期ヲ明示スルト共ニ任務達成ニ必要ナル時間ノ餘裕ヲ與フルコト緊要ナリ夜間斥候ヲ派遣スルニ方リテハ勉メテ其ノ任務ヲ單一ニシ爲シ得レ

第七十六第二項 搜索ノ爲部隊若ハ斥候ヲ派遣スルニ方リテハ指揮官ハ情況及自己ノ知ラムニ欲スル所ヲ明示シ的確ナル任務ヲ與ヘ所要ニ應シ其行動ニ關係アル他ノ搜索機關ノ行動ヲ知ラシムルヲ要



バ基準線ノ標示、目標燈ノ設置等ニ依リ方向維持ニ便ナラシメ且常ニ音聲防止ノ處置ヲ講ゼシムルノ著意必要ナリ  
長時間斥候ヲシテ敵ト接觸ヲ保持セシメ或ハ一地ニ潜伏セシメ以テ敵ノ状態ヲ偵知セシムルヲ利トスルコト少カラズ

ス  
第百十二第二項 又其派遣ニ方リテ之カ任務達成ニ必要ナル時間ヲ得シムルコト緊要ナリ  
第百十四 斥候ヲシテ長時間絶エス敵ノ運動ニ從ヒ之ト接觸シテ其情況ヲ報告セシムルヲ可トスルコトアリ

第一項は舊令第七十六の第二項と第百十二の第二項とを併せて補修せられたもので、關係ある狀況とか搜索機關の行動を知らしめることも不必要といふのではないが、それよりも「報告時期ヲ明示スル」ことの方が重要である。但し此の事は從來既に實施せられて居つたのを明文とせられたに過ぎない。又「必要ナル時間ノ餘裕」を興へることはいふまでもないことであるが、兎もすると行きあたりばつたりになり勝で、急ぐ爲に良い結果が得られなくなるから、絶えず狀況を判断し早めに派遣し得るやうにしなればなるまい。

第二項は増補せられたるもので、之も從來既に實施せられて居つたことであるが、大切な事であるから明文とせられたのであらう。

第三項は舊令第百十四を補修せられたもので、「一地ニ潜伏セシメ」を加へられたのは、特に敵の側背などで要點に潜伏して、其の附近を通過する敵の有無状態等を偵知せしむるを有利とする場合があるからであらう。尙舊令の「可トスルコトアリ」を「少カラズ」に改められた。

第百十七 斥候ハ先ヅ一般ノ狀況ト自己ノ任務トヲ了解シ之ニ適應スル如ク搜索ノ順序及方法ヲ定ムルコト必要ナリ  
第百十五 斥候ハ能ク一般ノ情況ト自己ノ任務トヲ了解シ先ツ搜索ノ順序方法ヲ定メ常ニ情況ニ適應スル如ク動作スルコト必要ナリ

斥候ノ主要ナル搜索手段ハ觀察トス然レドモ敵ノ斥候若クハ小部隊ニ對シテハ任務及狀況ノ許ス限リ攻勢的ニ動作スルヲ要ス  
戰車(裝甲車)ハ其ノ機動力ト火力トノ適切ナル利用ニ依リ敵ノ抵抗ヲ排除スルカ若クハ迂回シテ敵線内ニ侵入シ速カニ搜索ノ目的ヲ達成スルコトニ勉ムルヲ要ス

斥候ハ搜索ノ爲觀察ヲ以テ主要ナル手段トスト雖敵ノ斥候若ハ小部隊ニ對シテハ任務、情況ノ許ス限リ攻勢的ニ動作スルヲ要ス

第一第二項は舊令第十五の字句を僅かに修正せられたに過ぎない。

白兵戦に自信のない敵に對しては、機を失せず攻勢的に動作し強烈なる意氣を以て之を壓倒すれば、數に於ては彼が遙かに優つて居るやうな場合に於ても決して怖るゝに足らず、かくすることに依り豁然として搜索の途が開けるであらう。

第三項は新に増補せられたものであるが、「速カニ」なる語は輕々に見てはならぬと思ふ。如何なる斥候と雖も速かに目的を達成することに勉むべきはいふまでもないが、戰車(裝甲車)は其の機動力を發揮し得ないやうな處置に出られるとびづかしいことになるので、特に「速カニ」と示されたものであらう。

第百十八 斥候ハ展望點ヨリ展望點ニ向ヒ躍進スルヲ通常トス狀況ニ依リ斥候長ハ部下ヲ認知シ易キ地點ニ留メ單身又ハ若干ノ部下ヲ伴ヒ更ニ挺身シテ搜索シ或ハ要點ニ位置シ更ニ近距離ニ小斥候ヲ派遣シテ搜索スルヲ利トスルコトアリ又豫メ適當ノ地點ニ潜伏シテ敵情ヲ搜索スルヲ利トスルコトアリ  
休止ニ際シテハ適當ナル潜伏所ヲ索メ敵ニ發見セラレザルコト及敵情搜索ヲ中絶セザルコトニ注意シ尙敵意ヲ有スル地方ニ於テハ大ナ

第百十六 斥候ハ情況ノ許ス限リ道路ニ依リテ行動シ一ノ展望地點ヨリ他ノ展望地點ニ逐次躍進シ其目的ヲ達スルコトヲ努ムヘシ  
情況ニ依リ斥候長ハ其部下ノ大部ヲ認知シ易キ地ニ駐メ單身或ハ兵卒若干ヲ伴ヒ更ニ挺身スルコトアリ又豫メ適當ノ地點ニ潜伏シ敵情ヲ搜索スルヲ利トスルコトアリ  
休憩ニ際シテハ適當ノ潜伏所ヲ索メ敵ニ發見セラルルコトナク又敵情監視ヲ中絶セザルコトニ注意シ尙敵意ヲ有スル地方ニ於テハ大ナ



ル住民地ヲ再ビ通過セズ村落及圍墻内ニハ長ク位置セザルヲ要ス又  
夜間ニ在リテハ位置ノ變換ニ依リ安全ヲ期シ得ルコトアリ  
斥候相互間及後方トノ連絡ノ爲ニハ各種通信器材ヲ利用スルノ外豫  
メ簡單ナル記號ヲ又夜間ノ識別ヲ容易ナラシムル爲合言葉ヲ定ムル  
ヲ可トス

ル住民地ヲ再ビ通過セズ又村落及圍墻内ニハ長ク位置スヘカラス其  
他夜間ニ在リテハ其位置ヲ變換シ却テ安全ヲ期シ得ルコトアリ  
豫メ定メタル簡單ナル記號ハ斥候相互間並後方ニ報告スル爲往々最  
良ノ通信法タルコトアリ

第一項は舊令第百十六の第一、第二項を併せて補修を加へ、「情況ノ許ス限り道路ニ依リテ行動シ」を  
除き、「要點ニ位置シ更ニ近距離ニ小斥候ヲ派遣シテ搜索スル」ことを、補ひ字句を修正せられた。

道路に依ることは道らしい道の少い戦場では困難であり、又必ずしもそれを必要としない。

第二項は舊令第三項の一、二字句を修正せられたに過ぎないが、失敗した例があるから氣をつけねば  
ならぬ。

第三項は舊令第四項に「各種通信器材ヲ利用スルノ外」及「合言葉」に關することを補ひ、字句を修正せ  
られた。

第百十九 斥候若シ撤毒地域ニ遭遇セバ速カニ之ヲ報告スルト共ニ  
任務ニ支障ナキ限り最寄部隊ニ通報シ且所要ノ標示ヲ爲シタル後本  
來ノ任務ニ従事スルモノトス

新に増補せられた。

第百二十 撤毒ヲ豫期スル地域又ハ既ニ偵知セル撤毒地域若クハ一  
時瓦斯滞留地域ノ細部ノ搜索ヲ必要トスルトキ等ニ於テハ特ニ瓦斯  
斥候ヲ派遣スルヲ通常トス

瓦斯斥候ハ瓦斯勤務員ヲ主體トシ要スレバ連絡、掩護等ニ任ズル人員  
ヲ加ヘ又所要ノ防毒具、檢知及標示器材等ヲ携行セシムルモノトス  
撤毒地域細部ノ搜索ニ任ズル斥候ハ瓦斯撤毒ノ有無ニ注意シツツ前  
進シ撤毒地域瓦斯ノ種類及效力、撤布状態、安全通路、制毒ニ便ナ  
ル地域、制毒ノ方法及所要材料、要スレバ通過ノ要領、迂回路ノ有  
無及價値、爲シ得レバ撤毒地域ニ指向セラルベキ敵ノ火器ノ位置及  
種類等ニ關シ任務上必要ナル事項ヲ搜索シ且所要ノ標示ヲ爲スモノ  
トス

新に増補せられた。

舊令第百十三緊要なる任務の爲に將校斥候を用ふべきこと、及之に關聯せる注意を削除せられたの  
は、第百十二等に依り自ら明かであるからであらう。又舊令第百十七は警戒部隊等の出す斥候に就  
て、本節の趣旨を適用すべしと示されたものであらうが、縦ひ警戒部隊から出されたものでも、搜索  
といふことには何等變りがないのであるから、特に示す必要なしとして削除せられたものと思ふ。

第二章 諜報

舊令では第四篇となつて居つたが、情報の一分課として一章とせられた。

第百二十一 諜報勤務ハ通常特殊ノ組織的機關ニ依ルベシト雖モ軍  
隊モ亦各種ノ手段ヲ講ジ機會ヲ捉ヘテ狀況候察ノ資料ヲ獲得スルコ  
トニ勉ムルヲ要ス

第百二十四 諜報勤務ハ通常特殊ノ組織的機關ニ依ルヘシト雖モ軍  
ハ常ニ直接敵情ヲ搜索スルト同時ニ間接ニ諜報資料ヲ獲得スルニ留  
意シ又機會ヲ捕ヘテ住民等ヨリ諸情報ヲ蒐集スルコト肝要ナリ



諜報ハ敵モ亦絶エズ之ヲ行フベキヲ以テ各級指揮官以下常ニ周到ナル注意ヲ拂ヒ防諜上遺憾ナキヲ期スベシ

第一項は舊令第二百二十四の字句を修正し、第二項は増補せられた。如何なる時機を捉へ如何なる方法に依つて資料を獲得すべきかは一概に云ふ譯にはいかぬが、第二百二十三、第二百五、第二百二十七に示されたものは其の主なるものであり、防諜に就ては之を反對に考へる外第二百二十九などに依るべきはいふまでもないが、要するに旺盛なる責任觀念を以て周到なる注意を拂ふことを必要とする。

第二百二十二 諜報勤務ハ敵ノ國民性、作戰地住民ノ性情、作戰經過ノ時期等ニ適應スル如ク之ヲ企畫シ又敵ノ宣傳ニ關シテハ其ノ真相ヲ明カナラシムルコト緊要ナリ而シテ住民ノ感情ハ諜報勤務ニ影響ヲ及スコト大ナルヲ以テ之ニ對スル施設、態度等ヲシテ諜報勤務ノ實施ニ便ナラシムル如ク留意スルヲ要ス

第二百二十五 諜報勤務ハ作戰地ノ情況及作戰經過ノ時期等ニ適應スル如ク適當ニ之ヲ企劃シ又敵ノ宣傳ニ關スル真相ヲ闡明スルコト緊要ナリ而シテ住民ノ感情ハ諜報勤務ノ實施ニ影響ヲ及ホスコト大ナルヲ以テ上下ヲ論セス特ニ住民ニ對スル施設、態度等ヲシテ諜報勤務實施ニ便ナラシムル如ク留意スルコト緊要ナリ

舊令第二百二十五の「作戰地ノ情況」を「敵ノ國民性、作戰地住民ノ性情」とし一、二字句を修正せられたに過ぎない。

國家觀念に乏しく時の政治に無關心で、唯利に依つて動くが存外體面を重んじ死を恐れなとか、或思想を信奉して迷信的であるが之に反感を持つ者も少くないといふやうなことは、諜報の難易、方法等に大きな關係があり、同じ國民でも地方に依り性情を異にすることもあるから、夫等を顧慮して企畫する必要があるらう。又初に云つたやうな國民は感情に依り我が味方ともなり敵ともなるのであるから、一個人の態度にも氣をのけなければなるまい。

作戰經過の時期は例へば敵の意表に出でんとする作戰行動の前、若くは初期に於ては諜報防諜共に水も漏らさぬ状態に在ることを要する、等の如く諜報勤務に密接なる關係がある。

第二百二十三 住民ノ言ヲ聽キ又新聞紙、信書、電信及郵便局、通信所、官公署、旅舎等ニ在ル文書ヲ押收シ其ノ他各種ノ徵候等ヲ判斷スルトキハ重要事項ヲ探知シ得ルモノトス斯クノ如キ資料ハ搜索部隊、斥候等ノ外各部隊モ亦之ガ收集ニ勉ムルヲ要ス  
文書ハ時トシテ視ニ難キ方法等ニ依リ記載セラレアルヲ以テ之ガ調査ニハ特別ノ注意ヲ必要トス

第二百二十六第一項 住民ノ言ヲ聽キ又新聞紙、信書、電信（原書現字紙）及郵便局、通信所、官公署等ニ在ル書類ヲ奪取シ其他諸種ノ徵候等ヲ判斷スルトキハ重要ノ事件ヲ探知シ得ルモノトス而シテ此ノ如キ情報材料ノ蒐集ハ主トシテ搜索部隊及斥候等ノ任務ニ屬スト雖其他ノ部隊モ亦敵地ヲ占領スルニ方リ其機ニ際會スルコト少カラサルニ注意スヘシ  
第二百二十九 信書ハ時トシテ見ニ難キ方法ニ依リ記載セラレルコトアルヲ以テ之ガ調査ニハ特別ノ注意ヲ必要トス

第一項は舊令第二百二十六の第一項を補修して、「官公署」の次に「旅舎」を加へ、資料の収集を「主トシテ搜索部隊、斥候等ノ任務ニ屬スル」ものなりとの趣旨を改め特に輕重を示されぬこととしたる外、字句を修正せられた。

第二項は「信書」を「文書」と改め、「方法」の下に「等」を加へたる外舊令第二百二十九に同じ。

徵候は見る眼があれば至る所にあるもので、こゝに一々例を擧げることには出来ないが、第二百二十七に示されたものは其の顯著なものであり、孫子に鳥起者伏也などあるのは昔から有名なものとして、さて外にもまだ地方物資、交通、産業の状態から、路傍に捨てゝある封筒の表記、人糞の側の紙の有無等も其の一つと云へるだらう。



第四百二十四 軍隊敵ノ暗號、略號、通信ニ關スル規定等ヲ押收又ハ  
ニ之ヲ高等司令部ニ報告スルモノトス  
第四百二十六第二項 直接敵ノ通信ヲ窃取シ之ヲ解讀スルトキハ敵ノ  
兵力、配置及其企圖等ニ關シ有利ナル情報ヲ獲得シ得ルコトアリ之カ  
爲通信部隊ハ特ニ綿密ナル技術的計畫ヲ立テ常ニ敵ノ通信ヲ監察シ  
要スレハ之ヲ妨害スヘシ然レトモ敵ノ偽電ニ依リ欺カレサルヲ要ス

第一項は舊令第四百二十四に「通信ニ關スル規定」を補ひ一、二字句を修正し、第二項は舊令第二百十  
六第二項中、「敵ノ兵力配置及企圖」及後段を除き、無線と有線とを區別して記述を整へられた。

第四百二十五 俘虜ノ言、敵ノ携帶又ハ遺棄セル文書、地圖、兵器及  
材料特ニ化學戰資料、敵砲彈ノ破片等ハ有利ナル情報資料タルベキ  
ヲ以テ之ガ收集利用ニ遺憾ナキヲ要ス

舊令第二百二十七の記述を整理し兵器、材料等を増補せられた砲彈の破片は瓦斯、裝備等に關係がある。  
投降者は勿論、遺留したる傷病者も普通俘虜たるべきものである。

第四百二十六 俘虜ヲ獲タルトキハ直チニ其ノ携帶書類ヲ押收シ要ス  
レバ緊要事項ヲ訊問シ其ノ結果ト共ニ速カニ上級指揮官ニ送付スル  
ヲ要ス此ノ際俘虜ヲ獲タル地點及日時ヲ明カナラシムルコト必要ナ  
リ  
俘虜ノ訊問ハ各人ニ就キ場所ヲ異ニシテ之ヲ行ヒ其ノ陳述スル所彼  
此一致スルノ多寡ニ依リ狀況ノ眞否ヲ判定スルモノトス  
俘虜ニ對シ訊問スベキ主要ナル事項概ネ左ノ如シ  
所屬部隊及其ノ任務、位置、編制、裝備、新ニ支給セラレタル資

第四百二十八 俘虜ハ爾後ノ戰鬥指導或ハ時トシテ作戰上ノ計畫ノ爲  
特ニ價值アル觀察ノ資料ヲ提供スルモノナリ故ニ俘虜ヲ得タルトキ  
ハ各部隊長ハ直ニ其携帶セル書類ヲ奪取シ要スレハ緊要ノ件ヲ速ニ  
訊問シ其結果ト共ニ遲滞ナク上官ニ送付スルヲ要ス此際其之ヲ得  
ル地點及日時ヲ明ナラシムル方法ヲ講スヘシ是レ爾後ノ審問ヲ適切  
ナラシムルヲ得ル爲ニ必要ナレハナリ  
俘虜審問ノ爲ニハ當時ノ情況ニ依リ特ニ必要ナル事項ニ就キ審問ス  
ヘシト雖少クモ左ノ諸件ニ及フモノトス此際直ニ各人ニ就キ場所ヲ

村、最近受ケタル命令、其ノ部隊ニ連繫スル他ノ部隊、高級指揮  
官ノ氏名及所在、前夜ノ宿營、戰鬥及行軍ノ狀態特ニ實施シアル  
訓練、給養ノ適否、志氣ノ振否、團結ノ良否、行動地域ノ地形等  
俘虜ニ對スル訊問事項ハ當時ノ狀況ニ適應セシメ縱ヒ時間ノ餘裕ナ  
キ場合ニ於テモ所屬部隊、其ノ位置等ハ必ズ之ヲ訊問スルヲ要ス  
俘虜ノ訊問ニ方リ既ニ得タル諸情報ヲ補助トスルトキハ大ナル效果  
ヲ收メ得ルコトアリ

異ニシ巧ニ之ヲ審問シ其言フ所彼此合一スルノ多少ニ依リ情況ノ虛  
實ヲ明ニスルヲ要ス  
所屬部隊及其位置、編制、裝備、最近受ケタル命令、其部隊ニ連  
繫スル他ノ部隊、高級指揮官ノ氏名及其所在、前夜ノ宿營、戰鬥  
及行軍ノ狀態、特ニ實施シアル演習、給養ノ良否、志氣ノ振否等  
若シ形勢直ニ此等ノ諸件ヲ審査スルノ速アラサルトキト雖所屬部隊  
及其位置ハ必ズ之ヲ審問スヘシ是レ之ニ依リテ敵軍兵力ノ分配ヲ判  
定シ得ルコトアルヲ以テナリ  
俘虜ノ審問ニ方リ既ニ得タル諸資料ヲ補助トスルトキハ多大ノ效果  
ヲ收ムルコトアリ  
其他俘虜ハ特ニ定メラレタル規定ニ從ヒ取扱フモノトス

舊令第二百二十八の字句を修正せられたる外は大なる差を認めないが、訊問すべき事項の中に「其ノ任  
務」、「新ニ支給セラレタル資材」、「團結ノ良否」及「行動地域ノ地形」を加へ、特に實施しある「演習」を  
「訓練」に改められた。

「新に支給せられたる資材」は裝備、給養等を知る資料ともなるであらうが、戦争の準備、戦時の産業、  
經濟等の状態を知るにも必要なことであらう。

舊令第二百二十八の第五項、右の外俘虜の取扱は特別の規定に依るべきことは削除せられた。第七十  
に依り明かとなるからであらう。

第四百二十七 住民ノ意向、態度、敵兵宿營又ハ休憩ノ跡、交通、通  
信機關設置ノ方向及其ノ破壊ノ方法等ヲ仔細ニ觀察スルトキハ敵情

第四百三十 住民ノ意向、態度、敵兵宿營ノ跡、交通通信機關設置ノ  
方向及其破壊ノ方法等ヲ仔細ニ觀察スルトキハ敵ニ關スル情況判斷



敵兵「休憩ノ跡」を加へられたる外舊令第三百三十に同じ。

住民の意向とは我に敵意を有するか否か、遠く避難せんとして居るか、それとも一時的であるか等のことを云はれたのであらう。元來國家及其の政治に無關心な國民は、商業等の關係が主となつて我に好意を寄せ時に反感を持つことがあり、夫等の關係のない地方では無色であることが多い。而して其の敵の宣傳等に依つて變化することのあるのは勿論であるが、元來敵意なきものが敵意を持つて居るとすれば、事大主義の表れと見て警戒する必要がある。遠く避難せんとするが如き意向あるは、近く有力なる敵の存在又は近接を意味するものと觀られ、其の態度の不遜な場合も亦同様に考へ得る。

敵兵宿營又は休憩の跡は其の廣狹、整否其の他の状態に依り、兵種、兵力、志氣、軍紀、給養、爾後の行動等を察知し得ることがあり、交通、通信機關設置の方向は敵の配置、企圖等を判斷する資料となり、破壊の方法は其の根柢的であるか否か、急遽實施したるものであるか否か等に依り、敵が近く前進を企圖するか、遠く退却したかなどを判定し得ることがあらう。

第二百二十八 間諜ノ使用ニハ細心ノ注意ヲ必要トス而シテ間諜ニハ我が知ラント欲スル點ハ之ヲ明示スベキモ我が目的ハ決シテ之ヲ知ラシムベカラズ

間諜ニ與フル任務ハ成ルベク之ヲ單一ニシ且同一目的ノ爲個々ニ任務ヲ與ヘタル二名以上ヲ別々ニ派遣スルヲ可トス  
敵方ヨリ來レル我が間諜ハ訊問スルコトナク之ヲ派遣シタル司令部

第三百三十三 間諜ノ使用ニハ細心ノ注意ヲ要ス而シテ間諜ニハ我が知ラント欲スル點ヲ明瞭ニ示スヲ要スト雖我目的トスル所ハ決シテ之ヲ知ラシムヘカラズ  
敵方ヨリ來レル我間諜ハ審問スルコトナク之ヲ派遣シタル司令部ニ護送スヘシ敵ノ間諜ノ疑アル者ノ取扱モ亦之ニ準ス

等ニ護送スルモノトス敵ノ間諜ノ疑アル者ノ取扱モ亦之ニ準ス

第二項を増補せられたる外は、舊令第三百三十三の字句を僅かに修正したる過ぎない。

孫子には間諜を用ひずして敵情を知らず、戦を永びかせる者は不仁の至りで人の將に非ずと云つて居り、其の種類を分けて五間とした中には「反間」を擧げて居る程で、間諜の用ひ方は昔から大切にしていり、其の種類のものとなつて居る。殊に利を以て動く者は其の得る所が大であれば、敵の爲に反間となることも尠くないのであるから、細心の注意を拂つて我が目的は決して知らさないやうにすることが必要であり、一般が之に接するには平淡水の如くでなければならぬと思ふ。

第二百二十九 作戰地ニ於テハ住民モ亦屢々、意想外ノ信號、無線通信、鳩等ヲ利用シ間諜行爲ヲ爲スコトアリ故ニ細心ノ注意ヲ以テ其ノ行動ヲ監察シ之ガ取締ニ遺漏ナキヲ要ス

第三百三十二 敵ノ勢力範圍内特ニ敵地ニ於テハ一般住民モ亦屢々、意想外ノ信號、無線通信、鳩等ヲ利用シ間諜行爲ヲ爲スコトアルヲ以テ其行動ニ就テハ特ニ細密ノ注意ヲ爲スコト肝要ナリ

舊令第三百三十三の初め字句を修正し、末文に於て單に其の行動に注意するに止めず、之を「監察シ」之ガ取締ニ遺漏ナキことを示された。其の實例は現に甚だ少くない。

第三百三十 敵ノ諜報ヲ防ギ且軍機ノ漏洩ヲ避クル爲高級指揮官ハ所要ノ規定ヲ設ケ之ヲ嚴守セシムルヲ要ス  
軍ノ秘密ハ私信ニ依リ漏洩スルコト少カラズ故ニ各人ハ私信中ニ我が軍ノ企圖、状態、部隊號、地點、日時等ヲ記載セザルヲ要ス之ガ爲各部隊長ハ所要ニ應ジ部下ノ私信ヲ點檢スルコトヲ得

第三百三十四 我軍ノ企圖、行動等軍ノ秘密ハ各人ノ私信ニ依リ漏洩スルコト少カラズ故ニ高級指揮官ハ所要ノ規定ヲ設ケテ秘密保持ノ手段ヲ講スルト共ニ各人モ亦注意ヲ倍從シテ不慮ノ間之ヲ漏洩スルコトアルヘカラス特ニ私信中ニ我軍ノ状態、部隊號、地點、日時等ヲ記載スルハ勉メテ之ヲ避クルヲ要ス又内地ヨリノ通信中ニハ不良ノ宣傳ヲ包含スルコトアルヲ以テ各部隊長ハ其部下ヲシテ常ニ之ニ



對シ注意ヲ喚起セシメ且所要ニ應シ點檢ヲ行ヒ以テ此種宣傳防止ノ手段ヲ講スルコト肝要ナリ

舊令第三百三十四を補修せられたもので、舊令では「私信」を主にして示されてあつたが、新令では第一項に示された如く一般に「敵ノ諜報ヲ防ギ且軍機ノ漏洩ヲ避クル爲」規定を設くべきものとせられた。

又私信中に記載すべからざる事項として我が軍の「企圖」を補ひ、之等の事は舊令では記載することを「勉メテ避クルヲ要ス」とあつたのを「記載セザルヲ要ス」と改め、内地よりの通信に關することは削除せられた。但し所要に應じ點檢する部下の私信は「發」するものばかりでなく、「來」たものも含むと解すべきであらう、特に我が軍の企圖を補足せられたのは人情の常として、之からどの方面に前進する筈だとか、何時何處で會戰があるだらうとか、いふことを云ひたがるからであらうと思ふ。

舊令第三百三十一、敵の鳩、傳令犬等を捕獲することを削除せられた、蓋し之等は敵のものであるか否かは捕へて見なければ判らず、特に示すほどのこともないからであらう。

### 第四篇 警戒

#### 通則

第三百三十一 警戒ノ目的ハ敵及敵意ヲ有スル住民等ニ對シ其ノ奇襲ヲ豫防スルト共ニ我が狀況ヲ掩蔽シ以テ軍隊ノ安全ト行動ノ自由トヲ圖ルニ在リ而シテ此ノ勤務ニ服スル指揮官以下ノ責任ハ特ニ重大ニ在リ

ナリ

シメ又其行進ヲシテ滯滞ナカフシムルニ在リ  
第三百三十五 警戒ノ目的ハ不意ノ敵襲ヲ豫防シ且敵ノ搜索ヲ妨クルニ在リ  
第三百四十五 (前略)而シテ其任務ハ敵ニ對シ本隊ニ行動ノ自由ヲ得シメ又其行進ヲシテ滯滞ナカフシムルニ在リ  
第三百七十 (前略)其任務ハ敵情ヲ搜索シ敵ノ奇襲ニ對シテ休止ノ軍隊ヲ掩蔽シ之ニ戰鬪準備若ハ出發準備ヲ整フルノ時間ヲ與ヘ又我軍ノ情況ヲ掩蔽スルニ在リ

舊令に於ては通則と行軍及駐軍とに分けて示されてあつたが、例へば「戰鬪準備若クハ出發準備ヲ整フル時間」を得ることは、結局其の準備を成し爾後の行動に移らなければならぬのであるから、「行動ノ自由」を得ることに含まるべきものであり、敵の奇襲に對しては單に「豫防」を以て足れりとせず、所要の抵抗をして軍隊を掩護し、其の安全を圖らなければならぬのであるから、行軍間に於ても舊令第三百七十の趣旨に合する如くする必要がある等、行軍と駐軍とに分けて示す要がないやうに思はれるので、新令では一括して字句を整理せられたのであらう。「敵意ヲ有スル住民等」及末文は増補せられた。思想、宗教、民族等の相違、歴史、利害等の關係に依り我に敵意を有する住民も少くないのみならず、共產主義者の如きは組織的策動に巧であるから、輕視出來ない。所謂便衣隊とか匪賊などの居る地方もあり、其の他にも種々のものがあつて、住民と雖も決して油斷はならぬから「特に敵意ヲ有スル住民等」を補足せられたのであらう。

我が狀況を掩蔽せんが爲には單に搜索を妨げるだけでなく、之を敵に告知することを不可能にしなければならぬから、敵の搜索機關を撃滅することは勿論であるが、住民の行動を拘束すること等の必要な場合もあると思ふ。



尙「行動の自由」といふのは初に述べたやうな事ばかりでなく、不本意の戦闘を交へ、所期の行動を中止するが如きことのないやうにすることなどもあり、多くは行軍に關係して居るとはいへるであらう。

第三百三十二 警戒ハ上級指揮官ノ行フ全般ノ爲ノ部署ノ外各部隊ノ直接警戒ニ依ルモノトス  
直接警戒ハ各部隊自ラ之ヲ行フベキモノトス而シテ自衛力少キ部隊ノ警戒ニ關シ狀況之ヲ要スレバ上級指揮官權宜ノ處置ヲ講ズルヲ通常トスルモ比隣部隊ハ縱ヒ命令ナキト雖モ要スレバ之ニ協力スベキモノトス

第三百三十七 凡テ警戒隊ノ常ニ服膺スヘキハ敵方ニ近キ小ナル部隊ハ一層戰備ヲ嚴ニシ以テ逐次大ナル部隊ノ警戒ヲ擔任スルニ在リ然レトモ警戒ハ獨リ警戒勤務ニ服スル部隊ノ活動ニ依ルノミナラス爾餘ノ軍隊モ亦情況ニ應ジ直接ノ警戒ヲ怠ルヘカラス(後略)

第一項は舊令第三百三十七の第一項及第二項の前段を併せて整理せられたもので、舊令に於ては警戒部隊及其の他の部隊を戒めるが如き記述法を取られたが、新令に於ては如何にして警戒が成立するか、其の概念を得しめるやうに記述せられた。尙警戒は之に服する部隊の活動に依ることも勿論であるが、先づ其の部署が適切でなければならぬから、新令に於ては「上級指揮官ノ行フ全般ノ爲ノ部署」と示されたのである。

第二項は第一項を受けて、直接警戒及之に關聯し自衛力少キ部隊のことを補足せられたのである。

第三百三十三 警戒ヲ完カラシメンガ爲ニハ各人各個ノ警戒心ノ緊張ニ待ツモノ多シ故ニ絶エズ細心ノ注意ヲ拂ヒ又間諜及住民ニ對シテモ不斷ノ警戒ヲ加ヘ以テ些細ノ不注意ニ因リ全般ノ不利ヲ來ヌガ如キコトナキヲ要ス

第三百三十七第二項(前略) 而シテ警戒ヲ完カラシムニハ各人各個ノ警戒心ノ緊張ト對敵觀念ノ充溢トニ俟ツモノ多キヲ以テ絶エズ微細ノ注意ヲ爲シ又間諜及住民ニ對シテモ不斷ノ警戒ヲ爲シ以テ全般ノ不利ヲ來ササルニ注意セサルヘカラス

舊令第三百三十七第二項の後段中より「對敵觀念ノ充溢」を除き若干字句を修正して、警戒を完からしむる三要素の一たる事が、明かなやうに獨立の條とせられた。

舊令に於ては此の事が直接警戒に續けて示されてあつたので、草卒に見て往々兩者を混同することがあり、舊令第五百五十九の記述と相俟つて、特に其の方法の示されてなかつた行軍間に於ては、各隊の直接警戒の爲何等處置する所のない例もあつたやうに思ふが、それは誤だと云はなければならぬ。即ち直接警戒は單に各人各個の警戒心に待つべきものではない。

第三百三十四 警戒勤務ハ軍隊ヲ疲勞セシムルコト大ナルヲ以テ之ニ用フル兵力ハ勉メテ節約スルヲ要ス之ガ爲警戒部署ヲ適切ナラシムルト共ニ各種ノ補助手段ヲ巧ニ利用スルコト緊要ナリ

第三百三十六 警戒勤務ハ軍隊ヲ疲勞セシムルコト大ナルヲ以テ之ニ用フル兵力ハ勉メテ節約スルヲ緊要トス

舊令第三百三十六に後段を補足せられた。

行軍間に於てもそうであるが、殊に駐軍の警戒に於ては第八十に示されてある通り、狀況に依り部署に可なり大なる差があるのであるから、各種の條件を考へ之を適切ならしむることは兵力節約上大に必要なことである。又各種の補助手段といふのは、例へば間諜の利用とか、住民の操縦乃至戒飭等に依つて、警戒部隊の負擔を軽減するが如きことを意味するのであらう。

第三百三十五 搜索ノ周密ナルハ警戒ノ主要條件ナリ故ニ警戒部隊ハ絶エズ其ノ所在地附近ヲ搜索スルト共ニ所要ニ應ジ尙遠キニ互リ搜索ヲ行フヲ要ス

第三百三十八 搜索ノ周密ナルハ警戒ノ主要條件ナリ故ニ警戒部隊ハ絶エズ其ノ所在地附近ヲ搜索スルハ勿論所要ニ應ジ尙遠キニ互リ搜索ヲ行フヲ要ス



奇襲を豫防せんが爲には敵若くは、敵意を有する者の状態を明かにして、適時對應策を講じ得る如く準備し在ることが必要であるから、搜索が警戒の主要なる條件であることはいふまでもない。而して搜索機關はあつても其の目を漏れて来るものもあるであらうし、匪賊、住民などは何時如何なる行動に出るかも知らないのであるから、近くは固より騎兵、機甲部隊等に對しては遠く搜索する必要も生ずる。

第三百三十六 警戒部隊ハ其ノ主力トノ連絡ヲ緊密ニスルノ外隣接部隊トノ連絡ニ勉メ又騎兵、機械化部隊等軍ノ前面ニ在ルトキハ爲シ得レバ之トノ連絡ヲ保持スルヲ要ス

第三百三十九 凡テ警戒隊ハ其主力トノ連絡ヲ失ハサルコトニ注意スルト共ニ隣接部隊トノ連絡ニ努ムヘシ又騎兵集(旅)團軍ノ正面前ニ在ルトキハ爲シ得レバ之トノ連絡ヲ保持スルモノトス

一、二字句を修正し「機械化部隊」を加へたる外、舊令第三百三十九に同じ。

警戒部隊が主力と緊密に連絡すべきことはいふまでもなく、夫れ／＼必要な處置も取るのであるが、殊に夜間に於ては思はぬ事から其の絶えることがあるから、特に結び目に在る者は十分注意して怪しいと感じた時は、すぐ様適當なる處置を講ずることが必要である。

第三百三十七 敵ノ飛行機、戰車、瓦斯等ニ對シテハ勉メテ攻撃ノ機會ヲ與ヘザル如ク我が行動ヲ律スルト共ニ若シ其ノ攻撃ヲ避ケ難キ狀況ニ於テハ各種ノ手段ヲ盡クシテ速カニ之ヲ發見シ對策ノ機ヲ失セザルコト緊要ナリ此ノ際最モ戒ムベキハ此等ノ敵ニ牽制セラレテ戰機ヲ逸シ或ハ我が重要ナル企圖ヲ暴露スル等全局ノ不利ヲ來サザルニ在リ

新に増補せられたもので、之等のものに對しては警戒に依つて安全と行動の自由を圖ることが比較的

困難であるから、例へば夜間を利用するとか或は地障に沿うて行動するとかして、勉めて攻撃の機會を與へないことが必要であるが、後段に示されてあるやうに、此等の敵に牽制せられて戰機を逸したり、重要なる企圖を暴露することは即ち敵に致され主動の地位を失ふことになるのであるから、最も戒めなければならぬ。而して牽制せられるといふのはどんなことかといふに、例へば上空に對する遮蔽、瓦斯の搜索、消毒等の爲一地に長く停止したり迂路を取つたりすることであらう、又重要な企圖を暴露するといふのは、第四百四十九の如き場合等に必要の時機、必要の部隊以外のものが輕卒に射撃して我が位置、兵力等を現はす結果兵力の移動とか、迂回などの企圖を露はすが如きことを意味するものと思ふ。

第三百三十八 歩兵大隊長、戰車聯隊長、騎兵聯隊長、砲兵大隊長、工兵聯隊長、輜重兵中隊長其ノ他此等ニ準ズル部隊長ハ敵飛行機ノ監視及友軍飛行機トノ連絡ノ爲通常對空班ヲ設クルモノトス狀況ニ依リ此ノ目的ノ爲部下各(中)小隊長等ヲシテ必要ノ處置ヲ爲サシムルコトアリ

前項ノ各部隊長ハ敵飛行機射撃ノ爲所要ニ應ジ對空射撃部隊ヲ設ケ又各中(小)隊長等ハ必要ナル對空射撃準備ニ於テ缺クル所ナキヲ要ス

司令部、歩、砲兵等ノ聯隊本部其ノ他第一項各部隊長ノ指揮下ニ在ラザル小部隊ハ狀況ニ應ジ適宜對空ノ處置ヲ爲スモノトス

第二百九十八 各司令部及本部ニ於テハ對空監視及其連絡ニ關スル主任者ヲ定メ彼我飛行機ノ識別、友軍飛行機ノ信號ニ對スル應答並通信筒ノ拾得等ニ任セシムルヲ要ス  
第四百四十四 行軍及戰闘間ニ在リテハ各級指揮官ハ情況毎ニ敵飛行機ノ行動ニ應ジ駐軍間ニ於ケルモノニ準シ對空警戒ノ爲適宜監視ノ方法ヲ講スルモノトス又將校ハ敵飛行機、氣球等ノ行動ニ注意シ適時必要ノ場所ニ報告通報スルヲ要ス  
第四百四十一 第一項 行軍間及戰闘間ハ概ネ歩兵ノ大隊毎ニ、駐軍間ハ前哨區又ハ合營(露營)區毎ニ機關銃一中隊若ハ歩兵一小隊以上ノ兵力ヲ指定シテ對空射撃部隊ト爲シ對空監視哨ニ連絡シ敵ノ飛行機ノ行動ニ注意シ我ニ危險ヲ與ヘムトスルトキ又ハ低空ヲ飛行シ我射撃有效ナルトキハ通常對空射撃部隊長ノ命ニ依リ射撃スルモノトス

第一項は舊令第二百九十八と第四百四十四を併せて整理し戰闘間のことは除き名稱を定められたに過ぎぬ。



舊令第四百十四の後段將校に對する要求は、特にいふまでもないから除かれたのであらう。

第二項は舊令第四百十一の第一項中、射撃部隊の兵力に關することを除き、之を設くる部隊を補足し、末文射撃することを削つて各中(小)隊長等も準備を爲しあるべしと示された。

第三項は新に増補せられたものである。  
以上各項を綜合すれば敵飛行機に對しては全隊之が監視及射撃準備を爲しあるべしとの趣旨となるが、現事變に於ける我が飛行機活動の跡を見れば直ちに首肯せらるゝと思ふ。

舊令第四百十一中對空射撃のことは第三百十六、第三百五十五に示すこととせられた。

第三百十九 高級指揮官ハ戰場附近ニ於ケル防空ノ爲所要ノ高射部隊、照空部隊等ヲ部署スルノ外要スレバ各部隊ニ對空監視、對空射撃部隊ノ兵力、各部隊相互ノ協同、欺騙行動、燈火ノ處置等ニ關シ必要ノ事項ヲ命令スルモノトス又友軍飛行機識別ノ爲其ノ飛行、記號等ニ關シ所要ノ事項ヲ規定シ之ヲ地上部隊ニ知ラシムルヲ要ス軍隊ノ後方ニ在リテハ通常主要ナル飛行場、補給及交通上ノ要點等重要施設ノ掩護ニ重點ヲ置キ防空ノ處置ヲ講ズベキモノトス

第四百十 上空ニ對スル警戒ハ高級指揮官ニ於テ飛行隊及野戰高射砲隊等ヲ以テ之ニ任セシムヘシト雖各部隊モ亦自ラ所要ノ處置ヲ爲スヲ要ス

舊令第四百十「上空ニ對スル警戒」を内容に即應する如く、「戰場附近ニ於ケル防空」として多くの事を増補し、高級指揮官の爲すべきことを詳細に示された。

欺騙行動の一例は模型飛行機を飛行場に配列したり、或は次條に示された偽燈火の如きものであらう。

第四百十 駐軍久シキニ互レバ對空監視圖ヲ擴張シ通信網ヲ整備シ

要スレバ更ニ警報、燈火管制、防火、瓦斯防護等ニ關スル事項ヲ統一シ整然タル防空ノ組織ヲ構成スルモノトス  
作戰地ニ於テハ巧妙ナル燈火管制ハ通常困難ナルヲ以テ豫メ燈火ノ使用ヲ制限又ハ禁止スルヲ可トス時トシテ局部ノ燈火ヲ存置シ巧ニ偽燈火ヲ配シ以テ敵ヲ欺騙スルヲ可トスルコトアリ。

衆多の人民と廣大なる領土とを有する敵國に對しては速かに戦捷を獲得することが困難で、駐軍久しきに互る場合のあることも豫想しなければならぬのはいふまでもない。而して防空の爲には技術上の關係に依り、對空監視圏はかなり廣大であることが必要であつて、駐軍久しきに互れば其の程度も増し、且可能となるから之を擴張しなければならぬ。其の他警報、燈火管制等を統一して整然たる防空の組織を編成することも亦必要となる。

第四百十一 對空班ハ將校若クハ下士官ヲ長トスル所要ノ人員ヲ以テ之ヲ編成シ爲シ得レバ乘馬、自轉車等ヲ使用セシムルモノトス  
對空班ハ通常所屬指揮官ノ近傍ニ位置シ駐止間ニ在リテハ對空監視哨ヲ設ケ行進間ニ在リテハ適宜監視者ヲ指定シ要スレバ斥候ヲ設ケ絶エズ上空ヲ監察セシムルト共ニ所屬指揮官、對空射撃ニ任ズル部隊及友軍飛行機トノ迅速ナル連絡ニ關シ遺憾ナキヲ要ス

第三百三十八に對空班を設くることを示されたので本條に於て其の編成及行動に就て示されたのである。

第四百十二 對空射撃部隊トシテ幾何ノ兵力ヲ使用スベキヤハ狀況ニ依ルト雖モ常ニ敵機ノ奇襲ニ即應セシムルコトヲ考慮シテ之ヲ定

第四百十一第一項 行軍間及戰闘間ハ概ネ歩兵ノ大隊毎ニ、駐軍間ハ前哨區又ハ舍營(露營)區毎ニ機關銃一中隊若ハ歩兵一小隊以上ノ



ム而シテ單一飛行機ニ對シ射撃效果ヲ期待スル爲必要ナル火力ハ歩兵ノミヲ以テセバ一小隊以上、機關銃ノミヲ以テセバ四銃以上ヲ標準トス

兵力ヲ指定シテ對空射撃部隊ト爲シ對空監視哨ニ連絡シ敵ノ飛行機ノ行動ニ注意シ(下略)

對空射撃部隊ハ自ら對空監視ヲ行フト共ニ附近ノ對空班等トノ連絡ニ注意シ且常ニ敵機ノ奇襲ニ即應シ得ルノ準備ニ在ルヲ要ス

射撃部隊を設くる部隊に就ては第三百三十八に示されたので、本條では其の兵力に關すること及動作を示し文章を整理せられたが、趣旨に於ては舊令と大して變りはない。唯第一項に於ても、第二項に於ても「敵ノ奇襲ニ即應」せしめ又は、し得る準備に在るべしと示されたことは注目し價する。奇襲は誰しも企圖するであらうが、特に之を賞用する敵もないとは云へないからであらう。

第四百十三 敵ノ戰車部隊等ニ對スル願慮アルトキハ步兵大隊長、騎兵聯隊長及(山)砲兵大隊長ハ速カニ之ヲ發見スル爲小部隊及斥候ノ派遣、友軍部隊トノ連絡等ニ關シ機宜ノ處置ヲ講ズルト共ニ直チニ敵ノ奇襲ニ應ズル爲必要ナル對戰車部隊ヲ部署シ豫メ其ノ行動ノ準據トナルベキ事項ヲ示スモノトス狀況ニ依リ此等ノ處置ヲ上級指揮官ニ於テ統一スルヲ可トスルコトアリ  
前項各部隊長ノ直接指揮下ニ在ラザル部隊ハ適宜前項ニ準ジ警戒ヲ行フモノトス

行軍間の直接警戒に就ては先に第三百三十三の所で一言したが、新令では大に其の必要を認められた結果、本條以下多くの増補をせられたことと思ふ。但し本條は行軍間にのみ關するものでないことは勿論である。

對戰車部隊の行動といふのは、射撃、肉薄攻撃、障礙の設置等の如きものであらう。

第四百十四 中隊長若クハ之ニ準ズル部隊長ハ所要ニ應ジ敵戰車ニ對スル自衛手段トシテ携帯地雷、爆藥、火焰發射器等利用シ得ベキ資材ニ依リ肉薄攻撃ヲ準備スルモノトス

新に増補せられた。

第四百十五 高級指揮官ハ狀況ニ應ジ飛行隊其ノ他適宜ノ部隊ヲ以テ敵ノ機甲部隊ヲ搜索シ或ハ之ヲ攻撃セシメ時トシテ前方或ハ側背地障線上ノ要點ニ一部隊ヲ派遣シテ我が主力ノ行動ヲ安全ナラシメ且要スレバ各部隊ニ對戰車部隊ノ兵力、各部隊相互ノ協同等ニ關シ必要ノ事項ヲ示シテ其ノ行動ヲ統制スルモノトス

新に増補せられたもので、狀況に應じ搜索或は攻撃に任じ、時として前方或は側背地障線上の要點に派遣する部隊は前衛、側衛、後衛乃至前哨とは別で、直接警戒を擔當するものと見るべきであらう。

第四百十六 瓦斯ニ對スル警戒ハ主トシテ一般ノ警戒部署ニ依リ其ノ目的ヲ達スベキモノトス之ガ爲警戒部隊、哨兵等ニハ所要ニ應ジ瓦斯勤務員、警報器材、防毒被服、檢知器材時トシテ消毒材料等ヲ屬スルモノトス狀況ニ依リ瓦斯勤務員ヲ主體トシ或ハ該勤務員ノミヲ以テ緊要ナル警戒ニ任ゼシムルコトアリ  
各級指揮官ハ狀況ノ緩急、各部隊ノ任務等ニ應ジ適時消毒ニ任ゼシムル部隊ノ部署及防護資材ノ配當ヲ決定シ特ニ重要ナル時期及地點



新に増補せられた。飛行機又は戦車に依り瓦斯攻撃を爲す場合もあらうが、それに對應する爲には前諸條に依ることとなるので、本條では其の他の方法を以てする瓦斯攻撃に對する警戒に就て示されたのであらう。従つて一般の警戒部署に依り其の目的を達すべきこととなり、普通は所要に應じ人員、器材等を屬すれば足るものと思ふ。

第四百十七 空襲又ハ瓦斯攻撃ヲ受クルニ方リテハ大隊長若クハ之ニ準ズル部隊長(輸重兵ニ在リテハ中隊長)以上、其ノ他分離シテ行動シアル部隊ノ長及時ニ指定セラレタル者ハ飛行機警報又ハ瓦斯警報ヲ發スルノ責任ヲ有ス若シ猶豫スベカラズト認メタルトキハ小隊長以上ハ自ら其ノ責ニ任ジ之ヲ發スルモノトス  
警報ハ傳達確實容易ニシテ誤解、混同等ノ虞ナキモノヲ選用シ所要ニ應ジ各種ノ手段ヲ併用スルモノトス而シテ一定ノ形式ニ陥リ敵ニ逆用セラレザル如ク注意スルヲ要ス

新に増補せられた。但し舊令第二百九十七の末項に行軍間瓦斯警報は縦隊長が發する如く示されてあつた。

第四百十八 瓦斯警報ヲ聞クカ若クハ瓦斯ヲ被ラントスルトキハ直チニ比隣相傳へ各自迅速ニ裝面(瓦斯雨下ニ對シテハ先ヲ防毒覆ヲ裝著)スベシ防毒面及防毒覆ノ脫除ハ通常小隊長以上ノ命令ニ依ルモノトス  
馬ノ防毒面及防毒覆ノ裝脱ハ人員ノ場合ニ準ズ

第二百九十七末項 行軍間瓦斯警報アルトキハ直ニ防毒覆面ヲ裝スルモノトス此警報ハ縦隊長之ヲ命スヘシト雖危急ニ際シテハ各將校ハ責任ヲ以テ之ヲ命スルモノトス  
第三百五十八第五項 瓦斯警報アルトキハ直チニ防毒覆面ヲ裝シ別命アル迄之ヲ繼續スヘシ

消毒包ハ通常各自所要ニ應ジ之ヲ使用スベシ  
其ノ他ノ防毒具ノ使用ハ通常中隊長以上ノ命令ニ依ルモノトス

詳細に示された、防毒面等の脱除を「通常小隊長以上ノ命令ニ依ル」こととせられたのは、危険の消滅を確める爲之を慎重にする必要があるからであらう。

第四百十九 敵ノ搜索ニ對シ敵ニ我が行動ヲ隠匿セントスル場合ニ於テハ指揮官ハ豫メ此ノ趣旨ヲ下級部隊迄徹底セシメ敵飛行機等現ルルモ射撃ヲ行フコトナク専ラ我が行動ヲ隠蔽スルモノトス此ノ場合ニ於テモ状況之ヲ要スルニ至レバ直チニ敵ヲ撃破シ得ルノ準備ニ於テ缺クル所ナキヲ要ス

第四百十一(前略) 敵ノ飛行機ノ行動ニ注意シ我ニ危険ヲ與ヘムトスルトキ又ハ低空ヲ飛行シ我射撃有效ナルトキハ通常對空射撃部隊長ノ命ニ依リ射撃スルモノトス  
凡テ射撃ハ直ニ其位置ヲ暴露シ敵飛行機ヲシテ搜索ノ端緒ヲ得シメ又友軍ニ危害ヲ與フルコトアルヲ以テ射撃開始ニ方リテハ能ク全般ノ情况ヲ顧慮スルヲ要ス

射撃を戒むることに於て、舊令第四百十一の第二項に似て居るが、舊令は一般の場合に就て示し本條は特種の場合を示されたのである。而して對飛行機射撃に就て本條の裏を考へて見ると、舊令第四百十一第一項の後段よりも積極的であるやうに思ふ。即ち效力のない射撃は固より戒めなければならぬが、危険の有無は多く問ふ所でなく、我が状況を掩蔽し行動の自由を圖る爲には、積極的に敵機を撃破すべしとするのが新令の趣旨で、従つて普通の場合にはひどく射撃を慎む要なしとなるものやうに思ふが、第三百三十七の趣旨もあり、本條の如き場合に於ては之を慎まなければならず、準備のことのみを示されたのも其の爲であらう。

尙新令の「状況之ヲ要スルニ至レバ」といふのは、敵機が我が行動を發見したと判断せらるゝ場合など



であつて、之を撃つことに依つて反つて隠蔽の目的を達し得るからであらうと思ふが、併し敵機が我を發見したか否かの判断は困難であり、縦ひ其の我を攻撃せんとすること等に依つて判断に誤なしとするも、其の程度は尙よく考へて見る必要があり、單に一部を發見せられたに過ぎないやうな場合には、射撃は依然慎重ななければなるまい。

射撃の開始を誰が命ずるか別は示されて居らぬが、右に述べたやうに全般の状況を判断して、大局を誤らないやうにしなければならぬので、上級の指揮官が何等かの方法に依り之を命ずることが出来れば最も好都合だと思ふが、時機は一瞬にして去り、之を逸すれば敵機に報告の餘裕を與へ、我が行動は暴露するものと思へなければならぬから、射撃部隊を指定した部隊長乃至射撃部隊長の獨斷に依らなければならぬ場合も多からう(第三百十六參照)。

### 第一章 行軍間ノ警戒

#### 要 則

第五百十 行軍間ノ警戒ハ主トシテ前衛、側衛及後衛ヲ以テ之ヲ行

第四百十五 行軍間ニ於ケル警戒ハ前衛、側衛又ハ後衛ヲ以テス(下略)

舊令第四百十五の前段に「主トシテ」を加へられたのは、直接警戒又は第五百十三の例等もあるからであらう。

第五百十一 行軍間ニ於ケル警戒部隊ノ行動ハ常ニ大ナル部隊ノ進退ニ從ヒテ之ヲ律シ各部隊間ノ連絡ハ其ノ前方ニ行進スル部隊(尖兵及側衛ニ在リテハ其ノ出サレタル部隊)ニ向ヒ之ヲ行フベキモノトス然レドモ連絡ノ保持困難ナル場合ニ於テハ各部隊ハ手段ヲ盡クシ相互ニ之ガ確保ニ勉ムルヲ要ス

第四百十七第一項 凡テ行軍間ニ在リテハ小ナル部隊ハ常ニ大ナル部隊ノ進退ニ從ヒ其行動ヲ律シ各隊ハ其前方ニ行進スル軍隊ニ對シテ連絡ヲ取ルル原則トス然レトモ連絡ノ維持困難ナルニ際シテハ前方ニ行進スル部隊モ亦種々ノ方法ヲ以テ後續スル部隊ニ連絡ヲ圖ラサルヘカラス夜間濃霧若ハ蔽蔽地ニ在リテハ特ニ然リ又側衛及尖兵ニ在リテハ其出サレタル部隊ニ向ヒ連絡スルモノトス

舊令と其の趣旨に於ては變りなく、字句を修正せられたるに過ぎない。

舊令第四百十七第二項、連絡長を置くべきことは第三百四に移された。

第五百十二 行軍間ニ於ケル警戒部隊ハ別命ナキトモ行軍間ノ駐止及行軍ヲ終リタル後ニ於テ尙本隊ノ爲メ警戒ヲ爲スノ責任ヲ有スルモノトス

第四百十六 行軍間ニ於ケル警戒部隊ハ別命ナシト雖行軍間ノ駐止並行軍ヲ終レル後ニ於テ尙本隊ノ爲メ警戒ヲ爲スノ責任ヲ有ス

僅かに字句を修正せられたる外舊令第四百十六に同じ。

第五百十三 高級指揮官ハ空襲ヲ受クルノ虞多キトキハ高射部隊、消毒部隊等ヲ豫メ要點ニ配置シ其ノ掩護下ニ縱隊ヲ通過セシム狀況ニ依リ二箇以上ノ高射部隊ヲ交互ニ躍進シ縱隊ノ掩護ニ任ゼシムルコトアリ而シテ高射部隊躍進ノ爲別路ヲ配當シ得ベク有利ナリ各縱隊ノ指揮官モ亦要スレバ前項ニ準ジ警戒スルモノトス

第四百十 上空ニ對スル警戒ハ高級指揮官ニ於テ飛行隊及野戰高射砲隊等ヲ以テ之ニ任セシムヘシト雖(下略)

舊令第四百十の初に高射砲のことが露はれて居るが、所謂片鱗に過ぎなかつたので、本條は全部増補せられたものといつてもよからう。



掩護下に通過せしむべき縦隊は、本隊のみを意味するものでないのは勿論で、高射部隊の兵力之を許し、躍進も亦可能であれば輜重にも及ぶであらう。

行軍する部隊の側を通過して高射部隊等が躍進することは、普通の道路に於ては幅の関係上困難であるから、別路を配當し得ば有利なるはいふまでもなく、距離の遠いことは多く顧慮する必要がないが、敵の機甲部隊等に對する掩護は考へなければならぬ。

第五百五十四 行李、輜重ハ常ニ其ノ警戒ヲ嚴ナラシムルヲ要ス狀況特ニ之ヲ要スレバ高級指揮官ハ所要ノ掩護隊ヲ設ケ要スレバ之ヲ配屬スルモノトス  
行李、輜重ハ飛行機、機甲部隊等ノ攻撃ヲ受クルノ虞大ナルトキハ地形ヲ利用シテ躍進シ或ハ夜行軍ヲ行ヒ或ハ必要ナルモノヲ戰列部隊ノ掩護下ニ行動セシム何レノ場合ニ於テモ自衛ヲ容易ナラシムル爲長徑ヲ短縮スルヲ有利トスルコトアリ

新に増補せられた。

好んで後方攪亂を企圖する敵、而も多くの飛行機、機甲部隊等を有するものに對しては、行李、輜重の警戒及掩護は極めて必要であるが、之が爲十分なる装備、部隊の配屬は多くは困難であるから、第二項に示されたことが重要となる。

戰列部隊の掩護下に行動せしむべき必要なるものは、狀況に依り一概に決める譯にはいくまいが、多くの場合戰闘に直接必要なる衛生機關、彈藥、其の他の器材となるであらう。

### 第一節 前衛

前進行、側敵行等に區分して記述する舊令の形式は廢せられた。

第五百五十五 前進行ニ於ケル前衛ノ行動ハ概ネ左ニ準據スルモノトス

- 一、進路上ノ障礙ヲ排除ス之ガ爲敵小部隊ノ如キハ之ヲ擊破シテ前進ス
- 二、敵ト近接スルニ至レバ搜索ヲ周密ニシ且本隊戰闘ノ初動ヲ有利ナラシム
- 三、追撃ニ方リテハ速カニ敵ニ追及シ其ノ主力ヲシテ交戦スルノ止ムナキニ至ラシム

行動の準據二に於て、舊令の「開進及展開」を「戰闘ノ初動」と改め、一、二字句を修正せられたる外舊令第四百四十八と趣旨に於て變りなし。

「戰闘の初動」といへば開進も展開も含んで居るが、遭遇戰などでは本隊は展開することなく逐次戰闘に加入するが如き場合もあるから、上述の如く改められたのであらう。

進路上の障礙には天然のものもあれば、人爲のものもあり、同じ人爲のもの、中にも道路、橋梁の破壊等技術的のものもあれば、射撃等の威力に依るものもあつて種々雑多であるが、前衛は其の何たるを問はず之を排除して、舊令第四百四十五に示されてあつたやうに、本隊の行進を滯滞せしめないやうにす

第四百四十八 前衛ノ行動ハ概ネ左ニ準據スルモノトス

- 一 行進路上ニ在ル障礙ヲ除去ス之カ爲敵ノ小部隊ノ如キハ之ヲ擊破シテ前進ス
- 二 敵ト近接スルニ至レハ其行動、兵力若ハ陣地等ヲ偵察シ且我本隊ノ開進及展開ヲ掩護ス
- 三 敵ヲ追撃スルニ方リテハ速ニ之ヲ追及シ其主力ヲシテ抗戦スルノ已ムヲ得サルニ至ラシム



ること、即ち行動の自由を圖らなければならぬ。而して其の爲には敵の小部隊の如きは撃破して前進するのであるが、小部隊といふのは要するに前衛独自の力を以て撃破し得る程度のもので、數に於ては我に優つて居つても、強烈なる意氣を以て積極的に行動すれば、存外脆く排除せらるゝ敵もあらう。

尙本條は前衛全體に就て示されたのであるから、前兵等各部が本條の趣旨に依つて行動すべきはいふまでもない。

第五百五十六 前衛ノ兵力、編組ハ我ガ軍ノ企圖ニ基キ縱隊ノ大小、敵情、敵ノ慣用戦法、地形、明暗ノ度等諸般ノ狀況ヲ考慮シテ之ヲ定ムルモノトス

前衛ハ通常縱隊全歩兵ノ三分ノ一以内、必要ノ騎兵、野(山)砲兵及工兵ヲ以テ編組シ所要ニ應ジ戰車、輕裝甲車、野戰重砲兵、消毒部隊、通信部隊、衛生部隊等ヲ配屬スルモノトス

第四百四十九 前衛ノ兵力及編組ハ我軍ノ目的、縱隊ノ大小、敵情、地形及明暗ノ度等ニ從フモノトス

前衛歩兵ノ兵力ハ通常全歩兵ノ三分ノ一以内トス而シテ前衛ニハ通常所要ノ騎兵、野(山)砲兵及工兵ヲ配屬シ又所要ノ野戰重砲兵、通信隊、衛生隊、架橋材料中隊、裝甲自動車等ヲ配屬スルヲ可トスルコトアリ

第一項に於ては舊令第四百四十九の第一項に、「我軍ノ目的縱隊ノ大小……等ニ從フモノトス」とあつたのを、「我ガ軍ノ企圖ニ基キ縱隊ノ大小……等諸般ノ狀況ヲ考慮シテ之ヲ定ムルモノトス」と改め、「敵ノ慣用戦法」を補足せられた。

補足せられた事は別とするも、前記の修正は單に字句の整理に止らず、「我軍の企圖」が兵力編組を定むる「基礎」たるべきものであるとの趣旨を示されたものと思ふ。即ち縱隊の大小等は固より「考慮」するけれども、舊令の如く「我軍の目的」と對等のものではなからう。而してそれは決心が任務を基礎とする

と同様、自主的精神の現れであると解せらる。

第二項は舊令第二項に比し「戰車」と「消毒部隊」とを補ひ、「裝甲自動車」を「輕裝甲車」に改め、「架橋材料中隊」を除かれた。架橋材料中隊を除かれたのは絶対に前衛につけてはいけないといふのでは勿論なく、比較的其の必要が少いからであらう。蓋し架橋の爲には準備などに相當の時間を要し、材料中隊を前方に置く利益はあまり多くないからであると思ふ。

さて我が軍の企圖と兵力編組との關係を考へて見るに、例へば隨時隨所に敵を攻撃せんとする場合、或は敵を急追して之を捕捉殲滅せんとするが如き場合には前衛の兵力を大にし殊に砲兵、戰車の有力なるものを配屬しなければならぬが、陣地を占領せる敵に對し某地點まで前進して、爾後の行動を準備するといふやうな場合には其の兵力を小にし、砲兵も途中の障礙を排除するに必要な程度のものをつけ、戰車などは殆ど必要がないから、之を配屬しないといふやうなことになるであらう。

敵情、地形等は彼此錯綜して單純に考へることは出来ないが、例へば相當有力なる敵が近く前進して來るものと判断せらるゝも、其の狀況が甚だ不明で地形が蔭蔽錯雜して居り、途中には堅固な部落などもあるといふやうな場合には、前衛の兵力は障礙排除の爲にも搜索の爲にも之を大にし騎兵、工兵、砲兵殊に重砲などを多くしなければならぬ。

敵の慣用戦法に就ては、例へば其の前衛を比較的強大にし、本隊との距離を大にして好んで獨力の攻撃を爲さしめ、我が本隊の之を包圍せんとするに乘じ、更に外翼より包圍せんとするが如き戦法、即ち俗にいふ狐釣りをやらうとするが如き敵に對しては、更に其の上手に出て、之を各個に撃破すべく前衛



の兵力を強大にするを可とするが如きことがあらう。

第五百五十七 夜行軍ニ於ケル前衛ハ歩兵ヲ主トシ之ニ所要ノ騎兵、工兵等ヲ配屬ス然レドモ豫メ天明後ニ於ケル狀況ヲ考慮シテ其ノ兵力、編組及行動ヲ定ムルコト亦少カラズ  
狀況ニ依リ一部隊ヲ所要ノ地點ニ先遣シ或ハ沿道ノ要點ニ逐次ニ配置シ其ノ掩護下ニ前進スルヲ可トスルコトアリ

第五百五十一 前衛ト本隊トノ距離ハ我が軍ノ企圖ニ基キ一般ノ狀況ヲ考慮シテ之ヲ定ム此ノ際前衛ノ行進滯留ヲ本隊ニ波及スルノ虞ナカラシメ且隊指揮官決心ノ自由ヲ保持スルト共ニ本隊ヲシテ機ヲ失セズ戦闘ニ加入シ得シムルコトヲ考慮スルヲ要ス

舊令第五百十には敵に關する顧慮の大小を主にし、其の大なる場合は「主トシテ歩兵ノ兵力ヲ強大」にすべしとし、小なる場合は本條第二項の如くするを有利なりと示されてあつたが、新令では敵情には觸れないで單に夜間特異の事のみを示された。

夜間は其の特異の事情に依り歩兵を主とするといふことは何時でも變りがないが、之を強大にするか否かは前條に示された通り、我が軍の企圖が基礎になるであらう。又第二項の如き方法に據るのは、敵に關する顧慮の小なることも一つの條件ではあるが、やはり某地點に到達することを目的とする等我が企圖が基礎となり、前進する距離の小なること、地形が錯雜であり暗さもひどいといふが如き、諸般の狀況を考慮した結果でなければなるまい。

舊令第二項は削除せられた。思ふに本項の如き場合に於ても單に某地に到達せんとする我が企圖を

基礎とし敵に對する顧慮も甚だ少いといふことが前提となつて、初めて一部の歩兵と工兵の大部を以て前衛を編組し得ることとなるのであるから、前條に據るべきもので、夜間であるといふことは關係がないからであらう。

第五百五十八 前衛ト本隊トノ距離ハ我が軍ノ企圖ニ基キ一般ノ狀況ヲ考慮シテ之ヲ定ム此ノ際前衛ノ行進滯留ヲ本隊ニ波及スルノ虞ナカラシメ且隊指揮官決心ノ自由ヲ保持スルト共ニ本隊ヲシテ機ヲ失セズ戦闘ニ加入シ得シムルコトヲ考慮スルヲ要ス

第五百五十一 前衛ト本隊トノ距離ハ我が軍ノ目的、縦隊ノ大小、敵情、地形及明暗ノ度等ニ應シテ異ルヘキモ本隊ノ行進ヲシテ滯留中止ノ虞ナカラシメ且指揮官決心ノ自由ヲ保持スルト共ニ本隊ヲシテ機ヲ失セズ戦闘ニ加入シ得シムルコトヲ考慮シテ之ヲ定ムルモノトス

前衛と本隊との距離も舊令に於ては「我軍ノ目的、縦隊ノ大小」等に應じて異なるものと示されてあつたのを、新令では「我が軍ノ企圖ニ基キ一般ノ狀況ヲ考慮シテ之ヲ定ム」と改められた。其の趣旨は第五百十六と同様であらうと思ふ。

縦隊の大小とか敵情等が前衛と本隊との距離に影響しないといふのではないが、例へば或る時期に敵の側背を攻撃せんとする企圖を以て前進する場合に就て考へて見るに、縦隊が小であるから此の距離を短くしてよいとはいへないで、側方に出る程度に依つて縦隊は小であつても之を大にする必要があり、途中敵と衝突する虞が多くても、前衛の戦闘に係り合はないで所望の地點に進出せんが爲には反つて距離を大にする必要がある等、其の關係は不定且微溼的であるから、寧ろ一つ一つに就て考へるよりも一括して軽く考慮するを可とするであらう。我が軍の企圖を基礎とするからといつても、盲めつぼうでは固よりいけない。狀況に依り新に決心をする―最初の企圖の範圍内に於て、或は狀況の變化に應ず



る新なる企圖の下に—自由を保持する爲、又は前衛行進滯滞の波及に依る行動の不自由疲勞等を免れんが爲に、本隊は前衛から相當に離れて居る必要があるが、一方に於ては前衛を孤立に陥れ、敵に各個撃破の機會を與へないやうに、あまり離れ過ぎないことも考へなければならぬ。

第五百十九 前衛ハ通常前衛本隊及前兵ニ區分シ前衛ニ有力ナル騎兵ヲ配屬セラレタルトキハ別ニ之ヲ派遣スルモノトス  
前兵ハ通常尖兵中隊ヲ、尖兵中隊ハ通常尖兵ヲ出シテ警戒スルモノトス

狀況ニ依リ適宜前二項ノ區分ヲ省略シ本隊或ハ前衛本隊等ヨリ直チニ尖兵中隊若クハ尖兵ヲ出スコトアリ  
前衛ニ屬スル工兵ハ其ノ用途ニ鑑ミ主力ヲ前兵ニ續行セシムルコト少カラズ

第五百二十二 前衛ハ通常前衛本隊及前兵ニ區分シ前衛ニ騎兵ノ主力ヲ附セラレタルトキハ之ヲ前衛騎兵ト爲シ更ニ前方ニ派遣スルモノトス而シテ前兵ハ通常其警戒ヲシテ益々確實ナラシムル爲尖兵中隊ヲ、尖兵中隊ハ尖兵ヲ出シテ警戒スルモノトス  
情況ニ依リ適宜前項ニ示ス區分ヲ省略シ又ハ本隊ヨリ直チニ尖兵中隊若クハ尖兵ノミヲ出スコトアリ  
第五百二十三 第二項 但シ工兵ハ前衛ニ方リ前兵ノ後尾ニ續行セシムルヲ可トスルコトアリ

第一項に於て「騎兵ノ主力」を「有力ナル騎兵」と改められたる外は、舊令第五百二十二の記述及字句を整理せられたるに過ぎない。「騎兵ノ主力」といふのは「師團騎兵の主力」といふ意味であらうが、獨立せしめて前方に派遣するか否かは、實力に依つて定むべきものであるから、かく改められたのであらう。「前衛騎兵」なる名稱は削除せられた。

舊令第二項末尾の割註は第六十一に示されて居る。

第四項工兵を前兵に續行せしむることは、舊令第五百十三第二項では「可トスルコトアリ」とあつたのを、「少カラズ」と改められた。「用途ニ鑑ミ」を加へられたのは説明に過ぎない。「後尾」といふ語は削除

しても事實は同じだと思ふ。

第六十 前兵ハ敵トノ衝突ニ際シテハ前衛本隊ヲシテ機ヲ失セズ有利ノ態勢ニ展開シ得シムルヲ要ス

前兵ノ兵力ハ前項ノ趣旨ニ合スル如ク通常前衛歩兵ノ三分ノ一以内及所要ノ騎兵ヲ以テ編組シ要スレバ一部ノ砲兵、工兵、消毒部隊等ヲ配屬スルモノトス

前兵ト前衛本隊トノ距離ハ第一項ノ趣旨ニ合スル如ク之ヲ定メ師團ニ在リテハ五百乃至千五百米ヲ標準トス

第五百四第一、第二項 前兵ハ通常前衛歩兵ノ三分ノ一以内及必要ノ騎兵ヲ以テ編組シ要スレハ之ニ歩兵砲及工兵ヲ配屬ス時トシテ

挺進シ來ル敵ノ装甲自動車又ハ戰車ニ對スル等ノ爲若干門ノ砲兵ヲ附スルヲ有利トスルコトアリ  
前兵ハ敵トノ衝突ニ際シテハ前衛本隊ヲシテ整然タル展開ヲ爲スノ

時間ヲ得シメサルヘカラス從テ其部署並前衛本隊トノ距離ハ此趣旨ニ基キ決定セラルヘキモノトス而シテ師團ニ在リテハ此距離ハ概ネ七百乃至千二百米トス

第一項、舊令第五百四第二項には前衛本隊と前兵との距離を決定する爲に據るべき趣旨として「前兵ハ敵トノ衝突ニ際シテハ……整然タル展開ヲ爲スノ時間ヲ得シメザルベカラス」とあつたのを、前兵の一般に據るべき趣旨として「前兵ハ……機ヲ失セズ有利ノ態勢ニ展開シ得シムルヲ要ス」と改められた。従つて第二項兵力編組も亦「前項ノ趣旨ニ合スル如ク」と示されてある。

整然たる展開といふのは望ましい事ではあるが、それよりも結果に於て有利の態勢なることが必要であらう。時間を得るといふことも必要なる事の一部に過ぎないやうに思はれる。

前兵も亦前衛本隊の爲第五百四十五の趣旨に合する如く行動すべきもので、敵の小部隊の如き自力で出来るものは之を撃破して進まなければならぬが、こゝにいふ敵はそれよりも強力なもので、前衛としては其の任務上當然之を攻撃しなければならぬ。其の爲には展開しなければならぬから、かく限定的に示されたのであらう。



第二項、砲兵を配属する目的を削除し一、二字句を修正せられたる外舊令第五百十四の第一項に同じ。  
 第三項、師團の爲に示された標準の距離は舊令に比し伸縮の餘地を大にせられた。此の距離は第一項に示されてある通り、前衛本隊を有利に展開し得しめなければならぬから、其の前兵の側方どの程度に離れて展開すべきかを考へて見れば、大體幾何學的に解決し得ると思ふ。而して側面に展開することは困難且不利であるから、どちらかといへば通常大にして置くのがよいやうであるが、「機を失しない」とも亦必要であり、之が爲には過大であつてはならぬ。

第六十一 尖兵中隊ハ歩兵約一中隊ヲ以テ之ニ充テ状況ニ依リ機  
 關銃、歩兵砲、工兵等ヲ配屬スルモノトス  
 尖兵中隊ト之ヲ出シタル部隊トノ距離ハ三百乃至五百米ヲ標準トス  
 尖兵中隊長(尖兵中隊ナキ場合ニ於テハ尖兵長)ハ縱隊ノ進路ヲ誤ラザルコトニ關シ責任ヲ有スルモノトス

第六十二 第二項末尾 歩兵一中隊ヲ基幹トスルモノトス  
 第六十三 第三項 前兵ト尖兵中隊トノ距離ハ概ネ三百乃至四百米トス

舊令第五百十二第二項末尾の割註には「歩兵一中隊ヲ基幹トスル」とあつたのみで、如何なるものを配属すべきかは示されてなかつたが、こゝに之を明示せられた。敵の抵抗を撃破する爲に機關銃を必要とする場合は少くないのみならず、多くの機關銃を有する敵もあるから、歩兵砲も亦必要であることがある。又近代の軍隊は天然、人爲の障碍の影響を受けることが多いのみならず、軽快なる行動を必要とするから、成るべく前方に工兵を置くことが有利である。

第二項は舊令第五百十四第三項の字句を修正し「四百」を「五百」に改められた。

第三項は新に増補せられた。平時國內に於ける演習に於ても進路を誤ることは少くないが、未知の地

而も道路に乏しく、廣漠にして目標とすべきものも稀であるやうな場合には、進路を誤らぬことが極めて必要で而も困難である。地圖が不完全であつたり或は全く無い場合に殊にそうであるから、地形をよく鑑識し微細な特長も見逃がさない眼識を養ふと共に、磁針等に依る行進にも慣れる必要があらう。

第六十二 尖兵ハ通常將校ノ指揮スル歩兵一小隊以下ノ兵力ヲ以テ之ニ充テ主トシテ進路上ノ搜索ニ任ゼシムルモノニシテ尖兵長ハ通常尖兵主力ノ前方ニ在リテ行進シ前方ニ發生スル事件ヲ速カニ判別スルヲ要ス  
 尖兵ト之ヲ出シタル部隊トノ距離ハ状況ニ應ジ伸縮スルヲ常態トス  
 ルモ三百乃至四百米ヲ標準トス

第六十四 第四項、第五項 歩兵尖兵ハ一分隊以上(要スレハ輕機關銃分隊ヲ加フ)ノ兵ヲ將校ノ指揮ニ屬シ尖兵中隊ノ前方ヲ前進シ主トシテ行進路上ノ搜索ニ任スルモノニシテ尖兵長ハ前方ニ發生スル事故ヲ速ニ判別スル爲ニ尖兵主力ノ前方ニ在リテ行進ス  
 尖兵中隊ト尖兵トノ距離ハ情況ニ依ルモ概ネ三百乃至四百米トス

第一項は舊令第五百十四第四項の「一分隊以上(要スレバ……)ノ兵」を「一小隊以下ノ兵力」に改め字句を修正し、第二項は舊令第五項の字句を修正し尖兵の行動を輕快にせられた。

第六十三 前兵ニ屬スル騎兵ハ之ヲ騎兵尖兵ト爲スカ若クハ行進路側方ノ搜索ニ使用シ時宜ニ依リ此ノ兩者ノ爲ニ使用ス  
 騎兵尖兵ハ長以下少數ノ兵力ヨリ成リ縱隊ノ最先頭ヲ行進シ主トシテ進路上ノ搜索ニ任ジ常ニ背後ニ在ル部隊トノ連絡ヲ保持スルモノトス

第六十四 第六項、第七項 前兵ニ配屬セハ騎兵ハ其大部ヲ騎兵尖兵トシテ歩兵尖兵ノ前方ニ使用スヘキヤ或ハ主トシテ行進路上ノ側方ヲ搜索セシメ歩兵ヲシテ側方ニ斥候ヲ派遣スルコトヲ免レシムルヲ可トスルヤ或ハ此兩者ヲ併セ行フヤハ情況ニ依リ之ヲ定ムルモノトス  
 騎兵尖兵ハ長及少數ノ騎兵ヨリ成リ縱隊ノ最先頭ヲ行進シ主トシテ進路上ノ搜索ニ任シ常ニ背後ニ在ル部隊ト連絡ヲ保持スルモノトス

舊令第五百十四第六項には「前兵ニ配屬セル騎兵ハ其大部」と示されてあつたが、二、三の傳騎を取る



が如きは別として、全部搜索に使用する必要があるから、新令では之を除かれたのであらう。  
第一項は右の外字句を整理して簡潔にし、第二項は舊令と同じ。

第六十四 前衛ニ屬スル騎兵ハ主トシテ前衛ノ爲ノ搜索ニ任ジ步兵トノ連絡ヲ失ハザル如ク其ノ行動ヲ規正スルモノトス狀況ニ依リ之ニ步兵等ヲ配屬ス

第六十五 前衛騎兵ハ前方ニ在リテ主トシテ前衛ノ爲ノ近距離搜索ニ任シ特ニ背後ニ在ル步兵トノ連絡ヲ失ハサル如ク行動ヲ規正スルモノトス

「前衛騎兵」なる名稱を廢し「近距離搜索」を單に「搜索」に改め、末文「狀況ニ依リ之ニ步兵等ヲ配屬ス」を補足せられた。

「近距離搜索」は第七十八に示されてあるものをいふのであり、前衛に屬せられた騎兵の搜索は第三百十五に示された趣旨に據るもので全く別のものである。但し搜索の範圍、其の結果の效力等に就ては固より判然と區別し得ないこともあるが、目的は飽くまでも別でなければならぬ。主として前衛の爲の搜索と示されてあるのも、時に近距離搜索をやらせる場合などがあるからであらう。歩兵等を配屬することは特に敵の騎兵が優勢である場合抵抗を排除して搜索の途を拓き、要點を占領せしめて騎兵の支援乃至報告路の保安等に當らしむる必要があるからであらう。

尙歩兵との連絡を失ふ程遠く離れては、警戒の目的に副はないことはいふまでもあるまゝ。

第六十五 前衛ニ屬スル戰車ハ進路上ノ抵抗打破若クハ要點奪取等ノ爲使用スルヲ通常トシ其ノ使用ノ目的ニ應ジ必要ナル方面ニ派遣シ或ハ前衛ノ前方又ハ適宜ノ位置ヲ躍進セシム時トシテ別路ヲ配當スルヲ有利トスルコトアリ

戰車ヲ前衛ノ主力ト遠ク分離シテ行動セシムル場合ニ於テハ自動車ニ搭乘セル一部ノ歩、工歩等ヲ配屬スルヲ有利トスルコトアリ

新に増補せられた。

成るべく速く進路上の抵抗を打破することは搜索の爲にも、行進を澁滞せしめない爲にも必要であつて、機先を制する如く戰車の快速を利用し得れば有利であり、敵の抵抗を未然に排し得ることもあらう、又敵と遭遇を豫期して前進するが如き場合には、彼に先ち豫想する戰場附近の要點を占領する必要がある、殊に隘路の出口附近に於ては其の爲一瞬を争ふことがあるので、通常戰車を使用することゝならう。

戰車の使用が定れば其の目的に應じ必要な方面に之を派遣するのはいふまでもないが、其のまだ定らぬ場合何處に置くかは將來を豫想して決定する外はないであらう。前衛の部隊間を躍進せしむることは技術上かなり困難なものであるから、少しは迂路であつても混雑しない別の路を配當することが出来れば有利なこともある。

第二項は敵の前進を遲滞せしめて有利なる戰場を獲得せんとする場合、敵の退路を遮斷せんとする場合等であつて、歩工兵を配當するのは敵の肉薄攻撃に對する自衛、地形上の障碍排除等の必要に依るものであらう。

第六十六 側敵行及退却行ニ在リテモ所要ニ應ジ警戒、進路上ノ障碍排除等ノ爲前衛ヲ設ク蔽蔽地或ハ敵ノ騎兵、機甲部隊、空輸艇進隊等ニ對スル顧慮アル場合ニ於テ特ニ然リ而シテ其ノ兵力、編組及行動ハ之ニ課スベキ任務及當時ノ狀況ニ基キ之ヲ定ムルモノトス

第六十八 側敵行及退却行ニ在リテハ敵及住民ニ對スル警戒又ハ行進路ノ障碍ヲ除去スルノ爲所要ニ應ジ前衛ヲ部署スヘキモノニシテ其兵力及編組ハ當時ノ情況及之ニ課スヘキ任務ニ基キ前掲ノ趣旨ニ準シ之ヲ定ムルモノトス



舊令第五百五十八を補修せられたもので、「敵及住民」は先に示されてあつていふまでもないから、こゝでは陰蔽地等特に其の必要ある場合を示し、「編組」の次に「行動」を補足し文章を整理せられた。

側敵行殊に退却行に於ては、空輸挺進隊の如きも大に豫期しなければならぬであらう。

側敵行及退却行に於ける前衛の兵力、編組及行動は前進の場合の如く比較的單純ではあり得ないので、第五百五十六に示されたやうな標準すら與へられないのは止むを得ないと思ふ。今試に兵力、編組に關し側敵行に就て考へて見るに、外翼に在つて行ふ場合と、中間に在つて行ふ場合とでは大なる差がなければなるまい。同じ外翼でも敵の側背深く行動する場合は特に強大なる前衛を必要とする。退却行の場合に於ても外側と中間とでは、かなり差があり、殊に地形、住民の意向なども大に影響するであらう。

「行動」を補足せられたのは、例へば退却行に於ては第五百五十一に示された如く、本隊の進退に従つて進止することも固よりないことはないが、必要な地點に先行して障礙を排除し、交通路の保安に任じ部落を占據して住民を監察する等の處置に出なければならぬ場合も少くなく、其の爲逐次躍進することもあり一定し難いからであらう。

舊令第五百五十六歩兵獨立して行進する場合のことは削除せられた、かゝる場合もかなりあるであらうが、前諸條の趣旨に基き警戒することはいふまでもないからであらう。

### 第二節 側 衛

第三百六十七 側敵行ニ於ケル側衛ノ行動ハ概ネ左ニ準據スルモノトス

- 一、主力縦隊ト併進シ其ノ側敵行動ヲ掩護ス
  - 二、要スレバ主力縦隊行進路ノ側方ニ陣地ヲ占領シテ其ノ通過ヲ安全ナラシム
  - 三、非常ノ場合ニ於テハ敵ヲ攻撃シテ之ヲ抑留シ我が主力縦隊ニ近迫スルコト能ハザラシム
- 側衛ハ如何ナル場合ニ於テモ主力縦隊ヲシテ戦闘ヲ避ケシムルコト緊要ナリ

第三百六十 側敵行ニ於ケル側衛ノ行動ハ概ネ左ニ準據スルモノトス

- 一 主力縦隊ト並進シ其側敵行動ヲ掩護ス
  - 二 要スレバ主力縦隊行進路ノ側方ニ陣地ヲ占領シテ其通過ヲ安全ナラシム
  - 三 非常ノ場合ニ於テハ敵ヲ攻撃シテ之ヲ抑留シ敵ヲシテ我カ主力縦隊ニ近迫スル能ハサラシム
- 側衛ハ如何ナル場合ニ在リテモ主力縦隊ヲシテ戦闘ヲ避ケシムルコト必要ナリ

舊令第六十と全く同一である。

敵を側方にして行動することは、現に屢々經驗しつゝあり將來も亦決して少くないと思ふ。而して此の場合には將來の企圖は兎も角、差當りは某地域に進出することを目的とするから、第二項に示されてある通り主力縦隊が途中で戦闘しなければならぬやうなことの起らぬやうにしなければならぬ。之が爲に豫密に行動することが出来れば大に可なりで之を希望するのであるが、常にそうはいかぬから敵の妨害を豫期し、之を排除する準備をして、必要があれば實力を以て敵の我が主力縦隊に近接することを妨げなければならぬ。第一項は之が爲に必要な準據を示されたもので、如何なる行動を取るべきかは一々擧げる譯にはいかぬが、一、二の例を考へて見れば次の如くなるであらう。

一、主力縦隊と併進する方法は、敵が敢然攻勢に出た場合側衛自身の戦闘準備が第二、第三の場合に比し十分でなく、我が欲せざる時期欲せざる所に於ても之に應じなければならぬので、危険の大なる場



合には適當とは云へないから、隱密に行動し得る目算が多いか、敵に遠く地形も有利で、危険の少ない時に用ひられるであらう。但し敵が遠いといつても機甲部隊などを多く持つて居る場合には、危険必ずしも多からずとは云ひ得ないことは顧慮しなければならぬ。

機甲部隊の行動が困難であり大部隊の統一戦闘も容易でない夜間は、多く此の方法に據るを可とするであらう。

二、陣地を占領して掩護する方法は、其の威力の及ぶ範圍内に於ては確實であるから危険の多い場合、地形も防禦の威力を發揮し得る場合に用ひられるだらうが、行動區域が廣ければ第二、第三の陣地を必要とすべく、豫めよく準備して兵力を巧に運用しなければ、多くの部隊を勞し而も種々の缺陷を生ずるに至る害がある。

三、敵を攻撃して之を抑留する方法は二の場合と同様掩護し得る地域に限りがあり、且準備の利を享けることが出来ないから、他の方法に據るを得ない非常の場合といはなければならず、間違へば大なる破綻を醸す虞があり、事に當るものは主力縦隊の爲犠牲となる覺悟がなければならぬ。俗に一押し二押しといふこともあるから、或る種の敵に對しては奇道を取ることも必ずしも禁すべきではなく、大に功を奏することもあらうが、それにはよく敵を知る必要があり、奇道の如くにして奇道にあらざる域に達して居ることが必要と思ふ。

尙以上三つの方法は終始不變ではなく第一より第二に、第二より第一に、又第一、第二より第三に移る等、状況に應じ機宜に適する如く混用せられることもあらう。

第六十八 側衛ノ兵力、編組ハ状況特ニ危険ノ大小ト地形トニ應ジテ之ヲ定メ且搜索及連絡ノ爲所要ノ部隊ヲ配屬スルヲ有利トス

第六十一 側衛ノ兵力及編組ハ主トシテ危険ノ大小ト地形トニ應シ之ヲ定ム而シテ搜索及連絡ノ爲特ニ騎兵ヲ配屬スルヲ要ス又自動車、無線電信等ヲ附スルヲ可トスルコトアリ

舊令第六十一の「主トシテ危険」を「状況特ニ危険」と改め、配屬する部隊を具體的に示されぬこと、せられた。

側敵行に於ける側衛は前進行に於ける前衛と異り、全く獨立して戦闘することを豫期しなければならぬから、危険が大で地形有利でない場合は、其の任務を達成するに必要な十分なる兵力を與へなければならぬが、第三十四の趣旨に據るべきは勿論、其の回收が困難であることも考へなければならぬ。編組も亦特に危険の大小と地形とに依り、一概にいふ譯にはいかぬが、前條第一の行動を取る場合には歩兵を主とし。搜索及行動間の連絡に便なる騎兵を比較的多く配屬するがよく、第二の行動に出る場合には火器の威力大なる部隊を多くするのが有利であるが、靱強なる抵抗の必要を豫期するときは、やはり歩兵が主となり第三の行動を要するときも略、同様であると思ふ。第二の場合には十分なる通信部隊を必要とし、第三の場合には戦車なども必要があらう。敵機甲部隊の攻撃する虞大なる場合は之が撃滅に充つべき部隊を要すること勿論である。

第六十九 側衛ノ部署及警戒法ハ状況ニ依リ異ナルモ主力縦隊ト併進スル場合ニ於テハ通常側衛等ヲ以テ側面ヲ警戒シ所要ニ應ジ側衛前兵、側衛後兵等ヲ以テ正面及背後ヲ警戒スルモノトス

第六十二 側衛ノ部署及警戒方法ハ其時ノ形勢ニ從ヒテ異ルヘキモ主力縦隊ト並進スル場合ニ在リテハ通常側衛前兵、側衛等ヲ以テ正面及側面ヲ警戒シ時宜ニ依リ側衛後兵ヲ以テ背後ヲ警戒スルモノトス



舊令第六十二の字句を修正せられたるに過ぎない。

第七十 前進行及退却行ニ在リテモ亦縱隊ノ側方ヲ警戒スルヲ要ス  
薩蔽地又ハ優勢ナル敵ノ騎兵、機甲部隊等ニ對スル顧慮アル場合ニ於テ特ニ然リトス之ガ爲斥候ノミニテ十分ナラザルトキハ前(後)兵、前(後)衛本隊及本隊ヨリ所要ノ側衛ヲ派遣ス  
側衛ノ要度ハ前進行ニ於ケルヨリモ退却行ニ於テ大ナルヲ通常トス而シテ退却行ニ於テハ騎兵ハ特ニ敵ノ迂回行動ヲ搜索スルコト緊要ナリ  
側衛ハ本隊ニ比シ不良且長遠ノ道路ヲ行進スルコト多キヲ以テ派遣ノ時機及要求スベキ行動等ニ關シ特別ノ注意ヲ必要トス

第七十九 前進行ノ警戒ニ於テ前衛ノ各部ハ前方ノ外自ラ其側方ノ警戒ヲモ忽ニスヘカラス特ニ薩蔽地又ハ優勢ナル敵ノ騎兵前面ニ在ル場合ニ於テ然リトス  
側方警戒ノ爲斥候ノミニテ十分ナラザルトキハ更ニ側衛ヲ派遣ス而シテ側衛ハ形勢ニ應シ前兵若ハ前衛本隊ヨリ或ハ直ニ本隊ヨリ之ヲ派遣スルモノトス  
此等ノ部隊ハ主力ニ比シ長遠且不良ノ道路ヲ行進スルヲ通常トスルヲ以テ之ヲシテ主力縱隊ト適當ナル關係位置ヲ保持セシムカ爲ニハ之カ派遣ノ時機及之ニ要求スヘキ行動ニ就キ特別ノ注意ヲ必要トス  
第七十四 退却行殊ニ優勢ナル敵前ニ於テハ敵兵遠ク後衛ヲ迂回シテ本隊ニ迫ル虞アルヲ以テ特ニ側衛ヲ後衛又ハ本隊ヨリ派遣スルヲ要スルコト多シ  
此側衛ニ屬スル騎兵ハ敵ト接觸ヲ保持スルト同時ニ絶エス敵ノ迂回動作ヲ搜索スルヲ要ス

舊令第五十九と第六十四を併せ整理せられたもので、大體の趣旨に變りはないが、舊令第五十九第一項に於ては、前衛の各部に側方の警戒を要求せられてあつたのを、新令では縱隊一般に對する要求として第一項後段との連絡を良好にし、第二項前段に於て退却行に於ける側衛の必要を前衛と比較して示された、第三項の「要求スベキ行動」といふのは一時要地に停止して掩護するが如きことであらう。

舊令第六十三前進行變じて側敵行となつた場合のことは削除せられた。突然かゝることの起るのは特異の場合だからであらう。

### 第三節 後 衛

第七十一 退却行ニ於ケル後衛ノ行動ハ概ネ左ニ準據スルモノトス  
一、本隊ニ續行シツツ其ノ退却ヲ掩護ス  
二、要スレバ陣地ヲ占領シテ敵ノ前進ヲ拒止ス  
三、非常ノ場合ニ於テハ全隊ノ爲犠牲トナリ以テ本隊ノ退却ヲ容易ナラシム  
後衛ハ常ニ敵ノ迂回若クハ包圍ヲ受ケ易キヲ以テ特ニ搜索ヲ周密ニシ又隣接シテ退却スル部隊ノ後衛アルトキハ之ト連絡スルコト緊要ナリ

第一項は舊令第六十五の字句を修正したるに過ぎず、第二項は舊令第六十六に同じ。

第七十二 後衛ノ兵力、編組ハ本隊ノ狀態、危險ノ大小、地形、明暗ノ度等ヲ考慮シ本隊ノ援助ヲ胸算スルコトナクシテ其ノ任務ヲ遂行シ得ル如ク之ヲ定ムルモノトス而シテ晝間ノ爲ニハ騎兵及砲兵ノ兵力ヲ大ナラシムルヲ有利トシ晝強ナル抵抗ヲ豫期ストルキハ歩兵特ニ機關銃及對戰車火砲並ニ阻絶、破壞等ノ作業ニ任ズル部隊ヲ大ナラシムルヲ必要トシ尙戰車、自動車等ヲ配屬スルヲ得バ有利ナ

第六十五 退却行ニ於ケル後衛ノ行動ハ本隊ノ情況、敵ノ遠近及其動作ニ應シ異ルト雖概ネ左ニ準據スルモノトス  
一 勉メテ行軍縱隊ヲ以テ行進シツツ本隊ノ退却ヲ掩護ス  
二 要スレバ陣地ヲ占領シテ敵ノ前進ヲ拒止ス  
三 非常ノ場合ニ於テハ全隊ノ爲犠牲トナリ以テ本隊ノ退却ヲ容易ナラシム  
第六十六 退却行ニ於ケル後衛ハ常ニ敵ノ迂回若クハ包圍ヲ受ケ易キヲ以テ特ニ搜索ヲ周密ニシ又隣接シテ退却スル部隊ノ後衛アルトキハ之ト連絡スルコト緊要ナリ  
第六十七 退却行ニ於ケル後衛ノ兵力及編組ハ我軍ノ目的、危險ノ大小、地形等ニ依リ之ヲ定ムルモ後衛ハ前衛ノ如ク常ニ本隊ノ援助ヲ胸算スルヲ得サルコトニ顧慮スルヲ要ス而シテ其本隊トノ距離ハ之カ行進ノ遲滯ヲ顧慮シ通常前衛ニ於ケルヨリモ長遠ナラシムルヲ可トス  
後衛ニハ搜索ノ爲常ニ有力ナル騎兵ヲ配屬ス後衛ハ其歩兵ヲシテ直



後衛ト本隊トノ距離ハ本隊ノ行進遲滯ヲ考慮シ前衛ニ於ケルヨリモ  
大ナラシムルヲ通常トス

接戦ニ與ラシメサルヲ得ハ大ニ利アルヲ以テ敵ヲ遠距離ニ制シ得  
ヘキ砲兵ヲ之ニ配屬シ尙其兵力ヲ強大ナラシムルヲ可トス然レトモ  
情況ニ依リ強ク抵抗ヲ必要トスル場合ニ在リテハ歩兵特ニ機關銃  
ノ兵力ヲ強大ナラシムルヲ要ス何レノ場合ニ在リテモ装甲自動車ヲ  
附スルヲ得ハ有利ナリ  
其他必要ノ工兵及衛生隊ヲ配屬ス又自動車無線電信ヲ配屬スルヲ得  
ハ有利ナリ

舊令第六十七を整理せられたもので、大體の趣旨は變りないやうに思ふが、兵力編組を決定する條  
件中「我軍ノ目的」を「本隊ノ状態」と改め「明暗ノ度」を加へ、騎兵及砲兵の兵力を大ならしむるは晝間な  
ることを明示し、靱強なる抵抗を豫期する場合に「對戰車火砲」等を補足せられた。

「我軍ノ目的」とは、例へば後衛兵團を合して攻勢を企圖するとか、適當の地點に陣地を占領するとか  
をいふのであつて、それも後衛の兵力編組等に關係なしとはいへないだらうが、それよりも本隊の状態  
即ち敵と遠く離隔して整然と退却し得るか、或は戦鬪を交へたる後で近く敵と接し、後衛等の抵抗に依  
り之と離隔しなければならぬか等の方が、直接且重大なる關係を有するであらう。

「明暗ノ度」は後に騎兵、砲兵の兵力に就て示されてある通りで、やはり大きな關係があり、戰車、對  
戰車砲などに就ても同様であらう。

退却に於ける本隊の行進遲滯は敵の空中及地上よりする妨害に依つて起ることは勿論であるが、縦ひ  
比較的敵と離隔し隨意に退却するやうな場合に於ても、前進とは心理状態を異にし、僅かの事も大なる

混亂の原因となつて遲滯を生ずる場合が尠くないものだといふことは、戦史の證明する所である。

第七十三 後衛ハ通常後衛本隊及後兵ニ區分シ後衛ニ有力ナル騎  
兵ヲ配屬セラレタルトキハ別ニ之ヲ後方又ハ危險ナル側方ニ使用ス  
ルモノトス  
後兵ハ通常後衛尖兵中隊ヲ、後衛尖兵中隊ハ通常後衛尖兵ヲ出シテ  
警戒スルモノトス  
阻絶、破壊等ノ作業ニ任ズル部隊ハ作業ノ所要時間ヲ考慮シ通常先  
行セシムルヲ有利トス

第六十八 退却行ニ於ケル後衛部署ノ要領ハ前進行ニ於ケル前衛  
ニ準スヘキモノニシテ通常後衛本隊、後衛後兵及後衛騎兵ニ區分シ  
後衛後兵ハ後衛尖兵中隊ヲ、後衛尖兵中隊ハ後衛尖兵ヲ出シテ警戒  
スルモノトス

字句を整理し「後衛騎兵」なる名稱を廢すると同時に、騎兵の用法を示されたる外第一、第二項は舊令  
第六十八に同じ。

第三項は増補せられた。

第七十四 側敵行及前進行ニ在リテモ背後ノ警戒ヲ必要トスル場  
合ニ於テハ後衛ヲ設ク而シテ其ノ兵力、編組及行動ハ時ノ狀況ニ應  
ジテ定ムルモノトス

第六十九 前進行及側敵行ニ於テモ情況特ニ之ヲ要スレハ警戒ノ  
爲後衛ヲ備フ而シテ其兵力及編組ハ主トシテ危險ノ大小ニ應ジテ之  
ヲ定ム

舊令第六十九に於ては「情況特ニ之ヲ要スレバ」とあつて、前進行及側敵行の際後衛を設くるは極め  
て稀なものと直感せられたが、廣漠たる戰場に於て騎兵、機甲部隊等を多數に持つて居る敵、好んで後  
方攪亂を企圖する敵に對するか、住民の意向險惡なる場合等後衛を必要とする場合も少くないと思はれ  
るので、新令に於てはあつさり「背後ノ警戒ヲ必要トスル場合ニ於テハ」と改められた。尙編組の次に  
「行動」を加へ「主トシテ危險ノ大小」を「時ノ狀況」と改めてある。



此の後衛の行動に就ては、側敵行の場合は側衛の行動を考へて見れば容易に理解し得ると思ふが、前進行の場合に於ても、例へば或る期間要地を占領するを可とすることもあり、必ずしも常に本隊に續行するものとは限らないので、「行動」を加へられたのであらう。

「危険ノ大小」が兵力、編組等に關係あるはいふまでもないが、後方を脅かさんとするものゝ種類、明暗の度なども少からず影響を及すから、「時ノ状況」と汎く示されたものと思ふ。

### 第四節 騎兵及機械化部隊ノ警戒

舊令に於ては前進行の前衛中に、騎兵の警戒に就て示された一條があつたのを、機械化部隊の警戒を増補し併せて一節とせられた。

第百七十五 獨立シテ行動スル騎兵部隊ノ警戒ハ本章第一乃至第三節ノ要領ニ準ジ部署スベシト雖モ其ノ搜索力ノ優秀ナルト兵力ノ集結ヲ必要トスル特性トニ鑑ミ成ルベク警戒部隊ニ用フル兵力ヲ節約シ勉メテ梯次ノ警戒區分ヲ省略シ且適宜各梯隊間ノ距離ヲ増大スルモノトス

第百五十七 騎兵集(旅)團又ハ獨立シテ行進スル騎兵隊ハ任務及情況ニ應ジ警戒ノ爲通常前衛ヲ部署スルモノトス然レトモ騎兵ハ其一般ノ搜索部署自ラ警戒ノ爲有力ナル保障ト爲ルノミナラス常ニ機動ノ迅速ト兵力ノ集結トヲ要スル特性ヲ有スル以テ警戒隊ニ使用スル兵力ハ成ルヘク之ヲ節約スルヲ要ス  
前衛ノ部署ハ前諸條ノ要領ニ準スヘシト雖成ルヘク梯次ノ區分ヲ省略シ且各梯隊間ノ距離ヲ一層大ナラシムルモノトス小ナル騎兵隊ノ警戒ニ在リテハ單ニ稍、有力ナル尖兵ヲ出スノミニテ可ナルコトアリ  
所要ニ應ジ騎兵機關銃ノ一部ヲ前衛ニ配屬シ又情況ニ依リ騎砲兵ノ

一部時トシテ裝甲自動車ヲモ之ニ配屬スルコトアリ

記述を整理して簡潔にせられたけれども、其の趣旨に於ては舊令第百五十七と變りない。

第百十六 獨立シテ行動スル騎兵部隊敵飛行機、機甲部隊等ニ對スル警戒ノ爲ニハ巧ニ地形ヲ利用シ進路、休憩地、行動時期等ノ選定ヲ適切ニシ勉メテ其ノ行動ヲ隠匿シ以テ其ノ警戒ヲ容易ナラシムルト共ニ敵ノ機甲部隊ニ對シテハ有利ノ地點ニ於テ其ノ行動ヲ阻止センガ爲成ルベク速ク搜索スルヲ可トス

新に増補せられたもので、獨立して行動する騎兵部隊は大に敵の飛行機や、機甲部隊などから狙はれるものと考へなければならず、之に對する警戒は特異の點があるからであらう。

獨立せる騎兵部隊は比較的自由に行動地域を選ぶことが出来るのみならず、其の速力の關係上多少の迂路は敢て顧慮する必要もないから、巧に地形を利用し進路、休憩地など上空に對してはなるべく遮蔽し、機甲部隊に對しては其の行動を困難にし、之を阻止するに便なる如く選定しなければならぬ。行動の時期も、例へば危険の多い地域を夜間に通過するとか、我が飛行機の活動して居る間に躍進するか、其の選定に特別の注意を拂ふ必要があらう。但し上空に對する遮蔽の爲小なる森林、部落などは價値がなく反つて害のあることもある。

第百七十七 獨立シテ行動スル機械化部隊ノ警戒ハ騎兵ノ警戒要領ニ準ズルノ外特ニ敵飛行機ニ對スル警戒ヲ嚴ニシ且速度、地形等ヲ利用シテ企圖及行動ノ隠匿ニ勉メ又彼我一般ノ狀況ヲ明カニシ以テ



不慮ノ危険ナカラシムルト共ニ道路上ノ障礙ニ關シ細心ノ注意ヲ拂フコト緊要ナリ

新に増補せられたのであるが、機械化部隊の強敵は敵の飛行機であり、其の成功の最大要素は敵の不意に乗ずるに在るから、特に其の事を示されたものと思ふ。

## 第二章 駐軍間ノ警戒

舊令の「一般ノ前哨」と「騎兵ノ前哨」なる區分は廢せられた。

### 要 則

第七十八 駐軍間ノ警戒ハ主トシテ前哨ヲ以テ之ヲ行フモノトス 第七十九前段 駐軍間ニ於ケル警戒ハ通常前哨ヲ以テス

「通常」を「主トシテ」と改められたのは、多くの場合といふ意味の外に「主體」となる意を含められたものと思ふ。主體と云ふのは前哨以外にも直接警戒の部隊などもあるからであらう。

第七十九 警戒部隊ノ兵力、編組、配置、指揮ノ系統、勤務ノ方法等ハ我方軍ノ目的、彼我ノ状態、地形、明暗ノ度、警戒時間ノ長短等ヲ考慮シテ之ヲ定ムルモノニシテ一定ノ形式ニ陥ルコトナク且一定ノ定ムルモ爾後要スレバ適宜修正ヲ加ヘ常ニ状況ノ推移ニ適應セシムベキモノトス

第七十一 前哨ノ任務ヲ盡ス爲取ルヘキ手段ハ情况特ニ敵ノ遠近ニ應ジ異ルモノニシテ百戦ノ時機ニ常ニ適用シ得ヘキ法則ヲ一定シ難シ故ニ前哨ノ部署、隸屬ノ關係、勤務ノ方法等ハ總テ其時ノ状況ニ從ヒテ之ヲ定メ一定ノ模型ニ陥ラサルヲ要ス而シテ其警戒ハ敵ニ近ツクニ從ヒ益、之ヲ嚴ニスルヲ緊要トス 第七十七 前哨ノ兵力及編組並其配置ハ危険ノ大小、我軍ノ兵力、

地形ノ難易及明暗ノ度等ニ應ジテ定ムヘキモノニシテ我軍直後ノ企圖及豫想スル警戒時間ノ長短モ亦之ニ影響スルモノトス

舊令では其の第七十一に於て、前哨の任務を盡す爲取るべき手段は、特に敵の遠近に應じ異なるものとし、故に部署、隸屬の關係等は云々と示され第七十七に於て、兵力、編組並に其の配置は危険の大小に應じ定むべきもの云々と示されてあつたが、一概にいへないこともあるけれども、敵の遠近は即ち危険の大小となり、其の關係する所は常に部署等に限らず、兵力、編組等にも及ぶこと舊令にも示されてある通りで、區別し難いから新令では之を合して補修を加へ、一條とせられたものと思ふ。

舊令第七十一の「前哨ノ部署、隸屬ノ關係」と第七十七の「配置」とを合して「配置、指揮ノ系統」とせられたのは字句の整理に過ぎない。

「我ガ軍ノ目的」は舊令第七十七の「我軍直後ノ企圖」を改められたものと思ふが、「直後」といふ語はあまりに限定に過ぎ、動もすれば誤解せらるゝ虞があるので改められたに過ぎないであらう。さて我が軍の目的が兵力、編組、配置等に如何なる關係を持つかといふに、例へば障礙の後方に駐止するに方り將來之を越えて前進せんとする場合には、其の前方に前哨を配置する必要があり、従つて兵力も強大にしなければならぬが、障礙の後方を他に移動するとか、或は退却するが如き場合には前哨を其の後方に配置し、兵力も少くして差支ないことがあらう。

「彼我ノ状態」といふのは、舊令の「敵ノ遠近」「我軍ノ兵力」を修正せられたもので、「危険ノ大小」の根源といへるであらう。即ち敗退して隊伍もよく整はない敵であれば、近くとも大なる危険はないであら



うし、我が軍が展開に容易なやうな状態に在れば新銳の敵と雖も敢て恐るゝに足らず、従つて前哨の兵力もあまり大にする必要はない。

「爾後要スレバ適宜修正ヲ加へ……」と補足せられたことは、警戒時間の短い時は多く必要がないであらうが、駐軍は長いこともあり、一夜の中に於ても状況の變化に應じては修正を要することもあらう。

第百八十 敵トノ距離大ニシテ主トシテ敵ノ快速戰車、騎兵斥候等ニ對スル顧慮アルニ過ギザル狀況ニ於テハ單ニ敵方ニ近キ各宿營地毎ニ直接警戒ヲ行ヒ要スレバ小ナル部隊ヲ以テ前哨ニ任ジ敵方ニ通ズル道路ノ要點ヲ占領セシムレバ足ル然レドモ機甲部隊等ノ急襲ヲ受クルノ虞アルニ至レバ前哨ノ兵力ヲ増大シ搜索ヲ遠距離ニ及シ適時之ヲ拒止スルノ方法ヲ講ズルコト必要ナリ

敵ト近接シ敵襲ヲ受クルノ虞増大スルニ伴ヒ一層警戒ヲ嚴ナラシムル爲所要ノ前哨部隊ヲ配置シ各種ノ工事及連絡ノ施設ヲ整ヘ要スレバ警戒地域ヲ數箇ノ前哨區ニ分チ各區ニ前哨部隊ヲ置キ各宿營部隊モ亦直接警戒ヲ嚴ナラシムルモノトス

敵ト一層近接シ軍隊全部ノ戦闘準備ヲ必要トスルニ至レバ前哨ハ主トシテ戦闘上ノ考慮ニ基キテ部署ヲ定ム而シテ敵ニ關スル顧慮益々大ナルニ從ヒ前哨ノ兵力ヲ増大シ其ノ警戒組織ヲ益々周密ニシ遂ニ前哨各部ノ區分ヲ廢シ主力ヲ以テ陣地ヲ占領シ戦闘準備ヲ整フルニ至ルモノトス

第百七十二 敵軍ト未ダ甚シク近接セス主トシテ敵ノ騎兵斥候等ニ對スル顧慮アルニ過キサル情況ニ於テハ整然タル警戒線ヲ設ケルコトナク單ニ敵方ニ近キ各宿營地毎ニ警戒法ヲ設ケルヲ以テ足レリトスト雖稍、敵ニ近接シ敵襲ノ顧慮アルニ至レハ各宿營地毎ニ直接警戒ヲ爲ス外小ナル部隊ヲ以テ前哨ニ任スルヲ要ス

第百七十五第一項 敵軍尙遠キ場合ニ於テモ快速ナル輸送機關ヲ利用シ近接セル地點迄急進前進シ來リ我ヲ奇襲スルノ虞アル情況ニ於テハ特ニ搜索ヲ遠距離ニ及ホシ適時前方ニ於テ之ヲ拒止スルノ方法ヲ講スルコト必要ニシテ要スレハ敵ニ近接シタル場合ニ準シ警戒セサルヘカラス

第百七十三 軍隊敵軍ニ近接シ敵襲ヲ受クルノ危險大ナル情況ニ於テハ其警戒モ亦從ヒテ嚴重ナラサルヘカラス此ノ如キ場合ニ在リテハ所要ノ前哨部隊ヲ配置シ各種ノ工事ヲ爲シ通信連絡ノ設備ヲ整ヘ要スレハ警戒地域ヲ數區ニ分チ各區ニ前哨司令官ヲ置キ之ニ各別ノ前哨部隊ヲ配屬スルヲ要ス

第百七十四 軍隊尙敵ニ近接シ其全部ノ戦闘準備ヲ必要トスル場合ニ於ケル前哨ハ專ラ戦闘上ノ顧慮ニ基キテ之カ區分、配置及勤務ヲ定ム而シテ其警戒組織ハ敵ニ關スル顧慮多キニ從ヒ益々密トナリ遂ニハ前哨各部ノ區分ヲ省略シ前哨ノ主力ヲ以テ防禦陣地ヲ占領シテ警戒スルヲ必要トスルニ至ル

第一項は舊令第百七十二と第百七十五の第一項とを併せ整理せられたるもので趣旨は變つて居らぬ。第二項は舊令第百七十三の字句を整理修正し、「前哨司令官ヲ置キ」と改め、末文を加へて特に直接警戒を嚴にすべきことを示された。

第三項は同じく舊令第百七十四の字句を整理修正せられたるもので、「専ラ」を「主トシテ」と改められたのは、かかる場合に於ても前哨本來の任務上小哨等の配置、斥候の派遣など専ら戦闘を顧慮してするものとは差があるべき筈だからであらう。

第一項にある道路の要點とは、例へば地障の通過點、鞍部、隘路の出口、高地等で、第二項にある各種の工事といふのは抵抗の爲の掩體、障礙物、歩哨の掩體等であらう。

舊令第百七十五第二項追撃後の宿營に整然たる警戒線を設けざることは、常にそうなるべきものでもなく、敵の状態に依り可なり差があり、前條の趣旨に據つて其の時に適する如く處理しなければならず、一々かゝる例を擧げることが出来ないから削除せられたものと思ふ。

第百八十一 敵ト近接シテ廣地域ニ位置スル部隊又ハ廣漠地ニ駐止スル部隊等兵力ニ比シ大ナル正面ヲ警戒セザルベカラザルトキハ統一セル前哨ヲ設ケルコトナク勉メテ各部隊相互ニ掩護セシムル如ク其ノ配宿ヲ定メ各宿營部隊ノ擔任スベキ警戒地域、連絡法等ヲ示シ



新に増補せられた。

敵と近接して廣地域に位置することは、例へば作戰の初期に於て集中を掩護する部隊、重要な方面以外に作戰する部隊、側背等の掩護に任ずる部隊等に其の必要を生ずるであらう。廣漠地は大陸に其の例が少くなく、そこに駐止する場合には宿營の爲成るべく住民地を利用せんが爲にも、亦戰鬥上の顧慮の爲にも廣く部隊を散在させることにならう。

さて以上の如き場合に於ては警戒正面も自然大となり、統一せる前哨を設けんとすれば大なる兵力を要し、而も猶至る所手薄となるを免れないので、本條に示された如くするを有利とする。それはちやうど防禦に於て一連不斷の陣地を占領することなく、據點を配列するのと同じ趣旨であると思ふ。

第百八十二 前哨ハ通常歩兵ヲ以テ之ニ充テ所要ニ應ジ騎兵、砲兵、工兵、通信部隊等ヲ配屬スルモノトス

第百七十九 前哨ハ通常歩兵ヲ以テ之ニ任シ所要ノ騎兵ヲ配屬スルヲ以テ足レリトスルモ要スレハ之ニ砲兵、工兵、通信部隊、野戰照明隊等ヲ配屬ス又傳令勤務ノ爲自動二輪車又ハ自轉車等ヲ附スルヲ可トス

舊令第百七十九には「所要ノ騎兵ヲ配屬スルヲ以テ足レリトスルモ」云々とあつて、砲兵、工兵等を配屬するは極めて特異の場合の如く解せられたが、多數の戰車等を有する敵に對しては、考を變へなければならぬので、之等の部隊も騎兵と同様所要に應じ配屬する如く改められたのであらう。又舊令末尾の自動二輪車等のことは、特に示すほどのこともないやうである。

第百八十三 統一セル前哨ヲ設ケル場合ニ於ケル一前哨區ノ兵力ハ通常歩兵一大隊以下トシ之ヲ前哨大(中)隊等ト稱ス  
數箇ノ前哨區ヲ設ケタル場合ニ於テハ之ヲ統一スベキ前哨司令官ヲ置クコトアリ

第百八十 一前哨區ニ用フル歩兵ノ兵力ハ通常一大隊若ハ其以下トス  
第百七十六第二項 此場合時トシテ數箇ノ前哨區ヲ統一スヘキ指揮官ヲ設ケルコトアリ

趣旨に於て舊令と異なる所はなく、唯名稱を變へられたに過ぎない。

第百八十四 警戒地域ノ境界ハ成ルベク天然ノ地形ニ依リ且敵ノ近接シ易キ主要ナル道路及地區ハ勉メテ之ヲ境界線上ニ在ラシメザル如ク定ムルコト特ニ緊要ナリ

第百七十六第一項 警戒地域ヲ區分シテ數箇ノ前哨區ト爲スニ方リテハ成ルヘク天然ノ地形、地物ニ依リ且敵ノ近接行動ニ利用スヘキ主要ナル道路及地區ヲシテ勉メテ各前哨區ノ境界ニ在ラシメザル如ク定ムルコト肝要ナリ

僅かに字句を修正せられたのみで、舊令第百七十六、第一項と同様であるが、「地物」を除かれた。

第百八十五 前哨大隊ハ通常前哨中隊ヲ、前哨中隊ハ通常小哨又ハ歩哨ヲ、小哨ハ歩哨ヲ出シテ警戒ス状況ニ依リ前哨大隊若クハ更ニ後方ノ部隊ヨリ直チニ其ノ前方或ハ側方ニ小哨ヲ配置スルコトアリ

第百八十一 前哨ハ通常前哨本隊及前哨中隊ニ區分シ前哨中隊ハ小哨ヲ、小哨ハ歩哨ヲ出シテ警戒ス状況ニ依リ前哨本隊或ハ更ニ其後方ノ部隊ヨリ直ニ其前方及側方ニ小哨ヲ配置スルコトアリ而シテ前哨本隊及前哨中隊ニハ所要ノ騎兵ヲ配屬シ搜索及傳令勤務ニ充ツルモノトス

前哨中隊より小哨のみならず「歩哨」を出すこともあることに改め、前哨本隊及前哨中隊に騎兵を配屬する件を削除せられたる外、舊令第百八十一に同じ。

騎兵の配屬の件を除かれたのは第百八十二に依り明かである。後に示されてある通り、前哨中隊は通常主要なる抵抗線を成形するものであり、警戒は背後にまでも



及ぶべきものであるから、小哨等に用ふる兵力は成るべく節約しなければならぬ。従つて重要ならざる地點には數名の兵を充てて満足しなければならぬこともあるであらう。而して小哨の兵力は第二百十四に示されてある通り、一小隊以下いくらでもよい譯であるが、僅か數名に過ぎないものを中隊から出されたといふだけで、小哨と名づけるのも徒らに名ばかりで其の實が伴はない憾があるから、かくの如きものは歩哨と呼ぶことに改められたものと思ふ。

第百八十六 前哨ヲ配置スルニハ主要ナル道路及敵ノ近接容易ナル地區ヲ警戒シ所要ニ應ジ敵方ヲ展望スルニ便ナル地點及敵側ヨリ我が状況ヲ觀察スルノ虞アル地點要スレバ更ニ戰鬪ノ考慮上必要ナル地點ヲ占領シ時トシテ一部隊ヲ前方ノ地障線上或ハ交通路上ノ要點ニ派遣スルコトアリ而シテ常ニ側背ノ警戒ニ關シ遺漏ナキヲ期セザルベカラズ  
敵機甲部隊ノ急襲ニ對シテハ地形ノ利用ヲ巧ニシ地雷、陷穿其ノ他ノ方法ニ依リ進路ヲ阻絶シ所要ノ火炮ヲ配置スルヲ要ス此ノ際地障線等ヲ利用シ成ルベク遠ク敵ヲ拒止スルヲ有利トス

第百八十三 前哨ヲ配置スルニハ敵方ニ通スル主要ナル道路及敵ノ近接容易ナル地區ヲ警戒スル外敵方ノ展望ニ便ナル地點及我軍ノ情況ヲ觀察シ得ル地點ヲ領有シ置クヲ要スルコトアリ又翼側ニ對スル注意ヲ怠ルヘカラス時トシテ一部隊ヲ前方ニ在ル防禦或ハ阻絶ニ容易ナル地障迄前進スルトキハ警戒上特ニ有利ナルコトアリ  
敵機装甲自動車又ハ戰車ヲ以テ奇襲ヲ行フノ慮慮アルトキハ之ニ對シ或ハ道路ヲ阻絶シ或ハ地雷又ハ陷穿ヲ設ケ或ハ歩兵砲、砲兵等ヲ配置スルヲ要ス

第一項は舊令第百八十三第一項の字句を修正せられたる外、「要スレバ更ニ戰鬪ノ考慮上必要ナル地點ヲ占領」すること、一部隊を「交通路上ノ要點」に派遣すること、及翼側のみならず「背後」の警戒にも遺漏なかるべきことを示された。

第二項は舊令第二項と大體の趣旨に於て變りないが、特に地形の利用を巧にすること、地障線等を利用して成るべく遠く敵を拒止するの有利なることを示された外、「道路」を「進路」(我に近づいた敵は道路にのみは依らない)に改め、之に伴ひ地雷等も阻絶に用ふるものなることが明かなやうに記述する等、字句を修正せられた。前哨が戰鬪の考慮上必要なる地點の近傍に位置することは望ましいことであるが、警戒を主とするものは全般の配置等の關係上そうすることの出来ない場合も少くないであらう。又背後を警戒することは前に屢、述べた通りで大に必要があり、敵の機甲部隊に對して地形を利用し遠く拒止することの價値は改めて説明するまでもないと思ふ。

前方の要點に出される部隊も固より前哨ではあるが、前哨中隊、小哨等の連鎖中には入らず、所謂警戒網を形成するものでないから、特別の名稱が附せられなければなるまい。

第百八十七 前哨ニ屬スル機關銃、歩兵砲、砲兵等ハ敵襲ノ虞アル地區ニ對シ抗戰スルニ適スル陣地附近ニ位置セシムルモトス又前哨ニ屬スル騎兵ハ搜索及傳令ニ使用スベキモノニシテ搜索ノ爲ニハ晝間通常前方ニ行動セシメ夜間ニ於テモ其ノ一部ヲ前方ニ留メ監視ニ任ゼシムルコトアリ

第百八十二 前哨ニ屬スル機關銃、歩兵砲及砲兵等ハ主トシテ抗戰ニ適スル陣地附近ニ於テ敵ノ主ナル前進地區ニ對シ配置スルモノトス又其騎兵ハ搜索及傳令ニ使用スヘキモノナリト雖晝間ハ主トシテ警戒ヲ便ナラシムル爲前方ニ使用シ夜間ト雖亦一部ノ騎兵斥候ヲ前方ニ止メ監視セシムルヲ利トスルコトアリ  
工兵ハ重要ナル工事ノ實施ニ任スルモノトス

舊令第百八十二の「主ナル前進地區」を「敵襲ノ虞アル地區」に改めて陣地の上に記し、夜間前方に残す騎兵は「斥候」と限らず、單に「一部」とし第二項工兵の用法を削除せられた。

第百八十八 前哨ハ常ニ戰備ヲ整ヘ敵襲ニ際シテハ全力ヲ盡クシテ抗戰スルモノトス  
前哨各部隊及哨兵ハ連絡施設及交通路要點ノ阻絶、障礙物ノ設置、掩體ノ構築、交通設備、遮蔽、偽裝等ニ關シ必要ノ處置ヲ講ズルモ

第百八十六 前哨ハ常ニ戰備ヲ整ヘ敵襲ニ際シテハ全力ヲ竭シテ抗戰セサルヘカラス  
前哨各部隊及哨兵ハ情況ニ應ジ所要ノ工事即道路、橋梁、隘路等ノ阻絶、障礙物ノ設置、散兵壕ノ構成、交通、通信連絡ノ設備ヲ爲ス



ノトス  
前哨ノ爲構成スベキ通信網ハ勉メテ其ノ警戒配備ヲ終ル迄ニ之ヲ完了スルヲ要ス

コト必要ナリ其他瓦斯攻撃ヲ受クル顧慮アル場合ニハ所要ノ準備ヲ爲シ置クヲ要ス  
前哨各部隊及哨兵ノ位置並其行動ハ敵方及上空ニ對シ遮蔽スルヲ要ス之カ爲要スレハ偽装ヲ行フ  
前哨ノ爲構成スベキ通信網ハ勉メテ其警戒配備ヲ終ル迄ニ之ヲ完了スルヲ要ス

第一、第三項は舊令第八十六の第一、第四項に同じ。  
第二項は舊令の第二、第三項を合して字句を整理、修正し、「情況ニ應ジ」でなく常に、連絡施設等に關し「必要」の處置を講ずることとせられ、瓦斯に關することは第四百十六に示されたのでこゝからは削除せられた。

第九十九 前哨ハ敵ノ搜索ヲ妨グルト共ニ適時奇襲ヲ豫知スル爲必要ナル範圍ノ搜索ヲ行フモノトス而シテ敵ト近接スルニ至レバ晝夜ヲ問ハズ接觸ヲ保持シ常ニ其ノ狀況ヲ明カニシアルコト緊要ナリ

第八十五 前哨ハ其任務ヲ達成スル爲常ニ搜索ヲ周密ニシ情況ヲ明ニスルヲ要ス而シテ敵ニ近ツクニ至レハ夜間ト雖之ト接觸ヲ失ハサルコト肝要ナリ

新に「敵ノ搜索ヲ妨グ」べきこと、搜索の「目的」及「範圍」並に「接觸の意義」を示された。  
敵の搜索を妨げ我が状況を不明にすることは、奇襲を免れる爲の重要な手段であつて、歩哨が之に當るのは勿論であるが、前方に出て居る部隊、斥候、巡察等も此に著意することが必要であり、要すれば此の目的を以て特に斥候等を派遣することもあるであらう。

第七十八に示されてある近距離搜索は絶えず實施すべきものであるが、前哨の行ふ搜索は警戒上の必要に基くものであるから、適時奇襲を豫知し必要なる處置を爲すに足る範圍に限定すべきものであらう。

第九十 駐軍長キニ互レバ前哨ハ工事、連絡等ノ諸施設ヲ益々完全ニシ各種ノ手段ヲ盡クシテ警戒ニ遺憾ナカラシムルト共ニ兵力ノ愛護ヲ圖ルコト緊要ナリ而シテ其ノ配備ハ所要ニ應ジ之ヲ變更シ敵ヲシテ乗ズルノ隙ナカラシムルヲ要ス

第八十四 前哨ノ配置ハ晝夜ニ依リテ其利害ヲ異ニスルコトアルヲ以テ適宜之ヲ變更スルノ著意ヲ緊要トス又敵ノ爲其配備ヲ偵知セラルタルノ疑アルトキ要スレハ速ニ之ヲ變更スルモノトス

前段は新に増補せられ、後段は舊令第八十四の趣旨を簡潔に記述せられたものである。

駐軍長きに互れば自然我が状況を敵に知られることも多く、奇襲等を受ける顧慮も増加するから、之に應ずる準備を完全にすると同時に接觸、搜索等も益々密にし、状況に依つては積極的に小部隊の攻撃等を行ひ、敵をして應接の邊なからしむるが如きことも必要であらうが、併し一方に於ては長い警戒に依つて疲勞も増すのであるから、兵力を愛護することも亦大に考へなければならぬ。

配備の變更に就て舊令第八十四には、晝夜の別に依る場合も示されてあつたが、新令では舊令末文と同様敵に乗ずる隙を與へない著意の下にするものゝみを示された。蓋し晝夜の別に依るものは第七十九に示された趣旨に基き常に爲すべきもので、第二百九などにも其の意味が表はれて居るからであらう。即ちこゝに示されたものは臨機の處置に屬するものである。尙舊令では敵に偵知せられた疑あるとき、要すれば之を爲すものと示されてあつたが、新令では何時でも必要を感じたら變更することに改められた。

第九十一 對陣長キニ互ル場合他國軍ト協同スル場合其ノ他必要ナル場合ニ於テハ通常高級指揮官ハ合言葉ヲ定ムルモノトス  
前哨大隊長若クハ前哨中隊長ハ要スレバ夜間互ニ相識ルコトヲ容易ナラシムル爲識別法ヲ定ムルヲ可トス

第八十八 前哨司令官若ハ前哨中隊長ハ夜間互ニ相知ルコトヲ容易ナラシムル爲一定ノ低音アル口笛ヲ用ヒ若ハ互ニ氏名ヲ呼フ等ノ識別記號ヲ定メ或ハ時宜ニ依リ識別徽章ヲ規定スルヲ可トスルコトアリ



對陣久シキニ互ルトキ要スレハ高級指揮官ハ暗黒中ノ認識ニ要スル暗號ヲ選ヒ之ヲ指定ス

第一項は舊令第八十八の第二項に「他國軍ト協同スル場合」其ノ他必要ナル場合」を加へ、「暗黒中ノ認識ニ要スル」を除き「暗號」を「合言葉」に改められた。

敵或は戦地の住民と少しも變らない他國軍と協同する場合もあることは、現事變に於ても既に經驗中で、之を識別することは暗黒中のみ必要であるとはいへない。又日露戦争中には匪賊を操縦した例もあるから、新令の如く補足せられたものであらう。「暗號」を「合言葉」と改めたのは暗號といふ程複雑なものでもなく、他の暗號と混同する虞があるからと思ふ。

第二項は舊令第一項の其の例を除いて簡單に識別法を定むるを可とすと示された。

舊令第七十八前哨勤務には成るべく新銳の軍隊を充つべきこと、併し行軍後の駐止には通常其の警戒隊中より取ることは削除せられた。普通は第五十二に據ることとなり、特異の場合は其の時の狀況に依るべきものであるからであらう。

舊令第八十七前哨勤務に服する部隊の妄りに戦闘を求めざることも削除せられた。いふまでもない事であるのと、特に之を示すことに依つて前哨の行動が消極に陥ることを顧慮せられたのであらう。

### 第一節 行軍間ノ警戒ト駐軍間ノ警戒トノ相互ノ轉移

第九十二 高級指揮官宿營ニ決セバ速カニ各部隊ノ宿營スベキ地域要スレバ爾後ノ企圖及豫想スル駐止時間等ヲ示シ警戒ニ關シ所要ノ命令ヲ下ス

第九十九第一項 高級指揮官宿營ニ決セハ成ルヘク速ニ前衛司令官ニ本隊及前衛本隊ノ宿營スベキ地域並要スレハ爾後ノ企圖及豫想スル駐止時間ヲ示シ前衛ノ爲スヘキ事ニ就テ所要ノ命令ヲ下スモノトス而シテ情況之ヲ要スレハ敵ノ攻撃ニ方リ前衛ハ如何ニ行動スヘキカラ明示ス

舊令第八十九の第一項は宿營に決した場合、高級指揮官は如何なる事を前衛司令官に示すべきかを教へる立前の下に記述せられてあつたやうに見えるが、新令は一般に就て示され前衛等に必要なる事は、「警戒ニ關シ所要ノ命令ヲ下ス」といふ中に包含せしめられた、一警戒に關する命令中には直接本隊より出す前哨、直接警戒等に關する事項更に遡つて第八十八、第八十一に示されてあるやうな事をも示さるべきものである。一従つて舊令の「前衛ノ爲スベキ事」以下を削除せられた。

尙、第五十二に據り前衛は、當然宿營間の警戒に當るべきものであるから、一般に警戒に關することを命ずるの必要なく、特に必要なる事項のみを示せば可なりと解せられ、舊令は其の趣旨の下に記述せられてあつたやうに思ふが、單に警戒せよと命ずることは必要がないにしても、如何に警戒すべきかは命ずる必要がある。

第九十三 前衛司令官ハ高級指揮官ノ命令ニ基キ速カニ前哨ニ任ズベキ部隊ヲ指定シ其ノ行動ヲシテ最モ迅速ナラシムル爲通常左ノ事項中先ノ須要ノ件ニ關シ命令スルモノトス  
全般ノ狀況  
前衛司令官ノ企圖及前衛本隊ノ所在

第九十二第二項 前衛司令官ハ右ノ命令ヲ受クレハ速ニ前哨ニ任ズル部隊ノ爲警戒ニ關スル前衛命令ヲ下ス而シテ此命令ノ粗密ハ其時ノ情況ニ從フモノニシテ前哨司令官ノ爲スヘキ處置ヲシテ最モ迅速ニ實施シ得シムル爲先ツ極メテ須要ノ事項ノミヲ示スヘシ  
若シ前衛ノ全部ヲ以テ前哨ヲ備フルトキハ前哨命令ノミヲ下スヘシ



前哨ノ編組、任務要スレバ前哨區ノ境界  
 後方ノ部隊又ハ前衛本隊ヨリ直接派遣スベキ警戒部隊アルトキハ  
 其ノ位置、部隊號、任務等ニ關スル事項  
 連絡ニ關スル事項  
 要スレバ給養、防空、瓦斯防護等ニ關スル事項  
 前衛司令官ノ位置等  
 爾後前衛司令官ハ前衛本隊ノ爲所要ノ命令ヲ下シ休止ニ移ラシムル  
 ト共ニ要スレバ前哨ニ與ヘタル命令ヲ補足スルモノトス  
 前衛司令官ハ前哨ヲ配置スルモ警戒及比隣部隊トノ連絡ニ關シ責任  
 ヲ有ス

第百九十 前條ノ前衛命令ニ於テ示スヘキ一般ノ事項概テ左ノ如シ  
 全般ノ情況（政情、我本隊ノ所在、前方ニ在ル騎兵等ノ情況、連  
 繫ヲ要スル隣接部隊及之ヨリ出スヘキ前哨ノ所在地等）  
 前衛司令官ノ企圖及前衛本隊ノ所在  
 前哨ノ編組、任務並行動（搜索、警戒及防空ニ關シ特ニ示スヘキ  
 件、敵襲ニ際シ取ルヘキ處置ノ爲特ニ注意スヘキ件等）  
 後方部隊（前衛本隊等）ヨリ直接別ニ派遣スヘキ警戒隊アレハ其部  
 隊號及任務等  
 通信ニ關スル事項  
 給養ニ關スル事項  
 前衛司令官ノ位置  
 前哨ヲ數區ニ分ツラ要スルトキハ命令中明瞭ニ各前哨區ノ境界ヲ指  
 定シ且其連絡ニ關シ所要ノ事項ヲ示スヘシ  
 爾後前衛司令官ハ前衛本隊ノ爲所要ノ命令ヲ下シ休止ニ移ラシムル  
 モノトス  
 第百九十一 前衛司令官ハ前哨ヲ配置スルモ警戒並比隣部隊トノ連  
 絡ニ關シ責任ヲ有ス

第一項は舊令第百八十九第二項及第百九十の第一、第二項を併せて、字句を整理修正せられたものであつて、先づ第一に前哨に任ずべき部隊を指定すべきことを明示せられ、命令すべき事項の中、「全般ノ狀況」の下にあつた括弧内の説明及前哨の任務の下にあつた「行動（搜索警戒……）」を削除し、「通信」を「連絡」と改め、給養の外に「防空、瓦斯防護等」を加へて「要スレバ」之を示すこととせられた。

第二項は舊令第百九十の第三項に末文を補足し、第三項は舊令第百九十一と同一である。前哨の行動を削除せられたのは、例へば搜索、警戒等に關する必要なる事は當然任務中に含むべきものであり、（防空に就ては後に移し要すれば之を示すこととなつて居る）「敵襲ニ際シ取ルヘキ處置」爲特ニ注意スヘキ件」は重要なる事は任務に依り明かなる如く示すべきであり、さもないものは動もすれば第十一の趣旨に反することとなるからであらう。

前衛司令官の企圖といふのは、警戒に關する大綱、敵襲に際し取るべき行動などをいふものと思ふ。第三項は第百五十二に示された所もあり、いふまでもないやうであるが、警戒及連絡の實行は前哨其他の部隊が當るので、前衛司令官とは直接關係がないやうな外觀を呈するから特に示されたのであらう。即ち精神的なものと思ふが、必要に應じ搜索、警戒部隊の補足、連絡の處置等を實行しなければならぬまい。俗にいふ委せきりではいけないと戒められたものと解せらる。

舊令第百八十九第三項前衛全部が前哨となる場合、前哨命令のみを下すことを削除せられたのは、特異の場合であり且自ら明かなことだからであらう。

第百九十四 各宿營地毎ニ前哨ヲ配置スル場合ニ於テ當該宿營地ニ在ル高級先任ノ指揮官ノ行軍間ノ警戒ヨリ駐軍間ノ警戒ヘノ轉移ニ關スル處置及責任ハ第百九十三ニ準ズ  
 前項ノ場合高級先任ノ指揮官ハ舍（露）營司令官ヲシテ其ノ處置及責任ヲ執ラシムルヲ有利トスルコトアリ

新に増補せられたものであるが、第百八十一を増補せられた當然の結果であつて、前衛司令官の如く



初めから責任を持つて居らぬのであるから、之を明示する必要がある。

特に第二項の如く示されたのは、此の場合の高級指揮官は前衛司令官とは稍、趣を異にし、獨立した兵團の長に似た所があるからであらう。(第三百四十三参照)

第九十五 前哨大隊長ハ前衛命令ヲ受クルヤ前哨ノ配置ニ關シ先  
ヅ緊急ノ處置ヲ迅速ニ實行セシムル爲必要ノ命令ヲ下ス而シテ此ノ  
命令ハ爲シ得レバ行軍中ニ下達スルヲ要ス此ノ際敵トノ接觸ヲ保持  
シ若シ之ヲ失ヒタルトキハ速カニ恢復ヲ圖ルコト緊要ナリ  
前哨ノ命令ニ包含セシムベキ事項概ネ左ノ如シ

全般ノ状況  
前哨大隊長ノ企圖  
騎兵ノ任務

前哨中隊其ノ他直接前哨大隊ヨリ出ス警戒部隊ノ編組、任務、行動  
(位置、警戒地域、敵襲ニ際シ取ルベキ處置要スレバ前哨抵抗線  
時トシテ歩哨線ノ位置、對空ノ處置、瓦斯防護ニ關スル事項等)  
前哨大隊ノ所在  
連絡施設

前哨大隊長ノ位置等  
前哨ノ命令ト同時若クハ現地視察後速カニ概ネ左ノ事項ニ關シ命令  
スルモノトス  
機關銃、歩兵砲、砲兵、工兵等ノ行動中前哨中隊及小哨ニ關係ア  
ル事項  
道路ノ阻絶、障礙物ノ設置、交通ノ設備等ニ關スル特別處置  
工事援助ノ爲前遣スベキ部隊アルトキハ其ノ行動

第九十二 前哨司令官ハ前衛司令官ヨリ命令ヲ受クルヤ前哨ノ配  
置ニ關シ先ツ緊急ノ處置ヲ迅速ニ實行セシムル爲必要ノ命令ヲ下ス  
而シテ此命令ヲ爲シ得レバ行軍中ニ之ヲ下達スルヲ要ス又此際特ニ  
注意スヘキハ敵トノ接觸ヲ維持シ若シ其接觸ヲ失ヒタルトキハ速ニ  
之カ回復ヲ圖ルニ在リ  
之カ爲前哨命令ニ於テ示スヘキ事項概ネ左ノ如シ

全般ノ情況(敵情、我本隊及前衛本隊ノ所在、前方ニ在ル騎兵等  
ノ情況並隣接前哨ノ所在)  
前哨司令官ノ企圖並前哨本隊ノ所在  
騎兵ノ任務

前哨中隊又ハ直接前哨本隊ヨリ出ス警戒部隊ノ編組、任務並行動  
(警戒地域、敵襲ニ際シ取ルベキ處置、要スレバ前哨抵抗線、  
時トシテ歩哨線ノ位置、特ニ搜索スヘキ要點及對瓦斯攻撃並防  
空ニ關スル事項等)  
通信連絡ノ設備  
前哨司令官ノ位置  
以上ノ命令ヲ下スト同時若クハ前哨司令官現地ニ到リ情況ヲ視察シタ  
ル後成ルヘク速ニ概ネ左ノ諸件ニ關シ命令ヲ下ス  
前哨中隊工事援助ノ爲前遣スベキ部隊アルハ其行動  
機關銃、歩兵砲、砲兵、工兵等ノ行動ニシテ前哨中隊、小哨ニ關

戰備ノ度  
給養ニ關スル事項等  
前衛司令官ヨリ直接出サレタル前哨中隊長並ニ各宿營地毎ニ警戒ス  
ル場合ニ於ケル前哨ノ指揮官ノ行動モ亦前哨事項ニ準ズ

係アル事項  
戰備ノ度ニ關スル必要ノ事項  
交通ノ設備、道路ノ阻絶、陷穽ノ設備等ニ關スル特別處置  
給養ニ關スル事項

第一項は舊令第九十二の第一項中一、二字句を修正したるのみで全く同じものといへる。  
第二項も舊令第二項と殆ど同一であるが左の如き差異がある。

一、特に「前哨命令」なる名稱を用ひないこと、前哨第何大隊命令とはいふであらうが、之を前哨命令  
とは云はず、第八十三第二項に據り前哨司令官を設けられたるとき、初めて前哨命令なる名稱  
を用ふるものと思ふ。

一、「全般ノ状況」の内容(舊令括弧内)を削除せられたこと。  
一、前哨中隊等の行動に關する説明中に「位置」を加へ、「特ニ搜索スヘキ要點」を除き、「防空」を「對  
空」に「對瓦斯攻撃」を「瓦斯防護」に改められたこと。

以上の外向一、二字句を修正せられて居る。  
第三項は舊令第三項に比し擧ぐべき變化はない。  
第四項は新に増補せられた。

さて第一項に於て、前哨大隊の命令を「爲シ得レバ行軍中ニ下達」すべしと示されたのは、縦隊が停止  
して宿營に就く時期は、戰備の最も薄い時であるから、前哨の配置を終へて居ることが望ましく、其の  
爲には前哨大隊の命令を速く下す必要があり、停止してから下すのでは時期既に遅しと云はなければな



らぬからである。

前哨大隊長の企圖は前條前衛司令官に就て述べたことに準ずればよからう。

前哨大隊の爲には「行動」を示さぬこととせられ、前哨中隊の爲には之を示す理由は概ね次の如きものであらう。

前哨中隊は第二百五に示されてある通り、通常主要なる抵抗線を成形するものであり、前哨大隊は第二百に示されあるやうに之を増援するか、状況に依つては之を收容すべきもので、前哨の重點は中隊の線に在ると云はなければならぬ。従つて戦術上の著眼の下に、先づ前哨中隊の位置を定め之に基いて前哨大隊の位置を定めることになるから、前衛司令官は前哨大隊の任務中に之が憑據となるべき事項は示すけれども、大隊の位置は指定しない。そこで大隊長は任務に基き、行動の第一に示されてある通り先づ中隊の位置を示すこととなるであらう。即ち中隊の位置は中隊長の選定に委す譯にいかないのである。而して之は明かに任務ではないから、前條とは記述ぶりが違つて來るのが當然であらう。「警戒地域」を示すことの必要はいふまでもなく、「敵襲ニ際シ取ルベキ處置」も大隊の増援する關係もあり、抵抗線は定つて居ても如何に陣地を占領すべきか等の確に之を示す必要があり、中隊の線以外に於て抵抗する場合、又は地形等の關係に依り特に要點といふべき程のものもない場合などに於ては、「抵抗線」も示さなければならず、「歩哨線」の如きも中隊の位置が定れば、多くの場合は中隊長の選定に委せて可なりであるが、隣接中隊等との連繫上時に之を示す必要のあることもある。かくいふと、然らば「任務」には如何なることを示すのかとの疑問が起るが、由來決心と處置とが本

質を異にするものでないと同様「任務」と「行動」とも明かに區別し難いものであるから、警戒地域、敵襲に際し取るべき處置等の或る部分を取つて、之を纏めればそれが任務となるものと考へてよからうと思ふ。例へば「……を警戒すべし」といへば、警戒地域が任務となるが如きである。

「前哨大隊ノ所在」と「前哨大隊長ノ位置」とを區別して示すことになつて居るのは、此の命令を下す間及直後には大隊長は必ずしも大隊の位置には居ないで、通常視察に便なる地點に位置して居るからであらう。前哨の配備を終へて後は第二二三に示されてある通り、前哨大隊の位置を定位としてそこに居るのはいふまでもない。

「戦備ノ度」は急に應ずる準備の程度で休憩の方法、休宿の設備等に關し第二百十に示されてあるやうな事の中、大隊及中隊の爲必要なる大綱を示せばよいと思ふ。

第九十六 前哨ノ各部隊ハ命令ヲ受クルヤ自ラ警戒法ヲ講ジ成ルベク遮蔽シテ迅速ニ所定ノ位置ニ赴クモノトス

僅かに字句を修正せられたるのみで舊令に同じ。

第九十七 行軍ヨリ駐軍ニ移ルニ際シ前方ニ派遣セラレアル前衛ノ騎兵、戦車、輕装甲車等ハ別命ナキト雖モ通常警戒ニ便ナル要點ニ位置シテ搜索ニ従事スルモノトス而シテ後方ニ於ケル配備完了セバ前衛司令官ハ此等ヲ安全ノ地ニ歸來シ宿營セシムルヲ通常トス狀況ニ依リ騎兵ヲシテ歩哨線ノ前方ニ在リテ警戒及搜索ニ任ゼシムルコトアリ何レノ場合ニ於テモ前哨ハ此等ノ部隊ト連絡ヲ保チ

第九十三 前哨ノ各部隊ハ命令ヲ受ケタル後直ニ各自ニ警戒法ヲ設ケ捷路ヲ取り且成ルヘク遮蔽シテ其位置ニ赴クヘシ

第九十四 行軍ヨリ駐軍ニ移ルニ際シ前方ニ派遣セラレアル前衛騎兵ハ別命ナキト雖モ先ツ警戒ニ便ナル要點ニ位置シテ搜索ニ従事シ後方ニ於ケル警戒配備完了スルニ及ヒ通常前哨本隊ノ附近ニ歸來シ宿營ス故ニ前哨司令官ハ成ルヘク速ニ之ト連絡スルヲ要ス情況ニ依リ前哨ノ騎兵ハ歩哨線ノ前方ニ位置シテ警戒並搜索ニ任スルコトアリ此場合ニ於テ前哨ハ之ト連絡ヲ密ニシ前方ノ情況ヲ明ニ



前方ノ状況ヲ明カニスルヲ得ベ有利ナリ

スルヲ得ハ警戒上極メテ有利ナリ

舊令第九十四を補修して「戦車、輕装甲車等」を加へ、後方に歸來することは、舊令に於ては騎兵の意に委せてあるやうにも解せられたが、新令に於ては明かに前衛司令官の命令に依る如く記述を改め、其の位置「前哨本隊ノ附近」を「安全ノ地」とせられた。歩哨線の前方に在りて警戒及搜索に任ずることも、亦自然前衛司令官明かに之を命ずることとなつて居る。

騎兵等の歸る位置を「安全ノ地」と改められたのは、前哨大隊の位置は必ずしも安全とはいへないのみならず、要するに何處でも安全であればよいのであるから、端的に其の趣旨を示されたものと思ふ。

第九十八 宿營セル軍隊前進セントスルトキハ通常前哨ノ掩護ニ依リ新ナル警戒部隊ヲ前進セシメ然ル後前哨ヲ撤スルヲ有利トス

第九十五 宿營セル軍隊更ニ前進セムトスルトキハ通常前哨ヲ其地ニ駐在セシメ其掩護ニ依リ新ニ編成シタル前哨ヲ前進セシメ然ル後前哨ヲ撤スルモノトス

舊令第九十五の(一)「前哨ヲ其地ニ駐在セシメ」を除き、(二)「前兵」を「警戒隊」とし、(三)「撤スルモノトス」を「撤スルヲ有利トス」と改められた。

(一)は紛らはしく(二)は通常は「前兵」でよからうが、必ずしもそうでない場合もあり限定する必要もなく、(三)は急を要する場合先づ前哨を前進せしむが如きこともあるから、かく改められたのであらう。

第九十九 退却行及側敵行ニ於ケル行軍間ノ警戒ト駐軍間ノ警戒トノ相互轉移ニ關シテハ本節ヲ準用スルモノトス

第九十六 以上掲ケタル行軍間ノ警戒トノ相互轉移ノ原則ハ前進行ノ場合ニ就キテ示シタルモノナルモ退却行(側敵行)ノ場合モ亦概ネ之ニ準スルモノトス

字句は異なるも趣旨に變りはないと思ふ。

## 第二節 前哨大隊

第二百 前哨大隊ハ敵襲ニ際シ前哨中隊及直接前哨大隊ヨリ派遣シタル小哨ヲ増設シ状況ニ依リテハ之ヲ收容ス之ガ爲通常交通便利ナル要點ニ位置スルモノトス

第九十七 前哨本隊ハ前哨ノ豫備ニシテ敵襲ニ際シ前哨中隊ヲ増設シ要スレハ之ヲ收容ス之ガ爲通常主要ナル道路ノ近傍ニシテ交通便利ナル地點ニ位置スルモノトス

前哨大隊はの次「前哨ノ豫備ニシテ」を除き、前哨中隊の次に「及直接前哨大隊ヨリ派遣シタル小哨」を加へ、「主要ナル道路ノ近傍ニシテ」を削除し、交通便利なる「地點」を「要點」と改められた。

前哨大隊が哨中隊等を收容することは、抵抗線を中隊の線に置いた場合状況の變化に依つて之を爲す場合もあらうが、最初から大隊の位置に於て抵抗する爲にすることもあり、後の場合に於ては前哨大隊は「前哨の豫備」といふ譯にはいかぬのみならず、強いてかく云ふ必要もないと思はれるので之を削除せられたのであらう。

「主要ナル道路ノ近傍」を削除せられたのは、前哨は必ずしも主要なる道路に沿うてのみ配置せられるものでないからと思ふ。

「地點」を「要點」と改めたのは、從來とても其の意はあつたのであらうが、右に述べたやうなこともあるから、特に之を明かにせられたものと解する。

第二百一 前哨大隊長ハ前哨ノ配置良ク時ノ状況ニ適スルヲ否ヤニ

第九十九 前哨司令官ハ前哨各部ノ配置能ク時ノ形勢ニ適スルヲ



就キ其ノ責ニ任ジ隣接スル前哨トノ連絡及各前哨中隊相互ノ連絡ヲ確實ナラシメ要スレバ連絡ノ爲特ニ一部隊ヲ配置シ又蔽蔽地ヲ通ジテ前哨ヲ配置スルトキハ道標ヲ設ケ交通路ヲ開設スル等所要ノ設備ヲ行フモノトス長ク敵ト對峙スルガ如キ場合ニ於テ特ニ然リ

否ヤニ就テ其實ニ任シ隣接スル前哨トノ連絡及各前哨中隊間ノ連絡ヲ確實ナラシメ要スレハ連絡ノ爲特ニ一部隊ヲ配置シ又蔽ニ近接シテ長ク對峙スルカ如キ場合ニ於テ村落或ハ森林等ノ如キ蔽蔽地シキ地ヲ貫通シテ前哨ヲ配布スルトキハ前哨各部隊ヲシテ其區内ノ地理ヲ諳ンシ暗夜ト雖行動ニ混雜ナカラシメムカ爲道標ヲ設ケ交通路ヲ開ク等所要ノ設備ヲ爲サシムルヲ要ス

舊令第九十九を修正せられたもので、蔭蔽地を通じて前哨を配置するときの設備は「長ク對峙」するときに限らざることとし、此の場合「敵ニ近接」すると否とは敢て問はざることとせられ、説明的字句を削除せられた。

連絡の爲特に一部隊を配置することは、隣接する前哨との間のみならず、各前哨中隊相互の間にも適用せらるゝものと解すべきであらう。而して此の事は距離の遠いことにも依るが、地形が錯雜で行動が困難な場合、危険の大なる場合等にも必要で、之に依つて連絡に用ふる兵力を節約し其の勞を少くし、而も連絡を確實にすることが出来るであらう。蓋し一方向に對する連絡者を一定して分擔することになれば、行動區域を短縮し之に慣れしめることが出来るからである。

第二百二 前哨大隊長ハ前哨大隊ニ於ケル各部隊ノ行動、戰備ノ度、直接警戒、瓦斯防護、給養等ニ關スル事項ヲ定ムルモノトス

對空監視ノ爲ニハ通常對空班ヲシテ前哨大隊ノ位置要スレバ其ノ附近適當ノ地點ニ對空監視哨ヲ配置セシム時トシテ前哨中隊ノ對空監視法ヲ指定スルコトアリ

第九十八 前哨司令官ハ前哨本隊ニ於ケル各部隊ノ行動、戰備ノ度、防空、直接警戒及給養ニ關スル事項等ヲ命令ス

舊令の「防空」を對空監視として第二項とし、詳細具體的に示された外、時として前哨中隊の對空監視法を指定することを補足せられた。對空監視に關する事のみを示されたのは、第三百三十八に依り其の他の事は定つて居るからであらう。又前哨中隊の對空監視法を示すのは、第九十五に示されてあつた「對空ノ處置」が、遮蔽等に關するものであつたからだと解せらる。

「各部隊ノ行動」といふは敵襲の場合に於ける行動の準備、休宿などに關し、「給養」は第九十五に據り一般に示したるものゝ外、前哨大隊の爲炊事等細部に關する事を定めるものと思ふ。

第二百三 前哨大隊長ハ前哨大隊ノ位置ヲ定位トシ所要ノ連絡機關ヲ備ヘ狀況嚴ナル警戒ヲ要スルトキハ前哨各部隊及隣接前哨間ハ電話ニ依リ連絡ヲ保持ムセシムルヲ要ス

前哨大隊長若シ前哨各部ノ警戒法ヲ觀察シ又ハ其ノ他ノ事由ニ由リ定位ヲ離ルトキハ高級先任ノ將校ヲシテ代リテ其ノ職務ヲ執ラシメ且常ニ其ノ所在ヲ明カナラシメ置クヲ要ス  
前哨中隊長及小哨長ニモ亦前項ノ規定ヲ適用ス

第二百 前哨司令官ハ通常前哨本隊ノ位置ニ在リテ所要ノ傳令、喇叭手、自轉車等ヲ近傍ニ置キ情況嚴ナル警戒ヲ要スルニ從ヒ前哨各部隊及隣接前哨間ニ電話網ヲ構成セシムルヲ要ス

前哨司令官ハ勉メテ其定位ニ在ルヲ要ス若シ前哨各部ノ警戒法ヲ監視シ又ハ其他ノ事ニ關シ自ラ現地ニ臨ムノ必要アルトキハ上級先任ノ將校ヲシテ代リニ其職務ヲ執ラシムヘシ此規定ハ前哨中隊長及小哨長ニモ亦適用ス

第一項は舊令第二百の第一項の傳令喇叭手等を一括して「連絡機關」と改め、「定位」なる名稱を定められた外從來と變りなし。

第二項は舊令第二項の「其他ノ事ニ關シ自ラ現地ニ臨ムノ必要アルトキ」を、「其ノ他ノ事由ニ由リ定位ヲ離ルトキ」と改むる等、字句を修正せられた所はあるが趣旨に於て變りはない、唯新令には末文常に所在を明かならしむべき注意を加へられた。



第三項は舊令第二項の末尾を一項としたに過ぎない。

第二百四 前哨大隊長ハ速カニ其ノ配備ヲ報告シ爾後前哨中隊等ノ報告到着セバ更ニ之ヲ補足スルモノトス

第二百一 前哨司令官ハ成ルヘク速ニ其取リタル配備ヲ前哨司令官ニ報告スヘシ而シテ前哨中隊其他ヨリ配備ニ關スル報告到着セハ更ニ之ヲ補足スルモノトス

字句は修正せられて居るが舊令第二百一と趣旨に於て變りなし。

### 第三節 前哨中隊

第二百五 前哨中隊ハ通常主要ナル抵抗線ヲ形成スルモノニシテ別命ナケレバ極力敵襲ヲ拒止スベシ故ニ前哨中隊ハ此ノ目的ニ適スル要點ニ配置シ時トシテ機關銃、歩兵砲、砲兵、工兵等ヲ配屬スルコトアリ

第二百二 前哨中隊ハ主要ナル抵抗線ヲ形成スルモノニシテ敵襲ニ際シ之ヲ拒止スルヲ任トス故ニ別命ナケレバ極力其位置ヲ保持スヘキモノトス  
第二百三 第一項(前略) 時トシテ之ニ機關銃、歩兵砲、砲兵等ヲ配屬セラルルコトアリ

前段は舊令第二百二の記述を整理して「通常」と「故ニ其ノ目的ニ適スル要點ニ配置」することを補ひ、後段は舊令第二百三第一項の後段に「工兵」を加へられたもので、舊令は前哨中隊とは如何なるものであるかを説明する風に示されてあつたが、新令では之を如何に配置しなければならぬかと、其の著眼を示されたものと思ふ。即ち第九十五と相俟つて前哨中隊の配置に關する必要なる事項が完備したことになる。「通常」を加へられたのは地形上大隊の位置に於て、主なる抵抗を爲すを有利とする場合などもあるからで、舊令に於ても「別命ナケレハ」と云ひ、其の意が見えて居つたのであるが之を明瞭にせられたものと思ふ。

「主要ナル抵抗線」といふのは、縦から見ても大隊の位置に於ては勿論、中隊より出された小哨に於ても抵抗する、又横から見ても大隊等から出されて、中隊と同一線上に在る小哨等も抵抗するが、それは全般から見れば抵抗の一部分であつて、最も多く力のはいつて居るのは中隊であり、其の幾つか並列した線が縦から見ても横から見ても、抵抗の最大の力の現はれる所であるといふ意味であらう。

如何なる所を要點とするかは主として地形、交通の關係を考慮し敵襲を拒止するに便なることに重點を置いて考へればよいと思ふが、我が軍の目的等も考へる必要のあることは、先に第七十九の所で述べた通りである。

第二百六 前哨中隊ノ數ハ敵情、地形特ニ警戒正面等ニ依リ異ナルモノトス

第二百三 前哨中隊ノ數及其配備ハ敵情、地形殊ニ道路網ノ形狀ニ從フモノニシテ(後略)

前哨中隊ニハ特別ノ番號ヲ附スルコトナク各、其ノ中隊ノ番號ニ前哨ノ語ヲ冠シテ稱呼スルモノトス

前哨中隊ニハ特別ノ番號ヲ附スルコトナク各、其中隊ノ番號(前哨第何中隊)ヲ稱フルモノトス

第一項に於ては舊令第二百三第一項の前段から、「及其配備」及「殊ニ道路網ノ形狀ニ從フ」を除き、「特ニ警戒正面等ニ依リ異ナル」ものとせられ、第二項は舊令第二項の字句を僅に修正せられたに過ぎぬ。

前哨中隊を配置すべき地點は前條に、其の配備に就ては次條に示されたので、本條に於ては専ら數に就て示されたのであるが、其の敵情、地形に依り異なるは勿論であつて、敵襲の虞が大であれば十分なる抵抗力を持つやうに、中隊の數を多くして密に之を配置する必要があり、地形が險難であるか又は障礙などに依つて、抵抗に便であれば之を少くすることが出来るが、併し此の數には警戒正面の廣狹が影響する



所大であつて、道路網は地形に附随するといつてもよい程度であると思ふ。即ち如何に敵方に通ずる道路が澤山あつても、其の通過する地形が敵を拒止するに便であればさほど顧慮する必要はないであらう。但し道路網の發達しない地方に於て、殊に主要なる道路は作戦上重要な價値を有し、之を離れることは出来ないものであるから、前哨中隊の中には自然其の上に位置するものが出来るのはいふまでもない。

警戒正面と前哨中隊の數との關係に就て、正面が二倍になつたから中隊の數も二倍にしなければならぬといふ風に單純に決める譯にはいかないでやはり敵情地形なども考へなければならぬが、他の條件が同一であれば概ね正面に比して中隊の數を定めることが出来るであらう。蓋し前條に依り中隊は抵抗の爲必要な十分の力を保有して置かなければならず、他に出したものはあてにならぬので、小哨等に用ふる兵力は其の一部分であつて、普通三分の一内外となり、小哨の出し得る歩哨の數にも自ら限りがあるから、中隊の擔任し得る警戒正面は大して伸ばす餘地がなく、之を過度に縮めることは必要以上の兵力を警戒に使用することとなり、第三百三十四の趣旨に反するからである。而して此の正面を幾何學的に計算して、何百米といふが如きは困難であり、それほど價値もないと思ふが、歩哨の數と其間隔とを基礎にして考へれば概略の標準は得られるであらう。

第二百七 前哨中隊ノ配備ハ敵情、地形、道路網等ニ依リ異ナルモ通常小哨時トシテ歩哨ヲ配置スルノ外時々必要ナル方面ニ斥候、巡察ヲ派遣シテ警戒スルモノトス  
察ヲ派遣シテ警戒シ敵襲ニ對シ常ニ戦備ヲ缺カザルコトニ關シテハ中隊長身ヲ以テ其ノ責ニ任ズルモノトス

第二百四 前哨中隊ハ小哨ニ依リテ警戒スル外時々必要ナル方面ニ斥候、巡察ヲ派遣シテ警戒スルモノトス  
第二百七第一項(前略) 敵襲ニ際シ中隊ノ常ニ必ス戦備ヲ缺カサルコトニ關シテハ身ヲ以テ其責ニ任スヘシ

舊令第二百四に前段を補ひ、第二百七第一項の一部を移して後段とし字句を修正せられた。敵襲の虞が大であり而もそれが快速なものと豫想せらるゝが如き場合に於ては、成るべく前方に於て或る程度の抵抗をする必要があるので、有力なる小哨を出さなければならず、敵が何處からでも這つて來られるやうな地形であれば、中隊の抵抗正面を成るべく廣くする必要上警戒に用ふる兵力を節約し、價値の少い小哨を省くか、之を出しても其の兵力を小にするを可とするなど、前哨中隊の配備が敵情、地形に依り異なることは多く論ずる必要もない。

道路網は前哨中隊數には大なる關係を有せざること前述の通りであるが、配備にはかなり影響がある。即ち、殊に夜間に於て道路に依りたがるのは人情であるから、一旦敵と衝突した後或は敵が近いと判斷して戦闘を主にして行動する場合は兎も角、其の場合には道路を輕視することは出来ない。従つて前方に出す小哨、歩哨の如きは、道路を基準として配置する必要があるからである。

第二百八 前哨中隊長ハ通常先ツ速カニ中隊ノ位置及警戒ノ部署ヲ定メ各、其ノ配置ニ就カシメ爾後自ラ現地ヲ偵察シテ所要ノ修正ヲ爲シ且敵襲ニ際シ取ルベキ處置、所要ノ工事、戦備ノ度、中隊ノ諸勤務等ヲ定ム  
中隊ヨリ支分スル兵力ハ勉メテ之ヲ節約シ中隊主力ノ抵抗カヲ減殺セザルコト緊要ナリ

第二百五 前哨中隊長ハ通常先ツ速ニ中隊ノ位置及警戒法ヲ定メ各、其配備ニ就カシメ然ル後現地ヲ偵察シテ所要ノ修正ヲ爲シ且敵襲ニ際シ取ルベキ處置所要ノ工事等ヲ決定ス  
前哨中隊ヨリ出スヘキ小哨ノ兵力、箇數ハ勉メテ之ヲ小ナラシメ以テ中隊ニ於ケル抵抗カヲ大ナラシメサルヘカラス

第一項末尾に舊令第二百七より移して、「戦備ノ度、中隊ノ諸勤務」を補足し、中隊長の爲すべき事を一括明瞭にせられたる外は、舊令第二百五の字句を修正せられたものであつて、こゝにいふ中隊の位置



は大隊長より示されたる範圍内に於ける細部に關するものであることはいふまでもない。

第二百九 前哨中隊長ハ成ルベク速カニ其ノ配備晝夜ニ依リ異ナルモノハ之ヲ區別スヲ報告シ且比隣ノ前哨部隊爲シ得レバ前哨線ノ前方ニ在ル部隊ニモ之ヲ通報スルモノトス

第二百六 前哨中隊長ハ成ルヘク速ニ其取リタル配備ヲ要圖ト爲シ之ニ必要ナル説明ヲ附シテ前哨司令官ニ報告シ且隣接ノ前哨中隊及爲シ得レハ前方ニ在ル騎兵ニモ亦中間配備ノ大要ヲ通報スヘシ而シテ晝間ト夜間トノ配備ヲ異ニスル場合ニ於テハ此通報(報告)ニハ其兩配備ヲ區別明示スルヲ要ス

舊令第二百六の報告を「要圖」を以てすることを除き、字句を修正せられたに過ぎないが、前哨線の前方に在る部隊は舊令の如く騎兵とは限らず、戦車もあれば要點に出された部隊等もあり、新令では夫等にも通報することとせられた。報告は要圖が主になるであらうが第六十一の趣旨に據り、中隊長の取捨に委せてよいと思ふ。

第二百十 中隊戦備ノ度ニ關シテハ中隊及小哨ヲ掩蔽下ニ入ラシムベキヤ、天幕ヲ使用セシムベキヤ、下士官兵ノ一部ハ銃ヲ手ニシアルベキヤ並ニ假眠ヲ許スベキ範圍、服装、炊事、探暖、對空、瓦斯防護等ニ就キ必要ナル事項ヲ定ムルモノトス  
前哨中隊ノ一部ハ常ニ又銃線ノ側ニ在リテ戦備ヲ整ヘ許可ヲ得ルニアナザレバ一名ト雖モ中隊ノ位置ヲ離ルベカラズ又馬ハ許可ヲ得ルニアラザレバ鞍ヲ卸サザルモノトス  
前哨中隊ニ於テ炊事ヲ行ヒ或ハ焚火ヲ爲スノ止ムヲ得ザルトキハ火煙ヲ暴露セザル如ク細心ノ注意ヲ必要トス

第二百七第一、二、三項 前哨中隊長ハ其中隊各部ノ配備及諸勤務ヲ定メ又時ノ形勢ト前哨司令官ノ命令トニ應ジテ必要ナル戦備ノ度(中隊及小哨ヲ掩蔽下ニ入ラシムヘキヤ、天幕ヲ使用スヘキヤ、下士官兵ノ一部ハ銃ヲ手ニシアルヘキヤ、假眠ヲ許スヘキ範圍、服装、炊事、焚火、瓦斯防禦等ノ事項)ヲ規定シ敵襲ニ際シ中隊ノ常ニ必ス戦備ヲ缺カサルコトニ關シテハ身ヲ以テ其責ニ任スヘシ  
前哨中隊ニ於テ飯盒炊事ヲ爲スノ已ムヲ得ザルトキハ火煙ヲ上空及敵方ニ暴露セザル如ク細心ノ注意ヲ爲スヲ要ス而シテ食事ハ通常先ツ小哨ニ送致シ然ル後前哨中隊ノ人員ニ喫食セシムルモノトス  
前哨中隊ニ在ル者ハ通常背囊ヲ卸ス然レトモ其一部ハ常ニ又銃線ノ

側ニ在リテ戦備ヲ怠ルヘカラス而シテ任務ノ爲カ或ハ許可ヲ得ルニアラサレハ一人ト雖モ中隊ノ位置ヲ離ルルヲ許サス又之ニ屬スル騎兵ハ鞍ヲ卸スヲ許サス然レトモ交互ニ鞍ヲ改装シ水與及飼付ヲ爲サシムルヲ要ス

舊令第二百七の中、前哨中隊長の爲すべき事及責任に關することは他の條に移し、本條に於ては戦備の度の内容と之に關聯せる注意を示されたのであるが、字句の修正以外舊令と比較して左の點がちがつて居る。

- 一、探暖(舊令は焚火)の次に「對空(遮蔽、偽裝、等に關することであらう)を補足せられたこと。
- 一、食事及馬の水與、飼付に關することを削除せられたこと、舊令に示されてあつたやうな注意は必要であらうが、規定するほどのことでもないと思ふ。
- 一、通常背囊を卸すことを除かれたこと。但し之は服装を示す中に包含せられ、通常卸すこととなるであらうが、命ずると否との差はある。

第二百十一 前哨中隊ノ位置ニハ直接警戒ノ爲銃前哨要スレバ更ニ對空監視哨ヲ設クルモノトス  
銃前哨ハ通常單哨トスルモ中隊掩蔽下ニ入ルカ或ハ地形遮蔽セルトキハ通常複哨トシ狀況ニ依リ其ノ箇數ヲ増加ス

第二百七 第四項 前哨中隊ハ之カ直接警戒ノ爲對空監視哨及銃前哨(單哨)ヲ配置ス而シテ中隊若シ掩蔽下ニ在ルトキハ銃前哨ハ之ヲ複哨トシ且地形甚ダシク遮蔽セルトキハ要スレハ其箇數ヲ増加ス

對空監視哨を置くは「要スレバ」と改められた。部隊の大きさからいつても亦其の状態からいつても、前哨中隊が特に對空監視哨を設ける必要は多くないと思ふ。



第二百十二 軍使來リシトキ豫メ指示ナキ場合ニ於テハ前哨中隊長ハ歩哨線外ニ於テ來意ヲ聽キ軍使ハ直チニ歸去モシメ後之ヲ上級指揮官ニ報告スルモノトス  
 小哨ヨリ送付シ來リタル者ニシテ我が軍ニ屬スルコトヲ確認スル能ハザル者、舉動疑ハシキ者、投降者、俘虜及間諜ニ對シテハ監視者ニ附シ直チニ上級指揮官ノ許ニ送付スルモノトス此ノ際監視者ハ此等ノ者ト談話スベカラズ

舊令第二百八の字句を修正せられたのみである。

#### 第四節 小 哨

第二百十三 小哨ハ歩哨ノ支援及後據タルモノニシテ警戒上ノ要點ニ位置シ必要ナル搜索ヲ行ヒ敵襲ニ際シテハ其ノ後方ノ部隊ヲシテ戰備ヲ整フルノ時間ヲ得シムルモノトス  
 小哨ハ前哨中隊ヨリ出サレタルトキハ同中隊内ニ於テ右翼ヨリ順次一連ノ番號ヲ附シ前哨中隊以外ヨリ出サレタルトキハ當該指揮官適宜命名スルモノトス

第二百九 小哨ハ歩哨ノ支援及後據タルモノニシテ前哨中隊（若ハ前哨本隊）ノ前方（或ハ側方）要點ニ位置シ警戒ノ爲ニ必要ナル搜索ニ任シ敵襲ニ際シ前哨中隊（若ハ前哨本隊）ヲシテ戰備ヲ整フルノ時間ヲ得シムルモノトス  
 第二百十一、第二項 前哨中隊ヨリ出サレタル小哨ハ同中隊内ニ於テ右翼ヨリ順次ニ番號ヲ附スルモノトス  
 前哨中隊以外ヨリ出サレタル小哨ハ適宜當該指揮官ヨリ命名セララルモノトス

第一項は舊令第二百九、第二項は舊令第二百十の第一、第二項の字句を修正せられたのみで趣旨に變りはない。

歩哨の支援及後據といふことを具體的の例を擧げて説明することは困難であるが、子が親を頼るやうに、歩哨は小哨をたよりにし、其の後に居るといふことだけで落著いて監視をすることが出来るのは後據となつたものと云へよう。又必要に際し敵を驅逐する等に依つて歩哨の危険を除いてやつたり、怪しい事のあつた時之を確めて、監視の及ばぬ所を補つてやるといふが如きは、支援と云へるであらう。敵襲に際し小哨の抵抗する程度は、前哨中隊長等から示さるゝ敵襲の際の處置に依つて、自ら定るであらうが、敵との距離とか時間に依つて具體的に定めることは困難であり、又後退の時機を命令せらるゝこともあらうが、それも色々故障がないとも云へないから、小哨長の判断に依り定めなければならぬ場合が多いと思ふ。蓋し報告は出してそれが適時に届かぬこともあり、中隊が敵襲を知つて準備を始めたか否か既に不明瞭なからである。そこで小哨は要すれば犠牲となつて靱強な抵抗を爲す覺悟が必要で、過早に後退して主要なる抵抗線を形成する中隊に累を及すやうなことがあつてはならぬ。と同時に敵襲をすれば中隊の戦備を整へるのには、さほど多くの時間は要しないのであるから、確實に報告することに勉め、第五十三に據り二つでも三つでも傳令を出す必要があると思ふ。

第二百十四 小哨ハ其ノ重要ノ度ニ應ジ一小隊以下ノ兵力ヲ以テ之ニ充ツ狀況特ニ之ヲ要スレバ機關銃、對戰車火炮、携帶地雷、犬等ヲ配屬スルコトアリ

第二百十三項 小哨ハ其重要ノ度ニ應シ將校又ハ下士ヲ以テ長ト爲シ小隊以下ノ兵力ヲ用フ而シテ之ニ輕機噐銃ヲ附スヘキヤ否ヤハ一ニ小哨ニ期待スヘキ抵抗ノ程度ニ依ルモノニシテ特ニ重要ナルニアラサレハ勉メテ之ヲ避クルヲ要ス然レトモ情況之ヲ要スレバ機關銃、歩兵砲等ヲモ配屬スルコトアリ

舊令第二百十第三項には「將校又ハ下士ヲ以テ長ト爲シ」とあつたのを削除し、輕機噐銃を附するや否



やを期待する抵抗の程度に依つて定めることには觸れず、状況特に之を要するとき配属するものの中、「歩兵砲」を「對戰車砲」に改め、「携帶地雷」及「犬」を加へられた。

小哨の敵襲に對する抵抗の度は前に述べた通り判定が困難であるから、殊に戰車の如き快速なるものに對しては、有力なる抵抗を爲し得る如く對戰車砲などを配属することは、之を必要とする場合が尠くないと思ふ。報告の重要なこと及敵襲の際の急迫した状況に考を及して見れば、傳令としても犬は重要な役目を果すであらう。搜索警戒の爲に之を使用することも勿論である。

第二百十五 小哨ハ敵ニ關スル願慮大ナラザル狀況ニ於テハ主トシテ敵方ニ通ズル道路及重要ナル地點ニ歩哨ヲ配置シ其ノ間隙ニハ所要ニ應ジ斥候、巡察ヲ派遣シテ警戒セシムルヲ通常トス然レドモ晝間開豁地ニ於テハ單ニ展望哨ヲ出シテ監視セシムルヲ以テ足レリトスルコトアリ

小哨ハ警戒嚴ナルヲ要スルニ從ヒ歩哨ヲ互ニ近ク相接シテ配置シ以テ一人ト雖モ其ノ眼ヲ逃レ射撃ヲ受クルコトナク歩哨線ヲ通過スルヲ得ザラシムルモノトス之ガ爲ニ夜間又ハ濃霧等ノ際ハ一層近ク歩哨ヲ相接セシムルヲ要スルコトアリ

第二百十一 歩哨ノ配置宜シキヲ得ハ多ク小哨ノ兵力ヲ減セシテ能ク警戒ヲ嚴ニス  
晝間ニ於テハ單ニ展望良好ナル地點ニ展望哨ヲ出シテ監視セシメ主力ハ抗戰ニ便利ナル一地ニ集結シテ警戒スルヲ以テ足レリトスルコトアリ  
情況緩ナル警戒ヲ以テ足レリトスル場合ニ於テハ必スシモ一連ノ歩哨線ヲ成形セシムルヲ要セス主トシテ敵方ニ通スル道路並重要ノ地點ニ歩哨ヲ配置スヘシ而シテ其間ノ空隙ハ所要ニ從ヒ斥候、巡察ヲ派遣シテ之ヲ警戒セシムヘシ然レドモ情況嚴ナル警戒ヲ要スル場合ニ於テハ歩哨ハ互ニ近ク相接シテ配置シ以テ一人モ歩哨ノ眼ヲ逃レ或ハ其射撃ヲ受クルコトナク歩哨線ヲ通過スルヲ得サラシムヘシ之ガ爲ニ夜間又ハ濃霧等ノ際ハ更ニ近ク歩哨ヲ相接セシムルヲ要スルコトアリ

舊令の第一項は削除し、第三項の前段と第二項を併せ「晝間」の次に「開豁地」を加へ、「主力ハ」云々を

除いて新令の第一項とし、舊令第三項の後段を第二項とせられたので、上記の外變りなし。

第二百十六 小哨長警戒ニ關スル任務ヲ受クレバ速カニ斥候ヲ派遣シテ歩哨配置間ノ警戒ニ任ゼシメ且前方ノ地形ニ通曉セシムルヲ要ス

第二百十四 小哨長ハ歩哨配置ノ間前方ニ斥候ヲ派遣シテ警戒スヘシ

舊令第二百十四の前段を補修せられたもので、舊令では斥候を「前方」に派遣すとあつたが、固より前方に限ることもないので之を削除し、「歩哨ノ配置間」を「任務ヲ受クレバ速カニ」と改め、「地形ニ通曉セシムル」ことを補足せられた。成るべく速く斥候を出して、明るい内に地形に通曉せしむることは極めて必要なことである。

第二百十七 小哨長歩哨ヲ配置スルニハ通常歩哨掛又ハ分哨長ヲシテ各哨所ニ屬スル兵共ヲ引率シ豫定哨所ニ分進セシメ爾後自ラ各哨所ニ到リ特別守則ヲ與ヘ必要ナル事項ヲ規定ス  
豫メ哨所ヲ概定スル能ハザルカ或ハ哨所ノ指示困難ナルトキハ豫想スル人員ヲ率キ必要ナル地ヨリ逐次ニ配置ス  
狀況ニ依リ前二項ノ方法ヲ併用スルコトアリ  
特別守則ハ之ヲ歩哨掛又ハ分哨長ニ與ヘ同時ニ各兵ニモ聽聞セシムルモノトス

第二百十二 第一項 歩哨ノ配置法ハ通常一哨所ニ屬スル兵卒（交代兵共）ヲ歩哨掛又ハ下士哨長タル下士或ハ上等兵ニ引率セシメテ小哨ノ位置ヨリ各、速ニ豫メ指示シタル地點ニ到ラシメ小哨長ハ逐次各哨所ノ位置ニ到リ歩哨掛又ハ下士哨長ニ守則ヲ授ケ且兵ニモ聽聞セシム  
第二百十三 小哨長ハ地形、天候、時刻等ノ爲歩哨ヲ配置スヘキ位置ノ指示困難ナルトキ又ハ歩哨ノ數及其位置ヲ初メヨリ概定スル能ハサルトキハ豫想セル配置人員ヲ率キ必要ナル方面ヨリ逐次ニ之ヲ配置スヘシ

第一項は舊令第二百十二第一項の字句を修正せられたる外、殆ど變りはないが、末尾に於て舊令の守則の授け方は別の項に移し、「特別守則」ヲ與ヘ必要ナル事項ヲ規定スルハ識別法、交代の爲の通路要すれば